

特別史跡
姫路城跡

整備基本計画



保存管理と整備・活用の指針



平成23年 3月

姫 路 市

目 次

第 1 部 序論

第 1 章 整備基本計画の策定にあたって	
第 1 節 計画策定の目的と経緯	2
第 2 節 計画の構成と他計画との関係	4
第 2 章 姫路市の概要	
第 1 節 地理的・自然的特性	5
第 2 節 歴史的特性	6
第 3 節 社会的特性	
1 人口	7
2 財政指標	8
3 交通網と交通結節機能	9
第 3 章 文化財の概要	
第 1 節 文化財保護の経緯	11
第 2 節 指定文化財	14

第 2 部 特別史跡姫路城跡及び周辺の概要

第 1 章 特別史跡への指定の経緯	
第 1 節 指定の経緯	20
第 2 節 姫路城の曲輪構成	
内曲輪	22
中曲輪	22
外曲輪	22
第 3 節 特別史跡指定区域	25
第 2 章 特別史跡の指定区域の状況	
第 1 節 指定区域の現況	
1 自然的環境	
地形・地質	27
植生	27
2 歴史的環境	
姫路城の歴史	29
姫路城の構造	31
地下遺構発掘調査の概要	36
姫路城以外の歴史的資産（建造物）	40
3 土地所有及び土地利用の状況	
特別史跡姫路城跡の土地利用の概況	43
土地利用の現況	45

第2節	保存管理の状況	
1	保存管理の経緯及び現況	
	特別史跡姫路城跡整備管理方針策定の経緯	47
	四者協定策定後の管理及び整備	47
	特別史跡姫路城跡整備基本構想（旧基本構想）策定の経緯	49
	特別史跡姫路城跡の管理及び整備に関する現況	50
2	法令による規制の状況	
	特別史跡姫路城跡に係る関連法令	56
	特別史跡指定区域の文化財保護法に基づく規制	57
	姫路城周辺地区景観ガイドプランにおける姫路城跡の保存及び活用に関する考え方	58
第3章	世界遺産への登録	
第1節	世界文化遺産姫路城の概要	
1	世界遺産への登録	59
2	世界遺産としての保存と管理	60
3	世界遺産委員会への保全状況報告	61
第2節	世界文化遺産姫路城におけるバッファゾーンの概要	
1	範囲の役割及び考え方	63
2	範囲決定の経緯	64

第3部 保存管理計画 [特別史跡姫路城跡（世界文化遺産 資産）]

第1章	保存管理の目標と基本方針	
第1節	保存管理の目標	
1	特別史跡姫路城跡の将来像と目標	66
2	地区別の目標	
	内曲輪 ～往時の姿を保ち続ける城郭～	67
	中曲輪 ～歴史を尊重し、時代とともに生きる城郭～	67
	外曲輪及びバッファゾーン ～現代と調和しながら、暮らしと歴史が共存する城郭～	67
第2節	基本方針	
1	特別史跡の本質的価値の明確化と構成諸要素の特定	70
2	適切な保存管理	70
3	特別史跡指定区域と周辺地域の一体的な保全	70
第2章	特別史跡を構成する諸要素	
第1節	特別史跡を構成する諸要素の分類	
1	内曲輪	
	本質的価値を構成する諸要素	71
	近代から現代における利用に関する諸要素	73
2	中曲輪	
	本質的価値を構成する諸要素	75
	近代から現代における利用に関する諸要素	76
3	外曲輪	
	本質的価値を構成する諸要素	80
	近代から現代における利用に関する諸要素	80

第3章 構成要素に対する保存管理の方法

第1節 本質的価値を構成する諸要素

1 内曲輪

歴史的建造物	81
堀	81
石垣・土塁	81
土地に埋蔵されている地下遺構・遺物	81
植生	81

2 中曲輪

堀	82
石垣・土塁	82
土地に埋蔵されている地下遺構・遺物	82
植生	82

3 外曲輪

堀	82
石垣	82
土地に埋蔵されている地下遺構・遺物	82

第2節 近代から現代における利用に関する諸要素

1 近代以降の都市形成等の歴史を表す諸要素

2 現代の利用に関する諸要素

内曲輪	83
中曲輪	84
外曲輪	85

第4章 現状変更等の取扱方針及び基準

1 現状変更等の取扱方針

2 現状変更等が認められない行為

3 現状変更等の取扱い

許可を要しない行為	86
市教育委員会が行う現状変更等に係る許可等	87
文化庁長官が行う現状変更等の許可等	87
現状変更等の取扱基準	87

第5章 特別史跡姫路城跡の指定区域拡大についての考え方

1 指定区域の拡大を図る地域

2 指定区域の拡大を検討する地域

第4部 保存管理計画 [特別史跡姫路城跡周辺(世界文化遺産バッファゾーン等)]

第1章 保存管理の目標と基本方針

1 本市におけるバッファゾーン等の現状

2 他国におけるバッファゾーンの現状

3 目標と基本方針

第2章 バッファゾーン等の景観要素

第3章 保存管理の方法

第1節 景観形成への取り組み

1 景観誘導についての基本的な考え方	95
2 基本目標	96

第2節 景観形成の推進

1 景観機能の配置	
シンボルとしての機能	98
骨格としての機能	98
地区特性を創出する機能	98
オープンスペースとしての機能	98
2 景観形成基本方針	
シンボルロード景観形成地区	100
駅前景観形成地区	100
商業・業務地景観形成地区	100
住宅地景観形成地区	100
歴史的景観形成地区	100
3 景観形成の基本的な方策	
シンボルロード景観形成地区	102
駅前景観形成地区	102
商業・業務地景観形成地区	103
住宅地景観形成地区	103
歴史的景観形成地区	104
4 景観デザイン	
大手前通り	106
中門通り	106
船場本徳寺周辺	106
龍野町（旧山陽道）	106
野里商店街	106

第5部 整備・活用方針

第1章 整備の基本方針

1 基本構想におけるゾーンごとの整備方針	
内曲輪	108
中曲輪	108
外曲輪及びバッファゾーン	108
2 発掘調査等の計画的実施	108
3 真実性の保持	108
4 文化財等の公開及び解説施設の充実	109
5 堀等の水辺空間の整備及び活用	109
6 樹木等の植生管理の考え方	111
共通事項	111
石垣・土塁	112
危険木の取扱い	112

第2章 活用の基本方針

第1節 教育・学習機能の充実

1 市民への教育・学習機能の充実	114
2 将来を担う子ども達への教育・学習機能の充実	114
3 史跡見学者への教育・学習機能の充実	114

第2節 文化観光の推進

1 文化財保護と観光振興の持続可能な連携	115
2 文化観光の施策展開	115

第3節 文化財保護と観光振興との調和

1 観光資源としての評価	117
2 活用に関する考え方	117
3 外国人観光客に対応した展示及び解説機能の充実	118

第4節 見学ルート等の整備と充実

1 多様な見学ルートの設定	119
2 周遊性を向上させる環境整備	119
3 市民に親しまれる眺望地点（ビューポイント）の活用	120

第6部 保存管理体制の充実

第1節 体制整備と役割分担

1 横断的な検討及び整備における市の体制	124
2 保存管理における関係機関との連携	125
3 防災及び防犯など保全体制の確保	125

第2節 市民参画と協働の推進

1 市民参画による文化財の保存及び継承	126
2 市民協働による文化財保護とまちづくり	126

第3節 調査研究体制の充実

1 史実の総合的な調査研究機能の充実	127
2 調査研究成果の活用	127

第4節 保存管理及び整備事業の進行管理

第7部 整備計画 =平成23年度～32年度において実施すべき計画=

第1章 内曲輪 ～往時の姿を保ち続ける城郭～

1 現状と課題

現状	130
課題	130

2 整備の方針

現存建造物の保存修理	131
三の丸における建造物の復元及び遺構表示	132
内堀及び御作事所出丸の復元	132
動物園の運営	132
その他の取組み	132
サインの取扱い	132
文化観光の推進と文化財の保存	132

3 施策の概要

133

第2章 中曲輪 ～歴史を尊重し、時代とともに生きる城郭～

1 現状と課題	
現状	134
課題	134
2 整備の方針	
遺構等の復元及び表示	136
歴史的な景観との調和	136
近代遺跡及び近代化遺産の保存	136
周遊性の確保	137
歴史文化の学習・啓発施設等の整備	137
公共公益的施設等の整備	137
駐車施設の再編及び整備	139
3 施策の概要	140
第3章 外曲輪等 ～現代と調和しながら、暮らしと歴史が共存する城郭～	
1 現状と課題	
現状	141
課題	141
2 整備の方針	
景観計画による規制と誘導	142
都市景観条例による景観形成	143
市民の参画と協働による景観形成	145
公共空間の整備事業	147
眺望景観の保全と創出	147
3 施策の概要	149

付属資料

1 関係施設等の配置図	152
2 用語解説	155
3 策定関連資料	165

【ご覧になる前に】

- 「姫路城」の表記は、特段の理由がない限り、現存する建造物の総称として用いています。
- 「内堀」、「中堀」、「外堀」などの表記は、原則として「堀」を用いていますが、「中濠通り地区」、「北部中濠線」などの固有名詞については、それに従っています。
- 門等の固有名詞には呼び名が諸説あるものがあるが、本文中ではそのうちの1つを「ふりがな」で表示しています。
- 年号は、原則元号を用いており、西暦年を併記しています。なお、明治期以降は元号のみとしています。
- 本文中に*を付している語句については、巻末に用語解説を設けて、50音順に説明しています。

第 1 部 序論

第1章 整備基本計画の策定にあたって

第1節 計画策定の目的と経緯

白鷺城はくろじょうとも呼ばれる姫路城は、17世紀初頭に池田輝政が現在の姿をほぼ完成して以来、本市のシンボルとして今日まで愛され続けている。美しい連立式天守をはじめ国宝8棟、重要文化財74棟を有する建造物群、巧妙ならせん式縄張など、日本城郭の代表的な建築様式を現在に伝える姫路城は、世界遺産として名実ともに世界に誇る人類の貴重な財産である。

これらの財産を、今後も保存し、その価値を未来に引き継いでいくことは、本市に課せられた重要な責務であり、本基本計画は今後の特別史跡姫路城跡の整備に関する指針となるものである。

これらの状況を踏まえて、以下、本基本計画策定の目的と経緯について整理し明らかにする。

(戦後の状況)

本市は、明治後期から全国でも屈指の商工業都市、そして軍都として発展したが、戦災において姫路城は焼失を免れたものの、市街地の半分が灰塵に帰した。終戦により、城周辺の軍用地はその役割を終え、広大な空地となったため、戦災罹災者や引揚げ者のための応急住宅、商店が建設され、南部土塁周辺への不法占拠や密集バラック街が出現することとなった。その後、市営姫山住宅や県営本町住宅などが整備されたが、それ以外の部分は自然発生的に市街地が形成されていった。

また、戦災復興の取組みのなかで城周辺地域はその中心としての役割を担うこととなり、市役所をはじめ国、県、市の公共施設や学校が集中立地し、官庁・文教地区としての形を整えていった。しかしながら、これらは姫路城跡にふさわしい周辺地域の整備という点からは多くの課題を残すこととなった。

その間、本市においても他都市と同様に都市近代化を進めたが、姫路城については、昭和26年に大天守を含む8棟の建造物が国宝^{*}に、昭和31年には姫路城跡が特別史跡^{*}の指定を受けるなど、歴史的文化財としての重要性や認知度が高まるにつれ、その周辺も特別史跡指定区域にふさわしい地域として整備することが課題となった。

(諸計画の策定)

このような状況のもと、本市の中心市街地に位置している特別史跡姫路城跡において、戦後の混乱期の緊急避難的な応急処置のままの状態を解消すべく、昭和42年に特別史跡指定区域の管理団体である本市が中心となり文化庁、大蔵省（現財務省）、兵庫県の四者により「特別史跡姫路城跡周辺地区整理促進連絡協議会」を結成し、昭和44年には「特別史跡姫路城跡整備管理方針」、いわゆる「四者協定」を策定した。その後、この「四者協定」に沿って城周辺整備が進められることになり、市庁舎をはじめ多くの官庁や公共施設の移転を促進し、公園化を中心とした整備を行った。

姫路城跡の空地化及び公園化が進むにつれ、町並みなどの歴史的景観^{*}、環境の保全を求める声やまちづくりに関する市民の関心が高まり、今後の姫路城跡を含む周辺地域のあるべき姿を検討するため、昭和60年に「特別史跡姫路城跡整備基本構想策定協議会」を発足し、翌61年に「特別史跡姫路城跡整備基本構想」（以下「旧基本構想」という。）を策定した。

その後、この構想に沿って、南部土塁の不法占拠や四者協定でいうA地区に所在した住宅等の移転を促進し、引き続き、南部土塁や家老屋敷跡公園を整備したほか、姫路城西御屋敷跡庭園好古園、日本城郭研究センターなどの姫路城に関連する公共施設の設置をはじめ周辺整備を積極的に推進した。

(近年の現況と課題)

しかしながら、旧基本構想の策定から20年が経過し、その間、平成5年に姫路城が日本で最初に世界遺産一覧表^{*}に記載されたほか、社会経済情勢の変化など姫路城跡を取り巻く状況も大きく変化した。とりわけ近年、姫路城周辺においてはJR山陽本線等の高架化事業をはじめ姫路駅周辺における都市基盤整備の推進、世界遺産条約^{*}の締約国としての責務である世界遺産の保存継承、そして、本市の目指す国際観光・コンベンション^{*}都市としての機能強化という市政における複数の命題について、その整合性を図ることが求められてきた。

また、地域の活性化策として、地域の魅力の一つである文化財を活用することが重要視されており、内閣府が実施する「文化に関する世論調査」（平成15年調査）においても、約7割が有形文化財^{*}へ関心を寄せ、国や地方公共団体に求められる項目として「文化財の公開の機会を増やす」「文化財の保存や活用を積極的に進める」をあげる者の割合が高くなっている。さらには、「社会意識に関する世論調査」（平成21年調査：内閣府）においても、誇りに思うこととして、半数以上が美しい自然をあげ、長い歴史と伝統、すぐれた文化や芸術についても半数近くが重要視しており、その割合が年々増加していることから、国民の感性は歴史・文化をより尊重するようになってきていると考えられる。

(整備基本計画の策定)

このような状況のもと「世界文化遺産姫路城」の保存継承、国際的観光拠点としての姫路城周辺整備など、姫路城とともに暮らすまちのグランドデザインを示すことを目的として、平成20年3月に旧基本構想を改定し、新たに「特別史跡姫路城跡整備基本構想」を策定した（以下「基本構想」という）。これを受け、本基本計画は、姫路城跡及び世界文化遺産姫路城のバッファゾーン^{*}における保存管理、整備活用及び景観誘導について、基本構想に掲げる理念を具体化することを最大の目的にしている。

また、本基本計画は、世界文化遺産における資産^{*}（特別史跡指定区域：核心地域^{*}）とバッファゾーン（緩衝地帯^{*}）の一体性（完全性^{*}）を確保しつつ、その保存管理について定めた包括的保存管理計画という性格も有している。

なお、本基本計画を効果的に実施するためには、行政機関のみならず、姫路城に関連する市民活動の主体となっている周辺自治会やNPO法人^{*}などの市民活動団体はもとより姫路市民や姫路城を訪れる史跡見学者が、文化財保護の重要性を理解し、文化財に対する正しい知識に基づき、その保全についてこれまで以上に積極的な参画と協働により、継続的に取り組んでいくことが必要である。

特別史跡姫路城跡の管理及び整備に関する方針策定の経緯

昭和44年6月「特別史跡姫路城跡整備管理方針」（四者協定）の策定
昭和61年11月「特別史跡姫路城跡整備基本構想」（旧基本構想）の策定
平成20年3月「特別史跡姫路城跡整備基本構想」（基本構想）の改定
平成23年3月「特別史跡姫路城跡整備基本計画」（基本計画）の策定

第2節 計画の構成と他計画との関係

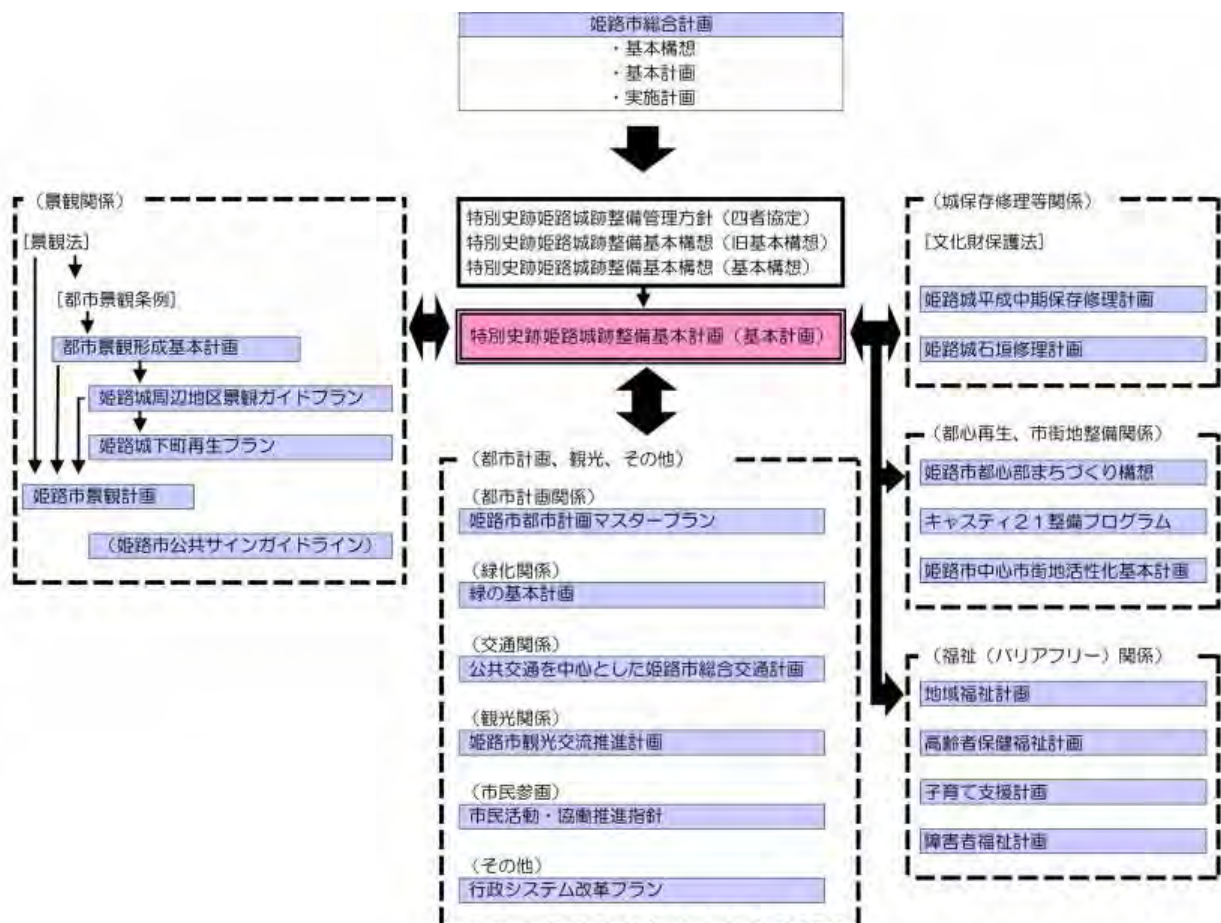
本基本計画は、基本構想に基づき、姫路城跡及び世界文化遺産姫路城のバッファゾーンの一体的な保存管理、整備活用及び景観誘導策を具体的に示し、本市の象徴的存在である姫路城を将来に向かって恒久的に保存継承していくための指針である。

このため、本基本計画では、上位計画である「姫路市総合計画(平成21年)」との整合性を図りつつ、姫路城が位置している都心部における都市基盤の充実、都市景観の創出、姫路城の保存継承、周辺地域における景観保全などに関する施策との調和

を保つよう配慮している。

また、計画対象区域に関係の深い「姫路市景観計画^{*}(平成19年)」、「姫路市都市計画マスタープラン(平成18年)」、「姫路市都心部まちづくり構想(平成18年)」、「姫路市中心市街地活性化基本計画(平成21年)」、「姫路市緑の基本計画(平成16年)」などの分野別計画等との整合性を図るとともに、互いに連携することにより、対象区域における都市基盤の充実と姫路城跡のあるべき姿の創出に資することとしている。

関係計画一覧



第2章 姫路市の概要

第1節 地理的・自然的特性

本市は、兵庫県の南西部、瀬戸内海に面した播磨平野のほぼ中央に位置し、市域は東西約36km、南北約56km、総面積は約534km²の播磨の中核都市である。

神戸市まで約50km、岡山市までは約70km、大阪市や鳥取市までは80kmから90kmの直線距離にあり、京阪神、中国、山陰を結ぶ交通の要衝となっている。

北部は、中国山地に含まれ起伏に富んだ地形となっており、豊かな森林丘陵地や田園地が広がるとともに、増位山、広嶺山、書写山、雪彦山など、標高200mから900m級の山並みが連なっている。中南部は、中国山地を水源とする市川、夢前川、

林田川、揖保川などが南流し、播磨灘に流れ込んでいる。

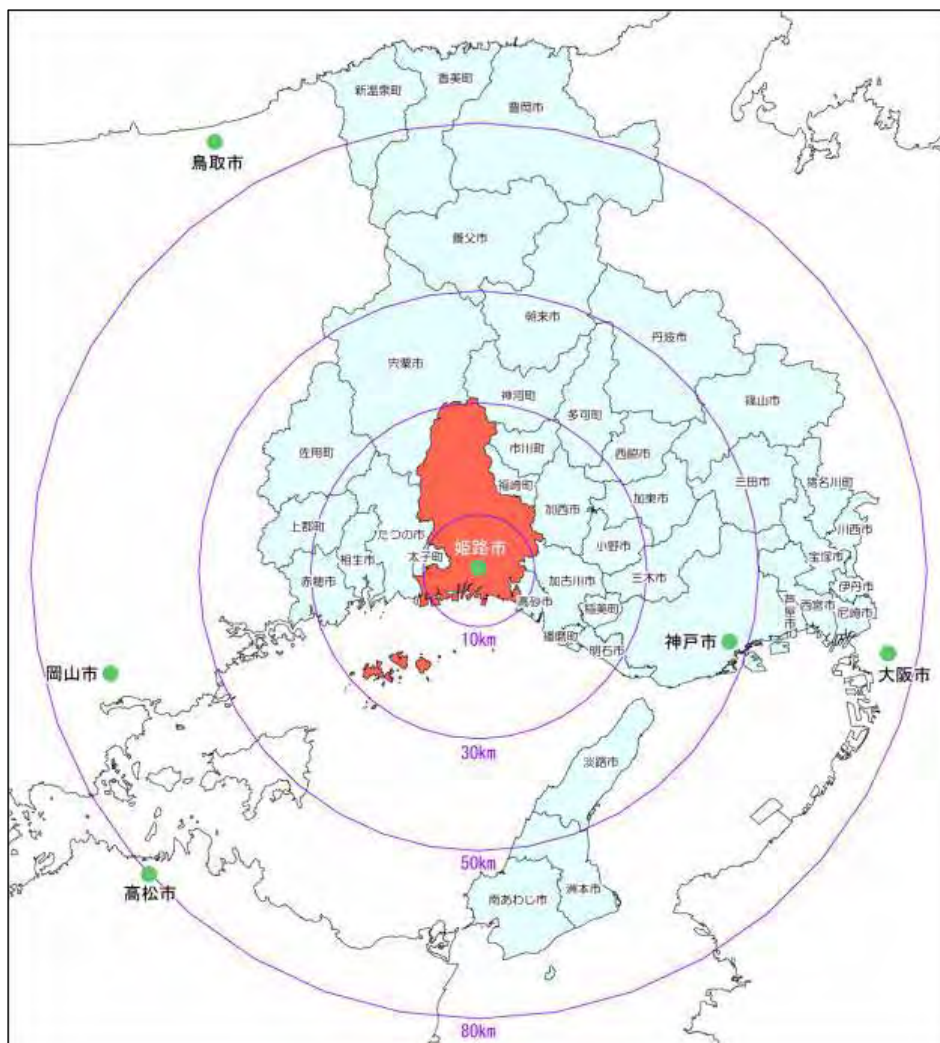
これらの河川によって形成された平坦な低地が広範に広がり、低地部には、八丈岩山、姫山、名古屋山など山並みから離れた丘陵部が市街地内に点在している。また、これらの河川の上流域では多目的ダムなどが建設され、本市の重要な水源となっている。

市域の南側は瀬戸内海に面しており、大小40余りの島が点在し、群島を形成している。

気候は、瀬戸内式気候に属し、年間降水量、降水日数ともに少なく、四季を通じて温和な日が多く、自然災害の極めて少ない地域である。

姫路市の位置図

平成23年3月現在



第2節 歴史的特性

姫路の地は古くから交通の要衝として栄え、大化の改新の後（7世紀）に国府^{*}が置かれ、さらに8世紀中ごろに聖武天皇の勅命で国分寺が置かれて以来、播磨の中心として発展してきた。

現在の姫路城の基礎は、戦国時代の天正5年（1577年）に織田信長の命を受け播磨平定に乗り込んだ羽柴秀吉が、天正8年（1580年）に黒田孝高（後の黒田官兵衛）の勧めで姫路城に入り、大改修を開始し、翌天正9年（1581年）に三重の本格的な天守を持つ姫路城を完成させたことに始まる。

慶長14年（1609年）には、池田輝政によりほぼ現在の姫路城の姿が完成し、城下町としての町並みが形成された。その後、徳川氏の親藩、譜代大名が城下を治め、新田開発や塩田開発、鉄鍛冶、木綿、皮革などの殖産が振興され、姫路藩として江戸時代を通して播磨の政治と経済の中心であり続けた。

明治期に入り版籍奉還、廃藩置県により姫路藩は解体され、姫路県が誕生した。その後、飾磨県に改められ、明治9年8月には兵庫県に統合され、現在に至っている。そして、現在の姫路市は、明治22年4月に江戸時代の城下町とその外縁部（面積約3km²）を市域とする人口約25,000人の都市として、全国30市とともに我が国初の市制を施行したところからはじまる。また、陸軍師団のうち第十師団が置かれ、軍都としての性格も持ち合わせた。

大正期には、姫路駅周辺は一大ターミナルとして商業や業務施設が集積するとともに、旧制高校のうちの1校である旧制姫路高等学校が大正13年に開校し、文教府としての側面も持つようになった。

工業化の面では、明治後期から昭和期にかけて紡績業等の軽工業が発展するとともに、大正期から昭和期にかけて臨海部に製鉄業等の重工業が進出し、人口の集積に伴い市街地が拡大していった。

第2次世界大戦では、2回の空襲により市街地は壊滅的な打撃を受けたが大天守をはじめ姫路城は戦火を免れた。その後、戦災復興を早期に果た

すべく市のシンボルロードである大手前通りの整備や市街地の改造に取り組み、姫路駅周辺の復興が図られた。高度経済成長期には、播磨臨海工業地帯の中心としての役割を担い、商工業都市として今日の姿へと発展を遂げてきた。近年では、平成5年に姫路城が法隆寺とともに文化遺産として日本で初めて世界遺産一覧表^{*}に記載され、平成8年には、全国で最初の中核市として、政令指定都市に準じる都市に位置づけられた。

また、本市は、明治期から昭和40年代にかけて周辺部と計11回にも及ぶ市町村合併を繰り返すことにより市域を拡大してきたが、平成18年には全国的に合併の気運が高まるなか、周辺4町と39年ぶりに合併し、新姫路市として地方分権時代にふさわしい確かな一歩を踏み出した。

第3節 社会的特性

1 人口

本市の総人口は、平成22年9月1日現在約53.6万人となっている（推計人口）。

平成17年の総人口（国勢調査）を基準にコーホート要因法を用いて5年ごとの人口を推計すると、平成17年をピークに減少に転じ、平成32年には50.4万人になると見込まれ、本市においても本格的な人口減少社会の到来が予測される。

また、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は、総数、割合ともに減少傾向で推移し、平成32年のそれぞれの割合は、12%、61.3%にな

ると見込まれる。

一方、老年人口（65歳以上）は、総人口が減少する状況においても、総数、割合ともに増加し、平成32年には、老年人口の割合（高齢化率）は26.8%になると見込まれる。

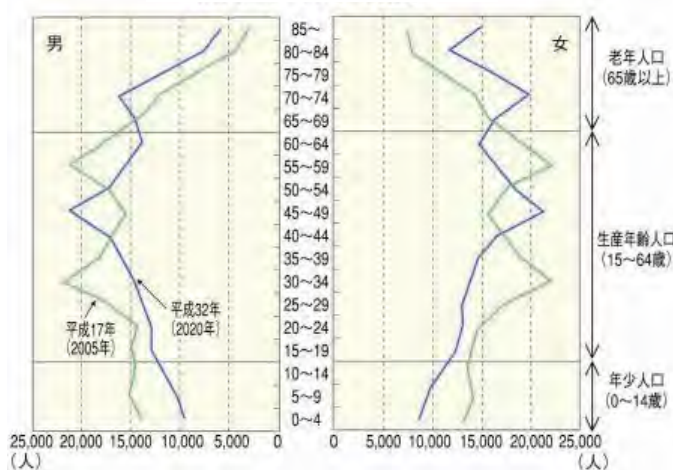
人口推計の結果を年齢構造の変化として人口ピラミッドで表すと、少子化に伴いピラミッドの底辺部分が狭まるとともに、団塊世代の高齢化等により上辺部分が広がり、つぼ型から逆三角形へ年齢構造の重心が上方に移ると見込まれる。

人口の推移 (人)

	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
人 口	506,101	509,129	527,854	534,969	536,232	536,367
(伸び率)	2.3%	0.6%	3.7%	1.3%	0.2%	0.0%

← 国勢調査人口 → 推計人口 (平成22年9月1日)

人口ピラミッドの推移



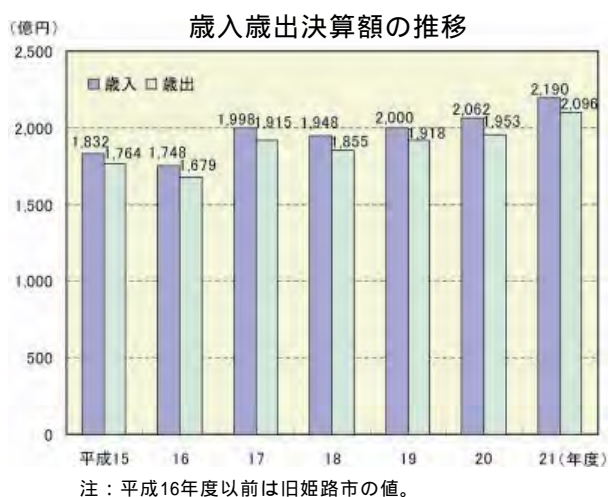
資料：総務省「国勢調査報告」
注：平成32年の5歳階級別人口は、コーホート要因法による推計値。

2 財政指標

財政指標は、他の中核市との比較を可能にするため、普通会計で示している。

歳入歳出決算額

本市の歳入歳出決算額は、平成18年の市町合併に伴う特殊要因もあり、平成17年度は歳入1,998億円、歳出1,915億円となり前年度と比べ大幅な増額となった。以降、若干の増減があるものの、ほぼ横ばいとなっている。平成21年度は歳入2,190億円、歳出2,096億円となっている。

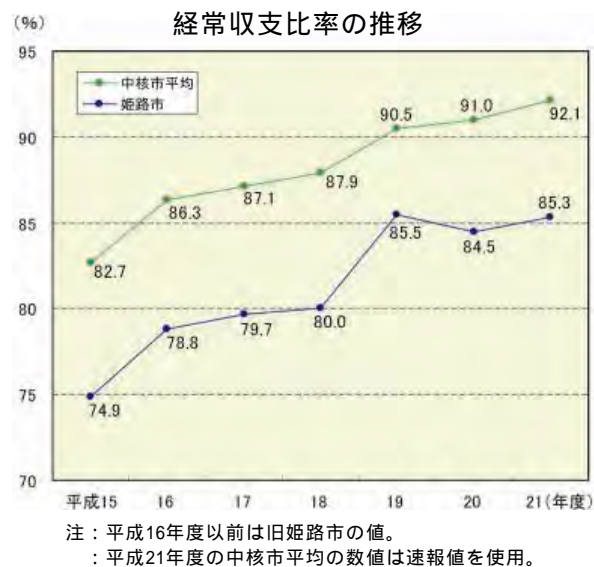


経常収支比率

経常収支比率とは、人件費や扶助費、公債費などの経常的経費に、地方税や地方交付税などの自由に使途を定められる一般財源などの程度費やされているかを示したものである。

財政構造の弾力性を測定する指標として、低いほど財政運営に弾力性があるとされている。

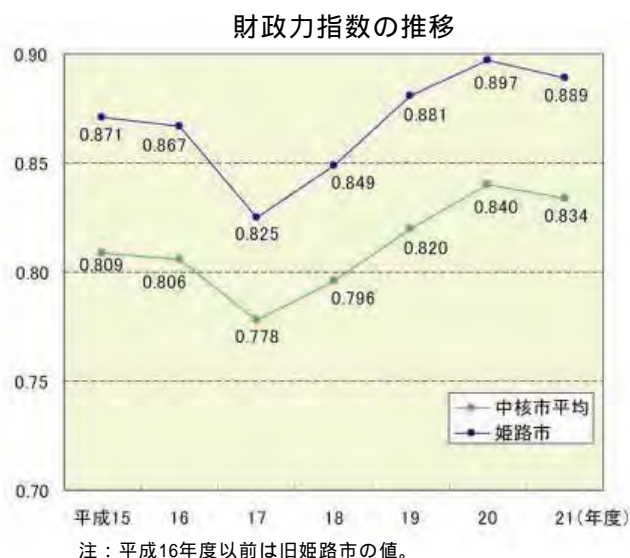
本市の経常収支比率は、中核市平均よりも低いが、財政構造の弾力性が低下してきており、積極的な行財政改革による経常的経費の削減が求められている。



財政力指数

財政力指数とは、地方自治体の財政力を示す指数として用いるもので、数字が大きいほど財政的に豊かであると言える。

本市の財政力は、中核市の平均よりも強いと言える。



財政健全化判断比率

財政健全化判断比率とは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年公布、平成20年以降順次施行)において設定された指標で、4種類の比率のいずれかが早期健全

化基準を上回った場合、当該地方公共団体には財政の健全化のための計画の策定が義務付けられる。本市は平成21年度において、いずれの比率も基準を下回っている。

財政健全化判断比率の状況

	平成21年度	早期健全化基準
実質赤字比率	- (黒字)	11.25%
連結実質赤字比率	- (黒字)	16.25%
実質公債費比率	10.9%	25.0%
将来負担比率	103.7%	350%

3 交通網と交通結節機能

本市の交通網の現状は、広域交通網としては、山陽自動車道と国道2号バイパス(姫路バイパス)が東西に貫通しており、それぞれインターチェンジが設置されている。また、播但連絡道路が南北に通っているほか、中国自動車道が旧香寺町、旧夢前町、旧安富町域を東西に貫通している。一般道路のうち、国道は市域を東西に貫通する国道2号、国道250号のほか、南北方向に国道29号、国道312号、国道372号等がある。ただし、臨海部と北部及び内陸部とを連絡する国道、主要県道等の幹線道路の整備は十分とは言えない状況である。

鉄道については、臨海部に山陽電鉄が、都心部ではJR姫路駅を起点としてJR山陽本線、播但線及び姫新線が通っている。

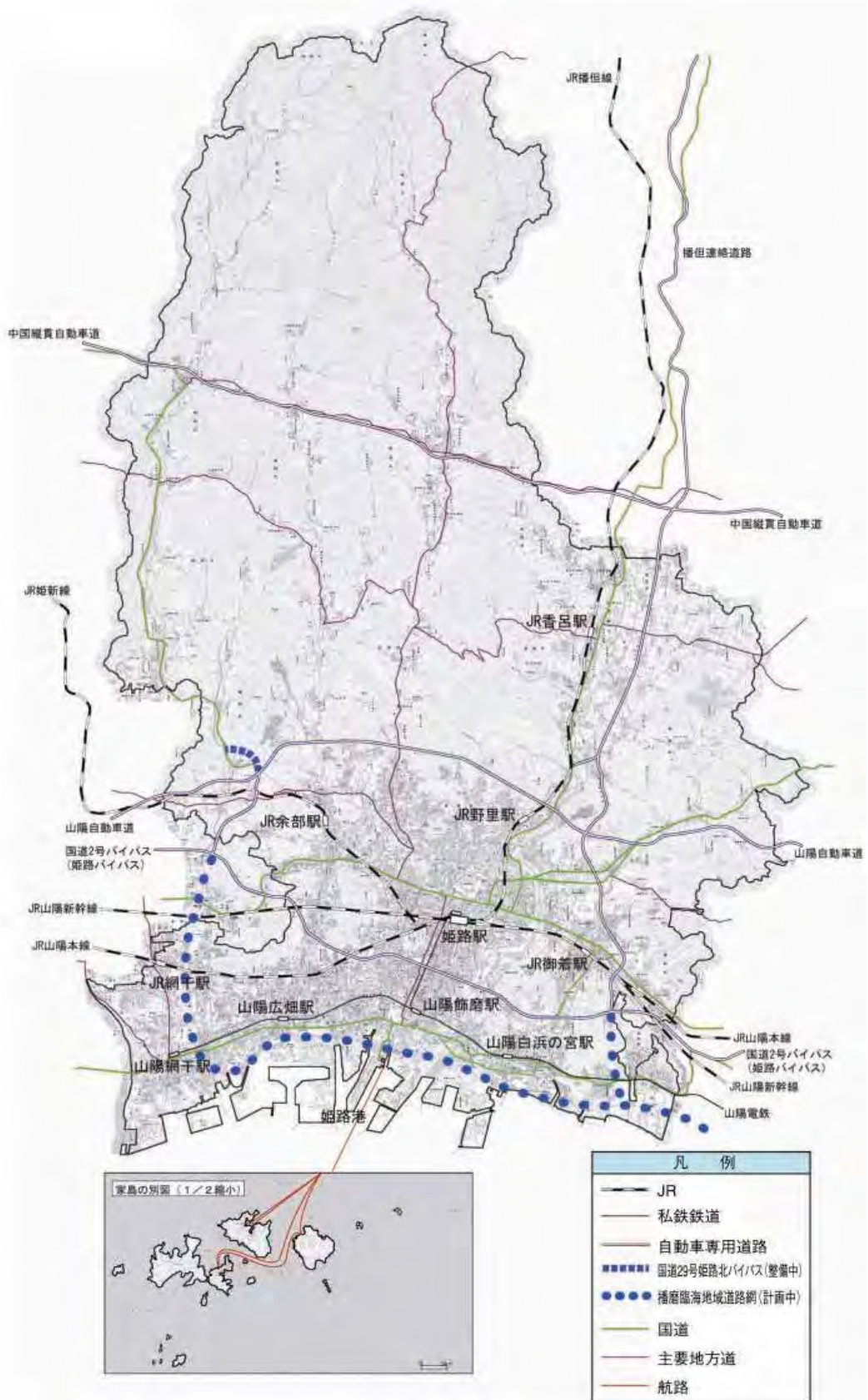
また、家島群島と姫路港を連絡する定期船が運行されている。

このように、本市の交通網の特徴としては、都心部においてはJR線及び山陽電鉄をはじめとした交通網が整備され、交通結節機能^{*}が集積されているものの、現在のところ都心部以外においては、都心部あるいは広域への基本的な移動手段は自動車交通である。

今後は、交通渋滞の緩和と環境負荷の低減を目的とした公共交通網の形成をはじめ、国際観光に対応できる広域的な交通網の構築が求められている。また、公共交通機関の交通結節機能を充実

するとともに、道路整備や交通管理施策と連携し利用環境を向上させることが課題となっている。

交通網体系図



第3章 文化財の概要

第1節 文化財保護の経緯

(築城から江戸期の保存修理)

国宝^{*} 8棟、重要文化財^{*} 74棟からなる姫路城は、市街地の中央に位置しており、その築城の基礎は、天正9年(1581年)に羽柴秀吉が三重の天守を築いたことに始まる。その後、慶長14年(1609年)に池田輝政が、現在の五重の大天守を中心とした連立式天守を築城して以降、歴代城主及び関係者によって保存修理や維持管理が行われ、その優雅な姿を脈々と受け継ぎ、現在に至っている。

その保存修理の歴史を振り返ると、築城後約50年が経過した頃には大天守東・西大柱の地階根元部分が腐食しはじめたため、明暦2年(1656年)に大柱の根元部分を根継する大補強を行うなど、江戸時代に実施した大天守の補強・補修工事は、発見墨書などによると軸部の補強工事が19回、軒廻り修理が17回を数える。

(取壊しの危機と明治期の取組み)

明治維新により、全国の城郭^{*}は本来の軍事的機能を失うとともに、明治4年の廃藩置県に伴い兵部省の管轄下に置かれ、藩庁^{*}としての機能さえ失うこととなった。明治6年には陸軍省により全国の城郭は存城と廃城に区分され、姫路城は、全国に56カ所認められた存城の1つに選ばれ、存続することとなる。しかしながら、存城とはいうものの城郭建造物を保存維持するという意味ではなく、城郭内の廓^{くわ}を兵舎や練兵場などの軍用地として活用することを目的とし、軍の必要に応じて城郭内の建造物の取壊しも容認するものであり、全国的に取壊しの危機に直面していた。

姫路城も例外ではなく、明治7年に歩兵第十連隊の一中隊が仮営したのをはじめ、姫路営舎の完成により明治9年には歩兵第十連隊が転営した。その後、軍は師団制の確立を目指し、大幅な拡張を進め、明治31年には第十師団司令部が設置されるなど次々と軍機関が増強された。この間、兵舎建設の必要から三の丸の建物が取り払われるなど旧侍屋敷や多くの門、櫓が取り壊され軍施設に姿

を変えた。

また、廃藩置県により、城郭が藩の財産から国有財産となり、兵部省の管轄に入ると鎮台分営^{*}となったため、幕末維新の動乱以来修繕されることもなく放置され、古い建造物は崩壊の危機にさらされていた。陸軍省でも、修理の必要性は認識しており、記録によれば、明治10年に初めて修理のための予算が認められている。

このような状況のなか、明治11年、陸軍省の中村重遠大佐が陸軍卿山県有朋に、名古屋、姫路両城は全国に比類なき構造の城郭であることから永年保存すべきにもかかわらず西南戦争に伴う予算の減少により修理もできない状況であることを訴え、両城の保存についての意見書を提出した。これを含め関係者の努力により、姫路城の保存への道が開かれ、明治12年以降、陸軍省により修繕工事が行われたが、本格的な修理までには至らなかった。また、姫路市民の間においても姫路城保存についての機運が高まり、明治41年には白鷺城保存期成同盟会が結成され、国等へ請願するなどの粘り強い要望が実を結び、ようやく明治43年から翌年にかけて、陸軍省により、大天守、本丸、二の丸、三の丸の建造物の補強、補修をはじめ、西の丸の修理が行われた。

(昭和の大修理)

明治期以降の本格的な修理は、昭和の大修理となるが、その発端は、昭和9年6月20日の豪雨により、西の丸の夕の渡櫓からヲの櫓にかけての石垣が櫓もろとも崩壊する災害が起こり、文部省の崩壊現場調査の結果、単なる崩壊箇所の問題ではなく、石垣の緩みと櫓建物全体にわたる破損が、極めて深刻な状況にまで進行していることが明らかとなったことであった。その後、昭和10年6月25日に国の直営工事として修理に着工したが、工事中の同年8月29日の降雨により、ルの櫓の石垣が再び崩れ落ちたため、当初の修理計画を改め、

西の丸全域にわたり修理工事を実施することとなった。また、西の丸の工事中に姫路城全体が甚だしく破損していることが判明したため、並行して昭和11年から翌年にかけて、文部省保存課により大天守をはじめとしたすべての建造物の破損調査が実施され、併せて指定建造物の詳細な現状記録が作成された。なお、本市は、その結果をまとめた「姫路城破損調査記録」、「国宝姫路城」を昭和12年に刊行している。その後、この調査をもとに保存修理工事は、第2次世界大戦の戦局の悪化から昭和20年に中断するまでの間、西の丸から北腰曲輪櫓群へと進められた。

戦後、奇跡的に戦火を免れた姫路城を保存するため、昭和24年、市長らは、姫路城補修・保護施設の補助に関する陳情書を作成し、市民の署名運動を起こすとともに、白鷺城修築期成同盟を結成し、「姫路城補修、保護施設費国庫補助請願」を行い、衆議院本会議において採択された。このような姫路市民の願いのもと、昭和25年から30年の第一次六ヵ年計画で、菱の門を皮切りに、帯の櫓、帯郭櫓などの解体修理が行われた。その後、昭和31年から39年の第二次八ヵ年計画で、大天守のほか東・西・乾小天守とイ・ロ・ハ・ニの各渡櫓などが解体修理され、ここに約30年にわたる昭和の大修理が完成した。

(現在の保存修理と景観保全の取組み)

昭和の大修理以降、本市では、継続して保存修理に取り組んでおり、現在も、「姫路城平成中期保存修理計画^{*}」に基づき、その姿の継承に努めるとともに、平成21年度からは昭和の大修理から約45年ぶりに大天守の漆喰^{*}壁の塗り直しや屋根瓦の葺き直しを中心とした本格的な保存修理工事を実施している（平成26年度完了予定）。

また、大天守をはじめとする建造物以外にも、石垣については、平成3年度から9年度にかけて埋門などの保存修理工事を実施したほか、平成15年度から19年度にかけて姫路城跡石垣総合調査を行い、石垣調査カードの作成及び石垣総合評価をもとに、「石垣修理計画^{*}」を策定し、計画的な保存に努めている。さらに、平成7年度から19年度にかけて、北部・西部中堀浚渫、護岸石積工事を

実施し、堀の保存にも取り組んでいる。

一方、文化財そのものに対する保存だけではなく、姫路城跡及び周辺地域における景観の保全及び形成について、さまざまな取組みを行っている。世界に比類のない美しさを誇る姫路城が創出する歴史的な景観を核とした姫路らしい都市景観を形成するため、景観法^{*}制定以前の昭和62年に独自条例として「姫路市都市景観条例^{*}」を制定したことをはじめ、翌63年には都市景観のマスタープランとなる「姫路市都市景観形成基本計画^{*}」を策定し、「大規模建築物等の届出」「景観形成地区の届出」などの規制誘導を行ってきた。

また、同年に建設省から都市景観形成モデル都市の指定を受けたことに伴い、「姫路城周辺地区」を景観形成の重点地区と定め、より一層良好な景観形成を図るため、平成元年に「姫路城周辺地区景観ガイドプラン^{*}」を策定し、姫路城と調和した風格ある景観を形成する施策を推進した。

その後、平成16年に国において景観法が制定されたことに伴い、平成19年に都市景観形成基本計画を改定した。また、同年、「姫路市景観計画^{*}」を策定し、良好な景観の形成に関する方針や建築物等の形態意匠等に関して制限事項などを定め、具体的な規制を行うとともに、平成17年には同ガイドプランを改定し、効果的な景観施策を展開している。

姫路城の修理及び保存に関するあゆみ

年 代	事 項
天正9年(1581年)	羽柴秀吉が三重の天守を築く
慶長14年(1609年)	池田輝政が現在の五重の連立式天守を築城する
明暦2年(1656年)	大天守東・西大柱の根元部分を根継する大補強を行う
	江戸時代に行われた大天守の補強・補修工事は、軸部の補強工事が19回、軒廻り修理が17回を数える
明治4年(1871年)	廃藩置県に伴い姫路城は兵部省の管轄下に置かれる
明治6年(1873年)	陸軍省により全国の城郭が存城と廃城に区分されるが、姫路城は全国に56ヵ所認められた存城の1つに選ばれる
明治7年(1874年)	歩兵第十連隊の一中隊が仮営する
明治9年(1876年)	姫路営舎の完成により歩兵第十連隊が転営する
明治10年(1877年)	姫路城天守修繕の予算(金381円60銭)が裁可される これ以降、陸軍省により修繕工事が行われたが、本格的な修理には至らず
明治11年(1878年)	陸軍省の中村重遠大佐が陸軍卿山県有朋に名古屋、姫路両城の保存についての陸軍から太政官への上申書の伺書を提出する
明治12年(1879年)以降	陸軍省により保存修理が行われたが、本格的な修理には至らず
明治31年(1898年)	第十師団司令部が設置される
	この間、兵舎建設の必要から三の丸の建物が取り払われるなど旧侍屋敷や多くの門、櫓が取り壊され軍施設に姿を変える
明治41年(1908年)	白鷺城保存期成同盟会が結成される
明治43年(1910年)	陸軍省により本格的な保存修理が行われる(翌44年まで)
昭和9年(1934年)	西の丸の夕の渡櫓からヲの櫓にかけての石垣が櫓もろとも崩壊
昭和10年(1935年)	ルの櫓の石垣が再び崩れ落ちたため、西の丸全体の修理工事を文部省の直轄方式で実施(昭和20年まで)
昭和11年(1936年)	文部省保存課が大天守を含めた全建物の破損調査を実施(翌12年まで)、併せて指定建造物の詳細な現状記録を作成
昭和12年(1937年)	本市が、調査結果をまとめた「姫路城破損調査記録」、「国宝姫路城」を刊行
昭和20年(1945年)	第2次世界大戦の戦局の悪化により保存修理工事を中断
昭和24年(1949年)	市長らが、姫路城補修、保護施設陳情書を作成し、署名運動を起こすとともに、白鷺城修築期成同盟を結成する 姫路城補修、保護施設費国庫補助請願を行い、衆議院本会議において採択される
昭和25年(1950年)	文部省が第一次六ヵ年計画により菱の門、帯の櫓などの解体修理を実施(昭和30年まで) 国において文化財保護法を制定
昭和26年(1951年)	大天守、東・西・乾小天守、イ・ロ・ハ・ニの渡櫓が国宝に指定される
昭和31年(1956年)	文部省が第二次八ヵ年計画で大天守、東・西・乾小天守などの解体修理を実施(昭和39年まで) 姫路城跡が特別史跡に指定される
昭和44年(1969年)	特別史跡姫路城跡整備管理方針(四者協定)策定
昭和61年(1986年)	特別史跡姫路城跡整備基本構想(旧基本構想)策定
昭和62年(1987年)	姫路市都市景観条例を制定
昭和63年(1988年)	姫路市都市景観形成基本計画を策定
平成元年(1989年)	姫路城周辺地区景観ガイドプランを策定
平成3年度(1991年度)	北勢隠門などの石垣保存修理工事を実施(平成6年度まで)
平成7年度(1995年度)	北部・西部中堀浚渫、護岸石積工事を実施(平成18年度まで)
平成15年度(2003年度)	特別史跡姫路城跡石垣総合調査を実施し、石垣総合評価を基に「石垣修理計画」を作成(平成19年度まで)
平成16年(2004年)	国において景観法を制定
平成17年(2005年)	姫路城周辺地区景観ガイドプランを改定
平成19年(2007年)	姫路市都市景観形成基本計画を改定、姫路市景観計画を策定
平成20年(2008年)	特別史跡姫路城跡整備基本構想改定(新基本構想)
平成21年(2009年)	本市が、大天守の漆喰壁の塗り直しや屋根瓦の葺き直しを中心とした本格的な保存修理工事を開始(平成26年度完了予定)
平成23年(2011年)	特別史跡姫路城跡整備基本計画策定

第2節 指定文化財

姫路城は、中堀より内側のほぼ全域が特別史跡^{*}に、大天守をはじめ82棟の建造物が国宝^{*}及び重要文化財^{*}に指定され、平成5年には日本で最初に世界遺産一覧表^{*}に記載されている。

また、本市には書写山円教寺、播磨国分寺跡ひさごづか瓢塚古墳などの国指定^{*}の史跡^{*}があり、国・県・市の指定等を受けた「史跡」「名勝^{*}」「天然記念物^{*}」は、平成23年1月現在、次の46件である。

指定等文化財数（史跡、名勝、天然記念物）

区分	史跡	名勝 (名勝地)	天然記念物
国指定	6 (うち特別史跡 1)	0	0
国登録	0	1	0
県指定	9	1	2
市指定	13	1	13
合計	28	3	15

姫路市内に所在するその他の指定文化財^{*}は、下表のとおりである。

指定等文化財数（史跡、名勝、天然記念物以外）

区分	建造物		絵画	彫刻	工芸品	書跡	考古資料	歴史資料	有形民俗	無形民俗	登録有形 (建造物)	選択文化財	選定文化財
	うち 国宝												
国指定等	19	5	5	8	3	1	2	1	1	0	40	1	1
県指定	24	-	5	11	4	2	3	1	3	6	0	-	-
市指定	25	-	7	13	13	2	12	5	1	18	-	-	-
合計	68	5	17	32	20	5	17	7	5	24	40	1	1

指定文化財（史跡、名勝、天然記念物）の内容

平成23年1月現在

種類	番号	名称	数量	指定年月日	所在地	備考
史跡	国	1 姫路城跡	1,078,138㎡	S31.11.26	本町68	特別史跡。概ね中堀以内の約108haが指定。建造物は国宝8棟、国指定74棟がある。
	国	2 壇場山古墳 第一、二、三古墳	39,520㎡	S25.8.29	御国野町国分寺谷121	全長約143mの前方後円墳で、北北西に前方部を向けている。周囲に陪塚が3基あり、第3号墳は山之越古墳と呼ばれる一辺約50mの方墳。
	国	3 円教寺境内	310,695㎡	S25.8.29	書写字書山	康保3年(966年)性空上人が開いた寺院。境内地31ha余りが史跡に指定。建造物は国指定重文8棟、県指定10棟あり、そのほかの重文、指定文化財も多数。
	国	4 播磨国分寺跡	45,539.82㎡	S25.8.29	御国野町国分寺、同御着	国分寺は天平13年(741年)の詔により、国ごとに建立された官寺。方2町(一辺218m)の寺域に伽藍が配置されていたと考えられる。
	国	5 ^{ひまごぶか} 瓢塚古墳	2,964.74㎡	S53.3.24	勝原区丁字家久田	全長100m前後の前方後円墳。最古式の古墳としては播磨で最大の規模を持つ。
	国	6 赤松氏城跡 置塩城跡	304,071㎡	H10.1.30	夢前町宮置字表坂・字金力谷・字古城跡糸田字大へら	置塩城は、戦国時代に播磨守護の赤松氏によって築かれ、その後、居城として使用された。
	県	7 塩野六角古墳 附塩野古墳	1基	H7.3.28	安富町塩野字岡ノ上664-3	安富町塩野字岡ノ上の南面する標高155.5mの山腹に立地している。
	県	8 溝口廃寺跡	約9,000㎡	S49.3.22	香寺町溝口字聖徳山576	円覚寺の境内周辺地で、奈良時代前期の古瓦が採集され、同時期の廃寺跡が広く所在していると考えられる。
	県	9 片山古墳	1基	S48.3.9	香寺町土師字片山366	標高81mの自然の尾根地形を利用して築かれた全長約30mの前方後円墳である。
	県	10 諏訪の岩穴	1基	S48.3.9	山田町多田字坊の前920	市川中流左岸の段丘上にあり、ほぼ東西方向に主軸を保つ全長約40mの前方後円墳。
	県	11 横山古墳群一、二号墳	2基	S48.3.9	豊富町御蔭字横山3353	横山の尾根上にある2基の円墳で、1号墳は径21m、2号墳の径は18.6m。いずれも5世紀前半頃の築造と考えられている。
	県	12 ^{みこしづか} 御興塚古墳	1基	S36.8.23	北平野町興塚1109	広嶺山麓の大地上に築かれた径15m、高さ3mの円墳で、南に開口する横穴式石室を有する。
	県	13 下太田廃寺塔跡	782.1㎡	S37.7.16	勝原区下太田字堂ノ元93	下太田集落の東方に位置する。7世紀後半ごろ以降の創建で9世紀後半以降に衰退したと考えられる。
	県	14 宮山古墳	1基	S48.3.9	四郷町坂元城山の下406	尾根の突端に築造された直径約30m、高さ約2mの大形円墳で、3基の竪穴式石室が存在した。出土品は一括で国指定重文。
	県	15 見野長塚古墳	1基	H7.3.28	四郷町見野字長塚281、282、83-1、284	6世紀代に築造されたと思われる前方後円墳。墳丘の規模は南北約23m、東西約7m、高さ約1.1m。

種類	番号	名称	数量	指定年月日	所在地	備考
史跡	市	16 <small>いながきしか</small> 稲垣子華墓	1基	H3.3.30	安富町名坂字 幸念305	稲垣子華は岡山の生まれ。年少にして大阪の懐徳堂で学び、20歳で安志藩校の教頭に就き、子弟の教育に尽力する。老父への孝行でも知られる。
	市	17 三森城址	-	H3.3.30	安富町三森字 平谷124-11	中世の山城の遺構で、山頂部に数段の段構が残っている。
	市	18 恒屋城址	約12,000㎡	S52.9.16	香寺町恒屋字 城山	自然の山塊の頂上部を削平し、土塁や空堀を築いた中世の山城。
	市	19 <small>ほっけどう</small> 法花堂2号墳	1基	S59.6.1	香寺町田野字 法花堂897	未盗掘の状態の組み合わせ式石棺が発見された。石棺からは、甲冑や鉄刀・鉄鏃など多くの鉄製品が出土している。
	市	20 宮の前古墳	1基	S52.9.16	香寺町須加院357	常福寺に隣接する八幡神社の東方丘陵に、東向きに横穴式石室が開口している。香寺町内の横穴式石室としては最大規模のものである。
	市	21 坂本城跡土塁	325㎡	H14.8.28	書写2465 2、 2466-2、2466- 3	室町幕府初代播磨守護赤松円心より4代目の義則の時代に書写坂本の段丘縁辺部に播磨守護所が置かれた。
	市	22 榊原忠次墓所	1,096.3㎡	S61.10.6	白国1263-2	墓所は増位山随願寺の本堂西側にあり、姫路藩主榊原忠次の後継者である政房が寛文5年(1665年)に造立したものの。
	市	23 権現山古墳	1基	S48.4.6	砥堀1016	山麓に位置し、横穴式石室墳としては姫路市域内最大級の規模である。
	市	24 榊原政邦墓所	769.6㎡	S61.10.6	白国1263	墓所は増位山の東の峰にあり、姫路藩主榊原政邦の後継者である政祐の造立したものの。
	市	25 名古山弥生式住居跡	約100㎡	S48.4.6	山畑新田 名古山霊苑内	名古山遺跡は、名古山東斜面の弥生時代中期末の集落跡で、発掘調査によって3棟以上の竪穴式住居跡が確認された。
	市	26 黒田家廟所	202.1㎡	S56.3.7	御国野町御着 1150-3	造営当初の板墨書銘によると江戸時代に福岡藩主であった黒田家が享和2年(1802年)に完成させたもの。
	名勝	市	27 見野古墳群	10基	H18.3.24	四郷町見野
市		28 チンカンドー古墳	1基	S48.11.6	家島町宮字 東破風上582	蓋の長さ150cm、幅76cm、高さ26cm。横穴式石室(天井石を欠く)。
県	29 鹿ヶ壺	42,800㎡	S44.3.25	安富町関字 坪ヶ谷840-37、 804-14	渓谷の岩床が長い年月の間に侵食されてできた甕穴 <small>まがけつ</small> が大小数十個連なっている。	
市	30 <small>まがけつ</small> 甕穴どんどこが淵	1ヶ所	H4.1.22	夢前町寺地内	高長と大坪の村境付近の渓谷中に「どんどこが淵」と呼ばれる甕穴がある。この甕穴は高さ2m前後の滝の下にできている。	

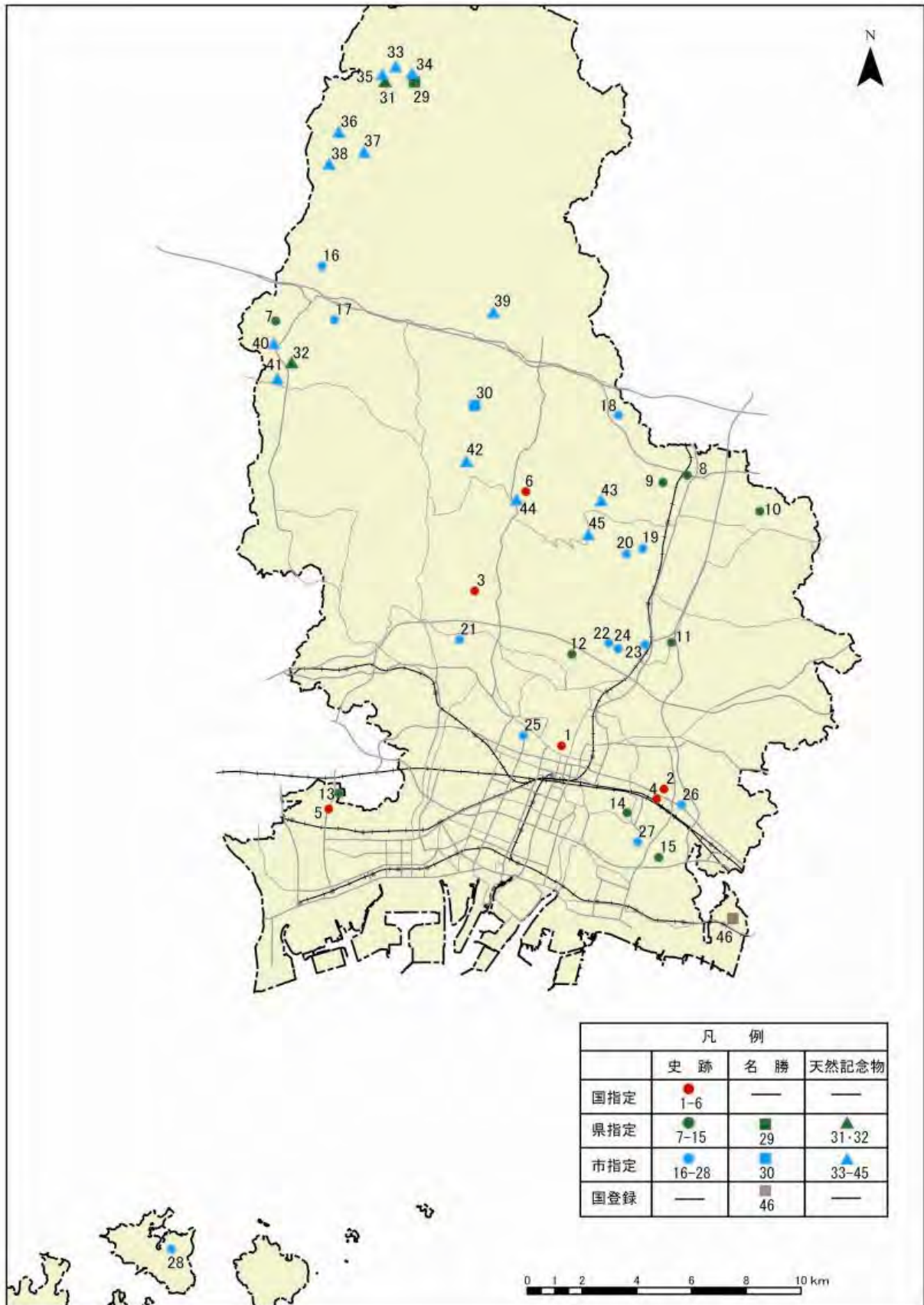
種類	番号	名称	数量	指定年月日	所在地	備考
天然記念物	県	31 水尾神社の大スギ	1本	S52.3.29	安富町関554	水尾神社は暦応元年（1338年）に建てられたとされ、スギの木は、根周り約10m、樹齢約600年といわれる。
	県	32 植木野天神のムクノキ	1本	S49.3.22	安富町植木野330	根周り約10m、樹齢約600年といわれる。老木の風格を備え、見事に整った樹勢は県下有数の巨木として価値が高い。
	市	33 関の大カツラ	2株	H2.3.31	安富町関字カニワ山林90-84	カツラは深い山に自生する落葉高木である。指定樹は2株が近くにおいて、ともに典型的な叢生が見られる。
	市	34 鹿ヶ壺甌穴		H2.3.31	安富町関字坪ヶ谷字840-14先	甌穴は河床の岩盤の窪みに入った小石等が流水によって回転し、岩盤を削り、徐々に大きな穴になったものである。
	市	35 ヒメハルゼミ生息地 (水尾神社社叢)	5,952㎡	H2.3.31	安富町関字下セキ554-1	ヒメハルゼミは照葉樹林に集団で生息し、集団で鳴くことで知られる。近年棲息地が減少しているが、本生息地は、県下で最も冷涼な地域にあたる。
	市	36 矢倉神社のツクバネガシ林	3,131.72㎡	H2.3.31	安富町皆河字重光858	ツクバネガシ、アラカシ、シラカシなどの常緑広葉樹を主体とし、ケヤキ、イロハモミジなどを交える照葉樹林である。
	市	37 朽原天神のシイ林	898.21㎡	H2.3.31	安富町朽原字奥山231	朽原天神の森は、シイ、サカキ、ツクバネガシ、アラカシなどから構成された照葉樹林で、学術的価値が高い。
	市	38 善照寺のショウフクジザクラ		H2.3.31	安富町皆河1073	美方郡新温泉町の正福寺の栽培品。ヤマザクラとヒガンザクラの雑種。優美なサクラで学術的にも鑑賞上からも価値が高い。
	市	39 神種神元神社 (大杉)	1本	H7.7.19	夢前町神種宮前221-1	神社境内東部にある。目通りの周囲5.6m、樹高42.3mの大樹で、樹齢凡そ350年と推定される。
	市	40 塩野大歳神社社叢		H3.3.30	安富町塩野字宮ノ前744	ヤマフジの巨木は、地上1.5mの幹周1.33mを測る。他樹に絡まない、このような単幹のヤマフジの巨大なものは珍しく、学術的にも貴重である。
	市	41 狭戸大歳神社のカヤ林	340.48㎡	H2.3.31	安富町狭戸字金ヶ谷847	カヤは古来有用植物として知られているが、老大木は少ない。狭戸大歳神社社叢には10数株あり、数少ないカヤ林として生態学上貴重。
	市	42 若王子神社参道の大杉	1本	H18.3.15	夢前町寺564	高さ26m、幹周り4.5m、根回り6.4mの巨木。落雷と火事で2度の被害を受け、芯核が空洞になっているが、樹幹の艶も良い。
	市	43 子安の木群落	約1,000㎡	S52.9.16	香寺町相坂1068	子安の木はトベラ属の常緑低木である。葉を安産のお守りとしたりする民間信仰があった。群生は県内では多くない。
	市	44 櫃蔵神社(大いちょう)	1本	H7.7.19	夢前町宮置981	櫃蔵神社社殿の東側の大きいちょう。目通りの周囲約6.5m、高さ約30mあって夢前町内第一の巨木。
	市	45 田川神社櫻の木	2本	S61.4.17	香寺町須加院1440-1	奥須加院の氏神、田川神社の境内の本殿北方に1号樹と2号樹がある。どちらも推定樹齢600年程。

登録記念物（遺跡、名勝地、動物・植物及び地質鉱物）の内容

平成23年1月現在

種類	番号	名称	数量	登録年月日	所在地	備考
名勝地	国	46 梶原氏（西梶原）庭園	3,879.86㎡	H20.3.28	大塩町457	主庭は枯流れ式山水庭園で、袖垣や燈籠を要所に配し、園内は飛石や遠路で回遊が可能。

指定等文化財（史跡、名勝、天然記念物）位置図



名称は「指定文化財（史跡、名勝、天然記念物）の内容（15～17頁）」の対応番号を参照

第2部 特別史跡姫路城跡及び周辺の概要

第1章 特別史跡への指定の経緯

第1節 指定の経緯

姫路城は、明治4年、姫路藩を廃止し姫路県を設置した廃藩置県に伴い、兵部省の管轄に移された。明治6年の「全国城郭存廃ノ処分並兵営地等撰定方」においても存城となり、引き続き陸軍省の管轄下に置かれることとなった。陸軍省により明治7年以降、大阪鎮台部隊の姫路城内への一部移転が進められ、明治9年には歩兵第十連隊が内曲輪内へ転営された。

その後、明治29年には姫路に第十師団の設置が決定し、管轄部隊のうち歩兵第三十九連隊が姫路城内で新設された。翌年には中曲輪南西部に兵舎の一部が建設されている。また、同年には久長門内に姫路衛戍病院が、翌31年には内京口門内に第十師団司令部が設置されている。このほか城南及

び姫山の練兵場、陸軍兵器庫などが建設され、昭和20年まで中曲輪以内の大部分を軍用施設が占めることとなる。

一方、明治41年の白鷺城保存期成同盟会設立など、姫路城の保存公開を求める機運に対し、大正元年には城郭^{*}の現存建造物と軍用地を除く土地建物について、陸軍省から姫路市への無償貸下が許可され、天守をはじめとする建造物とともに北勢隠や喜齋門内など内曲輪北側が姫山公園として一般に公開されたほか、大正11年には軍用地以外が陸軍省より大蔵省に移管された。また、大正14年には歩兵第十連隊が岡山へ移転したため、跡地の保存を求めて姫路城勝地保存期成同盟会が結成された。

昭和5年の城周辺施設



第2部 特別史跡姫路城跡及び周辺の概要

これらの動きを受け、昭和3年9月20日には「史蹟名勝天然紀念物保存法^{*}」により姫路城のうち歩兵第十連隊跡地の一部と中曲輪の堀・土塁^{*}など約22haが史蹟に指定された。また、史蹟姫路城の管理は内務省より文部省に移管され、昭和5年には管理が文部大臣より姫路市へ命じられている。さらに、昭和16年7月26日には先の指定でもれた北勢隠門より市橋門までの堀・土塁など約1haが追加指定された。

建造物については、史蹟指定に引き続き「国宝保存法^{*}」に基づき昭和6年1月19日に天守9筆が、引き続いて同年12月14日に諸櫓26筆、諸門15筆、土塀32筆が旧国宝に指定された。

建造物の修理については、明治11年ごろから天守などの修繕が行われていたと考えられる。明治43年から翌年にかけて大天守と小天守、大正8年から翌年にかけては西の丸の修理が陸軍省により行われ、昭和6年には文部省の援助を得て西の丸が修理された。その後、昭和9年に西の丸のヲの櫓から夕の渡櫓にかけての石垣崩壊を受け、昭和10年から文部省直営による修理事業、いわゆる「昭和の大修理」が、戦局の悪化に伴う中断を挟みながら昭和39年まで実施された。

戦後、昭和25年にそれまでの「国宝保存法」、「史蹟名勝天然紀念物保存法」及び「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律^{*}」の3法律を一本に集大成した「文化財保護法^{*}（昭和25年5月30日法律第214号）」が施行され、同法に基づき、同年に姫路城の建造物は重要文化財^{*}に移行し、翌26年、大天守をはじめ東・西・乾小天守とイ・ロ・ハ・ニの各渡櫓の8棟の建造物が新たに国宝^{*}の指定を受けた。

史跡^{*}については、「文化財保護法」に基づく昭和31年11月26日の「文化財保護委員会告示第70号」により昭和27年3月29日付をもって、先の指定区域以外の本町68番地が追加指定を受けている。さらに、同日の「文化財保護委員会告示第71号」により特別史跡^{*}の指定を受けた。

昭和54年6月11日に指定区域が変更され、さらに平成13年1月29日に中曲輪の野里門跡にあたる姫路市本町82番地1ほか6筆及び姫路市鍵町40番地1ほか7筆の861.47㎡が追加指定を受けた。

これらの経緯により、現在、特別史跡の指定区域107.8haには建造物として国宝8棟、重要文化財74棟があり、姫路城の中核を成している。

第2節 姫路城の曲輪構成

本基本計画の策定にあたり、姫路城跡の曲輪^{*}構成については、酒井家時代の「姫路侍屋敷図（文化13年（1816年）以前）（110頁参照）」を参考とし、次の範囲をもって曲輪配置の基本とする。

内曲輪

内曲輪と中曲輪を区分する内堀は、本丸の北東の丘のすそを起点にして、左回りのらせん状に「八頭門」から姫山及び鷺山の周囲をめぐるながら南下し、「桜門」御作事所^{*}出丸^{*}の「絵図ノ門」と「菊門」を経て、北上して「喜斎門」まで一周したのち、さらに、勢隠曲輪の外周に沿って「北勢隠門」に至る。

内曲輪は内堀に囲まれた範囲とし、「南勢隠門」により中曲輪と区分する。

内曲輪は本丸、二の丸、西の丸、三の丸などに分けられる。

本丸は姫山に置かれ、天守群を置く天守丸、南に備前丸、北西に水曲輪、北に北腰曲輪、西北腰曲輪となっている。

本丸を取り囲むように二の丸があり、三国堀周囲に三国堀曲輪、その北に乾曲輪、天守丸の東には東曲輪、備前丸の南に上山里曲輪となっている。西の丸は、姫山の西にある鷺山を造成して配置されている。

本丸、二の丸、西の丸の南側には三の丸があり、本城と呼ばれる御居城^{*}、武蔵野御殿^{*}、三の丸大手^{*}筋、向屋敷、下山里からなっている。

そのほかの構成要素として、三の丸の東側に御作事所出丸と東三の丸が、本丸から西の丸の北部には勢隠曲輪が広がる。

中曲輪

中曲輪を区分する中堀は、「北勢隠門」から始まり船場川内側を南下し、「市橋門」、「車門」を経て「埋門」で東に向かう。現在は国道2号となっている部分を「鷗門」、「中ノ門」、「惣社門」と続き「鳥居先門」の東を北上し「内京口門」、「久長門」を経たのち、橋之町から西に向かい「野里門」を経て八代から船場川の内側を南に下り、「清水門」に至る。

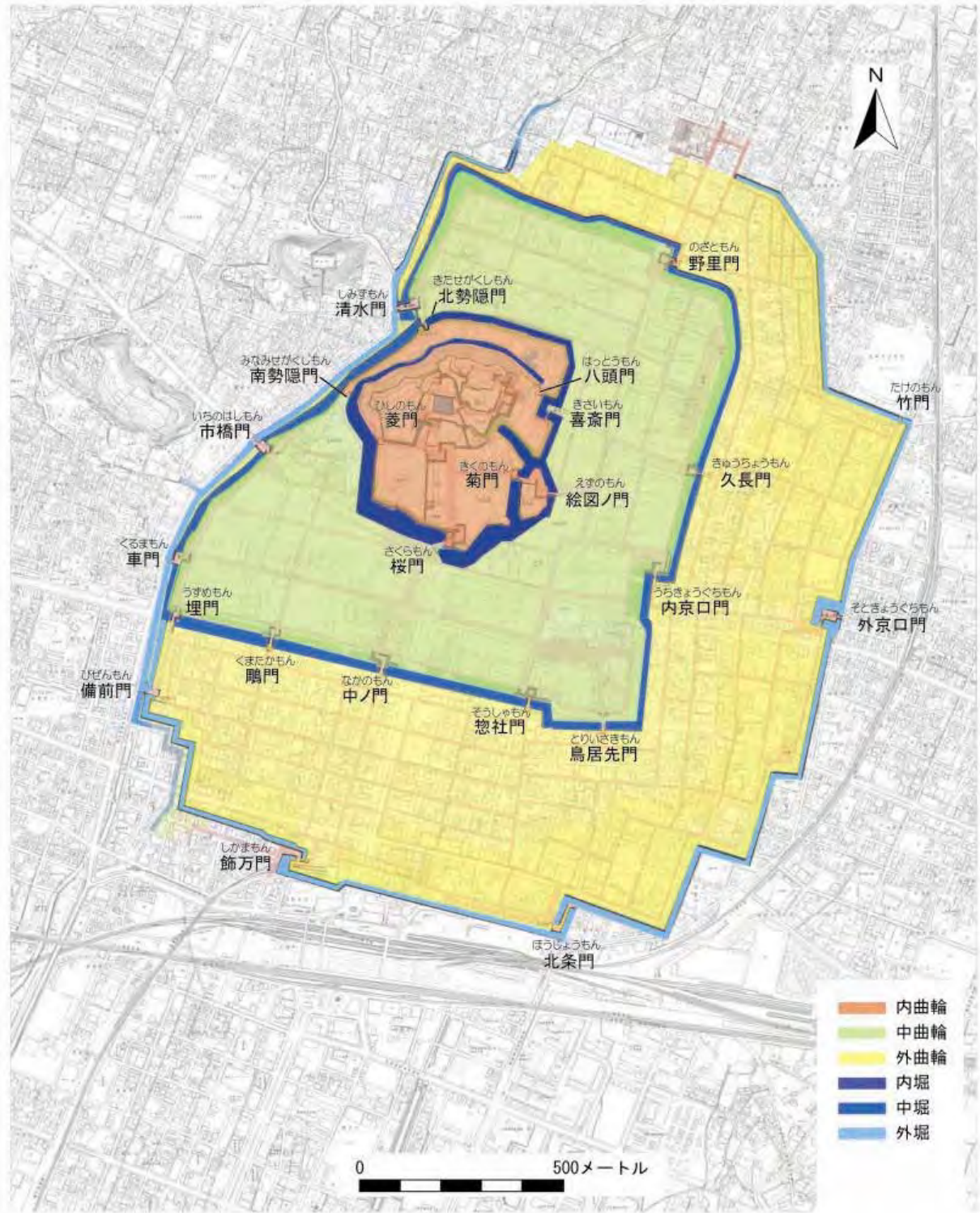
中曲輪は、南勢隠門の外側から内堀と中堀にはさまれた区域とする。

外曲輪

城郭の外周部である外堀は、「清水門」から船場川を外堀として利用しながら南へ下り、「埋門」からさらに南に向かい、「備前門」を過ぎて東へ向かう。「飾万門」を経て「北条門」で北上し、「外京口門」、「竹門」を経て、野里の鍛冶町付近で堀留となっている。なお、堀留で外堀が切れているが、有事の際には堀留から西へ延長させ、船場川まで掘削する予定もあったとされることから、船場川に至る区域を含めて外曲輪とする。

外曲輪は、概ね中曲輪の南側と東側に位置し、らせんの3周目にあたる。

姫路城の曲輪配置



内曲輪の縄張



第3節 特別史跡指定区域

姫路城は姫山を中心に内曲輪、中曲輪、外曲輪が配置され、それぞれの曲輪は左回りのらせん状に配された堀により区分している。そのうち、特別史跡に指定されている区域は、内堀内の内曲輪、その外周を取り巻く中堀内の中曲輪の一部であり、面積は107.8haとなっている。なお市道幹第5号線

((都)城南線)以南、県道砥堀本町線((都)城東線)以東の中曲輪東南部は、昭和3年の史蹟指定当初から指定区域には含まれていない。

史蹟名勝天然記念物保存法に基づき昭和3年に史蹟指定されてから、現在に至るまでの経緯と指定区域の変遷は次のとおりである。

昭和3年9月20日(内務省告示第248號)

史蹟名勝天然記念物保存法第1條ニ依リ左ノ通指定ス

第一類 史蹟

名称 姫路城

地名 兵庫県姫路市本町68番、69番、83番

歩兵第10連隊跡地45,182坪の内実測30,482坪

姫山公園北東濠実測23,118坪 9合3勺

清水門口より野里門口に至る土塁実測4,400坪及び濠実測6,006坪

野里門口より久長門に至る土塁実測2,560坪及び濠実測2,002坪

内京口門口北濠実測104坪

内京口門口南濠460坪

城南練兵場南土塁実測1,768坪

歩兵第39連隊敷地南土塁実測2,390坪及び濠実測2,760坪

同連隊敷地西土塁実測2,450坪及び濠実測1,915坪

西勢隠門口より清水門に至る濠実測800坪

清水門口西北池実測212坪

姫路城(指定理由)

所在地 兵庫縣姫路市本町

指定地積 國有 26筆 86,907坪35

説明 始メ羽柴秀吉此二城郭ヲ修メシガ慶長5年池田輝政此二封セラレ同15年五重ノ天守ヲ起シ三重ノ濠ヲ圍シ又内外ヲ修理シテ姫路城ノ規模此際ニ成レリソノ後松平、榊原、本多、酒井ノ諸氏更替シテ明治ニ至ル天守閣、櫓門、濠壘及土堀等現存シクク舊態ヲ保テリ、ソノ重ナル部分ハ現今姫山公園トナレリ、

指定ノ事由 保存要目史蹟ノ部第4ニ依ル

保存ノ要件 本指定地ハ區域廣大ニシテ而モ現ニ其ノ一部ハ姫路市ニ於イテ公園トシテ經營シツツアリ尚将来ニ於イテモ市ヲシテ之カ管理ヲ爲サシムル豫定ナルヲ以テ左記方針ノ下ニ知事ヲ通ジテ市長ト協議シ保存要件ノ細目ヲ定ムルモノトスル

- 1 城郭、濠壘、磴道等城ニ關係アル工作物ハ絶對ニ之ヲ保存シ其ノ修理ニ付テハ十分注意スルコト
- 2 家屋其ノ他工作物ノ建設並改築ニ付テハ其ノ地區、様式及色彩等ニ關シ一定ノ方針ヲ樹ツルコト
- 3 輕易ナル休息ノ設備及樹草ノ植栽並伐採等現状ニ變更ヲ及ボスベキ事項ニ對シテハ一定ノ方針ヲ樹ツルコト

昭和16年7月26日（文部省告示第742号）

史蹟名勝天然紀念物保存法第1條ニ依リ昭和3年内務省告示第248號ヲ以テ指定シタル史蹟姫路城ノ地域ニ左記地域ヲ追加ス

地 名 兵庫県姫路市本町68番、107番

南勢隠門口より市ノ橋門口に至る土塁実測1,085坪5合6勺5才

北勢隠門口より南勢隠門口に至る土塁実測926坪9合9勺5才

南勢隠門口より市ノ橋門口に至る中濠実測1,080坪5合2勺

総社門址実測21坪2合5勺

昭和31年11月26日（文化財保護委員会告示第70号）

文化財保護法の一部を改正する法律による改正前の文化財保護法第69条第1項の規定により、昭和27年3月29日付をもって、史蹟姫路城跡の地域に次の地域を追加指定した。

所在地 兵庫県姫路市本町68番（昭和3年文部省告示第248号及び昭和16年文部省告示第742号で告示した地域を除く。）

右地域内に介在する道路敷を含む

昭和31年11月26日（文化財保護委員会告示第71号）

文化財保護法第69条第2項の規定により兵庫県姫路市所在の史蹟姫路城跡を特別史蹟に指定する。

昭和54年6月11日（文部省告示第119号）

文化財保護法第69条第1項、第2項及び第71条第1項の規定により特別史蹟姫路城跡について、地域を追加して史蹟及び特別史蹟に指定し、並びに指定地域の一部の史蹟及び特別史蹟の指定を解除して次の表に掲げるとおりとする。（別図省略）

平成13年1月29日（文部科学省告示第12号）

文化財保護法第69条第1項及び第2項に規定により、追加指定

所在地 兵庫県姫路市本町82番ノ1、82番ノ2のうち実測10.23㎡、82番ノ4のうち実測1.41㎡、82番ノ5のうち実測1.56㎡、82番ノ6のうち実測28.01㎡、82番ノ7、82番ノ8、同 鍵町40番ノ1のうち実測6.64㎡、40番ノ2のうち実測14.35㎡、40番ノ3のうち実測19.53㎡、40番ノ4のうち実測26.57㎡、40番ノ6のうち実測41.41㎡、40番ノ7のうち実測51.45㎡、41番ノ1のうち実測5.28㎡

第2章 特別史跡の指定区域の状況

第1節 指定区域の現況

1 自然的環境

地形・地質

姫路市は兵庫県南西部に位置する。市域北部には、中国山地から続く播但山地の前山となる海拔300m前後の西播山地があり、これらの山地は、白亜紀後期の約7,000万から8,000万年前に噴出した火山岩類によって構成されている。市域南部は、海岸線となり瀬戸内海に面しており、この間を、東から市川、夢前川、揖保川が南流し、これらの河川によって播磨平野が形成されている。平野部には、中生代ジュラ紀に形成された基盤層が侵食残丘となった標高30mから50mの小丘が点在しており、これらは、泥岩、頁岩、粘板岩、砂岩、チャートなどの堆積岩の複合体からなる地層群によって構成されている。この小丘の一つである姫山、鷲山を中心として姫路城は築城された。

大天守は、姫山の頂部に位置し、大天守地階基礎部分での平均標高は約57mで、昭和の大修理時に、この約4.5m下で風化岩の岩盤が確認されている。この周囲に地形に沿って曲輪が造られている。西の丸のある鷲山は、姫山の南西に位置し、間には三国堀のある二の丸の低い谷を挟んでいる。平均標高は、約36mであるが、曲輪の造成は、旧地形を掘り下げられており、本来の鷲山の高さは明らかでない。西の丸に南接する三の丸の御居城^{*}跡の平均標高は約20mである。

これ以外の内曲輪、中曲輪、外曲輪は概ね平地であるが、北東が高く標高約17m、南西がやや低く標高約11mである。これは、城下町形成前の旧地形から想定される旧流路の状況からも推察することができる。

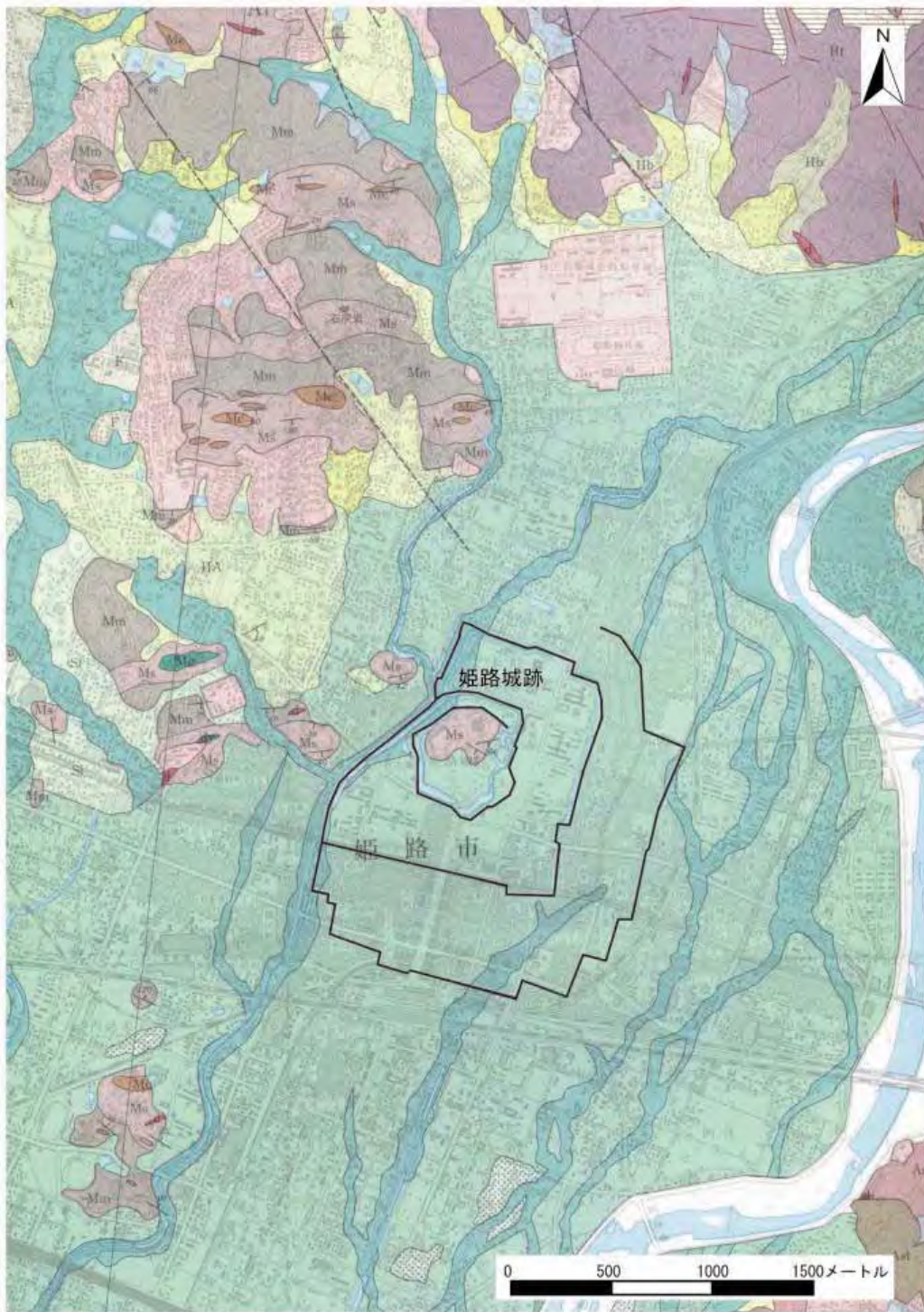
植生

姫路市の気候は、年平均気温15度前後、年間平均降水量1,300mm程度であり、一年を通じて晴天が多く、降水量が少ない瀬戸内式気候に属している。植生^{*}の分布は、照葉樹林帯（常緑広葉樹林帯）に属しており、シイ、カシ、ツバキの林が自生する地域である。しかしながら、人の影響により自然植生が破壊され、アカマツ、コナラの二次林^{*}が成立し、自然植生の樹林は書写山や広嶺山、増位山の頂上付近などにわずかに残るのみとなっている。

姫山の北側、天守の北東部から西の丸南端までの内堀の内側に広がる樹林帯、いわゆる「姫山原始林^{*}」は、江戸時代後期より人の手が入らなかったと推測されている。常緑広葉樹が繁る極相林^{*}的な様相を示しており、その特徴は、本来あるはずのシイの木が見られずタラヨウが優占していることである。40度から50度にもなる急斜面であることから腐植土が溜まりにくく、また、乾燥した条件等がシイの生育に適さなかったのではないかと考えられている。

なお、近年、シュロなどの外来種^{*}が繁茂しつつあり、健全な生態系の維持という観点からその対策が課題となっている。

姫路城跡周辺の地質・地形図



2 歴史的環境

姫路城の歴史

姫路城が立地する姫山及び鷲山への城郭^{*}の出現は中世にさかのぼる。「播磨鑑」など近世に成立した史料では、元弘の争乱(1331～1333年)において赤松則(範)村(円心)が姫路に縄張^{*}を定め、小寺氏に守備させたという記述がある。その後、赤松貞範が貞和2年(1346年)に姫山に居館を構え、これが築城の最初とされている。ただし、これら南北朝期の状況は当時の史料からは確認できず、詳細は不明である。

応仁の乱後になると、文明6年(1474年)の「浦上則宗奉書」(正明寺文書)に「符(府)中守護屋敷」との記述がある。さらに、文明12年(1480年)には府中に守護赤松政則の「太守居」(おんりょうけんにおちろく) (蔭涼軒日録)が存在し、「ひめじ山」で守護の沙汰が行われている(山科家礼記)ことから、守護の拠点施設が姫路に設けられていたことが確認できる。

姫山に城郭が存在していたことを示す最も古い史料としては、戦国期に入った永禄4年(1561年)の「助大夫畠地売券」(正明寺文書)に「姫道御構東門之口」との記述がある。天正4年(1576年)、伊予丸串城主西園寺宣久の伊勢参宮の記録(伊勢参宮海陸之記)によれば、「姫路の用(要)害小寺官兵衛尉城主なり」とあり、黒田(小寺)孝高が城主であった。ただ、当時の城は御着城の端城(黒田家譜)であり、府中内の他の拠点施設とともに並列的な位置づけであった可能性が高い。「黒田家譜」には孝高は二の丸に居住したとあり、複数の曲輪^{*}で構成される縄張であったことがわかる。

現在の姫路城の基礎は、天正9年(1581年)に羽柴秀吉が築いたことに始まる。閏3月に「取手(砦)普請道具」のため竹木切り取りが「すこう(菅生)谷」で禁止されている(白国文書)のは、築城に関わるものとみられる。この時、三重の天守が築かれた。同時に置塩城や御着城など播磨の主要城郭の城割が命じられており(「羽柴秀吉播磨国中城割り覚」一柳文書)、播磨の拠点城郭へと機能を高めている。天正11年(1583年)以後は秀吉に代わり羽柴秀長や木下

家定など豊臣家の一族が城主となった。

慶長5年(1600年)に三河吉田15万2千石から播磨52万石へ入封^{*}した池田輝政は、城の大改修を実施し、本丸や二の丸などのほか、連立式天守群^{*}を完成させた。また、城下町の整備も進められ、外・中曲輪の町割り^{*}はほぼこの時期に完成した。

池田氏に続き、元和3年(1617年)に入封した本多氏が鷲山部分を単一の西の丸として造営し、内曲輪については今に残る城郭がほぼ完成している。本多時代に城主の居館が備前丸(本丸)から三の丸西側高台へ移されている。

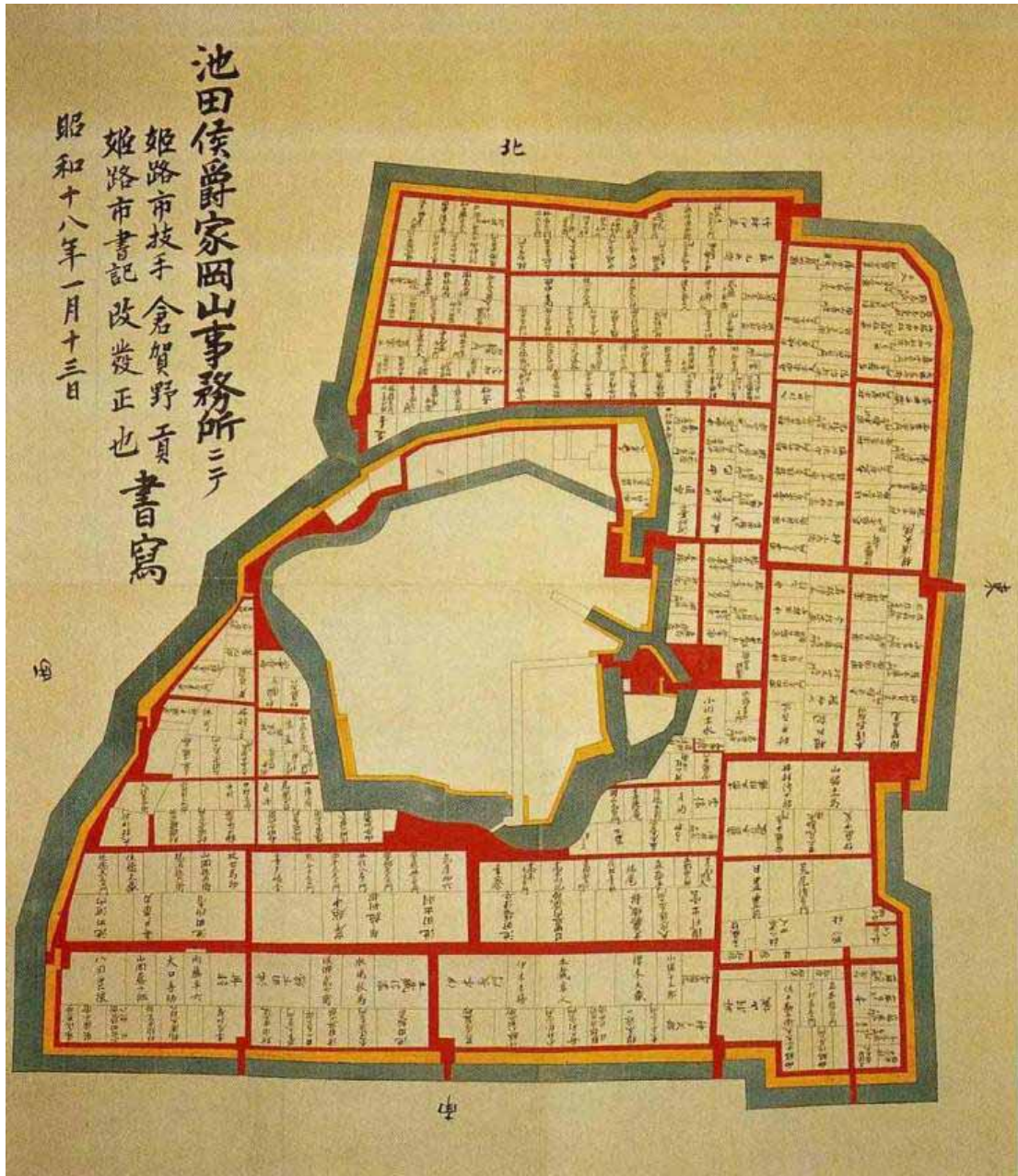
本多氏以後、石高はほぼ15万石で固定され、松平(奥平)・松平(結城)・榊原氏などの親藩・譜代大名が1代から4代で頻繁に交代した。寛延2年(1749年)に酒井氏が城主となると以後廃藩までの約120年間、酒井氏10代の城主が続く。

明治期以降の推移としては、明治4年の廃藩置県で姫路藩は姫路県に、同6年に姫路城は陸軍省の管轄となった。以後、武家屋敷の立ち退き、兵舎の新築や練兵場の造成など、軍用地としての整備が急速に進展した。

第2次世界大戦末期の昭和20年6月と7月の二度にわたり空襲を受けたが、姫路城は焼失を免れた。同年8月の終戦により軍都としての性格は失われ、旧城南練兵場は大手前公園に、城北、城東地域は官庁・文教地区へと変化した。

現在、大天守をはじめとする8棟は国宝^{*}、城内の現存建造物74棟は重要文化財^{*}に指定されており、平成5年には世界遺産一覧表^{*}に記載された。

池田家時代の城下町絵図（姫路城郭之図（慶長6年（1601年）頃）写し）



（所蔵：姫路市立城郭研究室）

姫路城の構造

姫路城の縄張

姫路城は姫山（標高約46m）を中心として周囲の平地をとり入れた平山城^{*}で、その縄張は、東の姫山に本丸を、西の鷲山に西の丸を構え、南方向へ二の丸、三の丸を配し、南端に大手の桜門を開いている。姫山北東から発した内堀は、左回りに内曲輪を囲み、そのままぜん状に中曲輪、外曲輪と城下町全体を囲み込む堅固な防備体制を敷いている。

内曲輪は姫山を利用した本丸及び二の丸と鷲山に築かれた西の丸、南側平地の三の丸などに分けられる。本丸・二の丸には豊臣期の石垣が多く残り、池田氏による縄張の改修は天守と備前丸、門などの一部であったとみられる。

中曲輪の大半は武家屋敷地であり、大手にあたる桜門前の南側には大身の屋敷が並んで

いた。その他、会所や細工所^{*}など藩の公的施設も設けられていた。酒井家時代には藩校^{*}の好古堂が設置されている。また、中曲輪の南東部は中堀がやや張り出しており、播磨国総社（射楯兵主神社）とその社家が存在していた。

外曲輪は外縁部に下級武家屋敷があり、旧山陽道（西国街道）沿いは町家^{*}が、東側には南北に連なる寺町が設定されていた。

白鷺城ともよばれる姫路城の特徴は、典型的な平山城であること、惣郭^{*}の構を持つこと、城郭中枢部の縄張が自然の地形を生かして複雑巧妙であること、天守建築の最高水準である連立式を完全な姿で示していることなどがあげられる。

姫路城城下町概要図



姫路城の建造物

姫路城には連立式の天守群を中心に、82棟の国宝及び重要文化財に指定されている建造物が現存する。内曲輪の本丸、二の丸、西の丸に集中しており、中曲輪、外曲輪のほか内曲輪でも三の丸には現存しない。

大天守は五重六階地下一階の後期望楼式^{*}で、外観は漆喰^{*}による総塗籠^{*}であり、その西側から北側にかけて三重の小天守と二重の渡櫓で連結している。現在の天守は池田時代に築造されたもので、慶長6年(1601年)より築き始め、同14年(1609年)に完成した。昭和の大修理における解体修理では先行する建物の部材を一部再利用していたことが確認されているが、羽柴・木下時代にも三重の天守が存在しており、これはその部材の一部であると考えられている。

天守群を除く櫓は27棟が現存する。天守北側のイからへの渡櫓や西の丸西側の「ワの櫓」から「化粧櫓」をつなぐ渡櫓など多門櫓が良好な状態で現存する。

門は15棟が現存し、うち6棟が櫓門、6棟

が高麗門、3棟が棟門である。その他、石垣を穿った穴門式の「るの門」が現存する。

櫓門のうち「との一門」は、江戸時代には塗籠であったが、建築当初は板張りであったことが解体修理で明らかとなっており、移築された可能性がある。なお、最初の建築時期は、その構造などから関ヶ原の戦い以前であると考えられている。

櫓と門以外では、土堀が32棟現存する。堀は木造の骨組みなどは使わず、粘度塊を積み上げて築いており、それに「」「」「」などの形態の狭間^{*}を配している。また、「水の一門」の脇には「油壁^{*}」と呼ばれる築地堀が残っている。

中曲輪と外曲輪の虎口^{*}に設けられていた城門については、現地に現存するものはないが、姫路市飾東町山崎の八王子神社にある高麗門は「外京口門」または「備前門」の高麗門を移築した可能性が指摘されている(『姫路市史』15下)。



本丸付近の現存建造物

第2部 特別史跡姫路城跡及び周辺の概要

ア 国宝

文化財保護法^{*}に基づき、「重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たくい国民の宝たるもの」を文部科学大臣が指定する。

図番号	種類	名称	数量	指定年月日	所有者（管理団体）	所在地	時代
1	建造物	姫路城大天守	1棟	S26.6.9	文部科学省 (姫路市)	本町68	桃山
2		姫路城西小天守	1棟				
3		姫路城乾小天守	1棟				
4		姫路城東小天守	1棟				
5		姫路城イ・ロ・ハ・ニの渡櫓 附台所1棟	4棟				

イ 重要文化財

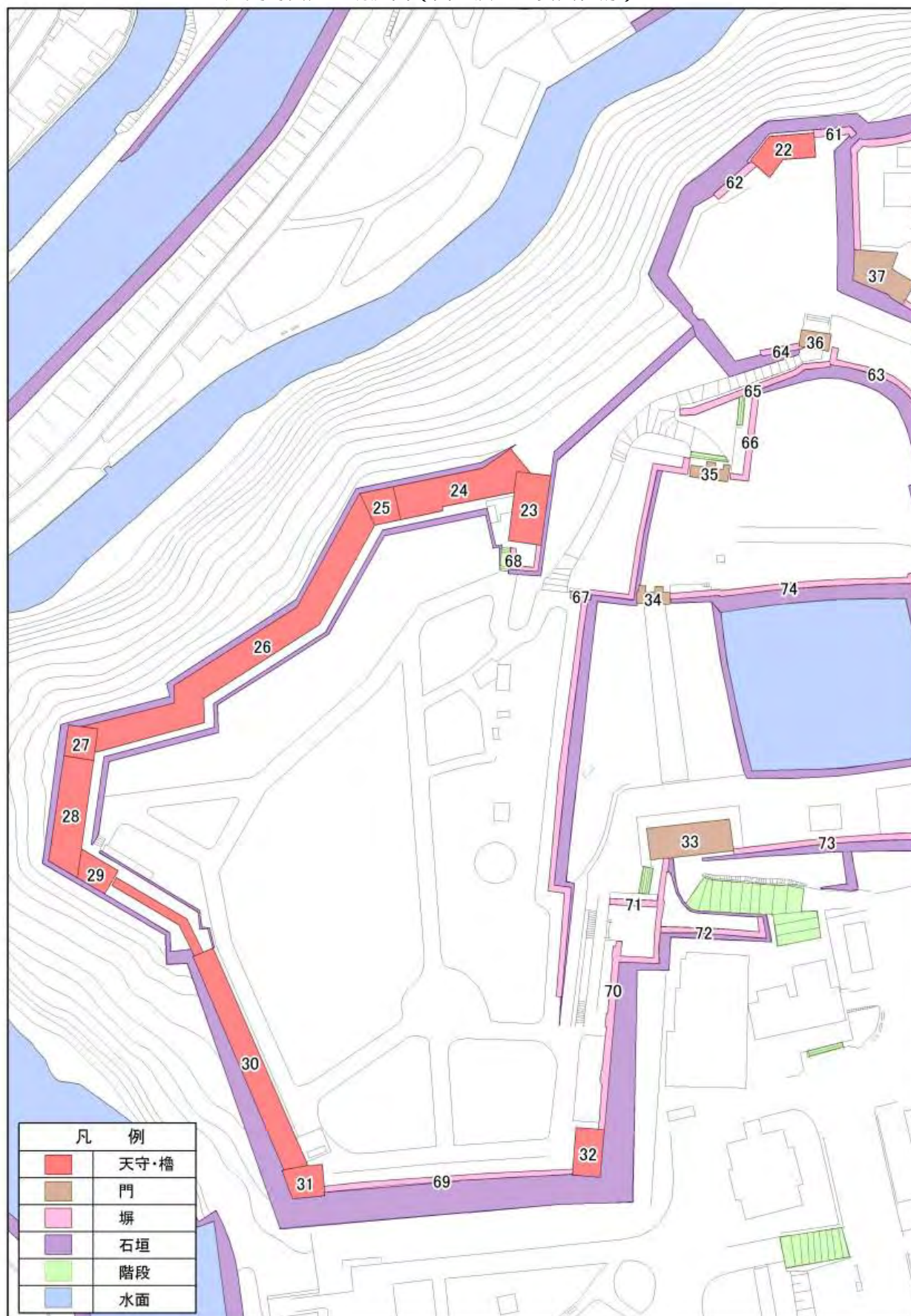
文化財保護法に基づき、「有形文化財^{*}のうち重要なもの」を文部科学大臣が指定する。

図番号	種類	名称	数量	指定年月日	所有者（管理団体）	所在地	時代
6～79	建造物	姫路城	74棟	S25.8.29	文部科学省 (姫路市)	本町68	桃山

[重要文化財74棟の内訳]

図番号	名称	図番号	名称	図番号	名称
6	いの渡櫓	31	ワの櫓	56	二の櫓南方土堀
7	ろの渡櫓	32	カの櫓	57	水の五門南方土堀
8	はの渡櫓	33	菱の門	58	イの渡櫓南方土堀
9	にの渡櫓	34	いの門	59	にの門東方上土堀
10	ホの櫓	35	ろの門	60	にの門東方下土堀
11	への渡櫓	36	はの門	61	口の櫓東方土堀
12	トの櫓	37	にの門	62	口の櫓西方土堀
13	チの櫓	38	への門	63	はの門東方土堀
14	リの一渡櫓	39	との一門	64	はの門西方土堀
15	リ之二渡櫓	40	との二門	65	はの門南方土堀
16	折廻り櫓	41	との四門	66	ろの門東方土堀
17	井郭櫓 附旧番所1棟	42	ちの門	67	ろの門西南方土堀
18	帯の櫓	43	りの門	68	化粧櫓南方土堀
19	帯郭櫓	44	ぬの門	69	ワの櫓東方土堀
20	太鼓櫓	45	水の一門	70	カの櫓北方土堀
21	二の櫓	46	水之二門	71	菱の門西方土堀
22	口の櫓	47	備前門	72	菱の門南方土堀
23	化粧櫓	48	水の一門北方築地堀	73	菱の門東方土堀
24	カの渡櫓	49	との四門東方土堀	74	いの門東方土堀
25	又の櫓	50	との四門西方土堀	75	太鼓櫓南方土堀
26	ヨの渡櫓	51	との二門東方土堀	76	太鼓櫓北方土堀
27	ルの櫓	52	との一門東方土堀	77	帯郭櫓北方土堀
28	タの渡櫓	53	への門東方土堀	78	井郭櫓南方土堀
29	ヲの櫓	54	への門西方土堀	79	トの櫓南方土堀
30	レの渡櫓	55	水の一門西方土堀		

歴史的資産の現況図（国宝及び重要文化財）



名称は「姫路城の建造物（33頁）」の対応番号を参照

第2部 特別史跡姫路城跡及び周辺の概要



地下遺構発掘調査の概要

姫路城跡を対象とした本格的な発掘調査は、昭和51年の市立教育研究所建設に伴う調査に始まる(第1次)。中曲輪の武家屋敷地の遺構^{*}確認を主眼とした調査で、16世紀中期から後期に遡る土坑、素掘りの溝等を確認した。

昭和50年代に行った主要な発掘調査としては、姫路郵便局(第14・16・18次)、県立歴史博物館(第17次)、外京口門(第27次)、国立姫路病院(現姫路医療センター：第32次)、市立白鷺中学校(第36次)などがあげられる。このうち中曲輪南東部に位置する姫路郵便局の建替えに伴う調査では、安土・桃山時代から江戸時代の姫路城関連遺構に加えて、奈良時代から平安時代の建物群等を確認し、当該地が播磨国府^{*}跡である可能性が高まった(本町遺跡)。

県立歴史博物館建設に伴い兵庫県教育委員会が行った第17次調査では、3,600㎡におよぶ全面発掘で武家屋敷地の町割り、屋敷割り^{*}を平面的に確認した。また、第27次調査は、外曲輪を対象とした初めての調査事例である。

旧基本構想策定後は、これに基づく姫路城跡の整備が進められ、発掘件数も急増している。西御屋敷跡(第45・50・56・62・66・92次)、本町拘置所跡地(第57・81・82次)、A地区・市道幹第5号線((都)城南線)(第151・153・154・176・177・180次他)、D地区(第166・168・173次)等では、複数次にわたる大規模な発掘調査を実施した。調査の結果、中曲輪においては城下町絵図に準拠したかたちで町割り遺構が確認できること、町割りは江戸時代を通じて基本的に変化しなかったこと、武家屋敷地の改修に伴う大規模な整地や盛土は確認できないこと等が明らかになった。池田輝政による城下町形成以前の遺構も、姫路城跡の南側や東側を中心に確認事例が増加している。さらに城門では、史跡整備に伴い清水門跡(第78・103次)の調査を実施した。また、平成2年に埋門高石垣の一部が崩壊したのを機に内曲輪及び中曲輪の城門等の石垣修理を進めたが、その際の調査においても門の構造やその構築過程等についての新たな知見を得た。

市が実施する整備事業に加え、平成6年以降、中曲輪東部にある公共施設の更新整備に伴う発掘調査も進んでおり、国立姫路病院(第150・152・162・163・198次他)、淳心学院高等学校・中学校(第206・211・227次)、県立姫路東高等学校(第248次)等で比較的まとまった規模の調査を行っている。

以上のように、姫路城跡における発掘調査は施設整備等が進展している中曲輪の特別史跡^{*}指定区域を中心に実施している。その一方で外曲輪については、近代以降の市街地化が著しいこともあり、埋蔵文化財に対する対応が十分でなかった。しかし、近年では外曲輪の調査事例も増加しており、後世の攪乱が少ない場所では遺構の保存状態も良好であることが判明している。また、これまで実態が不明であった町屋^{*}部分の様相も次第に明らかになりつつある。

第2部 特別史跡姫路城跡及び周辺の概要



清水門跡 井戸
(78次 昭和63年)

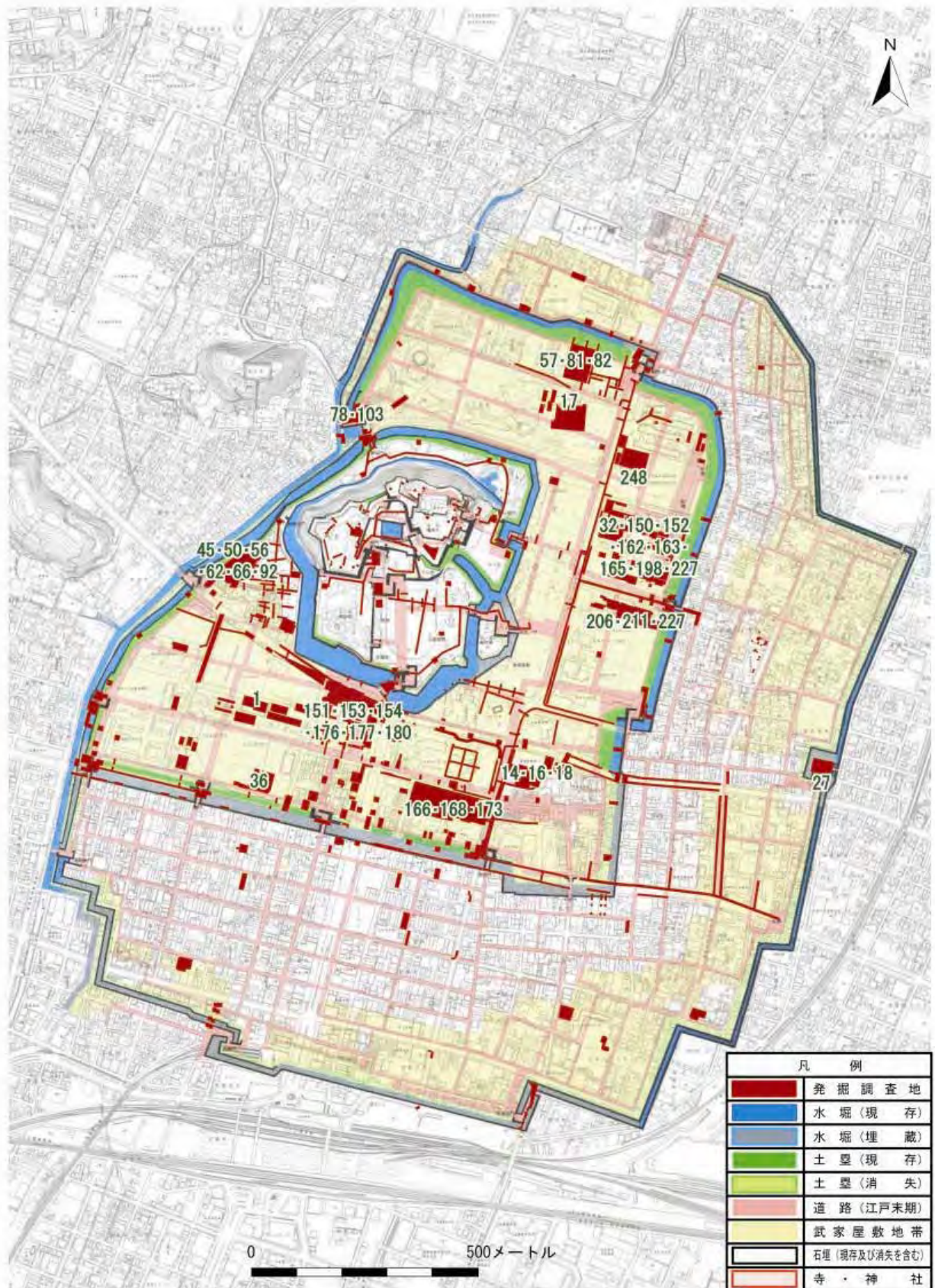


家老屋敷跡公園 うまやあと 厩跡
(177次 平成10年)



姫路医療センター 南北街路
(198次 平成13年)

発掘調査箇所図



第2部 特別史跡姫路城跡及び周辺の概要

調査 回数	調査地の区分	調査年	調査原因	主な成果
1	市立白鷺中学校	昭和51年	市立教育研究所建設事業	16世紀代の土坑、溝を確認
14	姫路郵便局	昭和55年	通信診療所建設事業	須恵器・緑釉陶器・土馬等が出土
16	姫路郵便局	昭和56年	局舎増築事業	奈良～江戸時代の遺構を確認。江戸時代の石組放生池を調査
17	姫路市役所跡地	昭和56年	県立歴史博物館建設事業	武家屋敷地の遺構面を3面確認。街路、建物跡、築地塀基礎、石組溝等を確認
18	姫路郵便局	昭和56年	局舎増築事業	奈良時代の大型建物跡を確認。本町遺跡が播磨国府跡である可能性が高まる
27	外京口門	昭和57年	市立東光中学校体育館建設事業	外京口門の土橋、暗渠を確認
32	国立姫路病院	昭和58年	リニアック治療棟建設事業	大型の石組井戸を確認
36	市立白鷺中学校	昭和59年	プール・砂場・部室建設事業	土坑から江戸時代各期の遺物が出土
45	国鉄宿舍跡地	昭和60年	西御屋敷跡整備事業	井戸、土坑、石組暗渠等を確認
50	営林署宿舍跡地・国鉄宿舍跡地	昭和61年	西御屋敷跡整備事業	西御屋敷と武家屋敷の間の石垣を確認
56	営林署宿舍跡地・姫路公園	昭和62年	西御屋敷跡整備事業	西御屋敷周辺の地割の様相が判明
57	本町拘置所跡地	昭和62年	市立日本城郭研究センター建設事業	弥生～江戸時代の遺構を確認したが、遺構の保存状態は良好でないことが判明
62	営林署宿舍跡地・姫路公園	昭和62年	西御屋敷跡整備事業	門、便所等武家屋敷の施設を確認
66	国鉄宿舍跡地・姫路公園	昭和63年	西御屋敷跡整備事業	街路に付属する暗渠、会所を確認
78	清水門	昭和63年	史跡整備	清水門の外門・内門の礎石等を確認し、門の構造を把握。「鷺の清水」を調査
81	本町拘置所跡地	昭和63年	市立日本城郭研究センター建設事業	安土・桃山時代の石組溝を確認
82	本町拘置所跡地	昭和63年	市立日本城郭研究センター建設事業	土坑、溝、築地塀基礎等を確認
92	姫路公園	平成元年	西御屋敷跡整備事業	街路に伴う築地塀基礎、石組溝を確認
103	清水門	平成2年	史跡整備	清水門高石垣上の礎石、土塀等を確認
150	国立姫路病院	平成6年	更新整備事業第1次調査	馬場の東を限る堀状遺構を確認
151	A地区	平成7年	家老屋敷跡公園整備事業	石組側溝を備える東西街路を確認
152	国立姫路病院	平成7年	更新整備事業第2次調査	播鉢と甕を用いた水琴窟状遺構を確認
153	A地区	平成7年	都市計画道路城南線整備事業	大手門前の空地と武家屋敷地を区画する石組溝、厩跡等を確認
154	A地区	平成7年	家老屋敷跡公園整備事業	高須隼人邸跡で井戸、石組溝等を確認
162	国立姫路病院	平成8年	更新整備事業第2～2次調査	土坑から天保暦を記した東山焼碗が出土
163	国立姫路病院	平成8年	更新整備事業第3次調査	土坑、ピットを確認
165	国立姫路病院	平成8年	更新整備事業第4次調査	池、水琴窟等武家屋敷の庭園遺構を確認
166	D地区	平成8～9年	お城本町地区市街地再開発事業	公的施設を区画する屋敷割遺構を確認
168	D地区	平成9～10年	お城本町地区市街地再開発事業	奈良～江戸時代の遺構を確認。播磨国府関連と思われる南北溝を確認
173	D地区	平成10年	お城本町地区市街地再開発事業	江戸時代初期の大型廃棄土坑を確認
176	A地区	平成10年	家老屋敷跡公園整備事業	高須隼人邸内の遺構配置状況を確認
177	A地区	平成10年	家老屋敷跡公園整備事業	153次調査で確認した厩跡の西側を調査。丹波焼の便壺など、厩の構造を確認
180	A地区	平成11年	都市計画道路城南線整備事業	16世紀後半の南北溝、土坑等を確認
198	国立姫路病院	平成13年	更新整備事業第9次調査	上岐阜町通の街路を確認
206	淳心学院	平成13年	淳心学院整備事業	下岐阜町通の街路、池、井戸等を確認
211	淳心学院	平成14年	更新整備事業	久長門内の武家屋敷地を調査。街路、池、階段付土坑、石室等を確認
227	淳心学院	平成16年	更新整備事業	211次調査の街路の延長部等を確認
248	県立姫路東高等学校	平成19年	体育館改修	屋敷割遺構の可能性のある列石を確認

姫路城以外の歴史的資産（建造物）

姫路市指定文化財*

姫路市文化財保護条例に基づき姫路市教育委員会が指定する。

概ね、外曲輪及びパツファゾーン*の範囲内にある資産*は次のとおりである。

図番号	種類	名称	数量	指定年月日	所有者	所在地	時代
103	建造物	船場本徳寺境内建造物	4棟	H18.3.24	真宗大谷派姫路船場別院本徳寺	地内町1	江戸
112	歴史資料	固寧倉 <small>こねいそう</small>	1棟	H7.9.25	姫路市	野里708	江戸

兵庫県指定文化財

兵庫県文化財保護条例に基づき兵庫県教育委員会が指定する。

外曲輪及びパツファゾーンの範囲内にある資産は、次のとおりである。

図番号	種類	名称	数量	指定年月日	所有者	所在地	時代
81	建造物	石造鳥居	1基	S59.3.28	射楯兵主神社	総社本町190	江戸

登録有形文化財*

文化財保護法に基づき、「重要文化財以外の有形文化財（地方公共団体が文化財保護法第182条第2項の規定に基づく指定を行っているものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるもの」が文部科学大臣により文化財登録原簿に登録される。概ね、外曲輪及びパツファゾーンの範囲内にある資産は次のとおりである。

図番号	種類	名称	数量	登録年月日	所有者	所在地	時代
82	建造物	姫路工業大学ゆりの木会館（旧姫路高等学校本館）	1棟	H11.10.14	兵庫県	新在家本町1-1-12	大正
83		姫路工業大学講堂（旧姫路高等学校講堂）		H11.10.14		新在家本町1-1-12	
84		姫路市立美術館（旧第十師団兵器庫）		H15.2.26	姫路市	本町68	明治
85		姫路文学館望景亭（旧濱本家住宅）和室		H21.8.7		山野井町86	大正
86		姫路文学館望景亭（旧濱本家住宅）茶室		H21.8.7		山野井町86	
87		姫路文学館望景亭（旧濱本家住宅）廊下		H21.8.7		山野井町86	
88		姫路文学館望景亭（旧濱本家住宅）棟門		H21.8.7		山野井町86	
89		姫路文学館望景亭（旧濱本家住宅）石垣		H21.8.7		山野井町86	昭和

第2部 特別史跡姫路城跡及び周辺の概要

姫路市史掲載建造物

概ね、外曲輪及びバッファゾーンの範囲内にある姫路市史第15巻下別編文化財編2に記載の建造物は、次のとおりである。

歴史的資産の現況図（国宝及び重要文化財以外）

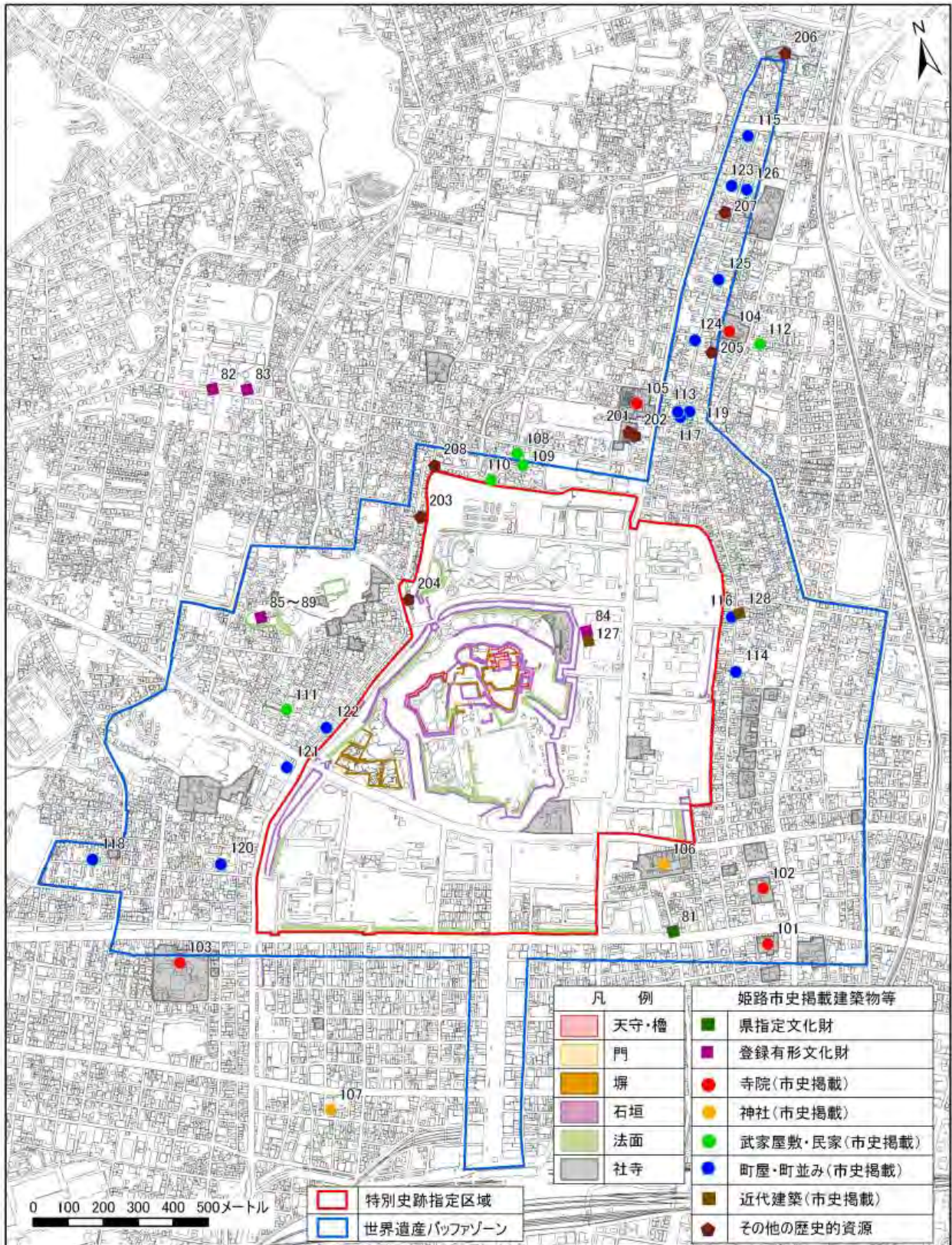
図番号	名称	分類	図番号	名称	分類
101	正法寺	寺院	115	旧梅本修造家住宅	町屋・町並み
102	善導寺		116	上村欣三家住宅	
103	船場本徳寺		117	大田文三郎家住宅	
104	慶雲寺		118	加藤民雄家住宅	
105	雲松寺		119	大田充家住宅	
106	射盾兵主神社	神社	120	旧中津博明家住宅	
107	十二所神社		121	旧今井衛国家住宅	
108	山中一克家住宅	武家屋敷・民家	122	森昌彦家住宅	
109	旧竹久大二家住宅		123	魚橋正稔家住宅	
110	大田啓輔家住宅		124	尾上廉家住宅	
111	旧国光政美家住宅		125	大野伊雄家住宅	
112	野里固寧倉		126	魚橋呉服店	
113	佐野俊明家住宅	町屋・町並み	127	姫路市立美術館	近代建築
114	尾上久雄家住宅		128	勝原薬局	

その他の歴史的資源

概ね、外曲輪及びバッファゾーンの範囲内にある資産は次のとおりである。

図番号	名称	出典
201	誓光寺・願入寺	文化財見学シリーズ (姫路市文化財課発行)
202	庚申堂 <small>こうしんどう</small>	
203	白川神社	
204	吉水地蔵	
205	光正寺	
206	日吉神社	
207	正願寺	
208	船場川 船着場	

歴史的資産の現況図（国宝及び重要文化財以外）



名称は「姫路城以外の歴史的資産（建造物）（40・41頁）」の対応番号を参照

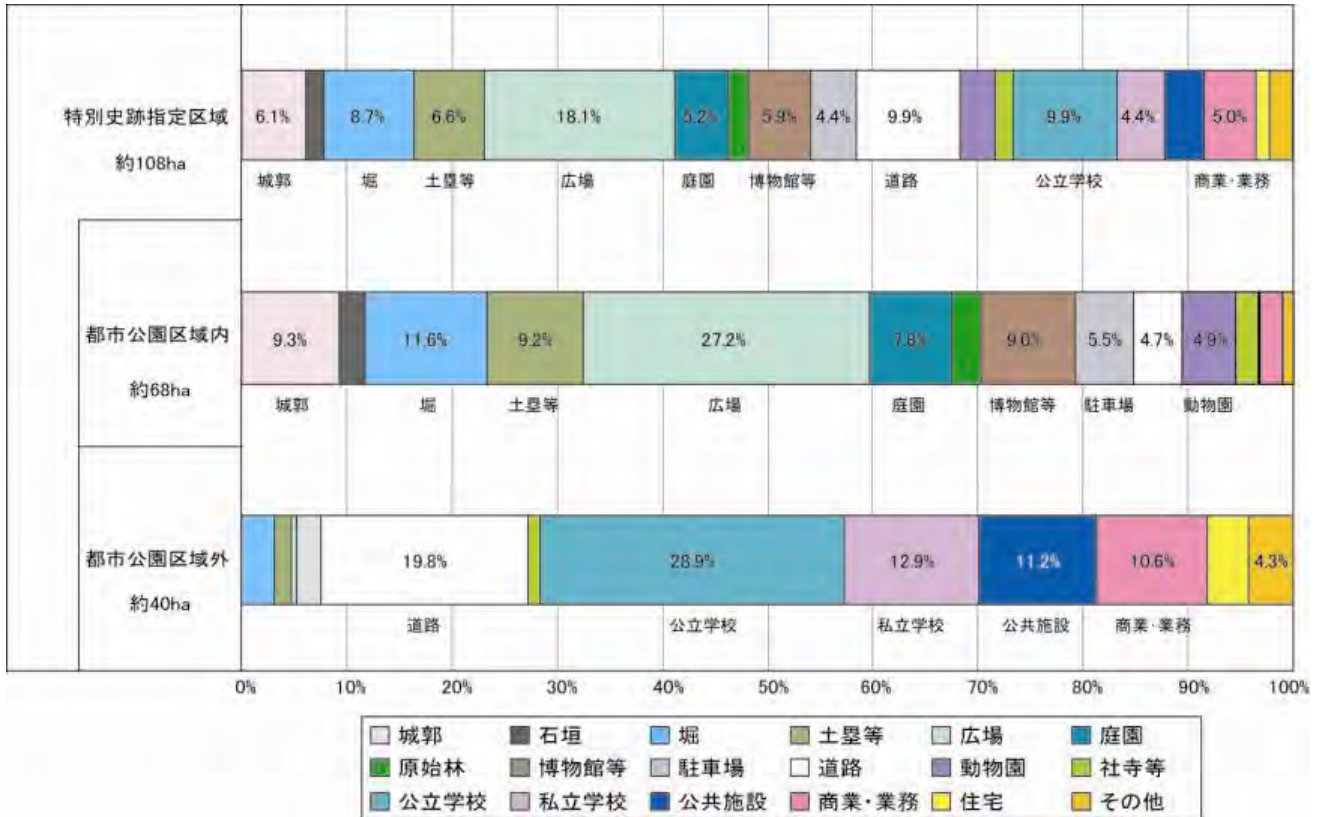
3 土地所有及び土地利用の状況

特別史跡姫路城跡の土地利用の概況

特別史跡の指定区域約108haのうち68haは、都市公園「姫路公園」(総合公園)として都市計画決定(昭和21年8月当初決定)されている。

姫路公園以外の特別史跡の指定区域は、公立及び私立学校、商業・業務施設などとして土地利用がなされている。

土地利用の状況



土地利用の概況図



凡 例					
	特別史跡指定区域		城郭		駐車場
	都市公園		土塁等		公立学校
			庭園		私立学校
			広場		公共施設
			堀		住宅
			斜面緑地等		商業・業務
			原始林		社寺等
			博物館等		その他
			動物園		

第2部 特別史跡姫路城跡及び周辺の概要

土地利用の現況

内曲輪からバッファゾーンまでの範囲内で、国宝や重要文化財に指定されている大天守、小天守をはじめとする建造物群が残されている区域を除いた区域の土地利用の現況は次のとおりである。

内曲輪

大天守及び小天守等の北東部から西の丸までの内堀に面した斜面は、カクレミノ、タラヨウ、シュロ等、常緑樹の多い樹林地となっており、いわゆる「姫山原始林」と呼ばれている。

一方、向御屋敷跡である三の丸は広場として利用されている。また、三の丸東部には、「市立動物園」が位置しており約3haの敷地の一部は中曲輪に及んでいる。



姫山原始林

中曲輪

ア 北部

シロトピア記念公園の東側に隣接して「県立歴史博物館」が、公園北側には「自動車学校」「広場」「城の北駐車場」「日本城郭研究センター」などが位置している。



自動車学校

イ 東部

県道砥堀本町線((都)城東線)が南北に通じ、道路の西側には「市立美術館」「姫山駐車場」「東御屋敷跡公園」「城見台公園」「護国神社」が位置している。東側は、「県立姫路東高等学校」「姫路医療センター」「淳心学院高等学校・中学校」「賢明女子学院高等学校・中学校」などが位置している。

ウ 南東部

内曲輪の南に隣接して東西に市道幹第5号線((都)城南線)が、また大手門正面から南に向かって大手前通りがシンボルロードとして整備されている。大手前通りの東側には「大手前公園」が整備されており、その南側は商業地となっており、本町商店街及びお城本町地区市街地再開発ビル「イーグレひめじ」が位置している。

エ 南西部

市道幹第5号線((都)城南線)北側の西御屋敷跡には、西御屋敷跡庭園「好古園」を整備している。道路の南側には、大手前通りに西面して「家老屋敷跡公園」を整備し、公園内には史跡見学者等の利便に供するため「便益施設」を設置している。その西側には、「大手門駐車場」「県立姫路聴覚特別支援学校」が、駐車場の南側区域には「市立白鷺中学校・小学校」「神姫バス本町車庫」が位置している。

また、家老屋敷跡公園の南側区域は、商業・業務施設と住宅が混在する土地利用となっている。

このほか、特別史跡指定区域の南端にあたる国道2号の北側には土塁^{*}や門の石垣が現存している。



神姫バス本町車庫



中ノ門東側の石垣

オ 特別史跡指定区域外

NTTの中層建築物や郵便局などの商業・業務施設が立地する。また、播磨国総社とその門前町^{*}を発祥とする住宅街が広がっている。

外曲輪及びバッファゾーン

ア 南部

国道2号より南側の区域は本市最大の商業・業務施設の集積地であり、JR姫路駅を中心とした交通結節機能^{*}が充実している。

イ 東部及び西部

姫路城外曲輪の町屋から発展した住宅地が広がっており、東部は寺町であったことから寺院も点在している。また、国道2号に近い区域では商業・業務施設も数多く立地している。

ウ 北部(野里街道周辺部)

小規模な商業・業務施設が住宅とともに立地する土地利用となっており、姫路城の鬼門にあたる位置であることから寺院も多い。

第2節 保存管理の状況

1 保存管理の経緯及び現況

ここでは、特別史跡姫路城跡整備管理方針（昭和44年）に基づく管理の経緯を中心に、姫路城跡の保全状況及び管理に係る基礎情報（姫路城跡の歴史的変遷及び保存整備の経緯）について記述する。

特別史跡姫路城跡整備管理方針策定の経緯

本市の市街地は、昭和20年6月及び7月の二度にわたる大空襲により、その多くは焦土と化した。姫路城は焼失を免れたが、外曲輪を中心とする区域は焼け野原となり、城南練兵場跡などはバラックの商店街となり、終戦直後の混乱期に多数の無届け建物が発生した。

特別史跡姫路城跡は本市の中心市街地に位置しており、これらの状況を放置すれば都市形成上重大な影響が生じ、文化財保護の面からも問題があることから、特別史跡指定区域の文化財等の保存及び整備を含む管理方針を定めることが必要となった。

このため、特別史跡指定区域の管理団体である本市が中心となって文化庁、大蔵省（現財務省）、兵庫県の四者により昭和42年12月に「特別史跡姫路城跡周辺地区整理促進連絡協議会」を設立し、昭和44年6月に「特別史跡姫路城跡整備管理方針」（以下「四者協定」という。）を策定した。

この四者協定において、公園化区域（昭和44年当時の都市公園区域約65ha）は諸施設の移転を図りながら史跡公園化を目指すこととし、特別史跡指定区域を20の地域に区分してそれぞれの地域ごとに管理方針（48頁参照）を定めている。

四者協定策定後の管理及び整備

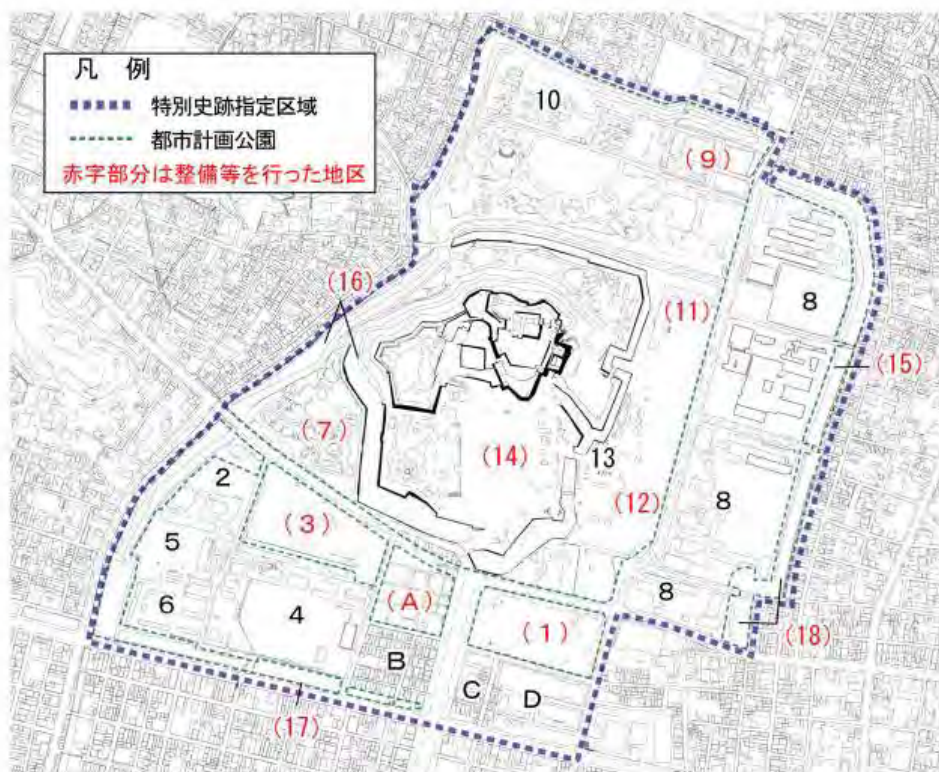
四者協定に基づいて昭和45年に^{しろきた}城北地区の姫山住宅の移転が始まり、その後、施設等の物件移転を促進したことから、史跡整備の準備が整った。

さらに、裁判所、税務署、市役所等が特別史跡の指定区域外に移転した。昭和58年には、元第十師団兵器庫を市立美術館（平成15年2月に国の登録有形文化財）としてレンガ造りの外観や構造を保存しつつ内部を展示施設に改修して整備したほか、その北側に県立歴史博物館が設置された。



市立美術館

特別史跡姫路城跡整備管理方針（昭和44年）の概況図



特別史跡姫路城跡整備管理方針（昭和44年）の概要

番号	地区別	整備方針	管理基準(現状変更)
	A地区	昭和46年度を目処に公園緑地計画を推進する。	生活上最小限度の補修に止める。
	B . C . D地区	姫路城との調和を考えながらA地区の居住者を収容、集約立体化を計り整理する。	土塁法下から6mは遊歩道、建物の高さ制限B.C地区8m、D地区12m、A地区を含めた姫路市の具体的な計画の見通しがつけば3～4階程度を認める等弾力的にこれを取り扱う。
1	大手前公園	環境・景観の美化	
2	県立ろう学校	将来公園緑地化する。	高さ制限12m
3	市民グラウンド地区	公園計画の推進により東側既設建物を撤去する。	撤去以外の現状変更は認めず。但し、移転までの間必要最小限度の現状変更には止める。
4	白鷺中学校 城南小学校	現状のまま環境・景観の美化を図る。	必要な現状変更には止める。
5	神姫バス車庫		
6	県有地 (財務事務所等)	庁舎移転後姫山住宅の撤去に伴い、その移転先として鉄筋4階建公営住宅とA地区移転者住宅の建設を認める。	
7	西南三角地帯	既設建物の全面撤去、公園計画の早期推進	撤去以外の現状変更は認めず。補修のみ可。
8	姫豊線(現城東線)以東地区	現状のまま環境の美化を図る。	土塁法下から6mを離す。高さ制限12m
9	姫路拘置所	将来公園緑地化する。	行政上必要な最小限度の現状変更には止める。
10	城北地区	建物は撤去し、公園緑地化の早期推進をはかる。	生活上必要な補修以外は認めない。増改築は不可。
11	姫路市役所及び南側空地	将来公園緑地化する。	必要最小限度の現状変更には止める。
12	法務庁舎以南地区	将来公園緑地化する。	増改築は原則として認めず、必要最小限度の現状変更には止める。
13	動物園		最小限度の現状変更には止める。
14	内堀内公園地域	公園計画促進と環境美化	管理公開上必要最小限度に止める。
15	東部中堀	堀の復元等による環境美化	
16	その他の堀	保全と環境美化	
17	南部土塁	外側:国道2号線の拡幅促進 内側:不法占拠建物の撤去。公園緑地化	
18	その他の土塁	保全と環境美化	法下より6m以上を確保

特別史跡姫路城跡整備基本構想

(旧基本構想) 策定の経緯

四者協定に基づき公園化区域内の施設等の移転を促進したことから、特別史跡の指定区域を文化財等の保存空間として確保し、一部の区域については公園整備を進めた。

この状況を受け、昭和60年10月には、特別史跡指定区域及びその周辺のあるべき姿を検討するため、「特別史跡姫路城跡整備基本構想策

定協議会」(学識経験者9人、文化庁、建設省(現国土交通省)、大蔵省(現財務省)、兵庫県及び姫路市の行政機関に市民代表を加えた17人で構成)を設置し、昭和61年11月に「特別史跡姫路城跡整備基本構想」(旧基本構想)を策定した。

特別史跡姫路城跡整備基本構想(旧基本構想)の概要

<p>ゾーニングの考え方</p>	<p>整備内容によるゾーン区分 a 将来とも絶対に手をつけないゾーン b 原則的に復元させるゾーン c 公園あるいは緑地利用を考えるゾーン d 施設利用を考えるゾーン 城及び市街地との連続性 利用主体による a 観光利用 b 市民利用 交通計画、動線計画によるゾーン区分 a 観光バス駐車場からの動線 b 天守閣登閣口及び観光コースとの関係 c 大型車輛やサービス車の進入 景観的配慮によるゾーン区分 a View Pointからの近景及び遠景 b 天守閣からの眺望</p>
<p>整備プログラムの考え方</p>	<p>史跡区域内において、将来とも手を加えずに保全していくゾーンを除いたゾーンについては、そのゾーン区分に見合った整備をすすめるものとする 施設の撤去が済み、現在空地として残っている土地については、何らかの利用を考える 観光的(城・博物館・美術館との関係)あるいは地域社会(市民生活)との関係で、早急に整備が望まれる施設については、早期における利用を考えるが、それ以外については、用途の変更等に柔軟性のある利用を考える 現在固い施設が立地する土地については、将来具体的な整備内容を決定するものとし、現段階では公園が施設利用程度のゾーニングにとどめ、自由度を残す</p>
<p>土地利用の考え方</p>	<p>復元や修復により歴史的イメージを再現する区域 内堀に囲まれた区域、旧作事場、旧家老屋敷、東御殿跡、西御殿跡、城門及び土塁等 公園、緑地的利用を図る区域 西側の市ノ橋付近の三角区域。ろう学校、神姫バス、県営住宅等の西部区域。大手前公園、北部姫山住宅跡地、白鷺町A地区等の区域 施設利用を図る区域 (市立美術館、県立歴史博物館とその北側を文化ゾーンとして) 砥堀本町線(現城東線)以東国立病院(現姫路医療センター)、県立姫路東高等学校から南兵庫県姫路警察署までの区域。白鷺住宅B、C、お城マート・日本電信電話株式会社等の区域</p>

特別史跡姫路城跡の管理及び整備 に関する現況

旧基本構想の策定後に実施した主な事業は次のとおりである。

城郭庭園計画

西御屋敷跡では、発掘調査で確認した屋敷割り及び街路等の遺構^{*}を生かした「西御屋敷跡歴史庭園整備事業」を実施し、平成4年4月に「西御屋敷跡庭園好古園」を開園した。城主の御居城が存在した三の丸西部では、「御居城跡庭園整備事業」として天守を眺望した庭園の整備を計画していたが、平成5年4月に「千姫ぼたん園」として整備した。



好古園

文芸の杜公園整備計画

四者協定に基づき姫山住宅が移転したことから、中曲輪のうち姫路城北側の一帯で公園整備を行うこととなった。事業範囲のうち、西部は武家屋敷跡をイメージした公園区域とし、東部は施設区域として文化施設の整備を計画した。公園区域では平成2年に「シロトピア記念公園」を、平成7年度には「城の北駐車場」を整備した。施設区域では「日本城郭研究センター」などの整備を行っている。なお、当該区域では、平成13年度に養護老人ホームなどの社会福祉施設（撤去は平成14年度）平成15年度には国立姫路病院（現姫路医療センター）姫山官舎の移転が完了した。



シロトピア記念公園



日本城郭研究センター

家老屋敷庭園計画

計画範囲である姫路城大手門の南西区域は、戦後は居住域として土地利用されていたため、昭和63年度から物件移転に着手し、平成18年7月に169件の移転を完了した。

整備にあたっては、当該地域に姫路城へのメインアプローチである「中ノ門通」が通っていたことから、発掘調査に基づき、中ノ門から桜門にいたる大路の復元や屋敷割りの遺構表示^{*}を行うことを決定した。これに基づき、公園内には街路や石組み井戸などを平面表示しているほか、市道幹第5号線((都)城南線)には道路上に厩^{うまや}跡の遺構表示を行っている。また、市民や史跡見学者の利便に配慮し、便益施設を4棟設置した。



便益施設

船場川整備事業

昭和62年度から平成5年度に河川整備を行った。

東部中堀還流事業

緑あふれる歴史的な水辺空間の創出を目的に、空堀となっていた東部中堀及び西部中堀へ水を導入するなど、昭和61年度から整備に着手した。平成4年3月には東部中堀で延長約1,000mの整備が完了し、また、平成5年度から10年度にかけて、北部中堀と内堀の浚渫及び北部中堀の環境整備を実施した。

南部土塁整備事業

国道2号沿いの中曲輪南部土塁には、終戦直後からの不法占拠物件や建物等が残っていたことから、昭和60年度から物件移転に着手し、平成4年3月に143件の物件移転を完了した。



土塁

電線の地中化事業

姫路城の景観を保全するため、昭和61年から63年に地中化事業を実施した。

都市機能補充事業

昭和54年10月に都市計画決定した「お城本町地区市街地再開発事業」により再開発ビル「イーグレひめじ」を整備し、平成13年7月に事業が完了した。



イーグレひめじ

一方、主な未整備事業としては「姫山公園整備事業」「市立動物園の移転」「三ノ丸(向御屋敷跡)整備事業」「イベント広場整備事業」などがある。また、県道砥堀本町線((都)城東線)以東は「施設ゾーン」として施設利用を図る地区として位置づけているが、平成16年に国立姫路病院(現姫路医療センター)が、平成18年に淳心学院が、平成14年にしらさぎ大和会館が建物を更新整備した。

なお、当該未整備事業を含む旧基本構想に掲げる整備事業は、昭和61年から今日に至るまでの社会経済情勢の変化など市政運営上の状況を勘案し、本基本計画に掲げる事業に改定する。

特別史跡姫路城の整備管理状況（昭和44年～平成22年度）

特別史跡姫路城跡整備管理方針(昭和44年)			特別史跡姫路城跡整備基本構想(昭和61年)	
番号	地域	整備方針		
7	西南三角地帯	既設建物の全面撤去、公園計画の早期推進	城郭庭園計画	西御殿跡庭園整備
12	法務庁舎以南地区	将来公園緑地化する		管理事務所の移転
14	内堀内公園地域	公園計画促進と環境美化		東御殿跡庭園整備
13	動物園			向御屋敷跡庭園整備 三の丸の大路の再現
				御居城跡庭園整備 動物園の移転 作事場庭園整備 迎賓館の移転 本丸(備前丸跡)整備
			姫山公園整備計画	
10	城北地区	建物は撤去し、公園緑地化の早期推進を図る	文芸の杜公園整備計画	福祉施設の移転
12	法務庁舎以南地区	将来公園緑地化する		駐車場整備
9	姫路拘置所	将来公園緑地化する		図書館・文学館建設
10	城北地区	建物は撤去し、公園緑地化の早期推進を図る		跡地公園整備
11	姫路市役所及び南側空地	将来公園緑地化する		自動車学校の移転
A地区		昭和46年度を目処に公園緑地計画を推進する	家老屋敷庭園計画	物件移転 家老屋敷庭園整備 桜門橋の架替
3	市民グラウンド地区	公園計画の推進により東側既設建物を撤去する	イベント広場整備事業	駐車場整備 レストハウス建設 イベント広場整備
4	白鷺中学校 城南小学校	現状のまま環境・景観の美化を図る	施設ゾーン整備事業 (大イベントゾーン)	大イベントゾーン
5	神姫バス車庫			
2	県立姫路ろう学校	将来公園緑地化する		
1	大手前公園	環境・景観の美化	大手前公園整備事業	城郭庭園化
15	東部中堀	堀の復元等による環境美化	東部中堀還流事業	しゅんせつ護岸工事
16	その他の堀	保全と環境美化	船場川整備事業	護岸工事
				還流設備工事 野里門跡の史跡化
17	南部土塁	外側:国道2号の拡幅促進 内側:不法占拠建物の撤去 公園緑地化	南部土塁整備事業	移転、土塁、遊歩道の整備
			電柱地中化事業	特別史跡指定区域内の電線地中化
8	姫豊線以東地区 (現城東線)	現状のまま環境の美化を図る	施設ゾーン整備事業 (東部施設ゾーン)	国立姫路病院(現姫路医療センター) 淳心学院 県立東高等学校、賢明女子学院、姫路警察署、関西電力変電所 しらさぎ大和会館 馬場跡の復元(県立東高等学校、国立姫路病院(現姫路医療センター))
6	県有地 (財務事務所等)	庁舎移転後姫山住宅の撤去に伴い、その移転先として鉄筋4階建公営住宅とA地区移転者住宅の建設を認める		
B, C, D地区		姫路城との調和を考えながらA地区の居住者を収容、集約立体化を図り整理する		都市機能補充事業
18	その他の土塁	保全と環境美化 ゴシック:実施済みの事業		

第2部 特別史跡姫路城跡及び周辺の概要

現 況	
実施済	「好古園」として整備(平成4年4月)
実施済	管理事務所機能を持つ姫路城防災センターとして整備(平成14年度)
暫定利用中	芝生広場・臨時駐車場として整備。街路表示済み。
未着手	三の丸広場をイベント等に活用
暫定利用中	「千姫ぼたん園」として整備(平成5年4月)
未着手	
未着手	
暫定利用中	迎賓館として利用中
未着手	
未着手	(桜ゾーン整備、和風庭園化、もみじゾーンとして整備する計画であった)
実施済	白鷺園移転(平成14年度)。国立姫路病院官舎が移転(平成15年度)
実施済	「城の北駐車場」として整備(平成7年度)
実施済	「県立歴史博物館」「日本城郭研究センター」「市立美術館」などを整備。城北地区は「シロトピア記念公園」(平成2年度)として整備
実施済	旧保健所跡の公園整備(平成8年度)
未着手	
実施済	169件の移転完了(平成18年7月)
実施済	家老屋敷の西部の区域で、中の門から桜門にいたる大路の復元、屋敷割りの遺構表示を実施。城南線で確認した厩跡は道路上に遺構表示。市民や観光客の利便に供するために便益施設を4棟建設
実施済	暫定的に木橋風に架ける(平成18年度)
暫定利用中	
暫定利用中	大手門駐車場として一部暫定利用
未着手	
未着手	
未着手	(県立姫路ろう学校は現地再建を昭和52年に許可)
未着手	
実施済	東部中堀で延長約1,000mを整備(平成4年3月)
実施済	昭和62年度から平成5年度に河川整備を実施
実施済	堀の浚渫・北部中堀の環境整備を実施(平成10年度)
実施済	野里門跡西部を追加指定(平成13年1月)。物件を撤去し北部中堀の環境整備を実施(平成19年度)
実施済	143件の物件移転は完了(平成4年3月)
実施済	昭和61年から63年に実施
未着手	平成15年度に建物を更新整備
未着手	平成18年度に建物を更新整備(淳心会本部を国の登録文化財に指定する計画あり)
一部実施済	「姫路警察署」が特別史跡指定区域外に移転(平成21年度)
未着手	平成14年度に建物を更新整備
未着手	
	県営住宅撤去(平成21年度)
未着手 一部実施済	B、C地区については未着手 D地区では、お城本町地区市街地再開発事業で「イーグレひめじ」整備(平成13年7月)

整備範囲図





2 法令による規制の状況

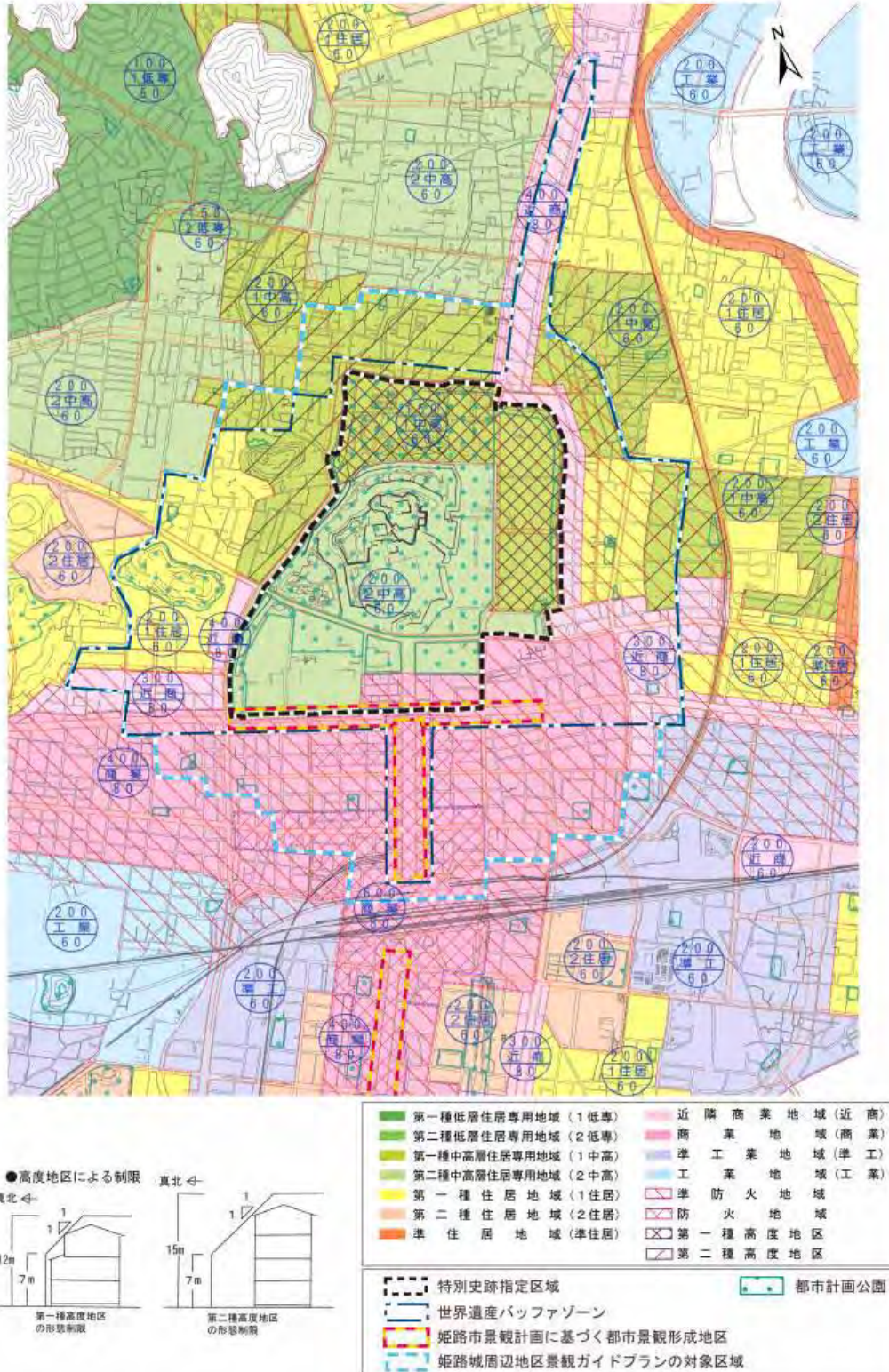
特別史跡姫路城跡に関する関連法令

特別史跡指定区域については、文化財保護法による保護措置が取られるほか、指定区域のうち68haは、都市公園「姫路公園」(総合公園)として施設利用や建築に関する規制を受ける

など都市計画法による土地利用の制約を受けている。

平成22年4月時点での都市計画等の状況は、次の図面のとおりである。

都市計画等の主な状況図



特別史跡指定区域の文化財保護法に基づく規制

史跡の現状変更等の許可

特別史跡姫路城跡は、文化財保護法に基づき保護されている。

文化財保護法第125条第1項では、「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。」と規定され、その形状や景観を変化させる行為や史跡^{*}の保存に影響を及ぼす行為（現状変更等）を行う際には、あらかじめ文化庁長官の許可を受けなければならないこととなっている。同項第3号には、文化庁長官が現状変更等の許可を与える場合、必要な指示や停止を命令することができる」と規定されている。

また、関係各省各庁の長が現状変更や保存に影響を及ぼす行為などを行う場合は、同法第168条第1項に基づき、あらかじめ、文部科学大臣を通じて文化庁長官の同意を求めなければならない。同条第2項には「各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。」と規定され、国の機関の現状変更等の行為についても文化庁長官の同意が必要となっている。

なお、手続き関係について、同法第153条第2項の規定により、文化庁長官が重要文化財や史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を許可する場合は、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならないとされ、同法第188条第1項には、「文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。」と規定されている。

文化庁長官の許可を受けずに史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を行なった者に対しては、同法第125条第7項に基づき、文化庁長官は原状回

復を命ずることができる。

罰則規定としては、同法第196条第1項に「史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしてこれを滅失し、き損し、又は衰亡に至らしめた者は、5年以下の懲役若しくは禁固又は30万円以下の罰金に処する。」と規定され、同法第197条には「許可を受けず、若しくは許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状を変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は20万円以下の罰金に処せられる。」と規定されている。

地方自治体における現状変更等の許可権限の執行

文化財保護法第184条第1項においては「文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。」と規定されており、同項2号において当該事務のひとつとして、同法第125条の規定による史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可（許可の取消し及び停止命令を含む。）事務が規定されている。

また、同法施行令第5条第4項第1号において、この現状変更等の許可（許可の取消し及び停止命令を含む。）事務のうち、市の教育委員会が行うこととされている事務の区分が規定されており、現在、本市の教育委員会がこれらに該当する事務を行っている。

なお、前述の市の教育委員会が行うこととされている事務については、地方自治法施行令第1条に規定する「第1号法定受託事務」に該当する。

（86頁「第3部 第4章3 現状変更等の取扱い」参照）

姫路城周辺地区景観ガイドプランにおける姫路城跡の保存及び活用に関する考え方

平成17年策定の「姫路城周辺地区景観ガイドプラン^{*}」では、姫路城をシンボルとした美しい都市の創出に取り組むため、「歴史に生まれ、時と空間のおりなす美しいまち」を基本目標として設定し、多様な景観特性を有する姫路城周辺地区の特性を生かすとともに、姫路城と調和した風格ある景観を形成をすることとしている。

このガイドプランの基本目標を実現するため、土地利用、景観変化等の景観に大きな影響

を及ぼす要素及び景観誘導方向により区分された景観同質地区^{*}を設定し、各々の特性を生かした景観形成を進めていくうえでの基本方針を次のように定めている。

姫路城をシンボルとした景観形成

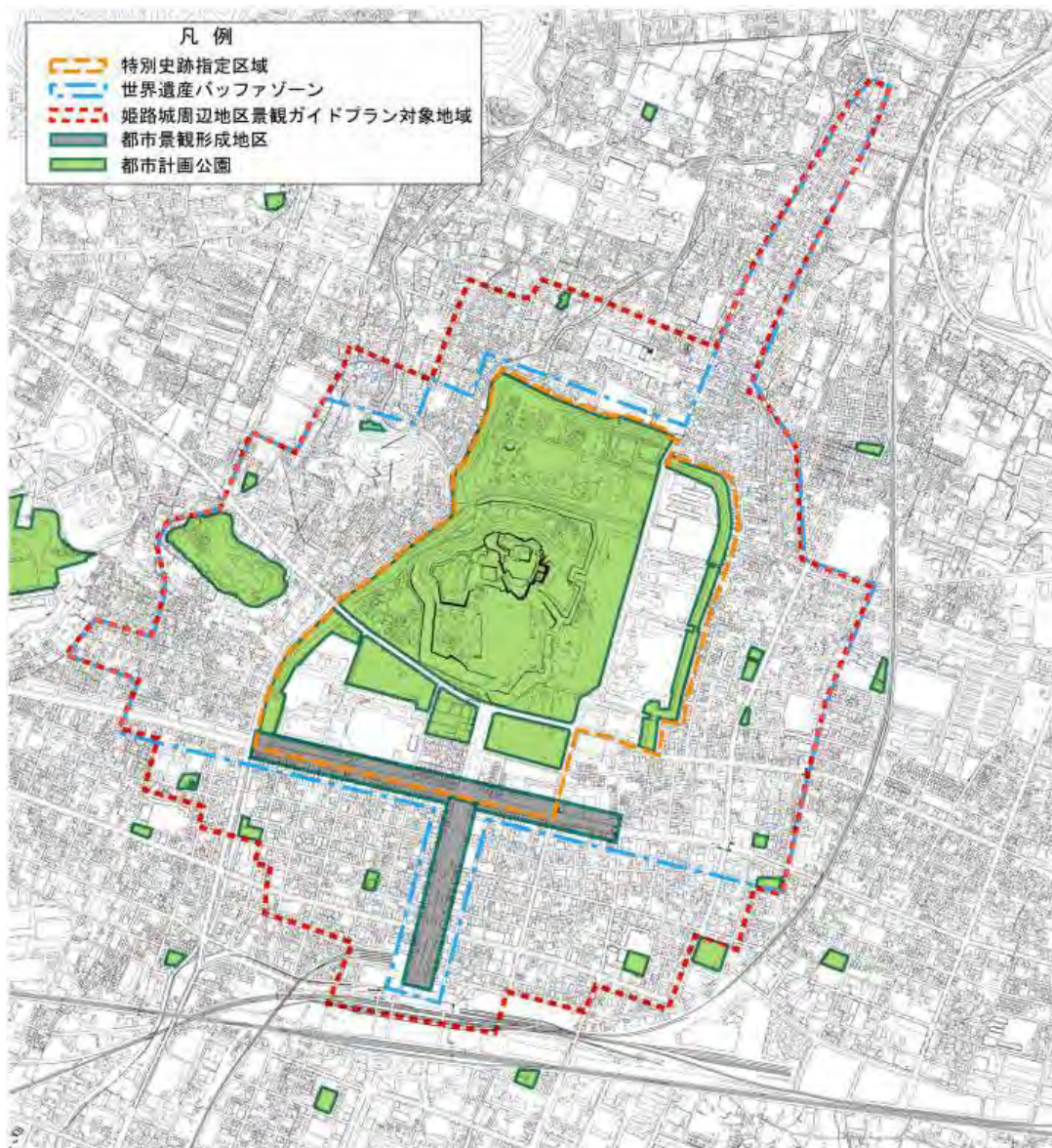
姫路城と調和した景観形成

歴史・文化と自然を生かした景観形成

市民と行政の参画と協働による景観形成

観光・商業など経済の活性化につながる景観形成

姫路城周辺地区景観ガイドプラン対象地域図



第3章 世界遺産への登録

第1節 世界文化遺産姫路城の概要

1 世界遺産への登録

世界遺産とは、昭和47年のユネスコ総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(世界遺産条約^{*})に基づいて世界遺産一覧表^{*}へ記載される人類が共有すべき「顕著な普遍的価値」(Outstanding universal value)をもつ文化財とされている。日本は、平成4年に世界遺産条約を批准し、125番目の加盟国となった。

世界遺産一覧表への資産^{*}の記載については、

その資産が 顕著な普遍的価値を有すること 真実性^{*}・完全性^{*}をもつこと 推薦国政府が保護に取り組んでいること バッファゾーン^{*}が確保されていること などの条件に基づき、条約締約国政府が推薦した資産の記載の可否について世界遺産委員会^{*}が審議する。

世界遺産に値するか否かの主な評価基準は次の10項目である。このうち、～ が文化遺産の評価基準である。

世界遺産条約履行のための作業指針 D 「顕著な普遍的価値の評価基準」

77. 本委員会は、ある資産が以下の基準(の一以上)を満たすとき、当該資産が顕著な普遍的価値を有するものとみなす。

人間の創造的才能を表す傑作である。

建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値感の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。

現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在(少なくとも希有な存在)である。

歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。

あるひとつの文化(または複数の文化)を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である(特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの)。

顕著な普遍的価値を有する出来事(行事)、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある(この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい)。

最上級の自然現象、又は、類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。

生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本である。

陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。

学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。

作業指針 2008年版。原文英語。訳文は文化庁ホームページから

国会の世界遺産条約批准を受け、近世建造物の代表として姫路城が、古代建造物の代表としての法隆寺とともに平成4年10月に日本国政府により世界遺産委員会に推薦された。平成5年5月と8月には、世界遺産の諮問機関であるイコモス（ICOMOS^{*}・国際記念物遺跡会議）の現地調査を受け、次の理由から、我が国を代表する城郭^{*}遺構であるとの高い評価を受けた。

白鷺城ともいわれ、その美的完成度は我が国の木造建築物の中でも最高の位置にあり、世界的にも類を見ない優れたものである。

現存する最大の城郭建築であり、その壮麗な意匠は17世紀初頭の時代の特徴をよく表している。

天守群を中心に、櫓、門、堀等の建築物、石垣、堀等の土木構造物が良好に保存されている。

同年12月6日からコロムビアのカルタヘナで第17回世界遺産会議が開催された。

ここにおいて、姫路城の建造物群のデザインは、木造の構造体の外側を土壁で覆い白漆喰で仕上げた単純な外観素材を用いつつ、一方で配置や屋根の重ね方では複雑な外観形態を構成しており、独特の工夫をしたものである。白鷺城の別称が示すように、その美的完成度は、我が国の木造建築のなかでも最高の位置にあり、世界的にみても他にない優れたものといえるとして評価基準の①に該当し、また、姫路城が築城された17世紀初頭は、日本で城郭建築が最も盛んであった時代であり、天守群を中心に櫓・門・土塀等の建造物、石垣、堀等の土木構造物を良好に保存し、防御に工夫した日本独自の城郭の構成を最もよく示した城であることから、評価基準の②に該当するとして、平成5年12月11日、我が国の建造物として始めて世界遺産一覧表に記載された。

なお、世界文化遺産姫路城は、文化財保護法に基づき特別史跡^{*}に指定されている約108haの区域が厳格に保護されるべき「プロパティ（property:資産）」の範囲として位置づけられ、また、外曲輪の一部及び旧但馬街道（生野街道）

や旧山陽道（西国街道）沿いなどを含めた143haが資産保護のために一定の利用制限を受ける「バッファゾーン（buffer zone:緩衝地帯^{*}）」として位置づけられている。

2 世界遺産としての保存と管理

世界遺産一覧表への文化遺産の記載に際しては、真実性（オーセンティシティ）や完全性（インテグリティ）の条件を満たさなければならない。真実性とは、主に建造物や遺跡^{*}などの文化遺産が持つ本物の芸術的、歴史的な価値を計測するものさしのことをいい、意匠、材料、技術、位置、環境などがオリジナルな状態を保っていることが必要となる。

姫路城については、我が国の城郭建築技術が最高潮に達した時期に築城されたものであり、建造物、土木構造物などが良好に保存された現存する我が国最大の城郭遺構である。また、木造建造物群は、その意匠も含め日本文化を理解するうえでの貴重な遺産であり、国際的にもほかに類を見ないものである。さらに、築城以来歴代城主や国及び関係機関が適切に保存管理を継続しており、創建当時の状態を良好に保存していることから、世界遺産委員会の求める真実性・完全性は確保されている。

世界文化遺産姫路城の保存修理や復元などについては、学術的な真実性に基づいて行わなければならない、景観配慮や利用者サービスのための安易な対応は、遺産の持つ真実性を損なう結果となりかねないため、十分な知識に基づく慎重な対応が必要である。

姫路城は国内法である文化財保護法により、人間活動の所産であり、文化的価値を有する「文化財」として指定を受けており、厳格な保護措置がとられている。文化財保護法の目的は、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」（第1条）であり、日本で「生まれ、はぐくまれ、今日の世代に守り伝えられてきた」ものを保護することとされている。

一方、ユネスコでは、文化財を包含する「文

化遺産」の概念が支配的である。これは、一般に人間が自己の文化的発展のために価値あるものとして過去から受け継ぎ、未来へと伝えようとするものと定義されている。ここにおいては、時間的な価値判断が入っており、過去から継承した「文化財」を保存するだけでなく、後世に伝えていくための行為も重視される。つまり、自国の文化に対する価値観を統合するものとしての「文化財」を、人類全体に開かれた「世界遺産」として未来の人類に向けて継承していかなければならないとされているのである。

姫路城についてみると、日本を代表する「文化財」として国内法において厳格な保護措置をとっているところであるが、これに加えて「世界遺産」であり、世界のなかの姫路城という視点も持たなければならない。このため、世界文化遺産姫路城を、日本の近世城郭遺構として過去から継承し保存することはもちろん、その顕著な普遍的価値を検証し、未来の人類に対して等しく開かれたものとして引き継いでいく活動を、不断に進めなければならない。

姫路城は、中核市である本市の中心市街地に位置するという独特の環境下にあり、明治期以降、日本が近代化を押し進めたことに伴い、都市化や開発の推進など城跡の保存とは両立しがたいとされる大きな潮流のなかに置かれてきた。しかし、その一方で市民の歴史的アイデンティティの核として、市民あげでの保存運動や愛護活動が繰り広げられ、適切な保存と活用が図られてきたという歴史を持っている。姫路城周辺では、今後もさまざまな開発や整備が想定されるが、世界文化遺産姫路城を、明治期から現在、そして将来における都市計画や都市整備の流れのなかで適切に後世の人類に継承するため、その整備と保存においては「持続可能な開発（現在の我々が将来の世代の利益や環境を損なわない範囲で環境を利用し要求を満たしていく）」の考え方を取り入れる必要がある。また、姫路城を、持続可能な開発のための教育装置と位置づけることも重要な視点である。

3 世界遺産委員会への保全状況報告

世界遺産については、世界遺産一覧表への記載後、定期的（6年ごと）に各締約国が自国に所在する世界遺産の保全状態等に関して世界遺産委員会へ報告し、見直しの審査（モニタリング調査）を受けることとされている（世界遺産条約履行のための作業指針「世界遺産一覧表登録資産の保全状況に係るモニタリング」）。世界文化遺産姫路城は、アジア・太平洋地域の世界遺産を審査する年である平成15年に、第27回世界遺産委員会において「法隆寺地域の仏教建造物」や「古都京都の文化財」とともに審査を受けた。

世界遺産委員会へ提出する報告書は、文化庁作成による「セクション 締約国における世界遺産条約の適用」（世界遺産条約を適用するためにとった立法措置、行政措置など）と県教育委員会が作成する「セクション 特定の世界遺産物件の保全状態」（世界遺産の保全状態に関する各遺産物件ごとの報告）からなっている。項目や様式は、世界遺産委員会で採択されたものを用いることとされており、平成15年のモニタリング調査の際には、本市が調査・作成した「保全状態の測定にかかる指標」を基礎資料とし、国・県それぞれが各セクションを作成し、報告書として提出した。

このモニタリング調査の項目は、世界遺産一覧表に記載された資産の保護措置や保全状況だけでなく、バッファゾーンの利用規制、調査研究や教育・普及啓発活動、活用の状況など多岐にわたっている。この報告により、記載当初の状況が何らかの理由で損なわれ、問題点や改善すべき点などが指摘されれば、指導や警告、改善命令が出され、それでも状況が改善されなければ「危機にさらされている世界遺産一覧表」に記載されることになる。例えば、ドイツ連邦共和国の「ケルン大聖堂^{*}」や「ドレスデン・エルベ渓谷^{*}」はバッファゾーンの景観が阻害されるとして危機遺産一覧表に記載され、特に「ドレスデン・エルベ渓谷」はその後の世界遺産委員会の勧告、調整にも拘わらず、世界遺産一覧表の記載を抹消された。

このため、我が国は、文化財保護法の規定による特別史跡（世界遺産「資産」）の確実な保存と継承に加え、「バッファゾーン」の景観保全についても「世界遺産条約」の基本精神に則った総合的な保全に努め、世界遺産全体として次世代に確実に伝えていかなければならない国際的

な責任を負っている。さらに、世界遺産は人類のためのもの、すなわち「人類共有の資産」であるため、姫路市民の視点に加え、国内外からの来訪者の視点に立った保全や整備が求められている。

平成15年3月に姫路市がとりまとめた「保全状態の測定にかかる指標」(抜粋)

- A 序 世界遺産の名称等
- B 登録資産
 - 1 記載資産の保護措置
 - 文化財保護法による保護
 - その他の法律・条例による保護
 - 管理計画による保護
 - 整備計画による保護
 - 新たに制定予定の行動計画
 - 地域住民との連携協力体制
 - 勧告があった場合の措置
 - 2 記載資産の保全状態
 - 記載時の真実性の評価
 - 記載資産の毀損
 - 記載資産の修理
 - 建造物の修理状況
 - 史跡の整備状況
 - 現状変更・保存に影響を及ぼす行為の許可
 - 文化財保護法第43条に基づく許可
 - 文化財保護法第80条（現在の第125条）に基づく許可
 - 3 記載資産の防災・管理
 - 記載資産が直面する可能性のある危険
 - 危険に対する備え
 - 防災管理体制
- C 緩衝地帯
 - 1 緩衝地帯の状況
 - 利用規制のための関係法令
 - 緩衝地帯の範囲
 - 緩衝地帯の状態
 - 緩衝地帯の管理体制
 - 2 緩衝地帯での開発行為等
- D 調査研究
 - 1 記載資産の価値に関する調査研究等とその成果
 - 2 記載資産の保護に関する科学的研究
- E 教育・普及・啓発・活用
 - 1 世界遺産に関する紹介・情報提供
 - 施設
 - 印刷物等
 - 2 公開シンポ、セミナー、写真展の開催等
 - 3 学校教育との連携
 - 初等中等教育機関
 - 高等教育機関
 - ユネスコ事業への参加状況
- F 保存管理体制
 - 1 保存管理の組織体制
- G 監視活動（モニタリング）
 - 1 モニタリングの組織体制
 - 2 物件の保全状態を測定するための主要指標
- H 交流
 - 1 国内の他の世界遺産管理団体等との交流
 - 2 他国の世界遺産管理団体等との交流
- I 統計資料

（備考） 2006年の第30回世界遺産委員会で、次期サイクルに入る前に、最初のサイクルを検証し、次期サイクルに向けた2年間の「Reflection Year」を置くとされた。なお、アジア・太平洋地域について、2012年の世界遺産会議で第2巡目の定期報告が審査される。

第2節 世界文化遺産姫路城におけるバッファゾーンの概要

1 範囲の役割及び考え方

世界遺産における「バッファゾーン（緩衝地帯）」とは「資産（世界遺産の直接登録対象として厳格に保護される地域）」を取り囲み、「資産」を保護するために利用や開発に一定の規制が行われ、「資産」と調和のとれた景観形成を図るこ

とが求められる地域のことである。バッファゾーンの定義や目的などについては、「世界遺産条約」を受けてユネスコの世界遺産委員会が策定した「世界遺産条約履行のための作業指針」に「緩衝地帯」として次のように示されている。

世界遺産条約履行のための作業指針 F 保護管理「緩衝地帯」

103. 資産を適切に保全するために必要な場合は、適切に緩衝地帯（バッファゾーン）を設定すること。
104. 緩衝地帯は、推薦資産の効果的な保護を目的として、推薦資産を取り囲む地域に、法的又は慣習的手法により補完的な利用・開発規制を敷くことにより設けられるもうひとつの保護の網である。推薦資産の直接のセッティング、重要な景色やその他資産の保護を支える重要な機能をもつ地域又は特性が含まれるべきである。緩衝地帯を成す範囲は、個々に適切なメカニズムによって決定されるべきである。登録推薦の際には、緩衝地帯の大きさ、特性及び緩衝地帯で許可される用途についての詳細及び資産と緩衝地帯の正確な境界を示す地図を提出すること。
105. 設定された緩衝地帯が、当該資産をどのように保護するのかについての分かりやすい説明もあわせて示すこと。
106. 緩衝地帯を設定しない場合は、緩衝地帯を必要としない理由を登録推薦書に明示すること。
107. 通常、緩衝地帯は登録推薦資産とは別であるが、資産が世界遺産一覧表へ登録された後に緩衝地帯を変更する場合は、世界遺産委員会の承認を得ること。

作業指針2008年版、訳文は文化庁ホームページから

作業指針は数次の改定が行われているが、「バッファゾーン」については一貫して「資産」の保護のための利用制限についての記述が厳格化されている。なお、「バッファゾーン」における「利用の制約」は、1988年版の改定から明記されており、姫路城の世界遺産一覧表への記載当時には申請時に設定する「バッファゾーン」は、資産保護のために一定の規制と誘導が求められる地域と規定されていた。

姫路城の世界遺産記載推薦に際して「バッファゾーン」を設定する必要があったが、国内法である文化財保護法をはじめとする文化財保護の法令においては「バッファゾーン」の設定を求めることは規定されていなかった。

2 範囲決定の経緯

世界遺産一覧表に記載された資産の保護のためには、「バッファゾーン」の確保が必要となるが、我が国においては文化財保護法などの法令によりバッファゾーンの設定を求める特別の規定は設けられていない。兵庫県、姫路市においても文化財保護条例を制定しているが、ここでも文化財保護の観点からの「バッファゾーン」を設定する規定は定めていない。

このため、我が国においては、世界遺産の「バッファゾーン」として設定した区域を、関係地方公共団体が都市計画や景観関係の条例などに基づき、資産保護のため一定の規制と誘導を行っている。

本市では、世界遺産一覧表への記載以前から都市計画法に基づく用途地域などによる計画的な土地利用の推進や姫路市都市景観条例^{*}（昭和62年）、姫路市屋外広告物条例（平成8年）などによる景観の規制や誘導を行っている。特に姫路城周辺の景観誘導については、平成元年に「姫路城周辺地区景観ガイドプラン^{*}」（平成17年改定）を策定し良好な景観形成に努めている。

この「ガイドプラン」は、姫路城をシンボルとし、姫路城と調和した景観形成を図ることを目標に、歴史的・文化的遺産の保全や城への眺望を確保するほか、城と調和のとれた都市景観創出のために建物などの修景^{*}・整備、規制・誘導を行うこととしている。

一方、「世界遺産条約履行のための作業指針」第104項には、バッファゾーンは、資産を取り囲む地域に、法的又は慣習的手法により補完的な利用・開発規制を敷くことにより設けられるもうひとつの保護の網であると規定している。これは、本市都市計画部門が実施している各施策が世界遺産委員会の求める「バッファゾーン」の主旨と合致していたため、姫路城周辺地区における景観誘導についての本市の基本方針である、「姫路城周辺地区景観ガイドプラン」の対象地域143haを「バッファゾーン」として世界遺産委員会に申請した。

現在の世界文化遺産姫路城の「バッファゾー

ン」は、平成元年に策定した「姫路城周辺地区景観ガイドプラン」に示した対象区域を準用しており、平成17年に当該プランを改定し対象区域を拡大したが、姫路城の「バッファゾーン」は当初の設定区域を継続している。今後は、周辺地区における歴史的な景観の保全と都市基盤整備との関係を考慮しつつ対応を検討する必要がある。

第3部 保存管理計画

[特別史跡姫路城跡 (世界文化遺産 資産)]

第1章 保存管理の目標と基本方針

第1節 保存管理の目標

1 特別史跡姫路城跡の将来像と目標

姫路城は、天守群を中心とした櫓・門・塀などの建造物、石垣・堀・土塁*などの土木構造物、城郭*・城下町等の土地に埋蔵されている地下遺構*や遺物*が、それらによって形づくられる歴史的風致と相まって極めて良好な状態で保存され、継承されてきた。これらは、我が国で独自に発展した城郭の構成を最も良く示し、世界的にも優れた人類の遺産である。

一方、明治期より、軍都としての発展とともに兵舎等の近代建築物が整備され、その一部は機能を変え、今も特別史跡*の指定区域内やその周辺に残されている。また、大正元年にはじまる姫路城の一般公開にあわせた姫山公園の開設を契機に、周辺を姫路公園として範囲を拡大し

つつ、市街地にある緑豊かな憩いの空間として整備してきた。今日、桜の名所としても親しまれているなど、近世の城郭としてのみではなく、本市の都市としての変遷過程を示す歴史的な重層性も持ち合わせている。

これらの特性を踏まえ、「世界文化遺産にふさわしい、歴史・文化を守り伝える城郭都市」を姫路城跡の将来像とする。そして、真実性*を保ちながら世界各地から訪れる人々が本物の城郭とふれあい、我が国固有の歴史文化を学び体験するとともに姫路市民の誇りを高め、文化財への愛着を深め、暮らしの質を向上させる歴史と文化の香り高い空間を創造することを目標とする。



姫路城全景（南から）

2 地区別の目標

特別史跡姫路城跡は、約108haという広大な範囲であるため、遺構等の保存状況、土地利用の現況、土地所有の実態及び整備の経緯が場所によって大きく異なっている。これらの状況を踏まえ、内堀以内の「内曲輪」と、それ以外の概ね中堀以内の「中曲輪」の2つの地区に区分して保存管理の目標を定める。

また、国宝^{*}の姫路城大天守をはじめとする建造物群が特別史跡の指定区域とともに「資産^{*}（プロパティ）」として、さらにその周辺地域が「緩衝地帯^{*}（バッファゾーン）」として世界遺産一覧表^{*}に記載されたことから、指定区域ではないが、城下町を形成していた外堀以内の「外曲輪」及びバッファゾーンも「外曲輪及びバッファゾーン」として保存管理の対象地区とする。

内曲輪

～ 往時の姿を保ち続ける城郭～

近世城郭の保存を基調とし、「城郭」の姿の保存、復元を図る区域とする。現存する歴史的建造物^{*}、石垣、土塁、堀などを保存しつつ、失われたものについては、学術調査を継続し、遺構の表示や復元による顕在化に努める。

中曲輪

～ 歴史を尊重し、時代とともに生きる城郭～

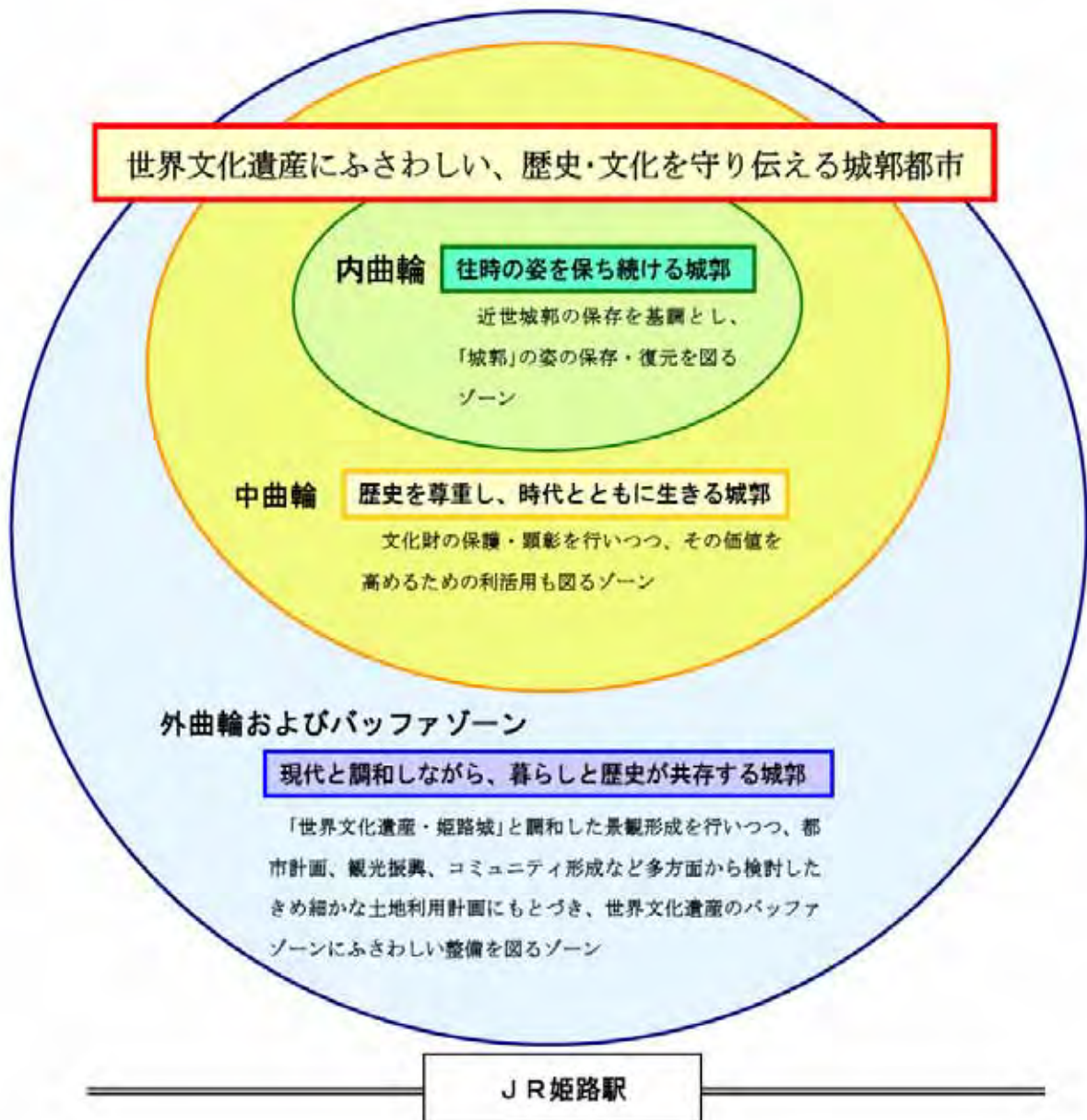
特別史跡を保存しつつ、その価値を高めるための整備を推進する区域とする。土塁、堀など現存する遺構を保存し、失われた遺構やかつて武家屋敷地であった城下町の街路や屋敷割り^{*}などの地下遺構は表示等による顕在化を図りつつ、併せて、歴史的な景観に調和した次世代の「文化遺産」となるような公益施設などの整備に努める。

外曲輪及びバッファゾーン

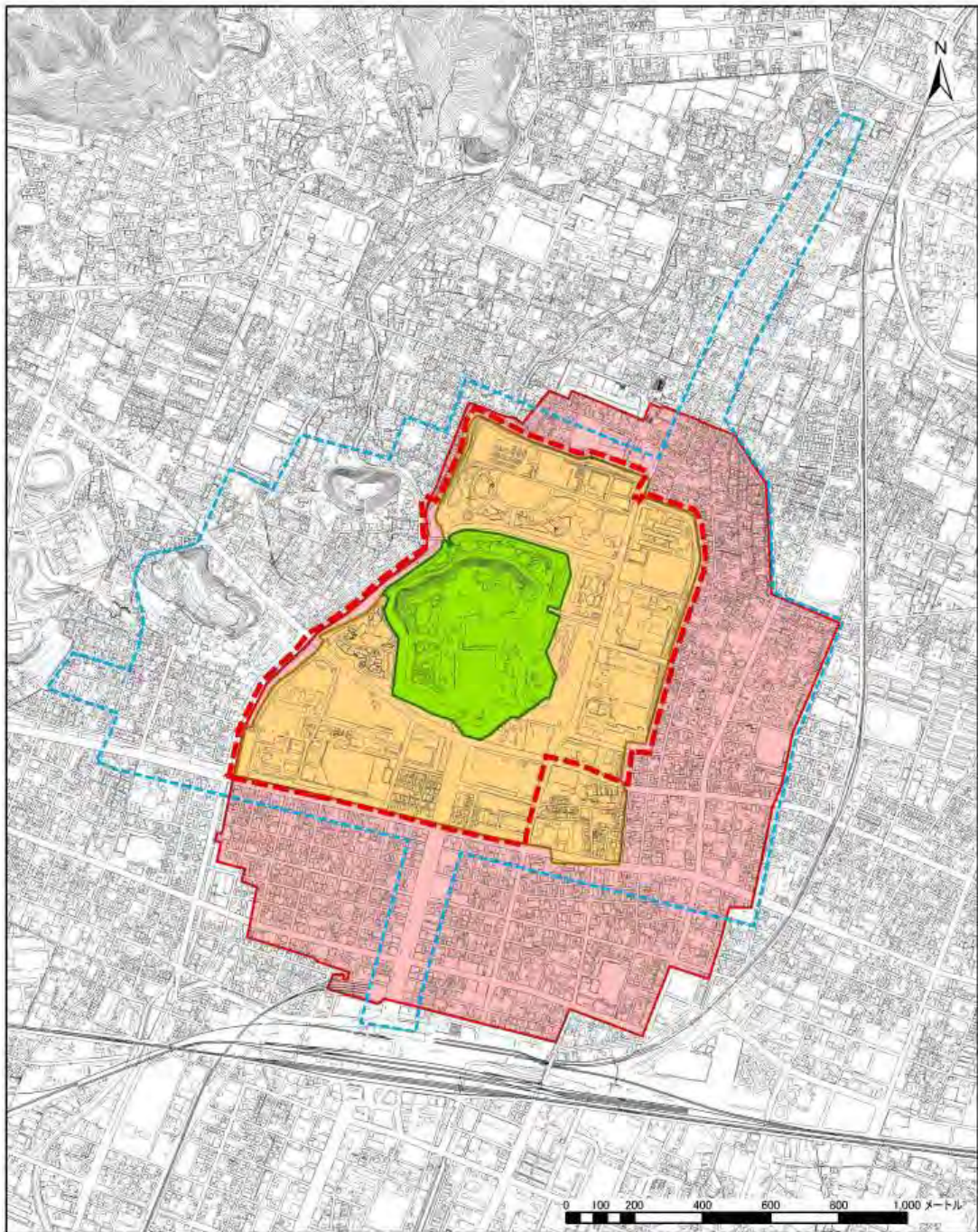
～ 現代と調和しながら、暮らしと歴史が共存する城郭～

「世界文化遺産姫路城」への眺望と調和を意識した景観形成を行いつつ、都市計画、観光振興、コミュニティ形成など多方面から検討したきめ細かな土地利用計画に基づき、ふさわしい整備及び景観誘導を図る。

職住混在のにぎやかなまちなかにある城の見える小広場や伝統的な町並み、社寺、堀跡、船場川などは、城下町であった頃の歴史的な雰囲気伝えており、ここに暮らす市民の日常生活と姫路城の風景がなじんだまちの整備に努める。



姫路城の曲輪と特別史跡指定区域図



凡 例	
	内曲輪
	中曲輪
	外曲輪
	特別史跡指定区域
	世界遺産バッファゾーン

第2節 基本方針

1 特別史跡の本質的価値の明確化と構成諸要素の特定

国宝及び重要文化財^{*}並びに特別史跡に指定される根拠となった価値を踏まえ、歴史的建造物、土木構造物、土地に埋蔵されている地下遺構・遺物についての歴史的、自然的、社会的な総合学術調査や研究を進め、特別史跡の本質的価値^{*}を明確化し、それを構成する諸要素を特定する。

2 適切な保存管理

特定した特別史跡を構成する諸要素について、適切な保存管理の方法を示す。

3 特別史跡指定区域と周辺地域の一体的な保全

特別史跡指定区域とその周辺地域である中曲輪の一部及び外曲輪を含めた一体的な保全方針を示す。



保存修理工事中の大天守

第2章 特別史跡を構成する諸要素

第1節 特別史跡を構成する諸要素の分類

保存管理の方法とそれに基づく現状変更の取扱基準を定めるため、特別史跡^{*}の構成要素を近世城郭として機能した「特別史跡の本質的価値^{*}を構成する諸要素」とそれ以外の「近代から現代における利用に関する諸要素」に大別する。

また、「第1章第1節2地区別の目標」で示した地区特性を考慮し、内曲輪、中曲輪、外曲輪に分類して整理する。

なお、中曲輪の一部及び外曲輪については、特別史跡指定区域外であるが、一体的な保全を図る必要があることから、あわせて整理する。

1 内曲輪

本質的価値を構成する諸要素

城郭^{*}遺構^{*}は、姫路城大天守をはじめとする国宝^{*}8棟、イの渡櫓など重要文化財74棟などからなる現存建造物、石垣、堀、土塁^{*}及び土地に埋蔵されている地下遺構・遺物^{*}等により構成されている。

植生^{*}については、本丸北東部から西の丸の内堀内側に広がる樹林帯、いわゆる「姫山原始林^{*}」や曲輪^{*}内各所に植樹された樹木がある

が、その時期や歴史的な背景を含めて、個々に本質的価値を有するかどうかを検討する必要がある。

また、特別史跡指定区域の景観は、城郭として縄張^{*}を行うにあたり、自然地形を人工的に大きく改変し、そこに本質的価値を構成する諸要素を付加することによって形づくられている。



内曲輪全景

歴史的建造物^{*}

国宝8棟(姫路城大天守、姫路城西小天守、姫路城乾小天守、姫路城東小天守、姫路城イ、口、八、二の渡櫓)は本丸に、重要文化財74棟(姫路城イの渡櫓他)は、本丸、二の丸、西の丸に現存している。これらは、昭和10年

から39年にわたり、国直轄事業として根本修理が行われた。その後も、管理団体の本市において、昭和48年以降、壁や屋根などの小修理及び維持修理を継続して実施している。

石垣

城内には大別すれば、羽柴・木下時代(1580～1600年)、池田時代(1600～1617年)、本多時代(1617～1639年)の3時期に築かれた石垣が現存する。また、その後の修復石垣も見受けられる。石垣は、部分的には修理が必要な箇所があるものの全体には良好な状態で保存されており、江戸時代の修理も、絵図等により修理箇所を確認することができる。明治期以降の兵舎等の建設により三の丸西側の御居城^{*}東面や下山里曲輪の石垣、虎口^{*}では大手^{*}の桜門から桐門の二重枡形石垣、絵図の門枡形石垣等が除却されている。

本格的な修理としては、建造物の修理に伴い、西の丸や二の丸帯曲輪などを修復している。平成以降、石垣単独では、北勢隠門(平成5～6年)、三国堀南面(平成9年)、三の丸太鼓櫓跡(平成15～16年)、搦手喜斎門(平成6～7年、平成17～18年)を修理し、平成15年度から19年度にかけて外曲輪を含めた姫路城全域で石垣総合調査を行い、石垣修理計画^{*}を策定した。

堀

勢隠曲輪の八頭門跡から左回りのらせん状に巡る堀は、両面に石垣を築く箱堀であり、素堀の堀底は中央付近が深く堀石垣付近が犬走り状にやや浅くなっている。堀石垣は部分的な崩落や石の抜けなどがあるものの、良好な状態で保存されている。江戸時代の堀水位の調整遺構は明らかでないが、現在は、堀の水を暗渠導水管とポンプ等により機械的に循環させ、水位は深さ50cmから2m程度に調整している。堀は、準用河川として平成7年から翌年にかけて環境整備を行い、浚渫等により堆積土の大半を取り除いた。

土塁

三の丸の南、東、西面と勢隠曲輪北面等は、堀に面する外面を石垣とし、内面を土塁または腰巻石垣としており、全体として良好な状態で保存されている。



内堀と天守群（東南から）

土地に埋蔵されている地下遺構・遺物

大天守地下や備前丸における保存修理等に伴う遺構調査や便益施設等の整備に伴う発掘調査により、全域において遺構・遺物が良好な状態で保存されていることが明らかとなっている。また、御作事所^{おんさくじしよ}*出丸*東面の堀は、大正期以降に埋められ、一帯は市立動物園となっているが、地下に堀堆積土とともに残存していると考えられる。

植生

本丸北東部から西の丸の南端までの内堀内側に幅約30mから50m、長さ約700mにわたって常緑広葉樹が繁る樹林帯、いわゆる「姫山原始林」がある。大正7年以降、複数回にわたる調査により、江戸時代後期より、人間の手が入らず自然の状況を保ってきたと考えられているが、その形成の始まりについては十分解明されていない。なお、この区域には在来種を脅かす外来種の繁殖が確認されており、その影響が懸念されている。

また、かつて内曲輪には、各所にマツがみられたが、全国に被害をもたらした松くい虫により、昭和12年から20年にかけてクロマツ、アカマツをあわせ404本が枯死したため、伐採した。この対策として、城内においてクロマツ苗木の補植を継続して行った。

近代から現代における利用に関する諸要素

近代以降の都市形成等の歴史を表す諸要素

明治期より、陸軍等による兵舎等の諸施設が整備された。内曲輪で現存するものはないが、平成17年の発掘調査により大手桜門前で明治初期とされる土橋を確認している。このような土木構造物や建築物の基礎等が地下に残されている可能性は高く、今後、発掘調査等により確認した場合は、保存状態、歴史性、希少性、構造、意匠などを加味した取扱いが必要である。

姫路公園の一部は、大正元年の姫路城一般公開に伴い、姫山公園の名称で喜斎門から勢隠曲輪一帯が整備されており、姫路城の保存と活用の歴史に深く関わるものである。その後、公園区域は拡大され、現在は内曲輪全域が公園区域に含まれている。公園整備に伴い、サクラなどが新たに植樹され来訪者のいこいの場となっている。



春の姫路城

現代の利用に関する諸要素

ア 特別史跡の保存及び活用に関する諸施設

内曲輪については、北半部の本丸、二の丸、西の丸が有料区域となり、三の丸は大半を広場として利用し、東部の御作事所出丸一帯は市立動物園となっている。また、勢隠曲輪一帯は公園として利用されている。

有料区域内には、現存建造物内を含め全域に文化財の説明サイン*を設置しており、また、公園施設として三の丸広場や遊歩道など保存及び活用に関する諸施設を整備している。

(ア) 管理施設

姫路城管理事務所（平成12年）、迎賓館（昭和26年）、倉庫、管理用通路、管理用通路橋「桜門橋」（平成19年）等

(イ) 防災保安施設

姫路城防災センター（平成13年）防災設備（自動火災報知設備、監視カメラ、防犯設備、消火設備、集中監視設備、貯水槽、避雷針等）

(ウ) 文化財の説明サイン

(エ) 展示施設

大天守等の屋内施設、天守の庭（昭和39年）等屋外施設

(オ) 公園施設

三の丸広場、公園灯、遊歩道、階段等

(カ) 便益施設

トイレ、ベンチ、休憩所、売店等

(キ) ライフライン

上下水道、電気、ガス、電話等

(ク) 植栽樹木

マツ、スギ、ヒノキ、ヤナギ、カエデ、ウメ、サクラ等

(ケ) 記念碑、彫刻等

世界遺産登録記念碑等

イ その他の諸施設

(ア) 市立動物園（昭和26年度）

(イ) 姫路神社（昭和2年）

(ウ) 屋外広告物

看板等

(エ) 工作物

塀、柵、フェンス、遊具等

(オ) 仮設物

テント、物置、便所、プレハブ等



姫路城管理事務所



市立動物園



姫路神社

2 中曲輪

本質的価値を構成する諸要素

中曲輪は、大きくひとつの曲輪を形成しており、南、東、北に広く、西は狭い。また、やや張り出した東南部の一角は特別史跡の指定区域には含まれていない。本質的価値を構成する諸要素は、石垣、堀、土塁などの土木構造物、土地に埋蔵されている地下遺構・遺物及び植生により構成されている。これらは総体として特別史跡の景観を形成している。

石垣

曲輪の外周に沿って、南面に西から埋門、鷗門、中ノ門、惣社門、鳥居先門、東面に南から内京口門、久長門、北面に野里門、西面に北から清水門、市橋門、車門と11の城門が設けられていた。鳥居先門を除き城門の基本的な構造は、枡形の石垣に内外に門を構え、外門が高麗門、内門が櫓門である。ただし、車門のみは二重の枡形である。鳥居先門は枡形を築かず、本門を櫓門、木橋の外曲輪側に外門を持っていた。通路は、西面3門が木橋で船場川を渡り城外に通じ、鳥居先門は木橋、その他は土橋で外曲輪に通じている。

西面の清水門、車門、東面の内京口門、南面の埋門、鷗門は枡形がほぼ完全に残っており、清水門は平成20年度から修理を行っている。これ以外の門の石垣は、平成3年から平成8年にかけて順次修理を行い、保存状態は極めて良好である。中ノ門、久長門（平成3年及び7年石垣修理）及び惣社門には枡形が一部残っているが、野里門、鳥居先門には全く残っていない。なお、惣社門及び野里門の一部並びに鳥居先門は特別史跡の指定区域外にある。

堀

曲輪を全周する堀は、北勢隠門から左回りのらせん状に清水門に至る。外側は石垣、内側は城門付近を除いて土塁とし、堀底は素堀で箱堀を基本としている。

西部のみ、内側を石垣、外側を土手状の水敲みずたたき

石垣（現千姫の小径）を挟んで外堀と兼用した船場川と平行する構造である。西部の車門から埋門の間の空堀化（埋門側の一部は埋められている）している箇所を除き、水堀として良好な状態で保存されている。

東部中堀は、第2次世界大戦後、序々に空堀化したが、平成4年に整備事業により水堀化を行った。外曲輪側の石垣は、大半が後補の様相を示すことから、本来の堀幅は、東側に広がった可能性がある。北部中堀も平成10年及び平成19年に環境整備を実施した。

南部中堀は、大正元年から昭和7年にかけて埋められ国道2号となっているが、発掘調査で南側の堀石垣を各所で確認している。北側の一部を除き大半が特別史跡の指定区域外となっている。

江戸時代の堀水位の調整は、遺構としては十分に解明されていないが、清水門南にある大型会所（集水枡）などがこれらの機能を持っていたとも考えられる。現在は、内堀を含め暗渠導水管とポンプ等により堀の水を機械的に循環させ、水位は深さ50cmから2m程度に調整している。



市橋門北の西部中堀と船場川
（中央は千姫の小径、南から）

土塁

東、北、南面は、城門を除けば、外側が土塁、内側は土塁または腰巻石垣となっており、西面は、堀に面する外側が石垣、内側は土塁または腰巻石垣となっている。道路等により部分的に寸断されているが、全体として良好な状態で保存されている。南面は、本来南部中堀に面するが、堀が埋められ、現在、国道2号となっている。国道整備等により土塁裾が削平していたため、石垣状の石積で整備し、北面は、遊歩道整備にあわせて修復を行っている。特別史跡の指定区域外となる東南部は完全に削平され、土塁は残っていない。



南面の土塁

土地に埋蔵されている地下遺構・遺物

公園整備、各種施設整備等に伴う発掘調査により、全域において遺構、遺物が良好な状態で保存されていることが明らかとなっている。現地表より30cmから50cm下は遺構面となっており、江戸時代のものが2面から3面確認できる。場所によっては、羽柴・木下時代、中世、古代、弥生時代の遺構、遺物を確認している。

植生

中曲輪では、土塁を中心にカシ、クリ等の雑木や篠竹などが生育している。これらが本質的価値を有するかどうかについては、樹齢等の調査を含め、検証が必要である。

近代から現代における利用に関する諸要素

近代以降の都市形成等の歴史を表す諸要素

中曲輪も明治期より陸軍の管理となり、武家屋敷の除却、街路等の廃止や変更、土塁や虎口*のうち不要となった城門や通行の障害となる施設が除却され、兵舎、練兵場などの軍事施設として整備された。

中曲輪に現存するのは、第十師団兵器庫(明治38年から大正2年、昭和57年市立美術館、平成15年国登録有形文化財*)、第十師団師団長官舎(大正13年頃、現淳心会本部)、特別史跡の指定区域外であるが旧通信省姫路電信局(昭和5年、平成14年姫路市都市景観重要建築物等*指定、現N T T兵庫支店姫路2号館)がある。これら以外にも建築物の基礎をはじめ地下構造物が残されている可能性もあり、発掘調査等により確認した場合には、保存状態、歴史性、希少性、構造、意匠などを加味した取扱いが必要である。

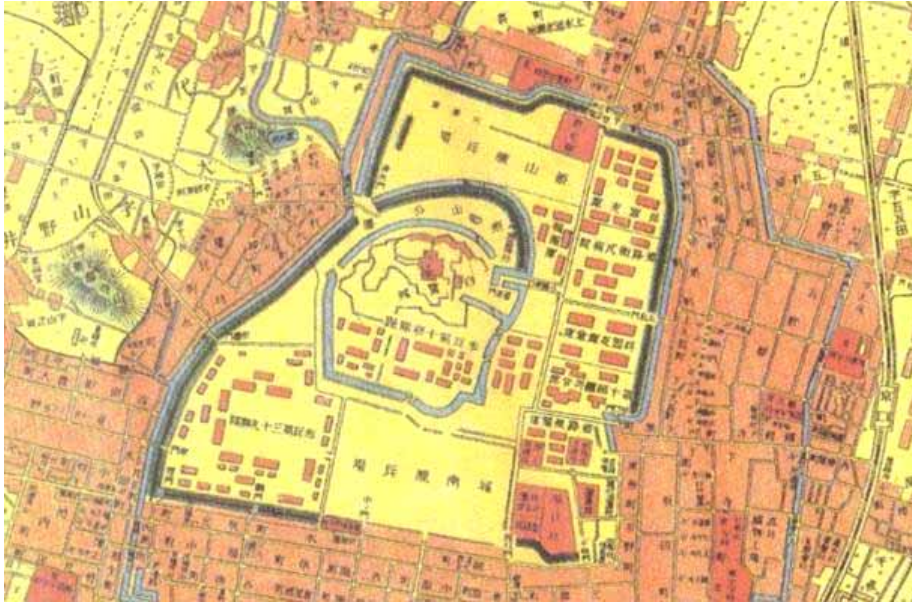


姫路市立美術館



淳心会本部

昭和6年頃の中曲輪



(出典 : 『最新実測姫路市街全図』昭和6年 部分)

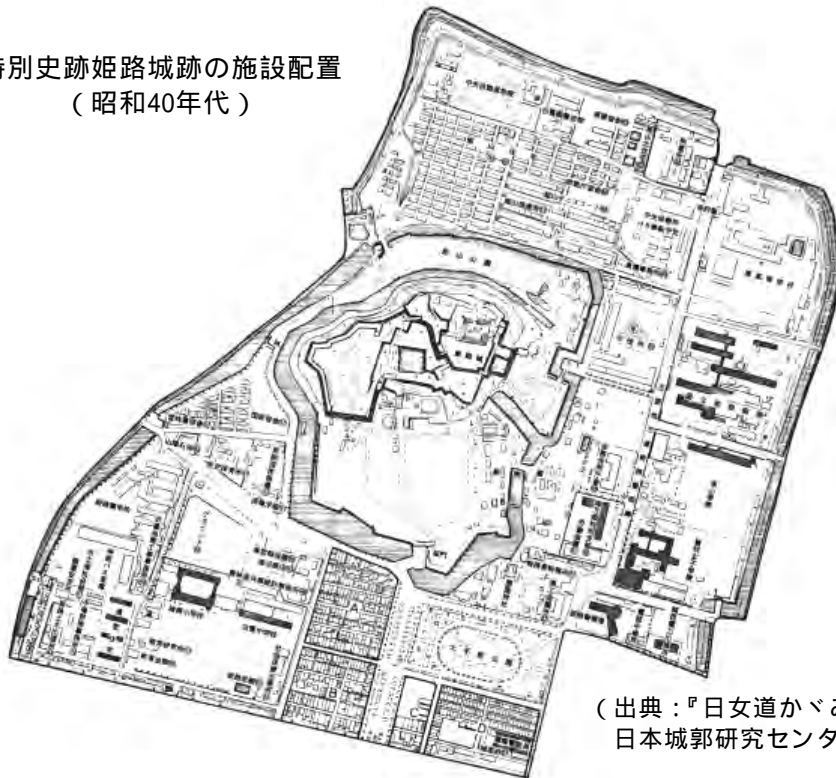
現代の利用に関する諸要素

第2次世界大戦後、軍都としての役割を終えた姫路城周辺地域は、国有地のまま広大な空き地となり、戦災復興とともに家を失った人々が移り住み、多くは自然発生的なバラック街となった。また、分散していた官庁や学校等もこの地域に集中して整備された。

高度経済成長期には、近代化都市の建設と城周辺にふさわしい整備との間の矛盾が顕在

化したため、昭和42年に文化庁・大蔵省・兵庫県・姫路市の四者による特別史跡姫路城跡周辺地区整理促進連絡協議会(いわゆる「四者協」)を結成し、城周辺の整備管理方針を定めた。さらに、昭和61年には特別史跡全体のあるべき姿を示した旧基本構想を策定し、これに基づき整備を推進した。

特別史跡姫路城跡の施設配置
(昭和40年代)



(出典 : 『日女道かぐみ』
日本城郭研究センター 平成6年)

現在の中曲輪は、都市公園「姫路公園」としての整備区域とそれ以外の区域に大きく分けられ、都市計画道路は、歩道改良、拡幅改良などを実施している。

公園区域は、北部のシロトピア記念公園(平成2年)、西部の西御屋敷跡庭園好古園(平成4年)、大手前に家老屋敷跡公園(平成19年)等を整備した。また、文化施設として東北部に県立歴史博物館、市立美術館(共に昭和58年)、城郭の研究施設として日本城郭研究センター(城郭研究室・城内図書館等の複合施設:平成2年)を整備した。

その他のエリアでは、県道砥堀本町線((都)城東線)東側において、姫路医療センター(平成16年)、淳心学院高等学校・中学校(平成18年)、しらすぎ大和会館(平成14年)等が現地で更新整備(建替え)され、姫路警察署が特別史跡の指定区域外へ移転(平成21年)している。

また、市道幹第5号線((都)城南線)南側では、再開発ビル「イーグレひめじ」(平成13年度)を整備し、県営本町住宅が廃止(平成21年度)されている。

ア 特別史跡の保存及び活用に関する諸施設

保存及び活用に関する諸施設を大別して列挙すれば、次のとおりとなる。また、文化財の説明サインは、特別史跡全体に対する説明が中曲輪全域の各所に、城門・土塁などに対する説明は、それぞれ個別に設置している。

(ア) 管理施設

公園関係事務所、倉庫、管理用通路、管理用柵等

(イ) 防災保安施設

姫路東消防署、御幸通交番、消火栓

(ウ) 文化財の説明サイン

(エ) 展示、調査研究施設

県立歴史博物館、日本城郭研究センター

(オ) 公園及び公園施設

【公園】

好古園、家老屋敷跡公園、大手前公園、城見台公園、東御屋敷跡公園、シロトピア記念公園

【公園施設】

公園灯、遊歩道、階段、駐車場

(カ) 便益施設

便所、ベンチ、休憩所、売店、自転置場等

(キ) ライフライン、埋設管等

上下水道、電気、ガス、電話等(一部は共同溝で地中化)

(ク) 植栽樹木

ヤナギ等



姫路東消防署



日本城郭研究センター



好古園

イ その他の諸施設

(ア) 道路

国道2号、県道砥堀本町線(都)城東線、
市道幹第1号線(大手前通り)、市道幹第
5号線((都)城南線)、市道城南20号線等

(イ) 公共施設

姫路市中央支所

(ウ) 社会教育施設等

市立動物園、市立美術館

(エ) 文教施設等

市立白鷺中・小学校、県立姫路聴覚特別支
援学校、県立姫路東高等学校、賢明女子学
院高等学校・中学校、淳心学院高等学校・
中学校、白鷺園保育所

(オ) 医療機関

姫路医療センター

(カ) 商業・業務施設等

B・C・D地区、姫路護国神社、しらさぎ
大和会館、姫路中央自動車学院、神姫バス
株式会社車庫

(キ) 住宅

B・C・D地区

(ク) ライフライン・埋設管等

上下水道、電気、ガス、電話等(一部は共
同溝で地中化)

(ケ) 屋外広告物(看板等)

(コ) 工作物

塀、柵、フェンス、遊具、碑、彫刻等

(サ) 仮設物

テント、プレハブ、物置、トイレ等



大手前通り



B地区中の門跡付近



D地区イーグレひめじ

3 外曲輪

本質的価値を構成する諸要素

外曲輪は、南、東に広い曲輪である。曲輪を囲む堀は全周せず、北側で途切れ、西側は中堀と平行する船場川を堀の代わりとしている。城門は5箇所、西面に備前門、南面に飾万門、北条門、東面に外京口門、東北に竹門が設けられていた。全域が特別史跡指定区域に含まれておらず、周知の埋蔵文化財包蔵地^{*}「姫路城城下町跡」となっている。

本質的価値を構成する諸要素は、堀、石垣及び土地に埋蔵されている地下遺構・遺物により構成される。これらが総体として姫路城の景観を形成している。また、町名についても魚町、呉服町、紺屋町など江戸時代のものが多く残っている。

堀

堀は、両側が石垣で素堀の堀底となる箱堀であるが、飾万門から北条門の間のみ内側が土塁となっている。

東側の堀の大半は、外堀川がほぼ同一位置を踏襲しているが、明治6年に始まる「生野鉾山寮馬車道」築造による埋め立て等により堀幅は半減し、その後の河川整備によりコンクリート護岸となっている。北側の堀端である「堀留」から東100m程は明治期以降に埋められている。堀留から西へは堀は構築されていないが、有事の際には西側へ延長させ、堀を囲む計画であったことが「姫路城防備布陣図」(宝永元年(1704年)から寛保元年(1741年))等の史料に図示されている。南側の堀は明治36年から大正3年にかけて断続的に埋められ、土塁や城門も削平されたが、備前門の南60m程度にわたり堀の一部が池状に残っている。

石垣

諸門を構成した石垣は、土塁とともに明治期以降に削平され、地上に残っているものはない。発掘調査により外京口門、北条門等で石垣を確認している。

土地に埋蔵されている地下遺構・遺物

侍屋敷、組屋敷^{*}、家老等の下屋敷、鉄砲場、牢屋のほか、町民の住まいや寺院があった。明治期以降、中心市街地として発展したが、現在の道路は、位置、幅員ともに江戸時代の街路を踏襲しているものも多い。近年の開発等に伴う発掘調査により、これらの遺構が現地表より30cmから50cm下に多く残っていることが明らかとなっている。

近代から現代における利用に関する諸要素

近代以降の都市形成等の歴史を表す諸要素

明治政府による生野鉾山の開発に伴う道路整備として、飾磨津へ向かう生野鉾山寮馬車道が明治6年から9年にかけて築造された。この馬車道は、姫路城付近では、東部外堀の東半部を埋め立てて造られている。また、御幸通りは、明治36年の明治天皇の行幸に際して整備された。

現代の利用に関する諸要素

第2次世界大戦末期の米軍による空襲により、城下町の大半は灰燼に帰した。戦後の復興事業の主要事業として、姫路駅と姫路城を結ぶ幅員50mの道路「大手前通り」が昭和30年に完成した。この大手前通りが位置する外曲輪南部には、中心市街地として高度な商業・業務機能及び交通結節機能^{*}が集積している。また、東部は主に住宅地として利用されている。

第3章 構成要素に対する保存管理の方法

特別史跡^{*}を構成する諸要素に対し、その保存管理の考え方及び方法を示す。

第3章第2節の「近代から現代における利用に関する諸要素」のうち、「1 近代以降の都市形成等の歴史を表す諸要素」については、内曲輪、中曲輪、外曲輪を一括して説明し、それ以外は、内曲輪、中曲輪、外曲輪ごとに示す。

なお、中曲輪の一部及び外曲輪については、特別史跡指定区域外であるが、一体的な保全を図る必要があることから、あわせて整理する。

第1節 本質的価値を構成する諸要素

1 内曲輪

歴史的建造物^{*}

良好な状態で現存する場合は、適切な日常管理を行い、現状の厳格な保存を図る。

き損、衰亡等している場合は、石垣、地下遺構^{*}等を含めた総合的な学術調査等を行い、その成果を踏まえ、適切に保存修理を実施する。

堀

良好な状態で現存する場合は、適切な日常管理を行い、現状の厳格な保存を図る。

き損、衰亡等している場合は、学術調査等を行い、その成果を踏まえて、地下遺構を含めた保存、復旧を行う。

現存する水面は、将来にわたり維持することとし、学術調査等の成果を踏まえ、関係機関と調整のうえ、堆積物の除去や水質の維持または浄化を図る。

石垣・土塁^{*}

良好な状態で現存する場合は、現状の厳格な保存を図る。

き損、衰亡等している場合は、学術調査等を行い、その成果を踏まえて、地下遺構を含めた保存、復旧を行う。

土地に埋蔵されている地下遺構・遺物発掘調査等により姫路城に関連する遺構等が発見された場合は、その状況に応じて保存、復旧を行い、出土遺物^{*}は適切に保管する。

発掘調査等は、目的に応じて範囲、位置等を必要最小限に限定するとともに、遺跡^{*}探査等の非破壊調査法の併用に努めつつ、将来に検証が可能な調査手法を用い、必要な物証と記録を残す。

植生

植生^{*}が本質的価値^{*}を構成する諸要素になり得るかどうかについて、継続的に学術調査をはじめとする検討を行い、該当すると判断した場合は、専門家による定期的な診断を実施するなど、適切な管理により保全する。

(111頁「第5部 第1章6 樹木等の植生管理の考え方」参照)

2 中曲輪

堀

良好な状態で現存する場合は、適切な日常管理を行い、現状の厳格な保存に努める。

き損、衰亡等している場合は、学術調査等を行い、その成果を踏まえて、地下遺構を含めた保存、復旧を行う。

現存する水面は、将来にわたり維持することとし、学術調査等の成果を踏まえ、関係機関と調整のうえ、堆積物の除去や水質の維持または浄化を図る。

石垣・土塁

良好な状態で現存する場合は、現状の厳格な保存に努める。

き損、衰亡等している場合は、学術調査等を行い、その成果を踏まえて、地下遺構を含めた保存、復旧を行う。

土地に埋蔵されている地下遺構・遺物

発掘調査等により姫路城に関連する遺構等が発見された場合は、その状況に応じて保存、復旧を行い、出土遺物は適切に保管する。

発掘調査等は、目的に応じて範囲、位置等を必要最小限に限定するとともに、遺跡探査等の非破壊調査法の併用に努めつつ、将来に検証が可能な調査手法を用い、必要な物証と記録を残す。

植生

植生が本質的価値を構成する諸要素になり得るかどうかについて、継続的に学術調査をはじめとする検討を行い、該当すると判断した場合は、専門家による定期的な診断実施するなど、適切な管理により保全する。

(111頁「第5部 第1章6 樹木等の植生管理の考え方」参照)

3 外曲輪

堀

良好な状態で現存する場合は、現状の保存を図る。

き損、衰亡等している場合は、学術調査等を行い、その成果を踏まえて、地下遺構を含めた保存、復旧を行う。

現存する水面は、将来にわたり維持することとし、学術調査等の成果を踏まえ、関係機関と調整のうえ、堆積物の除去や水質の維持または浄化を図る。

石垣

良好な状態で現存する場合は、現状の保存に努める。

き損、衰亡等している場合は、学術調査等を行い、その成果を踏まえて、地下遺構を含めた保存、復旧を行う。

土地に埋蔵されている地下遺構・遺物

発掘調査等により姫路城に関連する遺構等が発見された場合は、その保存状態、歴史性等に応じて保存、復旧を行い、出土遺物は適切に保管する。

第2節 近代から現代における利用に関する諸要素

1 近代以降の都市形成等の歴史を表す諸要素

近代以降の都市形成等の歴史を表す諸要素としての重要な現存建築物は、本質的価値との共存、調和を図りつつ、適切な管理を実施する。

また、地下から重要な構造物等が発見された場合は、保存状態、歴史性、希少性、構造、意匠等について総合的な検証を行い、本質的価値との共存、調和を図りつつ保存に努める。

2 現代の利用に関する諸要素

内曲輪

維持管理

ア 公園等の日常的な管理行為については、本質的価値を構成する諸要素の保存を優先した対策を講じる。

イ 特別史跡の保存及び活用に関する諸施設や小規模な工作物、その他の諸施設などの維持管理や軽微な補修については、適宜実施する。

ウ 植生については、本質的価値を構成する諸要素の保存に影響がないよう、適切な維持管理を行い、健全な生態系の保全に努める。

諸施設の整備

ア 特別史跡の保存及び活用に関する諸施設

(ア) 管理施設、防災保安施設については、本質的価値を構成する諸要素への影響が相当軽微なものとなるよう規模、意匠、色調などについて特段に配慮し、総合的な検討及び調整に努める。

(イ) 文化財の説明サイン^{*}及び展示施設については、本質的価値を構成する諸要素について、容易に理解できるようにするとともに、規模、意匠、色調、配置数、配置場所等は特別史跡への影響が相当軽微なものとなるようにする。

(ウ) 公園施設、便益施設については、その必要性と規模、意匠、色調、配置数、配置場所等を十分に検討し、本質的価値を構成する諸要素への影響が相当軽微なものとなるようにする。

(イ) ライフライン、埋設管等の敷設については、原則として地下遺構に影響のないようにする。ただし、あらゆる方策を検討したにもかかわらず、他に選ぶべき手法がない場合に限り、地下遺構への影響を最小限に抑制するよう努めつつ、個別の事案に即して判断する。

(オ) 植栽樹木については、本質的価値を構成する諸要素に影響を及ぼさないよう、伐採も含め適切に管理する。根系の除去は、地下遺構への影響を総合的に判断し実施する。新規植樹は、原則として行わない。ただし、本質的価値を構成する諸要素との調和が可能な場合は、別途判断する。

(カ) 既存の記念碑については、本質的価値を構成する諸要素に対して悪影響を及ぼさないよう屋内等へ移転、集約するものとし、新設は原則として行わない。ただし、本質的価値を構成する諸要素との調和が可能な場合は、別途判断する。

イ その他の諸施設

(ア) 原則として整備しない。ただし、本質的価値を構成する諸要素への影響が相当軽微なものとなるよう規模、意匠、色調、材質等について特段の配慮を行う場合は、別途判断する。

(イ) 既存施設の機能維持が困難となる時期を見据え、特別史跡の指定区域外への移転または撤去等について調整及び促進に努める。

中曲輪

維持管理

- ア 公園等の日常的な管理行為については、本質的価値を構成する諸要素の保存を優先した対策を講じる。
- イ 特別史跡の保存及び活用に関する諸施設や小規模な工作物、その他の諸施設などの維持管理や軽微な修繕は、適宜実施する。
- ウ 植生については、本質的価値を構成する諸要素の保存に影響がないよう、適切な維持管理を行い、健全な生態系の保全に努める。

諸施設の整備

- ア 特別史跡の保存及び活用に関する諸施設
 - (ア) 管理施設、防災保安施設については、本質的価値を構成する諸要素への影響が軽微なものとなるよう規模、意匠、色調などについて配慮し、総合的な検討及び調整に努める。
 - (イ) 文化財の説明サインについては、本質的価値を構成する諸要素について、容易に理解できるようにするとともに、規模、意匠、色調、配置数、配置場所等は特別史跡への影響が軽微なものとなるようにする。
 - (ウ) 展示施設、調査研究等施設については、本質的価値を構成する諸要素を理解する特段の効果が期待できることに鑑み、その必要性和規模、意匠、色調、場所等を十分に検討し、本質的価値を構成する諸要素への影響が軽微なものとなるようにする。
 - (エ) 公園施設、便益施設については、その必要性和規模、意匠、色調、配置数、配置場所等を十分に検討したうえで、本質的価値を構成する諸要素への影響が軽微なものとなるようにする。
 - (オ) ライフライン、埋設管等の敷設については、原則として地下遺構に影響のないようにする。ただし、あらゆる方策を検討したにもかかわらず、他に選ぶべき手法がない場合に限り、地下遺構への影響を最小限に抑制するよう努めつつ、個別の事案に即し

て判断する。

- (カ) 植栽樹木については、本質的価値を構成する諸要素に影響を及ぼさないよう、伐採も含め適切に管理する。根系の除去は、地下遺構への影響を総合的に判断し実施する。新規植樹は、原則として行わない。ただし、本質的価値を構成する諸要素との調和が可能な場合は、別途判断する。
- (キ) 既存の記念碑については、本質的価値を構成する諸要素に対して悪影響を及ぼさないように屋内等へ移転、集約するものとし、新設は原則として行わない。ただし、本質的価値を構成する諸要素との調和が可能な場合は、別途判断する。

イ その他の諸施設

- (ア) 道路の新設は原則として行わない。ただし、江戸時代の町割り^{*}や街路割り等を踏襲した位置及び幅員への変更等、本質的価値を構成する諸要素の保存に寄与する場合には、別途判断する。改修は、本質的価値を構成する諸要素への影響が軽微なものとなるよう規模、材質、色調等について配慮し実施する。
- (イ) 公共施設、文教施設、医療機関の整備は原則として行わない。既存施設の機能維持が困難となる時期を見据え、特別史跡の指定区域外への移転または撤去等について調整及び促進に努める。ただし、本質的価値を構成する諸要素への影響が軽微なものとなるよう規模、意匠、色調、材質などについて配慮を行う場合は、別途判断する。なお、建築物等の絶対高さは12m以下とする。
- (ウ) 社会教育施設等のうち、市立動物園の整備は原則として行わない。既存施設の機能維持が困難となる時期を見据え、特別史跡の指定区域外への移転または撤去等について検討する。ただし、来園者等への安全確保のため、緊急避難的に行う改修については、本質的価値を構成する諸要素への影

響が相当軽微なものとなるよう規模、意匠、色調、材質などについて特段の配慮を行う場合は、別途判断する。

- (I) 社会教育施設等のうち、市立美術館については、国登録有形文化財*としての価値を維持するための改修は、本質的価値を構成する諸要素への影響が軽微なものとなるよう共存、調和を図り適切に実施する。
- (オ) 商業・業務施設等、住宅については、地区別に次の取扱いとする。

【B・C地区】

学術調査等に基づき確認することができる街路遺構及び土塁並びに土塁裾から6m以内での建築物等の整備は原則として行わない。これ以外の場所においては、本質的価値を構成する諸要素への影響が軽微なものとなるよう規模、意匠、色調、材質などについて配慮する。なお、建築物等の絶対高さは8m以下とする。

ただし、本質的価値を構成する諸要素への影響が相当軽微なものとなるよう規模、意匠、色調、材質などについて特段の配慮を行った場合、建築物等の絶対高さは12m以下とすることができる。

【D地区】

学術調査等に基づき確認することができる街路遺構及び土塁並びに土塁裾から6m以内での建築物等の整備は原則として行わない。これ以外の場所においては、本質的価値を構成する諸要素への影響が軽微なものとなるよう規模、意匠、色調、材質などについて配慮する。なお、建築物等の絶対高さは12m以下とする。

【その他の地区(特別史跡の指定区域に限る)】

原則として整備しない。ただし、既存施設の規模を超えない範囲で本質的価値を構成する諸要素への影響が軽微なものとなるよう規模、意匠、色調、材質などについて配慮を行った場合は、別途判断する。

既存施設の機能維持が困難となる時期を見据え、特別史跡の指定区域外への移転または撤去等について調整及び促進に努める。

(カ) ライフライン、埋設管等の敷設については、原則として地下遺構に影響のないようにする。ただし、あらゆる方策を検討したにもかかわらず、他に選ぶべき手法が無い場合に限り、地下遺構への影響を最小限に抑制するよう努めつつ、個別の事案に即して判断する。

(キ) 屋外広告物の設置等は原則として行わない。ただし、本質的価値を構成する諸要素への影響が相当軽微なものとなるよう規模、意匠、色調、材質などについて特段の配慮を行う場合は、別途判断する。

(ク) 工作物の設置等は原則として行わない。ただし、本質的価値を構成する諸要素への影響が相当軽微なものとなるよう規模、意匠、色調、材質などについて特段の配慮を行う場合は、別途判断する。

(ケ) 仮設物は本質的価値を構成する諸要素への影響が軽微なものとなるよう規模、意匠、色調、材質などについて配慮する。

外曲輪

外曲輪は、特別史跡指定区域外であるが、特別史跡指定区域と一体的な調和を図る必要があることから、往時の城下町を構成した諸要素の適切な保存に努める。

諸施設等の管理、整備については、本質的価値を構成する諸要素の保存、顕在化との調和を図る。

第4章 現状変更等の取扱方針及び基準

1 現状変更等の取扱方針

文化財保護法^{*}（以下この章において「法」という。）第2条において文化財に定義される「貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡^{*}で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物^{*}」という。）」のうち重要なものが法第109条に基づき史跡^{*}、名勝^{*}または天然記念物^{*}（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定される。さらに法第109条第2項により史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものが特別史跡^{*}、特別名勝または特別天然記念物に指定される。

姫路城跡は、史跡名勝天然記念物の「史跡」に指定され、さらに、特に重要なものとして「特別史跡」に指定されている。

法第125条により「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない（各省各庁の長及び各省各庁の長以外の国の機関の場合は法第168条による文化庁長官の同意）」こととされている。

特別史跡姫路城跡における現状変更等の取扱方針は、特別史跡が持つ本質的価値^{*}を減じる行為については、現状変更等を認めないこととする。なお、特別史跡の指定区域内において諸要素等の保存状況等が異なっているため、地区区分ごとに予測される各種の現状変更等に対して取扱基準を設定する。

2 現状変更等が認められない行為

本基本計画（第3部 保存管理計画）に定める基準等に反する場合

特別史跡の滅失、き損または衰亡の恐れがある場合

特別史跡の景観を阻害または著しく減じると認められる場合

3 現状変更等の取扱い

許可を要しない行為

法第125条第1項ただし書に規定する「維持の措置を執る場合」、「非常災害のために必要な応急措置を執る場合」、「保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」については、現状変更等の許可を要しない。

維持の措置を執る場合

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号）第4条に規定される「維持の措置」の範囲は、次のとおりである。

ア 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき

イ 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき

ウ 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき

非常災害のために必要な応急措置を執る場合

水害、震災、火災及びその他の予測しがたい事故による非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、「第3章 構成要素に対する保存管理の方法」に準拠する。

保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合

「保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」とは、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わない次の維持管理行為とする。

ア 堀、土塁^{*}の維持管理行為

(ア) 堀、水路を維持する日常管理(芥さらい、水路等の清掃、小規模な浚渫等土砂堆積物の除去など)

(イ) 土塁法面の清掃、植生^{*}の日常的な手入れ(枯損木の処理、支障枝剪定、草刈など)

イ 道路の維持管理行為

道路、橋梁の日常的な管理、簡易な補修(路面の小規模な応急補修、高欄破損の応急措置、街灯などの清掃・保守点検、ガードレールなどの破損・劣化による応急措置及び部分的な取替えなど)

ウ 公園としての維持管理行為

(ア) 植生の日常的な手入れ(枯損木の処理、支障枝剪定、添え木などの設置、病虫害防除、草刈など)

(イ) 街灯などの清掃・保守点検、路面の清掃及び簡易な補修、柵などの補修(小規模な塗り替えで同系色の塗装の場合)

エ 建築物、工作物等の維持管理行為

(ア) 建築物、工作物等の日常的な清掃・保守点検等の保守作業及び修繕

(イ) 電線、ケーブル等の張替え、取替え

オ その他の日常的な維持管理行為

市教育委員会が行う現状変更等に係る許可等

法第125条の規定による現状変更等の許可が必要な行為のうち、次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、法第184条の規定に基づく法施行令第5条第4項の規定に基づき、現状変更等の許可(許可の取消し及び停止命令を含む。)を市の教育委員会が行う。

小規模建築物(階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物)であって、建築面積(増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積)が120㎡以下のものをいう。)で3月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却

工作物(建築物を除く。以下このにおいて同じ。)の設置、改修若しくは除却(改修又は除却にあっては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

法第115条第1項(法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。)に規定する特別史跡の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設の設置、改修又は除却

埋設されている電線、ガス管、水道管又は下水道管の改修

木竹の伐採

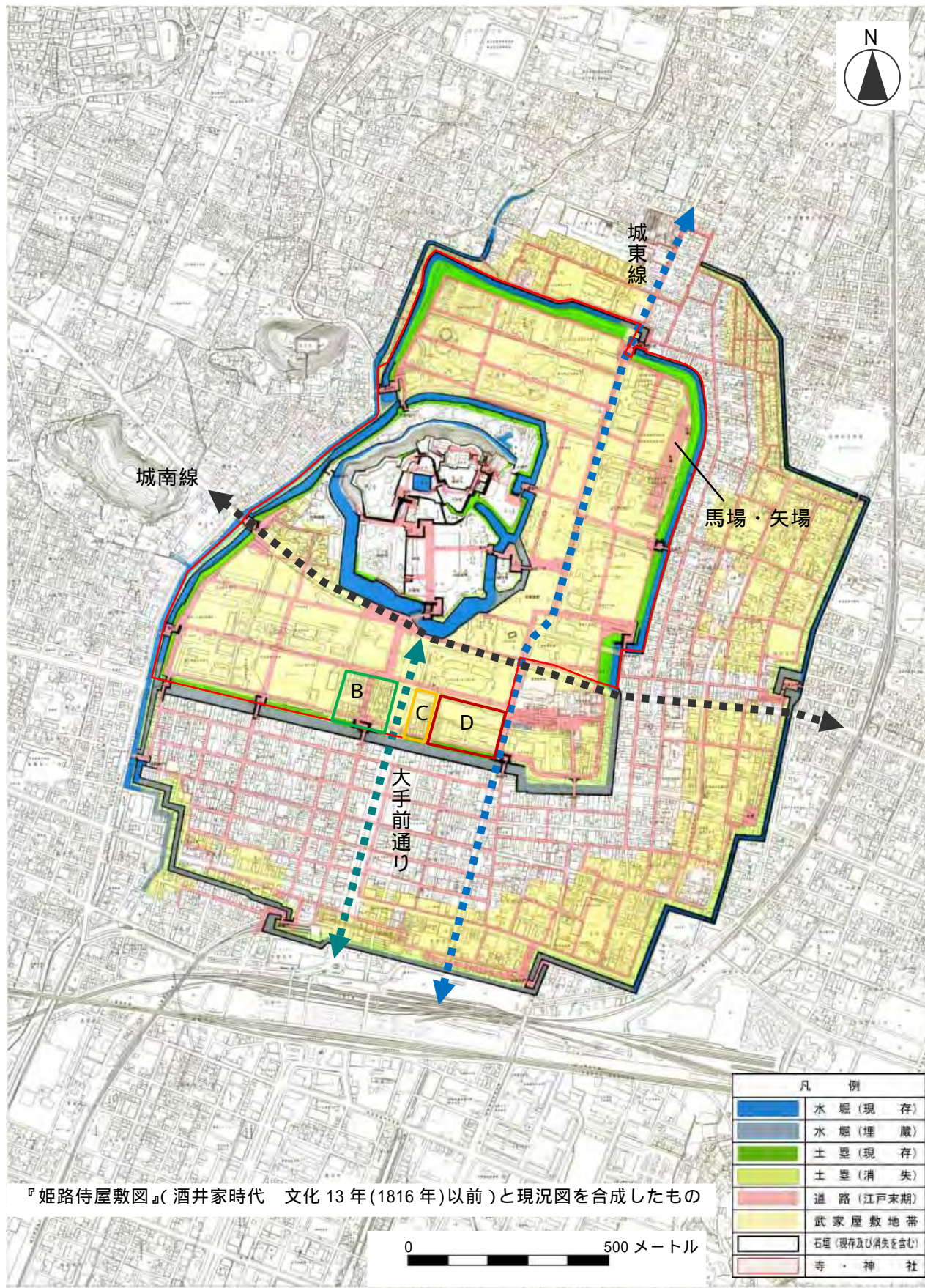
文化庁長官が行う現状変更等の許可等

及び を除くすべての現状変更等は、文化庁長官の許可を受けなければならない。また、法第168条により各省各庁の長及び各省各庁の長以外の国の機関の場合は、あらかじめ文化庁長官の同意を求めなければならない。

現状変更等の取扱基準

現状変更等は、「第3章 構成要素に対する保存管理の方法(81頁以降)」により個別の事案に即して取り扱う。

姫路城跡現況重ね図



『姫路侍屋敷図』(酒井家時代 文化13年(1816年)以前)と現況図を合成したもの

凡 例	
■	水堀 (現 存)
■	水堀 (埋 蔵)
■	土塁 (現 存)
■	土塁 (消 失)
■	道 路 (江戸末期)
■	武家屋敷地帯
■	石垣 (現存及び消失を含む)
■	寺・神社

第5章 特別史跡姫路城跡の指定区域拡大についての考え方

1 指定区域の拡大を図る地域

特別史跡姫路城跡の指定区域は、概ね中曲輪と同範囲であるが、東南部の一角は土塁^{*}が削平され南部中堀も埋められていることから、指定区域からは除外されている。

この東南部においては、市民会館とNTT兵庫支店姫路2号館（旧逓信省姫路電信局）の間に惣社門の櫓台石垣の一部が良好な状態で保存されている。その北側に播磨国総社、姫路郵便局があり、東側には住宅街が広がっている。

南部中堀は、国道2号となっているが、国道整備等の際に実施した発掘調査の結果、各城門に向かう土橋、外曲輪側の堀石垣等が良好な状態で地下に保存されていることが確認されている。

北部の野里門周辺は、門そのものの残存状況は決して良好とはいえないが、旧但馬街道（生野街道）が通る重要な城門でもあり、堀を含めた一体的な整備が望まれる。

これらの地域には、民間所有地が多数あり、権利者も多い状況であるが、本来、中曲輪は全体で一つの曲輪^{*}を形成し、等質の価値を持つものであることから、条件が整った箇所から順次指定区域の拡大に努める。

2 指定区域の拡大を検討する地域

姫路城の外郭ラインとして極めて重要である外堀は、東部が「外堀川」として機能し、西部も外堀の機能を有していた船場川がそのままの位置で南流している。この船場川と分流し、南部外堀へと続く西南隅の一部分が水堀のまま残されている。本来の外堀の様相については、発掘調査等により解明する必要があるものの、痕跡を十分に残している箇所もあることから、指定区域の拡大について検討する。

また、城門については、東方の外京口門の一部を発掘調査で確認し、埋め戻して保存している。今後も、発掘調査等により他の城門等の重要遺構が確認できる可能性があるため、関係機関等との調整を図り、条件整理を行い、指定区域の拡大について検討する。



惣社門付近

第4部 保存管理計画

[特別史跡姫路城跡周辺

(世界文化遺産バッファゾーン等)]

第1章 保存管理の目標と基本方針

1 本市におけるバッファゾーン等の現状

世界遺産におけるバッファゾーン^{*}は、世界遺産の「資産^{*}」を保護するため、その利用や開発に一定の規制が行われ、「資産」と調和のとれた景観を形成することが求められている。この「資産」は、文化財保護法^{*}をはじめとした法令により保護されているが、バッファゾーンについては、その範囲の設定を求める特別の規定が設けられておらず、本市においても、姫路市文化財保護条例を制定しているものの、バッファゾーンであることを根拠とした土地利用や開発の規制は行っていない。

このような状況のなか、本市は、姫路市総合計画において、基本的政策のひとつに「歴史文化の継承と市民文化の醸成」を掲げ、政策として「世界文化遺産の保存と活用」を設定し、姫路城周辺地区については、世界遺産のバッファゾーンとしての位置づけのもと姫路城と調和しながら人々の暮らしと歴史が共存した空間形成を推進することとしており、都市計画部門を中心に計画的な景観誘導を行い、姫路城にふさわしい魅力ある周辺景観の形成に取り組んでいる。

バッファゾーンの範囲は、平成元年策定の姫路城周辺地区景観ガイドプラン^{*}の対象地域を準用しており、世界遺産一覧表^{*}への記載当時から変更されていない。

なお、この範囲における景観施策は、姫路市都市景観条例^{*}に基づく姫路市都市景観形成基本計画^{*}(昭和63年策定、平成19年改定)により、姫路城周辺を重点地区と設定し、この基本計画を受けた姫路城周辺地区景観ガイドプランを指針としてバッファゾーンを含めた姫路城周辺の景観形成、誘導を進めている。また、同ガイドプランでは重点地区を土地利用、景観変化等の景観に大きな影響を及ぼす要素及び景観誘導方向により区分された景観同質地区^{*}に区分し、それぞれ基本方向と景観形成の方策を設定している。

2 他国におけるバッファゾーンの現状

バッファゾーンにおける都市開発や大規模工事などにより「資産」への景観を阻害する恐れのある場合には、遺産が危機にさらされているとして、危機遺産^{*}一覧表に記載される場合がある。

代表的な事例としては、次の2例がある。

まず、ドイツ連邦共和国ノルトライン＝ヴェストファーレン州ケルン市にある世界文化遺産「ケルン大聖堂^{*}」では、バッファゾーンにおける高層建築物計画により景観破壊の危機にさらされているとして、2004年に危機遺産一覧表に記載されたが、市当局が大聖堂の周囲に高さ規制を敷くなどの対応を行ったことから、2006年に危機遺産一覧表から抹消された。

次に、ドイツ連邦共和国ザクセン州ドレスデン市の世界文化遺産「ドレスデン・エルベ渓谷^{*}」(ドレスデンを中心にしたエルベ川流域18km。面積1,930ha)ではバイパス道路と橋梁の新設が計画されたため、2006年に危機遺産一覧表に記載されたが、その後も地元政府が原則として当初計画を変更しなかったため、2009年の第33回世界遺産委員会^{*}で、オマーン国の「アラビアオリックスの保護区^{*}」に次いで2件目の記載抹消となっている。

このように、世界遺産を取巻く現状としては、「資産」そのものの保護措置だけではなく、バッファゾーンにおける「資産」と調和のとれた景観形成及び景観保全が求められている。

3 目標と基本方針

世界文化遺産に対する保存の考え方は、資産そのものの保存及び保護は当然であるが、バッファゾーンについても景観施策をはじめとした「資産」と一体的な保護や規制が必要となっている。

しかしながら、世界文化遺産姫路城の「資産」は文化財保護法により保護及び保存のための規制が行われているものの、バッファゾーンにおいてはこのような法令の規定はない。

このため、資産と一体化した景観を保全することをバッファゾーン等における保存管理の目標とするとともに、都市景観条例をはじめとする景観施策を推進し、姫路城周辺の景観形成及び景観誘導を行うことにより「資産」を保存することを基本方針とする。

ケルン大聖堂



エルベ渓谷



赤線が橋の建設位置

第2章 バッファゾーン等の景観要素

バッファゾーン^{*}は、特別史跡^{*}に指定された姫路城跡約108ha周辺を取り囲むように設定されており、その面積は143haに及んでいる(69頁 第3部 姫路城の曲輪と特別史跡指定区域図参照)。

このエリアは、姫路城跡の外曲輪の一部を含んでおり姫路城跡の外堀、城門遺構^{*}が現存し、外堀の一部を構成している2級河川船場川も本多時代の水運開発という歴史的経緯を今に伝えている。

このような歴史的環境が存在する当該地域では、その多くが戦災により焼失したが、野里地区や城西地区などには城下町の雰囲気を感じさせる歴史的町並みや建築物が多く残っている。例えば、姫路城周辺の指定文化財^{*}には、石造鳥居、船場本徳寺境内建造物などがあり、国登録有形文化財^{*}としては、市立美術館、姫路文学館望景亭などがある。さらに、神社仏閣や町家^{*}などの建造物については、文化財指定等を受けていない地域文化財が多数現存し、一部は姫路市都市景観重要建築物等^{*}として指定されている(42頁 第2部 歴史的資産の現況図(国宝及び重要文化財以外)参照)。

一方、姫路城が位置する中心市街地は、姫路城跡を中心とした歴史的環境の保全地域という側面と、本市の都市機能集約地という側面を併せ持っており、周辺環境も歴史的町並みが残る地域、住宅地、商業・業務地など多様である。

この地域の一部は、姫路市景観計画^{*}により、眺望景観を保全するため、重点的に風景の形成を図る必要があると認める区域として「姫路城周辺風景形成地域^{*}」に指定するとともに、大手前通りと国道2号の一部は、都市景観形成地区^{*}(大手前通り地区、中濠通り地区)に、野里街道地区を歴史的町並み景観形成地区^{*}に指定し(142頁 第7部 都市景観形成地区、歴史的町並み景観形成地区及び風景形成地域参照)姫路城と調和した景観形成や町並みの形成を図る地域と位置づけ、都市計画の側面から規制や誘導を行っている。

バッファゾーンにおける用途地域は、南部が概ね商業地域、その他は近隣商業地域、第一種住居

地域、第一種中高層住居専用地域である。

以上のように、このバッファゾーンでは、江戸時代の歴史的な側面と近代以降の市街地としての側面とを併せ持った地域であると同時に姫路城を中心に発展してきたという共通の歴史的背景を有しているという経緯に留意し、都市計画上の規制や誘導等を行いつつ、姫路城と調和した風格と個性のある都市景観を形成する必要がある。

第3章 保存管理の方法

第1節 景観形成への取組み

1 景観誘導についての基本的な考え方

昭和63年5月に国により都市景観形成モデル都市の指定を受け、同年都市景観条例^{*}に基づき策定した「姫路市都市景観形成基本計画^{*}」では、姫路城周辺地区約250haを重点地区とした重点地区景観形成計画^{*}を定めた。

さらに、重点地区の景観形成を積極的に展開するため、平成元年に「姫路城周辺地区景観ガイドプラン^{*}」を策定した。

このガイドプランは、景観形成に関する法令及び各種制度、計画等との整合を図るとともに、姫路城周辺地区における景観形成の基本的な方

向を明らかにし、観光や商業など経済の活性化への視点を持ちつつ、政策及び事業を総合的に推進するための基本指針である。

その後、策定から15年以上が経過し、社会情勢の変化に対応するため、平成17年に同ガイドプランを改定し、対象地区を拡大するとともに、平成19年3月に改定した「姫路市都市景観形成基本計画」における重点地区も97頁の図のように対象区域に拡大し、パuffersゾーンを含めた姫路城周辺地区の景観形成に取り組んでいる。

重点地区景観形成計画の基本方針

多様な景観特性を有するこの地区は、地域特性を生かした個性ある景観形成に努めるとともに、全体として姫路城と調和した風格ある景観形成を図る。

姫路城の美しい眺望景観を保全するとともに、城とその周辺の特別史跡区域を復元・修復し、市民の余暇・文化活動及び観光の拠点としての施設整備を行い、姫路城を核とした水と緑のうまいある優れた景観の保全・育成を図る。

歴史的町並みについては、地域住民の主体的な取組みを促し、姫路城の城下町として、伝統と個性のある景観形成に努める。

丘陵や河川を水と緑を生かした自然的景観として、保全・整備し、市民に親しまれる都市空間の創出に努める。

道路整備、公園整備など公共施設の整備にあたっては、都市景観に配慮し、魅力的で快適な都市空間の創出に努める。

商業業務地は、本市の顔として風格と個性ある都心機能の充実により、にぎわいと親しみのある景観形成を図る。

住宅地は、住宅の細分化を防ぎ、低層で良好な居住環境の形成を誘導するとともに、生け垣の整備を促し、美しい町並みの形成を図る。

姫路市都市景観形成基本計画 昭和63年版から抜粋

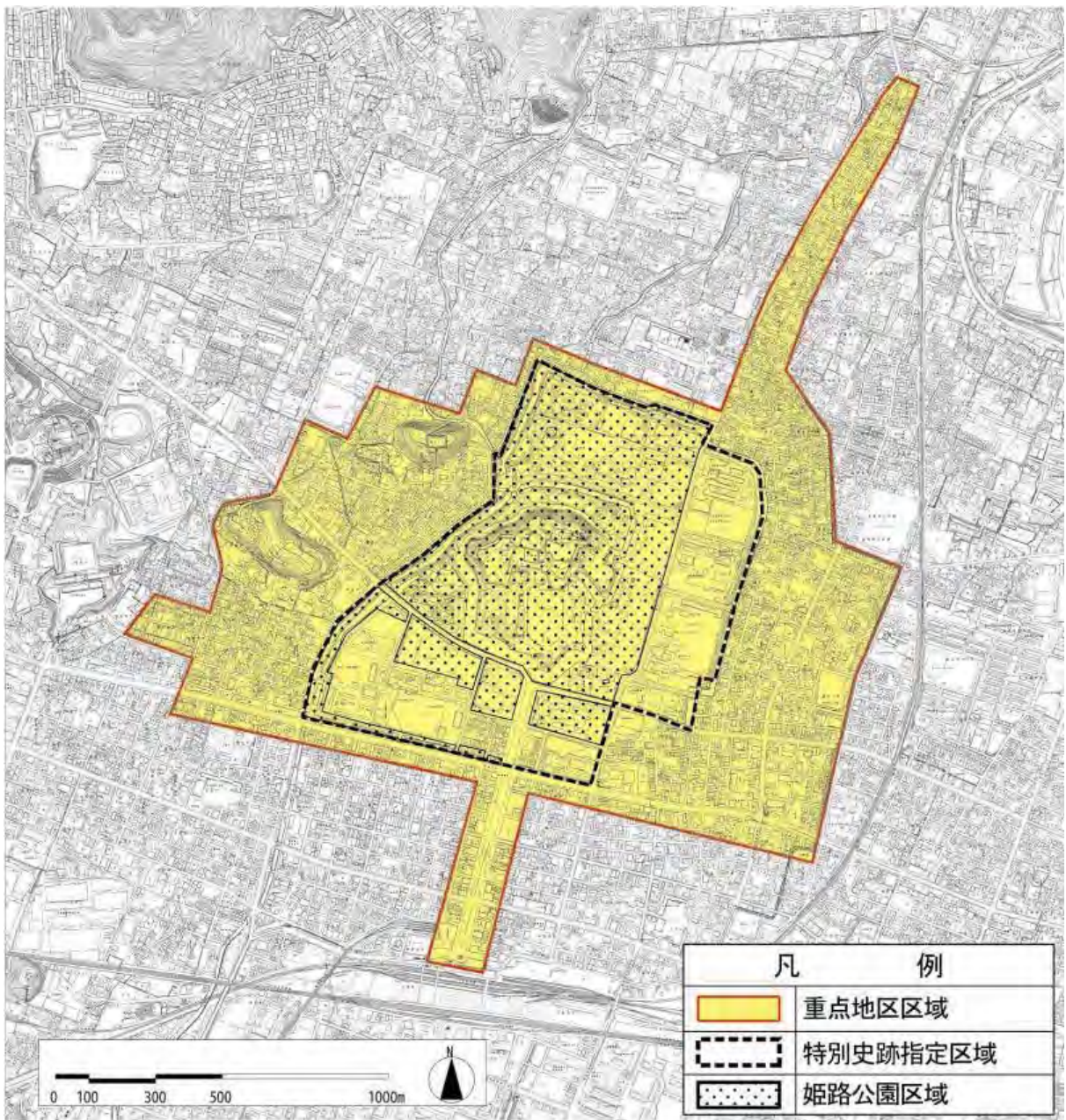
2 基本目標

基本構想においては、外曲輪及びバッファゾーンの将来像を「現代と調和しながら、暮らしと歴史が共存する城郭^{*}」としている。そして、活力ある中心市街地のなかに、城を眺めることができる小広場や伝統的な町並みなど、憩いの場を保存・創出することにより、姫路城と日常生活とが馴染んだまちとしての整備と誘導を促進することとしている。

また、「姫路城周辺地区景観ガイドプラン」では、多様な景観特性を有するこの地区の特性を生かすとともに、姫路城と調和した風格ある景観形成を図り、姫路城をシンボルとした美しい都市の創出に取り組むことを基本目標としている。

本基本計画では、これらの実現に向け、基本方針や推進方策を示す。

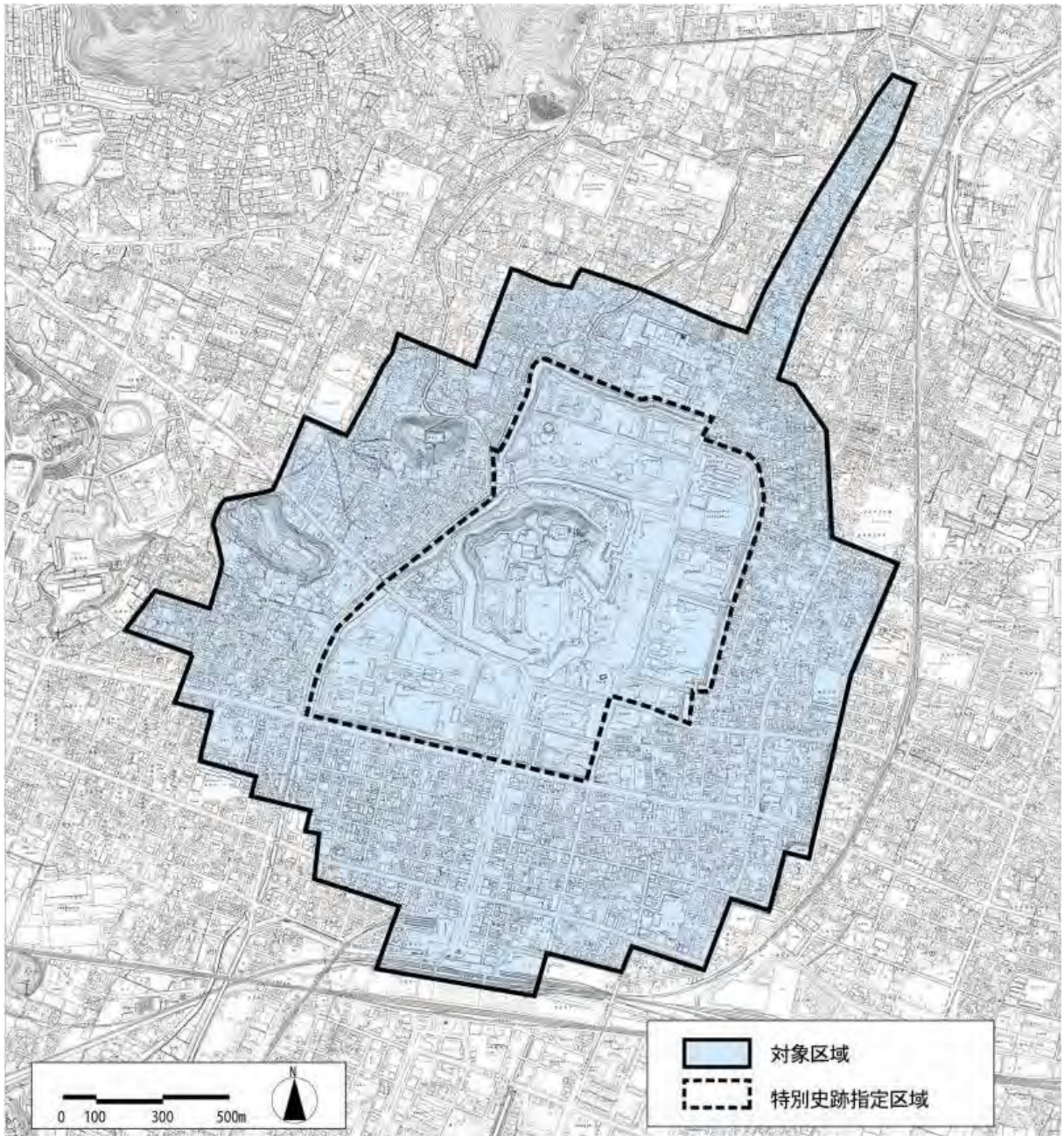
重点地区区域図：姫路城周辺地区景観ガイドプランの対象区域(平成元年)



(出典：姫路城周辺地区景観ガイドプラン 平成元年版)

備考 世界遺産姫路城のバッファゾーン

重点地区区域図：姫路城周辺地区景観ガイドプランの対象区域（平成17年）



（出典：姫路城周辺地区景観ガイドプラン 平成17年版）

備考 世界遺産姫路城のバッファゾーンは拡大していない

第2節 景観形成の推進

1 景観機能の配置

姫路城周辺地区の景観構造は、地区の景観構造の中心となる景観核、景観の骨格を明確にするための景観軸、景観形成を図るうえで重要な要素となるまとまりのある景観資源など、多様な景観要素によって構成されている。

当地区の景観形成を効果的に推進するため、多様な景観要素を次の4つの機能に分類する。

シンボルとしての機能

当地区の中心に位置し景観構造の核である姫路城は、地区の随所から眺めることのできるランドマーク^{*}としてだけでなく、歴史的、文化的イメージを創出するシンボルとなっている。

このため、多様な景観要素を有する当地区において、全体として調和のとれた景観を形成するにあたり、姫路城をイメージやデザイン等の基調とする。

骨格としての機能

当地区内には、幹線道路や河川などの景観軸が東西、南北に位置している。これらは、それぞれが都市景観軸を形成しているだけでなく、市街地特性による景観同質地区^{*}に見られるように、一つのまとまりのある景観の領域を定めたり、景観の広がりや方向性を与えるなど、地区全体の景観を明確にする役割を果たしている。

このため、地区の景観形成を図るため、これらの景観軸を骨格としての機能として活用する。

地区特性を創出する機能

土塁^{*}や小丘の緑、堀の水などの自然的景観資源や歴史的な町並み、神社仏閣等の歴史的景観^{*}資源は、地区特性を創出し、個性ある景観を形成する重要な役割を果たす要素である。

また、各種の公共施設は、地区特性を生かした景観形成の拠点として位置づけられるものであり、景観形成の先導的役割を果たしている。

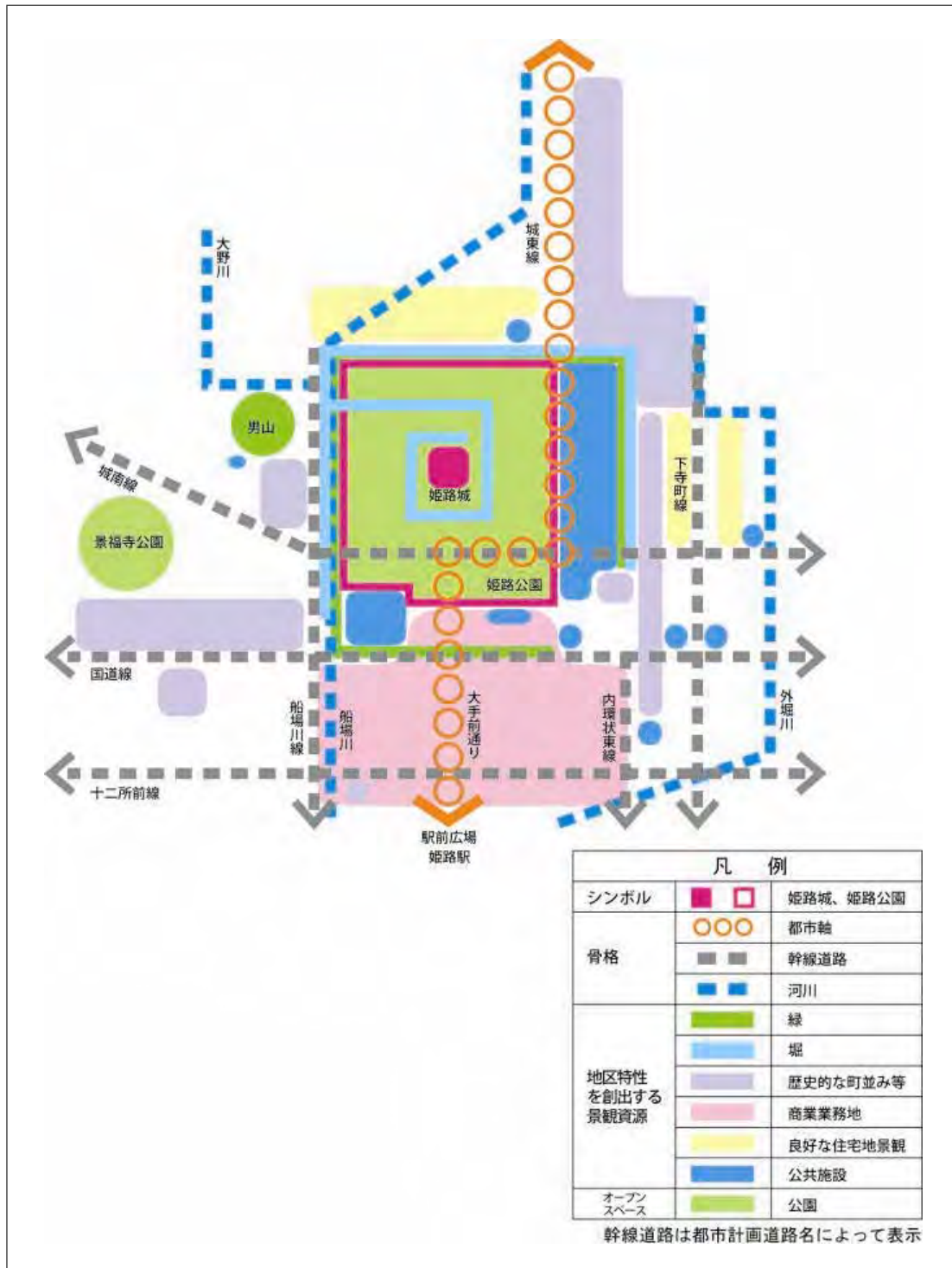
このため、これらの自然的、歴史的、都市的景観資源は地区特性を創出する機能として活用する。

オープンスペースとしての機能

姫路公園をはじめとする都市公園は、緑豊かなオープンスペース^{*}として、市民の余暇空間であるだけでなく都市景観に潤いややすらぎを与える重要な景観要素であり、地区の身近な景観を形成するための拠点として位置づけられる。

このため、地区の景観形成を図るうえで、都市公園は、オープンスペースとしての機能を受け持つこととする。

景観機能配置図



2 景観形成基本方針

「第1節2」に記載する基本目標を実現するため、各々の市街地特性を生かした景観形成を進めるうえで地区を区分し、それぞれの地区の景観形成基本方針を次のように定める。

シンボルロード景観形成地区

大手前通りは、シンボルロードとして城が眺望でき、城の前景としてふさわしい商業・業務施設と広い歩道や植栽等が調和した豊かな都市空間を目指す。また、市民、事業者、行政の参画と協働のもと、国道線(中濠通り)を含め、沿道の建築物及び工作物等の調和のとれた修景^{*}により、連続性と統一感のある景観を形成し、本市の顔にふさわしい風格と賑わいのある都市空間を創出する。

駅前景観形成地区

本市の風格と都市ブランドを表現しつつ、市民や観光客の交通結節点^{*}として憩いや楽しさ、おもてなしを演出するとともに、姫路城との調和に配慮し、播磨の中核都市の玄関口にふさわしい魅力ある景観形成を図る。

商業・業務地景観形成地区

アーケードが設置された商店街・飲食店等の繁華街や商業ビル群など、商業・業務施設が集まる都心部は、市民、事業者、行政の参画と協働により、町名や町割り^{*}、史跡^{*}などが残る城下町の特性を生かし、活気と魅力ある景観を創出し、都心の周遊性を促進する。また、都心回帰を促すため、都市的な居住・生活空間としての景観を形成する。

住宅地景観形成地区

市民と行政の参画と協働により、中低層住宅を中心とした良好な住宅地の保全及び創出に取り組むとともに、建築物等の高さ、色彩などの眺望景観に配慮した景観を形成する。

また、中堀の沿道や寺院周辺の歴史的な道づくりでは、姫路城周辺の周遊路としての雰囲気大切に空間を創出する。

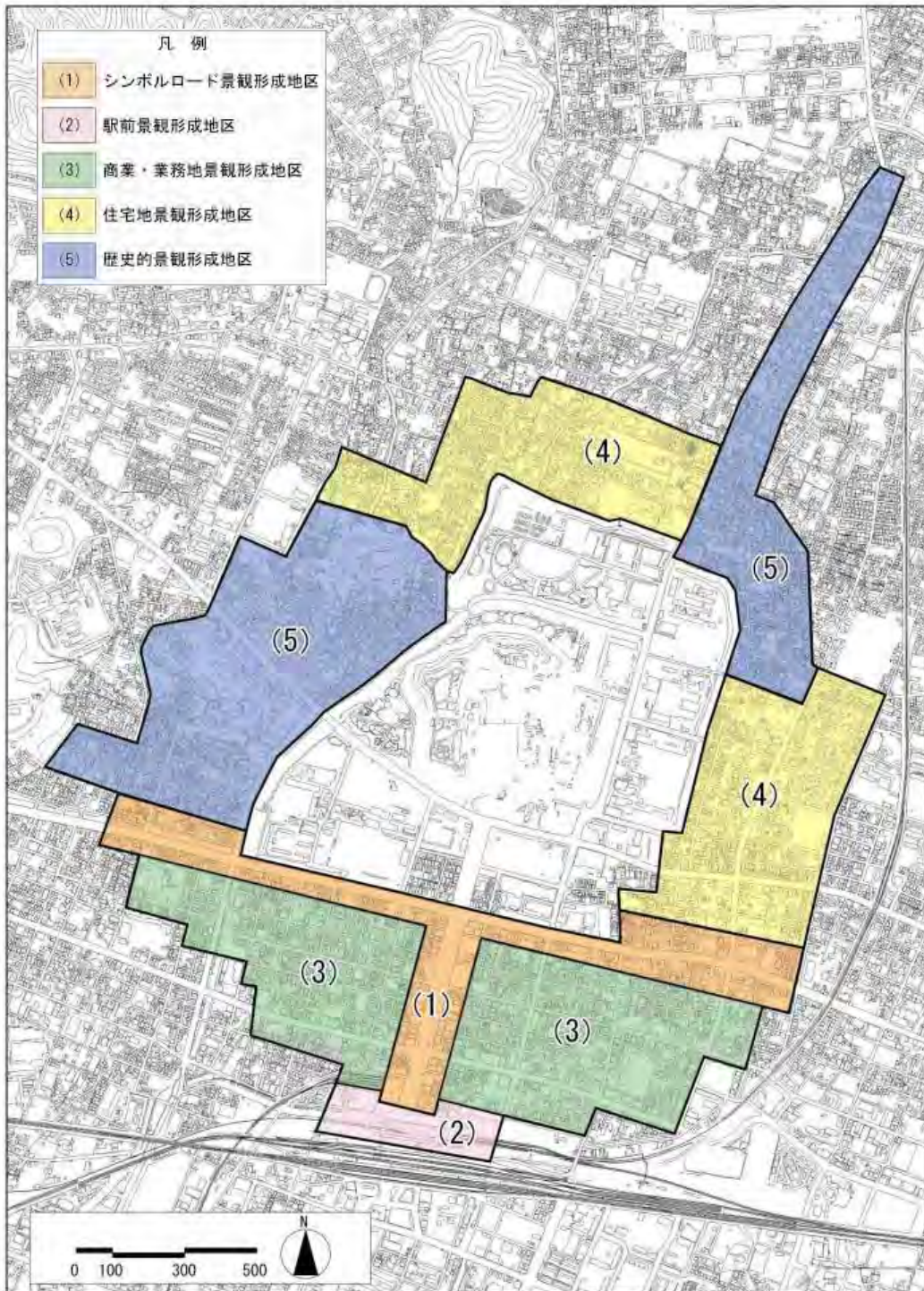
歴史的景観形成地区

城下町の雰囲気伝える歴史を生かした景観を形成するため、市民と行政との参画と協働により、点在する歴史的建造物^{*}の保全及び活用に取り組む。

野里地区では、伝統ある商店街として歴史的町並みを整備し、多くの人が訪れたい魅力と賑わいのある景観を形成する。

城西地区では、男山、景福寺山の丘陵の緑や船場川等の河川空間を保全、活用するとともに、眺望景観にも配慮し、地区全体として調和のとれた景観を形成する。

市街地特性による景観形成地区



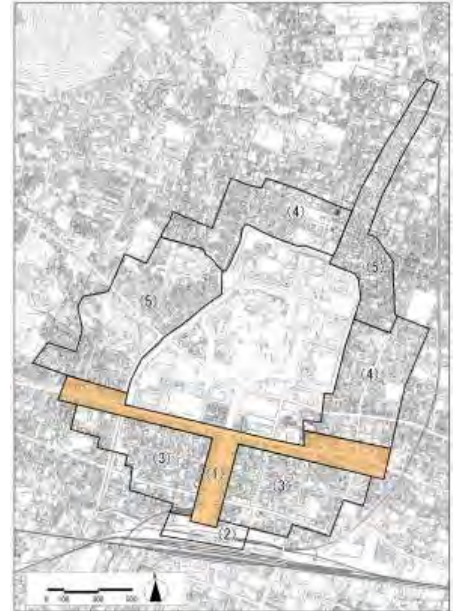
3 景観形成の基本的な方策

地区を区分して定めた景観形成基本方針に基づく基本方策を次のように定める。

シンボルロード景観形成地区

魅力ある商業・業務地の形成

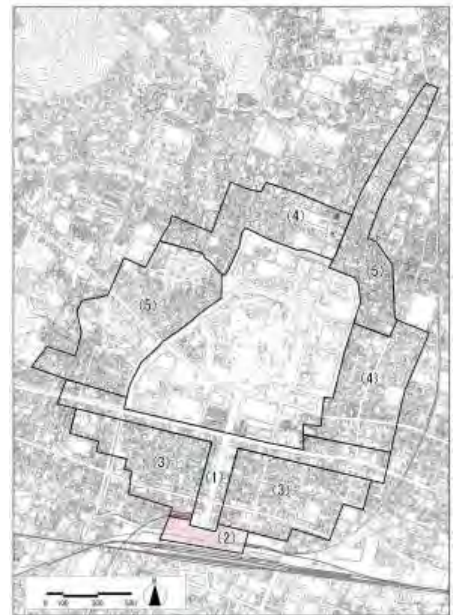
- ア 建築物、工作物及び広告物等の規模、位置、意匠、色彩等に対する規制及び誘導を行う。
 - イ 城と調和のとれた商業空間を創出する。
- ##### 快適な歩行者空間の創出
- ア 道路植栽により緑化を推進する。
 - イ 案内サイン^{*}やストリートファニチャー^{*}等をデザインに配慮して再編する。
 - ウ 清掃等の美化活動を促進する。
- ##### 道路空間の景観阻害要素の除去
- ア 屋外広告物の適正化を図る。
 - イ 放置自転車等を除去する。
- ##### 市民の主体的な景観まちづくりへの支援
- ア まちづくり支援システムを構築する。



駅前景観形成地区

本市の風格と都市ブランドの表現

- ア 姫路駅周辺土地区画整理事業を推進する。
 - イ 新駅ビルの整備を促進する。
 - ウ 北駅前広場を整備する。
- ##### 大手前通り・姫路城へのゲート空間の創出
- ア 建築物、工作物及び広告物等の規模、位置、意匠、色彩等に対する規制及び誘導を行う。
 - イ 案内サインやストリートファニチャー等をデザインに配慮して再編する。
 - ウ 屋外広告物の適正化を図る。
 - エ 放置自転車等を除去する。
- ##### 姫路城との調和と駅から城への眺望の確保
- ア 地区計画、景観計画^{*}による規制及び誘導を行う。
 - イ J R 姫路駅からのビューポイントを確保する。



商業・業務地景観形成地区

魅力ある都心部の形成

- ア 城下町の特徴を生かした都心部景観を形成する。
- イ 各商店街の個性的なファサード*整備を促進する。
- ウ 建物1階部分に前面道路と調和し、統一感のあるデザイン導入を促進する。

快適な歩行者空間の創出

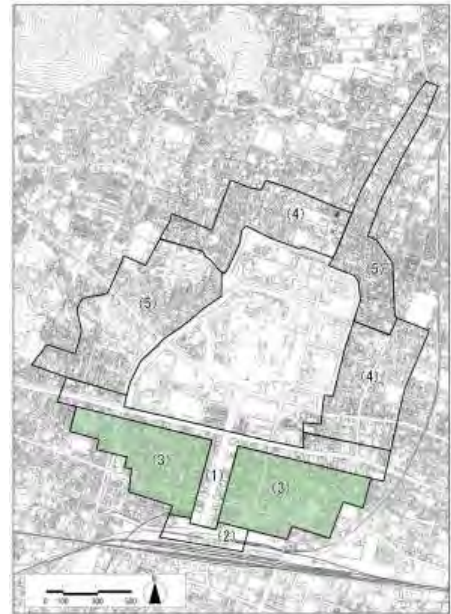
- ア 旧町名やその歴史を解説した案内板を設置する。
- イ 道路植栽により緑化を推進する。

道路空間の景観阻害要素の除去

- ア 屋外広告物の適正化を図る。
- イ 放置自転車等を除去する。

外堀跡の表示

- ア 外堀（城郭）を意識した案内板等を設置する。
市民の主体的な景観まちづくりへの支援
- ア まちづくり支援システムを構築する。



住宅地景観形成地区

姫路城への眺望の確保

- ア 建築物、工作物及び広告物等の規模、位置、意匠、色彩等に対する規制及び誘導を行う。
- イ 定位置からのビューポイントを確保する。

歴史的建造物の保全及び修景

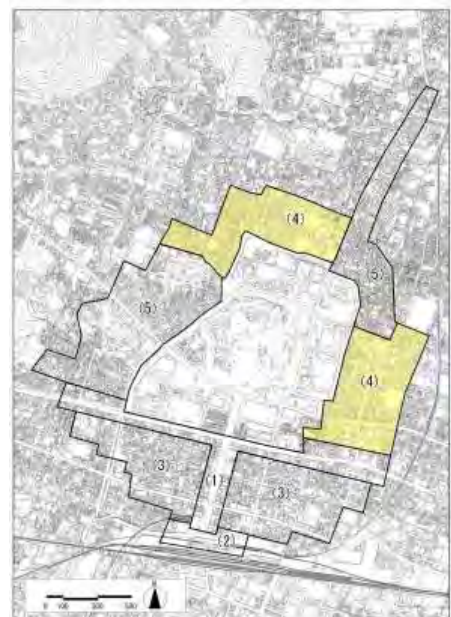
- ア 都市景観上重要な建築物等を保全する。
- イ 修景等に対して支援する。

道路の再整備と景観への配慮

- ア 堀の親水性を確保し、水質を維持、改善する。
- イ 景観に配慮した道路の再整備を図り、かつて外堀であった外堀川の環境を修景する。

- ウ 外堀（城郭）を意識した案内板等を設置する。
市民の主体的な景観まちづくりへの支援

- ア まちづくり支援システムを構築する。



歴史的景観形成地区

歴史的町並みの保全及び修景

- ア 建築物、工作物及び広告物等の規模、位置、意匠、色彩等に対する規制及び誘導を行う。
- イ 歴史的町並みに調和した道路を整備する。

歴史的建造物の保全及び修景

- ア 都市景観上重要な建築物等を保全する。
- イ 修景等に対して支援する。

魅力ある商業空間の創出

- ア 歴史的建造物の活用を促進する。
- イ 商店街のファサード整備を促進する。

小丘の自然環境の保全と眺望点の確保

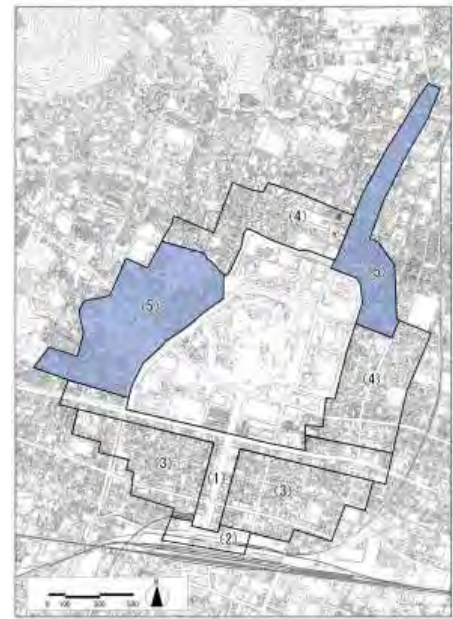
- ア 男山、景福寺山の緑の保全とビューポイントを確保する。

河川空間の保全、活用と景観への配慮

- ア 水と緑の一体となった船場川沿いの周遊路を保全及び活用する。

市民の主体的な景観まちづくりへの支援

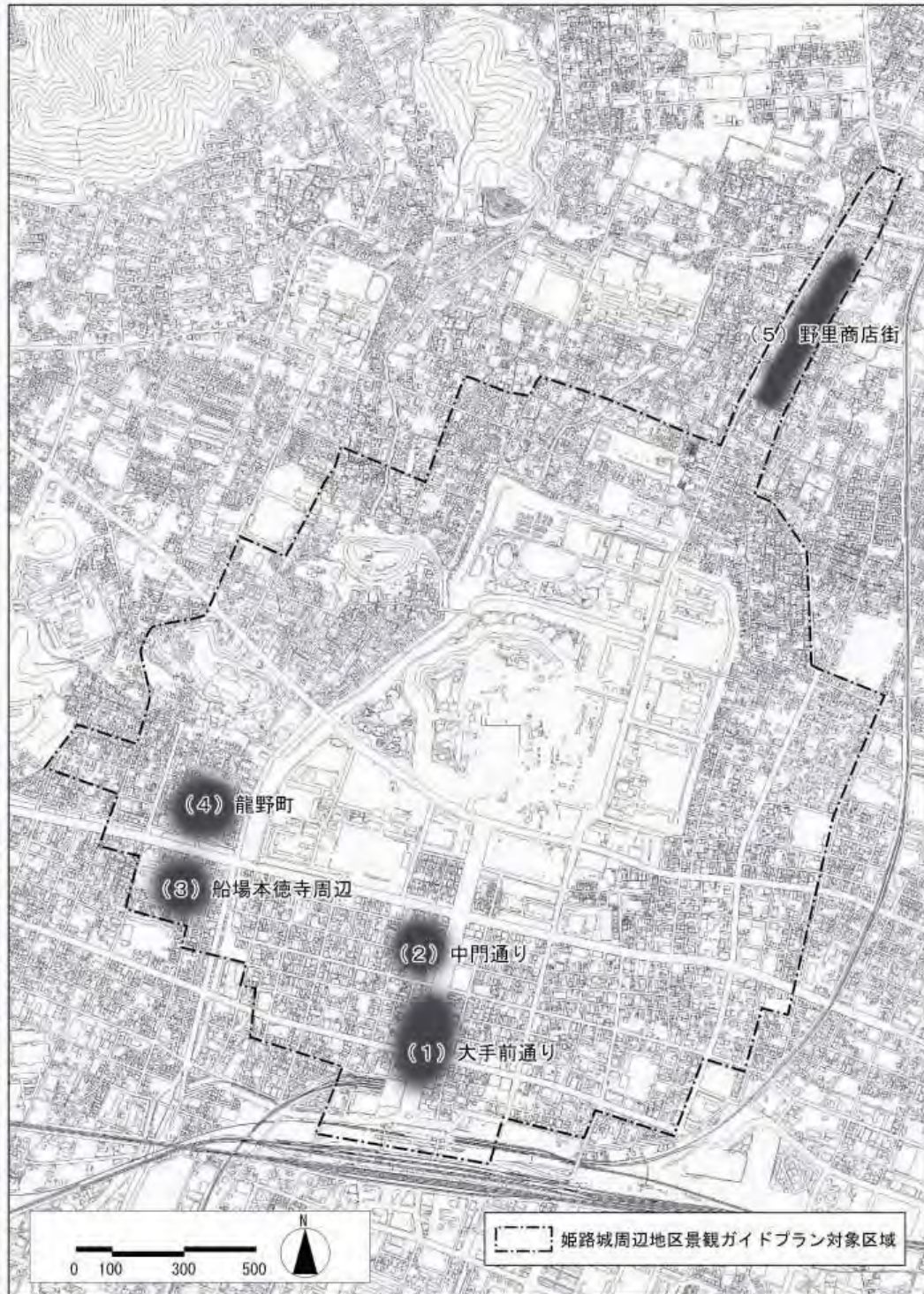
- ア まちづくり支援システムを構築する。



4 景観デザイン

景観上重要である箇所について、目指すべき将来像を明確にするため、デザインの方向性を具体的に示す。

景観デザイン計画の位置



大手前通り

眺望景観

- ア スカイライン^{*}を統一する（建物の高さ、屋外広告物等）。
- イ 建物壁面ラインを統一する（建物のファサード、屋外広告物等）。
- ウ 建物の色彩の調和を図る。

歩行者空間

- ア 路面舗装を統一し、調和のとれた街路灯やストリートファニチャーを配置する。
- イ サイン計画等によりサインを統一する。
- ウ 都市デザイン面から、調和のとれた街路樹及び植栽柵に再編する。
- エ 賑わいを創出するため、歩行者空間を活用する。
- オ 建物1階部分に前面道路と調和し、統一感のあるデザイン導入を促進する。
- カ 建物の外観デザインや色彩、屋外広告物等の統一を図る。

中門通り

- ア 電柱の修景（色彩の変更）や移設、無電柱化を推進する。
- イ 建物1階部分はまちに開かれたデザイン導入を促進する。
- ウ 広告物、テント等の統一やのれんの活用など、修景を促進する。



船場本徳寺周辺

- ア 門前町^{*}の町並みに調和する舗装、街路灯、サイン等の一体的なデザイン化を推進する。
- イ 電柱の修景（色彩の変更）や移設、無電柱化を推進する。
- ウ 門前町の雰囲気と調和する建物の外装デザイン化、ガレージや門等工作物の修景を促進する。

龍野町（旧山陽道）

- ア 旧山陽道をイメージしたコミュニティ道路^{*}を整備する。
- イ 電柱の修景（色彩の変更）や移設、無電柱化を推進する。
- ウ ストリートファニチャーやサイン等の一体的なデザイン化を推進する。
- エ 城下町を再生する建物の修景を促進する。
- オ 町家^{*}活用による町並みの保全を促進する。

野里商店街

- ア 街道をイメージさせる舗装、街路灯、サイン等の一体的なデザイン化を推進する。
- イ 電柱の修景（色彩の変更）や移設、無電柱化を推進する。
- ウ 城下町を再生する建物の修景を促進する。
- エ 町家の活用により賑わいを創出する。



第5部 整備・活用方針

第1章 整備の基本方針

世界文化遺産姫路城を将来にわたって保存継承するため、現在の姿を保全することはもとより、姫路城跡の価値を高める建造物等の復元や表示などについて史実に基づき検証し、真実性^{*}を保持した整備に努める。

1 基本構想におけるゾーンごとの整備方針

内曲輪

内曲輪では、現存する天守、石垣等を将来に保存継承することを目的に整備に努める。

また、三の丸の御居城^{*}や大路、御作事所^{*}出丸^{*}など存在は明らかであるが失われてしまった建造物や地下遺構^{*}について、復元や表示に向けた発掘調査や史料研究などを行い、史実に基づき真実性を保持したうえでその整備手法を検討する。

中曲輪

かつて武家屋敷であった中曲輪では、遺構の保存や表示を行いつつ、内曲輪における天守等の建造物及び歴史的な景観と調和した土地利用を進める。

また、この区域において、文化財保護意識を醸成するため、姫路城はもとより文化財全般に関する教育・学習機能を有する施設の整備について検討する。

さらに、文化観光^{*}の側面から姫路城の玄関口としてふさわしい賑わいの創出に繋がる施設整備について検討し、過去と現在が調和した空間利用に努め、将来においても本市の財産となる土地利用を行う。

外曲輪及びバッファゾーン^{*}

かつては主に組屋敷^{*}、町家^{*}、寺社が集まっていた外曲輪及びその周辺地域では、現在は商業地や住宅地が集積した市街地となっていることから、さまざまなまちづくりに関する手法を検討、導入し、姫路城と調和した景観を形成する。

また、活力ある中心市街地としての賑わいのなかに、城と調和した歴史的な町並みを保存し、

堀等を活用した憩いの場などを創出し、城下の名残が点在しつつ、城と日常生活が馴染んだまちとして整備と誘導に努める。

2 発掘調査等の計画的実施

基本構想に定めたゾーンごとの整備方針に基づき建造物の復元や遺構の表示及び施設整備を実施するにあたっては、既存資料の調査研究とあわせて、必要に応じて発掘調査を実施する。

なお、発掘調査は、調査目的と優先順位を明確にし、効率的かつ計画的に実施するとともに、地下遺構等を保護するため、調査の範囲や手法について十分検討し、必要最小限度の発掘にとどめる。

3 真実性の保持

姫路城跡の整備の前提となる「往時の姿」の時代設定は、原則として酒井家時代(1749～1868年)とする。これは、酒井家が最も長期間にわたる姫路城主であったこと、また、幕末時の城主であり、江戸時代の遺構面のうち最上層に遺構が存在すると考えられることなどを考慮したものである。なお、発掘調査などによりこの時代以外の重要遺構が確認された場合には、酒井家時代と同様に保存継承に努める。

内曲輪において遺構や建造物の立体的な復元を実施するには、現存する文献や絵図などでは情報が不十分であるため、今後とも継続的に十分な時代考証を行い、真実性を明らかにする必要がある。なお、この時代考証には、専門的な分析や調査が必要となり、相当の時間を要することが予想される。従って、姫路城跡における顕著な普遍的価値を保存継承するため、地道な

発掘調査や史料研究を実施することにより、これらの課題を克服し真実性を保持した「往時の姿」の再現に努める。

個別の要素を見ると、姫路城跡を構成する重要な要素である三の丸大路、御作事所など、過去の調査結果において存在が明確となっている遺構が多くある。これらのなかから、特に重要であり復元が可能なものについては、計画的な復元に努める。

また、中曲輪については、基本構想で「遺構の保存及び表示を行うとともに、次の世代の文化遺産となるような公益施設や集客施設などの整備も図るゾーン」という将来像を示しており、これに対応した整備に努める。

なお、南部土壘など既存の復元内容についても、再度、真実性を検証し、課題があればその内容を整理するとともに、必要に応じて見直し、往時の姿の再現に努める。

4 文化財等の公開及び解説施設の充実

姫路城の保存継承にあたっては、姫路城をはじめとする文化財に関する理解の向上を促進することが重要である。このため、文化財を積極的に公開することとし、見学者が本物の文化財に接することにより、文化財の魅力と歴史性を肌で感じることができる環境の創出に努める。さらに、文化財そのものではないものの公開する文化財に関連する資料等についてもあわせて展示するなど、文化財に関する理解をより一層深める工夫を研究する。

また、姫路城周辺は、江戸時代には城下町であったにもかかわらず、遺構や城にまつわる物語などに関する表示や説明が少なく、城下町のかつての姿、雰囲気醸し出す要素が十分であるとは言えない状況である。

このため、文化財への関心を深めるとともに、姫路城に関連する情報を発信するため、遺構の保存に影響のない範囲で、城下町の名残を解説する説明サイン^{*}の設置や文化財等の解説・展示、体験・学習機能を有する施設の充実に努める。

案内サイン^{*}や施設の整備にあたっては、デザインや設置箇所について周遊路との整合性を図

りつつ効果的な整備内容について検討する。なお、姫路城周辺の観光案内サインは、日英中韓の多言語表記を行うなど更新及び新設を計画的に推進し、平成19年度をもって観光的な側面からの整備は完了した。今後は遺構表示^{*}や周遊路表示なども含め、色彩、形状、材質等のほか姫路城と調和したデザインや仕様など統一基準を設け、景観に配慮したサイン等を再整備する。特に、遺構表示や説明サインの設置に際しては、城郭研究室が蓄積する研究成果を活用する。

また、石碑や彫刻などは、設置の経緯に配慮しつつ、周辺環境の変化に応じて撤去または整理を検討する。

さらに、過去から現在まで脈々と引き継がれてきた伝統瓦^{*}製作や石積み、漆喰^{*}壁などの伝統技術は、人類にとって貴重な財産であり将来にわたって継承していく必要があるため、これらの技術の継承及び人材育成に対する支援を充実する。

5 堀等の水辺空間の整備及び活用

堀等の水辺空間は特別史跡^{*}の重要な構成要素であり、石垣を含めて適切な整備と保存管理を行う。

また、その役割や構造についての説明や解説機能を充実させるとともに、内堀は、船などを利用することにより堀の水面上から周囲を見渡すことができる重要な視点場であり、石垣の構造や堀の大きさなど、内堀が持つ歴史性や規模などが体感できるため、堀を活用した見学・学習が可能となる仕組みを構築する。

さらに、市民や史跡見学者にとって水辺の空間は憩いの場となるため、遺構の保存と堀が持つ本来機能の伝承に影響のない範囲で整備や活用に努める。

酒井家時代の絵図（姫路侍屋敷図：文化13年（1816年）以前）



（所蔵：姫路市立城郭研究室）

6 樹木等の植生管理の考え方

特別史跡の指定区域内では、姫路城の有する真実性の保持を第一義とし、江戸時代における樹種やその配置などの植生^{*}について文献等の検証、現地調査や科学的分析等を行ったうえ、適宜、往時の姿の再現に努め、適切な植生管理を行う。なお、大正元年の姫路城の一般公開に伴う姫山公園の開設以降、現在では姫路城周辺の土地の多くは、「姫路公園」として多くの市民に利用され、親しまれている。このため、明治期以降における姫路城跡の歴史の変遷のなかで市民の声や活動により、また、城の管理上必要なため植えられた樹木、あるいは姫路城の風致に適合している樹木については、過去の植樹に至った経緯を尊重した植生管理を行う。

さらに、土地利用の現況や今後の整備内容を考慮し、特別史跡の指定区域内という配慮のもと、必要最小限度の範囲で新たな植栽も可能とする。特に、三の丸広場周辺のサクラは、市民をはじめ多くの人々に名所として定着しているとともに市民の憩いの場でもあるため、今後の取扱いについて、市民の意見を反映しつつ、特別史跡の指定区域全体の整備と整合させつつ検討する。

次に、樹木は生育により建造物等や景観に悪影響を及ぼすことがある。

このため、樹木が本質的価値^{*}を構成する要素の保存に悪影響を及ぼす恐れがある場合や史跡見学者の安全性を脅かす恐れがある場合は、専門家の意見を聞き伐採も含めた対策を検討することとし、伐採に際しては地下遺構の保護のため、原則として根系を除去しない。また、姫路城の景観の保全及び城から、あるいは城への眺望の確保のため、計画的かつ適切な剪定及び伐採を行い、眺望環境を整備するとともに将来に引き継ぐ風景の創出に努める。

さらに、石垣及び土塁^{*}上に生育する樹木については、その機能や外観について文献等を検証し必要な調査を行ったうえ、往時の姿の再現に努め、適切な整備と管理を行う。

併せて、いわゆる「姫山原始林^{*}」は、植生や歴史的経緯について不明な点が多いため、調査

を重ねるとともに植生のあり方について評価する。

なお、近年、人間の活動によって生物本来の移動能力を超え、もともと生息・育成していない地域に到達し、その場所に定着する外来生物が生態系等にとって大きな脅威となっている。このような状況に対応するため、平成22年3月に兵庫県が、県内において特に影響が大きいと考えられる外来生物種の一覧表、いわゆる「ブラックリスト」を公表した。このリストを参考に、特別史跡指定区域内において繁殖力の強い外来生物から在来種を守り、本来の生態系の保護に努める。

植生管理に関する具体的な取扱いを次に示す。

(植生管理の概要)

共通事項

植生の管理は、本質的価値を構成する要素の保存、歴史的な景観の顕在化、安全性の確保、眺望確保を目的とし、計画的かつ適切な植生管理により眺望に優れ安全で開放的な環境を創出する。なお、目的達成のために必要な植生管理については、専門家の意見を聞き伐採も含めた対策を検討する。

歴史的建造物^{*}や石垣など本質的な要素の保存に悪影響を及ぼす恐れのある樹木、あるいは防災上、史跡見学者などの安全性を脅かす恐れがある樹木は優先的に剪定または伐採する。

江戸時代から生育する樹木(樹齢150年程度以上)で上記に該当しないものは積極的に保護育成を図る。なお、必要に応じて枝打ちなどにより樹高等の管理を行う。

姫路城の歴史性を理解するうえで重要な眺望を阻害している高木は枝おろしを行う。枝おろしでは眺望の確保が困難な場合は、必要に応じて伐採する。また、眺望を阻害する低木やつる植物は、必要に応じて剪定、刈り込み、伐採を行う。

樹木の間隔が密であり樹冠が塞がっている場合は枝おろしを行うとともに、比較的

育が不良な樹木は、必要に応じて伐採する。

踏圧や過度な落ち葉かきなどにより裸地が発生し、表土の流亡や樹木根系への悪影響が確認される場合は、腐食土や木材チップなどを用い根系周辺の腐食層を確保するなどして、洗掘の防止、植生の回復に努める。また、必要に応じて立ち入り制限により根元を踏み固めないなどの対策を講ずるとともに、土木的な整備について検討する。

やむを得ず根系を除去する際は、地下遺構への影響等を十分に調査し、遺構の保存に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、根系が枯死・腐食した後に行う。

倒木が確認された場合は、史跡見学者などに安全な搬出経路を定め、速やかに搬出する。

つる植物、林縁や草地にいち早く出現する実生の低木、広場や路傍に生育する荒地雑草などの繁茂は遺構の顕在化を妨げるのみならず、姫路城跡の風致を損なうため、適宜刈り取る。

植栽樹木（サクラ等）については、全体の整備との整合を図りながら再編する。

姫路城跡及びその周辺は、市街地としてさまざまな土地利用が行われている。

このため、市民や史跡見学者などへの潤いと安らぎの提供のため特に必要な場合は、風致に適合した植栽を施す。

植栽樹木の施肥、病虫害防除などは必要に応じて実施するとともに、専門家による定期的な診断に基づき適切な管理や措置を行う。

特別史跡にそぐわない外来の植栽植物や野生化した逸出植物などは、明治期以降の歴史的経緯を考慮してもなお問題がある場合は、除去する。

在来種を脅かす外来種が繁殖している、いわゆる「姫山原始林」を中心に、「兵庫県生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物リスト（ブラックリスト）(2010)」を参考として外来種を除去する。

石垣・土塁

石垣や土塁に樹木が生育すると、根系の進入による積石の^{はら}孕み、樹木の転倒に伴う石垣の毀損に繋がる恐れがあるため、早期に対策を講じる。なお、根系自体が積石を支えている場合もあるため、状況に応じて判断する。

石垣などに生育する樹木は、根系による遺構への影響を回避するため伐採を検討する。なお、姫路城の歴史性を理解する上で必要と認められる樹木については、生育状況が極めて悪い場合以外は、可能な限り石垣との共存を図る。

石垣などを被覆し、その顕在化を妨げる低木やつる植物、草木類は、定期的に刈り取り、視認できるよう適切に管理する。

危険木の取扱い

急傾斜地では、樹木の高木化を抑制するため、適宜伐採を行う。

主幹が著しく傾斜している樹木や特に根系が浅く転倒の危険性の高い樹木については、伐採を検討する。

根系が上下水道など市民生活にとって重要な地下埋設物に重大な影響を及ぼす恐れのある樹木については、伐採等を含めた対応を検討する。

幹や枝が枯損した樹木、落下の可能性の高い横枝は、適宜枝おろしまたは伐採を行う。



三の丸広場から姫路城への眺望

上山里の樹木が大きくなりすぎ石垣のみならず、天守への眺望に影響を及ぼしている。



備前丸東側の石垣の状況

石垣に隣接した樹木が大きくなり、根系が石垣に影響を及ぼしている。



大天守東側の眺望

城内の建造物の姿が確認できないほど樹木が大きくなり、大天守からの眺望に影響を及ぼしている。



三の丸広場のサクラ

毎年、サクラの開花時期には憩いの場として、市民をはじめ多くの人々で賑う。

第2章 活用の基本方針

第1節 教育・学習機能の充実

世界文化遺産姫路城を将来にわたり保存継承していくためには、姫路市民のみならずすべての人々が姫路城に対する愛着心と誇りを持ち続けなければならない。また、文化財に対する正しい知識を持ち理解を深めることにより、一人ひとりが文化財の保存継承を担い次世代に繋げていくことが必要である。このため、姫路城をはじめとする文化財に関する教育・学習機能を充実させる。

1 市民への教育・学習機能の充実

姫路城は本市のシンボルであり、現在、過去を問わず市民の心のよりどころとして多くの市民に愛され、市民生活の場の一部として溶け込み守られてきた。このことは、姫路城の保存と活用の主役が市民であることを示しており、市民の手により姫路城を継承し、その価値を共有することが最も重要である。また、姫路城を次の世代に引き継ぐため、市民が文化財に対する正しい知識を持ち、理解を深め、実際に保存継承の取組みに参加するなど、保存継承活動を実践することが求められている。

このため、姫路城に関する解説書や年報の発行、セミナーの開催、教育・学習支援施設の整備などにより、市民の自発的な学習意欲の充足と文化財保護意識の醸成を図り、市民と行政が一体となり姫路城を未来に引き継ぐ体制を構築する。

2 将来を担う子ども達への教育・学習機能の充実

将来、姫路城を受け継ぎ、さらに未来に引き継ぐ子ども達には、姫路城と接する機会を拡大することにより、文化財に対する興味を喚起し、愛城意識を醸成する必要がある。

このため、学校での課外授業や子ども会などの地域活動を通じて子ども達に姫路城への理解を深化させるとともに、城のあるまちとして、城についての解説・展示を行うなど、身近に城を感じることができる環境を整備する。また、城に関する歴史や伝統技術を体感できる体験型の学習機会を提供するなど教育・学習施設の充実について検討する。

3 史跡見学者への教育・学習機能の充実

文化観光^{*}の推進にあたっては、姫路を訪れる人々に対しても文化財保護の重要性について啓発し、市民とともに姫路城を保存継承するという意識の醸成が必要である。

このため、サイン等の多言語表記を行うほか、あらゆる人々が文化財保護の重要性を理解し、保存継承活動の実践に繋がる解説や展示の充実について検討し、姫路城を訪れたすべての史跡見学者の満足度を向上させる学習機能の環境を整備する。

第2節 文化観光の推進

イコモス（ICOMOS^{*}・国際記念物遺跡会議）が定めた国際文化観光憲章（1999年）には「対立しがちな保護と観光の持続的な関係を築くべき」という考え方が示されている。

このため、文化財を観光資源として活用するにあたっては、文化財保護と観光振興とが相互依存あるいは相互に調和した関係を構築し、持続可能な連携を維持するための施策を展開することが重要となっている。

1 文化財保護と観光振興の持続可能な連携

近年、世界的に文化財を観光に活用する傾向が増加しているなか、一方で文化財保護と観光振興は相反する側面を持っていることに留意しなければならない。姫路城の保存継承に際しては、この2つの相反する側面を両立させることが重要であり、文化財の保存継承による文化的効用と観光資源として活用することにより生じる経済的効用との調和を図ることが求められている。

本市では、姫路城という文化財の活用を観光政策の重要な柱と位置づけるとともに、文化財保護と観光振興について継続的に良好な関係を構築するため、多くの史跡見学者が利用することによる文化財への人為的な影響の防止や緩和のための方策を検討し、実施しているところである。

このため、史跡見学者が文化財の価値を認識し、保存継承の必要性を理解することが文化財に対する人為的な影響を軽減させることに繋がることに留意し、史跡見学者の学習意欲を充足させつつ、保存継承に関する啓発を行うための施設の充実と文化観光施策の展開に努める。

2 文化観光の施策展開

都心部では、本市の最大の観光資源である姫路城を中心とした多彩な魅力を備える都市型観光^{*}を推進する。

このため、来訪者の滞在時間の延長に向けて、城を取り巻く周辺の魅力を一体的に活用する。具体的には、姫路城を中心とした周辺の歴史的な町並みや建造物等を観光に活用することにより、周遊性の向上と滞在時間の延長を図る。また、大天守保存修理期間中（平成21～26年度）ならではの見学機会を提供し、文化財の保護に関する理解と保存継承の必要性について啓発する。

さらに、本市の観光を滞在型とするため、姫路城以外の観光資源の魅力を積極的に発信し、集客を図るとともに、滞在時間の延長と継続的な訪問に繋がる施策を展開する。具体的には、本市の多彩な魅力や観光情報を国内外に広く発信することにより、姫路城が有する世界文化遺産としての顕著な普遍的価値や保護意義を普及させるほか、ドラマ、映画のロケ誘致や支援に加えて、ロケ地を巡る観光ルートの開拓に努める。

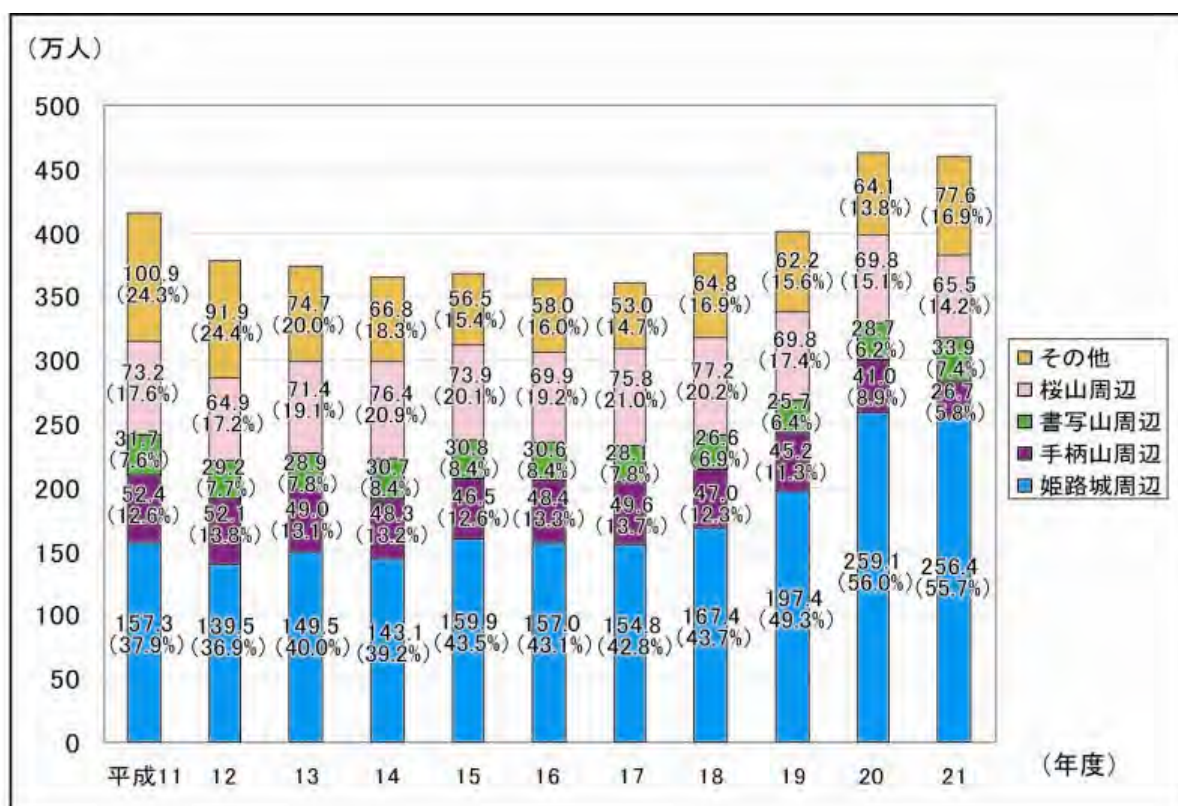
併せて、観光地の美観を向上させるため、地域団体やボランティア団体との協働も視野に入れつつ、大手前通りの清掃をはじめとする観光地とその周辺の美化の推進に努めるとともに、路上喫煙禁止に向けた取組みを推進する。

姫路城及び周辺公共施設の利用状況

(万人)

	姫路城	動物園	好古園	美術館	歴史博物館	姫路文学館
平成11年度	71.3	43.1	15.3	14.2	11.3	2.1
平成12年度	66.2	41.0	13.8	12.1	4.7	1.7
平成13年度	70.8	47.0	15.4	8.3	6.4	1.6
平成14年度	72.9	39.5	16.1	5.6	7.4	1.6
平成15年度	81.4	44.4	16.9	7.4	7.1	2.7
平成16年度	77.1	48.7	15.6	8.4	5.7	1.5
平成17年度	77.8	42.9	16.3	8.5	7.8	1.5
平成18年度	90.0	41.4	18.7	10.9	1.8	4.6
平成19年度	102.3	41.8	20.9	6.8	21.2	4.4
平成20年度	119.5	75.8	24.5	11.0	22.5	5.8
平成21年度	156.2	40.0	27.9	7.4	18.5	6.4

ゾーン別主要観光施設入込客数



第3節 文化財保護と観光振興との調和

世界文化遺産を保存するとともに将来に継承しなければならない都市としての自覚のもと、姫路城の顕著な普遍的価値に対する理解やすべての世界遺産の保存と継承に関する普及啓発を先導的に行いつつ、姫路城の持つ価値にふさわしい整備と活用方策について検討する。また、観光立国を目指す我が国のなかで、姫路城を有する本市が歴史文化を代表する都市として日本城郭の魅力を積極的に活用するとともに、国内はもとより広く世界に情報を発信する。

1 観光資源としての評価

姫路城は、国際観光・コンベンション*都市を目指す本市にとって、象徴的存在であるとともに最大の観光資源である。

平成21年度における入城者数は156万2千人であり、そのうち入城者数に占める外国人の割合は約10%となっている。外国人入城者数は変動があるものの増加傾向にあり、これは、国内はもとより海外においても姫路城が高く評価されていることを端的に示している。

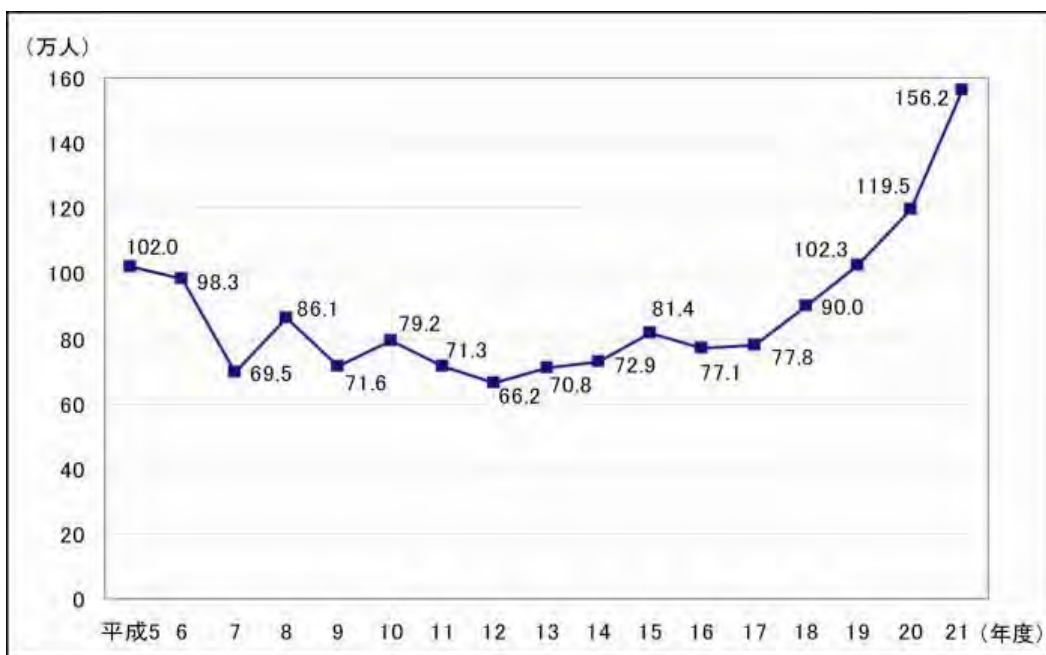
このことから、姫路城を訪れる多くの人々に姫路城の価値の認識を促し、理解を深めてもらうことは、文化財の保存継承の必要性を啓発するだけでなく、来訪者の増加や滞在時間の延長を促進し、本市の経済活性化と都市イメージの向上に大きく貢献すると考えられる。

2 活用に関する考え方

本市は、姫路城を核とした観光政策を展開しているが、現状は滞在型ではなく通過型観光の割合が高くなっている。本市の観光動向を通過型から滞在型へ転換するためには、来訪者の満足度を向上させ、滞在時間の延長を図る必要がある。

このため、姫路城の文化財的価値に関する解説展示施設を整備、充実するとともに、案内機能や遺構表示*を伴った見学ルートを設定するなど来訪者を満足させる環境整備を推進する。

入城者数の推移



3 外国人観光客に対応した展示及び解説機能の充実

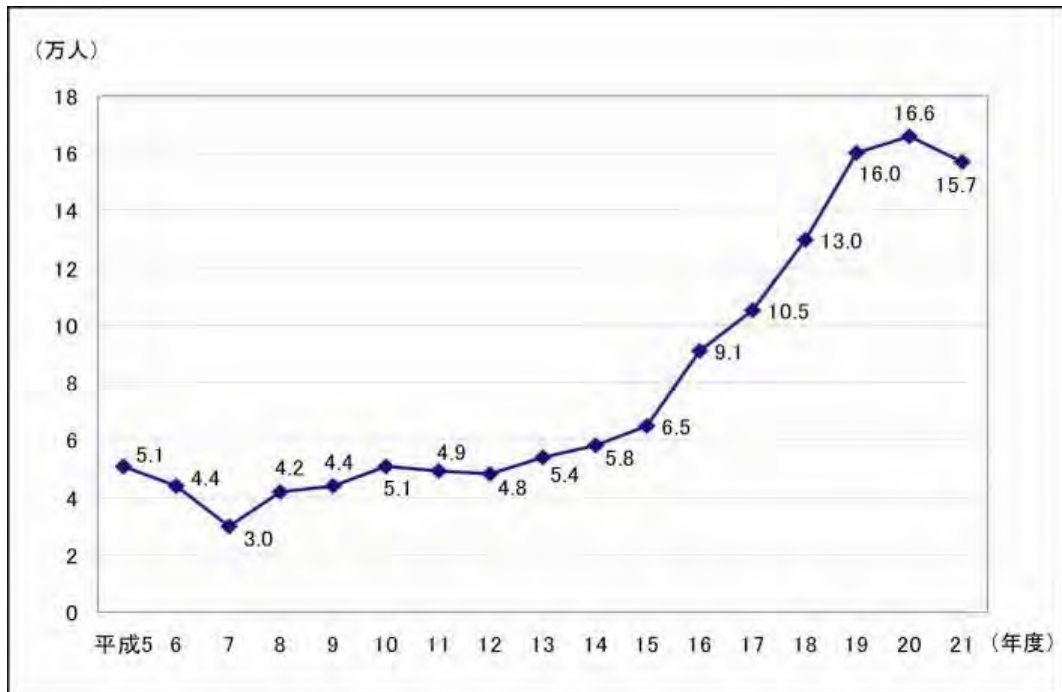
外国人観光客に対しては、文化財そのものの価値だけでなく、日本独自の文化や時代背景についても説明するなど、日本という異文化を理解しやすい展示や解説機能の充実が求められている。

また、外国人観光客に対する解説機能については、J N T O *（日本政府観光局）など専門機関によるWebサイトやパンフレットが整備されつつあるが、異なる文化や思想を持つ外国人

観光客に対して我が国の文化財の価値を正確に伝えるためには、外国語を用いて意思疎通を図ることが有効である。

このため、本市においても外国語で対応できる観光案内所の充実、外国語による観光案内ボランティアの養成、多言語表記の案内パンフレットの作成など、外国人に対するきめ細かな案内機能の向上に努める。

外国人入城者数の推移



行動(目的)別入込客数

(万人)

来訪目的	H16年度 (構成比)	H17年度 (構成比)	H18年度 (構成比)	H19年度 (構成比)	H20年度 (構成比)	H21年度 (構成比)
観光施設入込客 姫路城、美術館、手柄山遊園、動物園、温室植物園、書写山園教寺、姫路セントラルパーク ほか	364 (52.0%)	365 (43.0%)	384 (43.7%)	401 (46.7%)	464 (44.1%)	462 (47.7%)
まつり・イベント入込客 観桜会、ザ祭り屋台in姫路、菓子博、ゆかた祭り、お城まつり、観月会 ほか	257 (36.6%)	303 (35.6%)	301 (34.2%)	242 (28.1%)	362 (34.5%)	263 (27.2%)
スポーツ・自然観賞等入込客 武道館、潮干狩り、海水浴、温泉、キャンプ場、ゴルフ場 ほか	80 (11.4%)	182 (21.4%)	195 (22.1%)	217 (25.2%)	225 (21.4%)	242 (25.1%)
合計	701	850	880	860	1,051	967

第4節 見学ルート等の整備と充実

来訪者が姫路城及び周辺地域で楽しみ学ぶことができるよう、テーマ性と学習機能を持たせた見学ルートを設定し整備する。

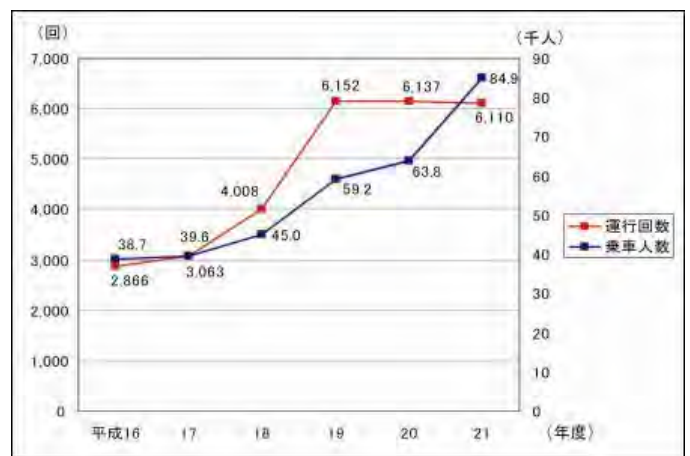
1 多様な見学ルートの設定

来訪者の滞在意欲を向上させるためには、案内・説明サイン^{*}の充実と併せ、多様な見学目的に沿ったテーマ性を持たせた見学ルートの設定が重要であり、既存の見学ルートの活用や充実のほか、来訪者の興味を喚起し、滞在時間の延長を促進するための工夫が求められている。

このため、JR姫路駅コンコースの観光案内所や観光情報サイトの案内機能を充実させ、姫路城周辺における既存の見学ルートの周知を図る。また、新たな周遊ルートとして、江戸期の城に通じる「道」を活かした当時のなごりを残す見学ルートを設定し、案内サイン等を用いるなど往時の雰囲気醸成に努める。さらに野里地区、城西地区をはじめとする古民家^{*}が点在する古い町並みへの誘導策を検討するなど、来訪者の滞在時間の延長を促進する。

画や協働を視野に入れつつ、姫路城及び周辺における観光ガイド機能の充実を促進する。

城周辺観光ループバス乗車状況



2 周遊性を向上させる環境整備

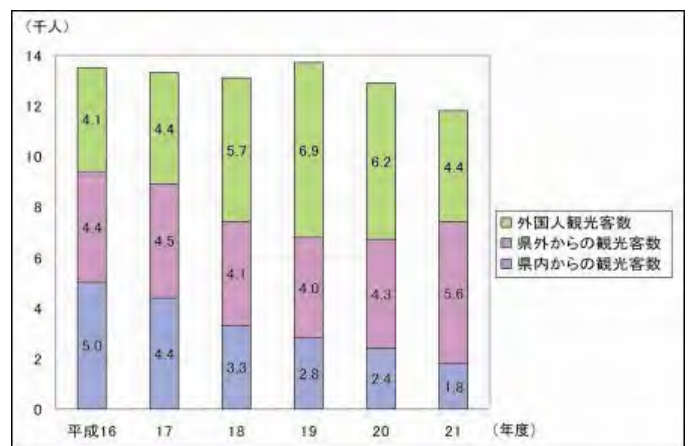
見学ルートの充実にあたっては、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン化を前提に、ルートに沿った休憩所、駐輪場などの便施設、文化財や遺構^{*}などの案内サイン及び説明サイン^{*}の整備について検討する。

また、施設の開場時間の延長やライトアップにより、夜の魅力を演出するナイト観光を推進するほか、既存の観光資源を充実させ、観光地としての魅力向上と来訪者の滞在時間の延長を目指す。

さらに、都心部における都市型観光を推進するため、まちの賑わい拠点である商店街の活性化をはじめ町家^{*}の活用、気軽に休憩できる施設の充実などのほか、主要な観光資源を結ぶ周遊ルートの設定、観光パスポートの充実や城周辺観光ループバス、観光レンタサイクルの活用による姫路城を中心とした周遊性の向上に努める。

併せて、NPO法人^{*}などの市民活動団体の参

観光レンタサイクル利用状況



3 市民に親しまれる眺望地点 (ビューポイント)の活用

本市の代表的な眺望地点は、平成6年に姫路城への眺望が優れた10箇所を選定した「世界遺産姫路城十景」であり、市民に親しまれているところである。

姫路城への眺望の確保については、景観の保全という観点と相通じる部分もあるため、これ

らの既存の眺望地点も含め、例えば、江戸時代の主要な街路跡や城門跡などから姫路城を眺め、当時を体感できる新たな眺望地点の設定について継続的に検討するとともに、見学ルートにも活用する。

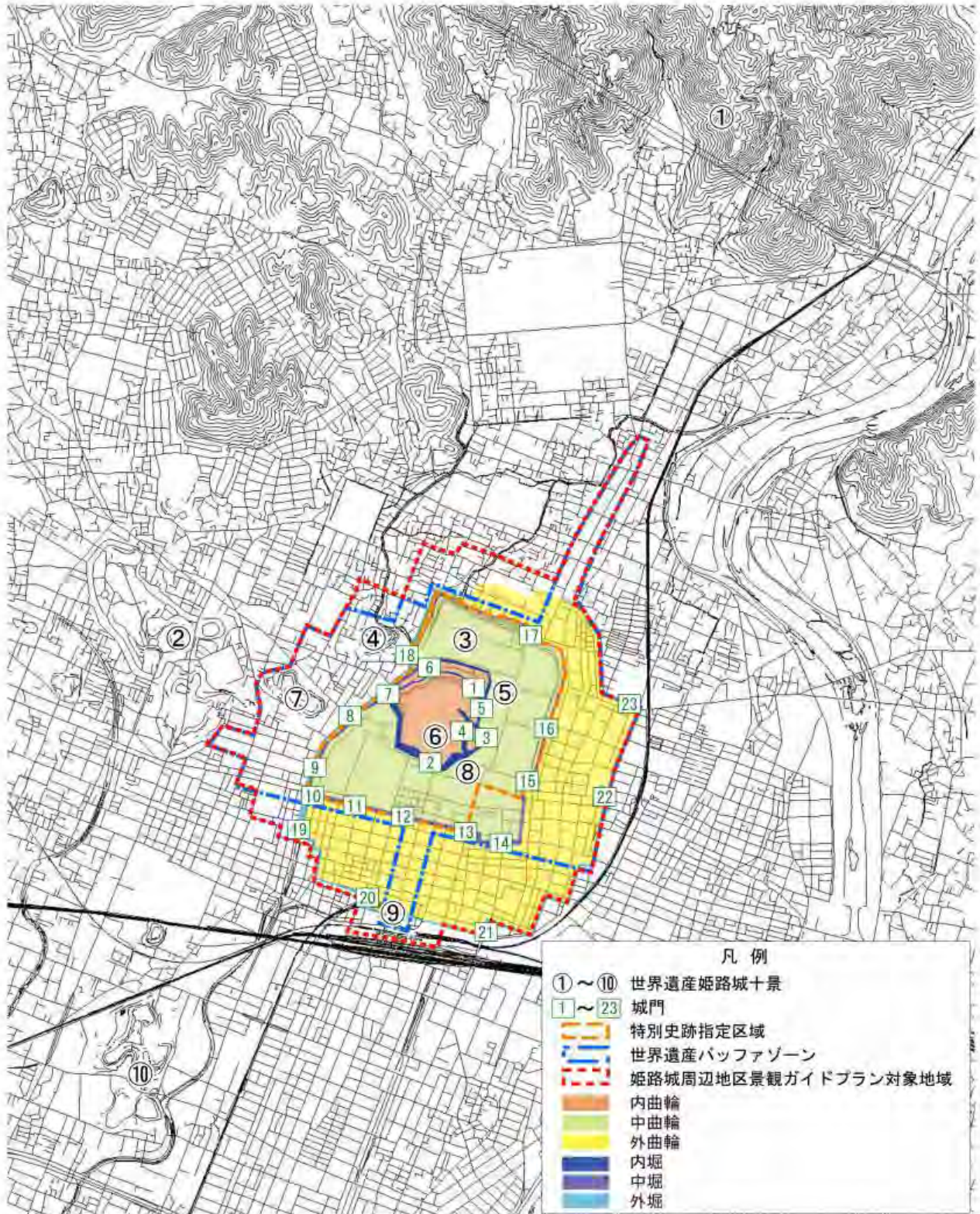
世界遺産姫路城十景

No.	ビューポイント	見どころ
①	増位山	白国増位山線にあるポケットパークからは、山の間からのぞく天守群が花北地区越しにそびえ立つ
②	名古山	霊苑高台公園からは、眼前に広がる市街地越しにそびえ立つ姿が立体的に迫る
③	シロトピア記念公園	ふるさとの森からは、原始林の上に天守群の姿がそびえ立つ
④	男山配水池公園	公園の東端からは、3つの小天守を含めた連立式の天守群が鮮やかに迫る
⑤	市立美術館	前庭、正面入り口付近からは、赤いレンガの美術館越しにシャープな姿が望める
⑥	姫路城三の丸広場	広場の南端に立つと、姫路城を真正面に一望できる
⑦	景福寺公園	展望広場東端からは、好古園越しに広がる西の丸と天守群の雄大な姿がそびえ立つ
⑧	城見台公園	噴水の前あたりからは、天守群の安定感のある姿が望める
⑨	大手前通り	姫路の玄関口にふさわしく、大手前通りの正面に大天守がそびえ立つ
⑩	手柄山	緑の相談所前広場北側からは、近代的ビル群や鉄道との対比がユニーク

姫路城城門一覧

番号	名称	番号	名称	番号	名称
1	はっとうもん 八頭門	9	くるまもん 車門	17	のざともん 野里門
2	さくらもん 桜門	10	うずめもん 埋門	18	しみずもん 清水門
3	えずのもん 絵図ノ門	11	くまたかもん 鵬門	19	びぜんもん 備前門
4	きくのもん 菊門	12	なかのもん 中ノ門	20	しかまもん 飾万門
5	きさいもん 喜斎門	13	そうしゃもん 惣社門	21	ほうじょうもん 北条門
6	きたせがくしもん 北勢隠門	14	とりいさきもん 鳥居先門	22	そときょうぐちもん 外京口門
7	みなみせがくしもん 南勢隠門	15	うちきょうぐちもん 内京口門	23	たけのもん 竹門
8	いちのはしもん 市橋門	16	きゅうちょうもん 久長門		

世界遺産姫路城十景位置図



第6部 保存管理体制の充実

第1節 体制整備と役割分担

世界文化遺産である姫路城が持つ世界的に認められた価値を損なうことなく未来に継承していくことが本市の担うべき役割である。このため、世界的財産を保存継承するにあたっては、既存の機関や組織の垣根を越えた総合的な推進体制を構築するとともに、産官学民の連携及び協働を促進する。

1 横断的な検討及び整備における市の体制

姫路城跡及び周辺地域における本市の事業主体は多部局にわたっているが、世界文化遺産という世界に認められた文化財を保存継承するためには、事業実施にあたり関係部局間における合意形成と事業間の整合を図る必要がある。

このため、特別史跡^{*}の指定区域内における各

事業の進行管理や事業の方向性を整合させるため、既存組織の垣根を越えた一体的な事業推進体制を構築する。なお、庁内において横断的な検討が必要な事項については、「政策会議」、「調整会議」等において調整を行い、総合的に事業を推進する。

本市の組織図

平成22年4月1日現在



本基本計画に直接関連する局等のみを記載している。

2 保存管理における関係機関との連携

国、兵庫県、姫路市による緊密な連携・協力関係と役割分担に基づき、姫路城跡及び周辺環境の保存管理に努める。

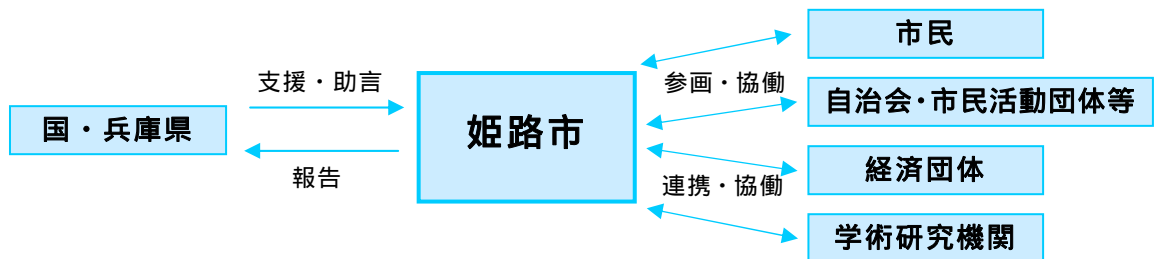
具体的な役割分担としては、地域住民に最も身近な行政組織であり、管理団体でもある本市が基本計画に基づき、実質的な保存管理及び環境整備を実施する。また、国には、国民に対する全国的な啓発、全国規模の専門組織や兵庫県と連携した間接的支援、牽引的な施策の全国展開などの役割が期待される。さらに、兵庫県は、広域的な視点での専門組織の育成や本市と協力して保存や活用手法を検討するなど保存管理等に関する支援を行う。

一方、文化財の保存管理等にあたっては、民

間の視点や知識が重要であり、姫路商工会議所をはじめとする経済団体や市内大学等の学術研究機関などの関係団体と密接な連携を図りつつ、技術援助や専門的見地からの助言等を受けながら、効果的に事業を展開する。

また、地域住民やNPO法人^{*}などの市民活動団体には、地域を担う構成員として、保存管理に関する諸活動への参加をはじめボランティア活動を通じた文化財等の公開や活用に関する事業へのさらなる参画が求められる。特に専門性を有するNPO法人などの活動組織には、地域住民、学術研究機関、行政を繋ぐ支援組織としての役割がこれまで以上に期待される。

保存管理における関係団体の関係



3 防災及び防犯など保全体制の確保

防災、防犯を含む姫路城跡の保全については、関係機関の支援及び協力が欠かせないことから、警察、消防、地域住民等との連携を密にし、さらなる体制の強化を図る必要がある。

現在の姫路城跡における防災体制は、姫路城に近接して姫路東消防署を配置するとともに、平成13年には姫路城の防災施設として「姫路城防災センター」を整備し、有事の際に備えているところであるが、今後も引き続き防災体制の

あり方について検討し、必要に応じて整備する。

また、防犯体制については、昭和39年に姫路城跡南東部に設置された姫路警察署が治安の要として保全・保安に大きな役割を担ってきたが、平成21年に特別史跡の指定区域外に移転した。このため、108haに及ぶ姫路城跡における治安維持と市民生活の安全安心の確保が課題となっており、関係機関と協議のうえ、必要に応じて交番の設置などを検討する。

第2節 市民参画と協働の推進

姫路城を守り、次の世代に引き継いでいくため、自治会等の地縁団体、NPO法人、ボランティア団体などの市民活動団体や専門的な知識と経験豊富な人材を有する地元大学や企業など、多様な主体と行政との協働を積極的に推進するとともに、各主体相互の協働を促進する。

1 市民参画による文化財の保存及び継承

文化財の保存継承にあたっては、大規模な保存修理だけではなく日常の保存活動の積み重ねが重要である。このため、姫路城の保存と継承に関するさまざまな取組みについて、市民が主体となり関わるができる仕組みについて検討し、その取組みを支援する施策を展開する。

具体的には、児童、生徒に対する学校教育や公民館、姫路文学館で開催する講座などの社会教育を通じて姫路城への愛着心や保護意識の向上を促進するほか、見る・触る・体験することを通じて、文化財に対する市民の関心や学習意欲を刺激し、自発的な文化財の保存継承に繋がる体験型の学習機会を提供する。また、幅広い世代によるボランティア活動や地域活動を充実させることにより、文化財を保存継承する次世代を担う人材育成に努める。

2 市民協働による文化財保護とまちづくり

現在、姫路城跡は姫路公園を中心に、例えば通学・通勤・散歩ルート、朝の体操場所などとして、市民の憩いの場、市民生活の場の一つとなっている。この憩い等の場を効果的に活用し充実させるため、市民と行政が共通認識のもと協働して文化財保護に取り組む必要がある。

一方、文化財保護に関する取組みは多岐にわたっており、行政がそのすべてを実施することは困難な状況となっている。このため、周辺住民及び各分野における市民の力を最大限に活用し、市民とともに姫路城をはじめとする文化財の保護と人々の暮らしと歴史が共存したまちづくりに関する取組みを促進する。

具体的には、市民協働によるまちづくりの取組みの一環として、周辺住民、自治会、ボランティア団体やNPO法人などの市民活動団体と協働し、姫路城跡の維持管理や活用の手法について検討する。また、市民や市民活動団体に活動の場を提供し、協働による文化財保護や保存・継承に関する体験型事業について検討するなど、市民と一体となり文化財保護施策を展開する。さらに、姫路城周辺地域における町家^{*}や歴史的な町並みを保存するほか、市民や市民活動団体の特色ある活動や自主的なまちづくり活動を行政が支援することにより、多様な主体による多面的かつ継続的な活動を促進し、姫路城にふさわしい周辺景観を形成する。

姫路城周辺のボランティア団体等の活動状況（平成21年度）

分野	まちづくり活動	外国語ガイド	清掃活動	その他
団体数	17	3	22	4

注) 1 団体数は、各施設等で活動を確認している団体のみ集計している。

2 複数分野について活動している団体は主な活動分野に集計している。

第3節 調査研究体制の充実

世界文化遺産姫路城の保存継承を目的とした建造物等の復元や修復は、十分な専門的知識に裏づけされた調査研究から得られる学術的な真実性^{*}に基づいて実施する必要がある。このため、真実性の検証を行うための調査研究体制の充実に努める。

1 史実の総合的な調査研究機能の充実

姫路城跡において建造物等の復元や修復、遺構表示^{*}を行う場合には、城郭^{*}が伝える真実性の確保を第一義として実施する。また、真実性を確保するには学術的な裏付けが求められるため、十分な知識と経験を備えた専門家による発掘調査や史料研究により検証する。

さらに、継続的な整備にあたっては、整備内容や工程にあわせた調査研究により史実をより正確に捉え全体像を的確に把握することが求められるため、総合的な調査研究を行う組織の充実を検討する。

2 調査研究成果の活用

本市では、姫路城に関する調査研究施設として城郭研究室を、また、さまざまな埋蔵文化財に関する情報発信、収集の拠点施設として埋蔵文化財センターを設置している。これらの施設を活用することにより、姫路城をはじめとする文化財に対する理解の向上を促進し、保存継承に関する啓発に努める。

具体的には、資料の公開、年報の発行、市民セミナーの充実などのほか、パンフレットやWebサイトなどに日英中韓の多言語表記を行うなど、多彩な情報発信に努める。

また、情報発信と展示解説機能の充実にあたっては、市史編集室や埋蔵文化財センターが蓄積している研究成果を積極的に活用する。

さらに、本市の歴史を集成し後世に引き継ぐため、市史については、未発刊部分の早期発刊を目指し、引き続き編さんを行う。併せて、貴重な歴史資料として本市が有する古文書類等を良好な状態で保存するよう努め、歴史的文書の継承と活用を図る。

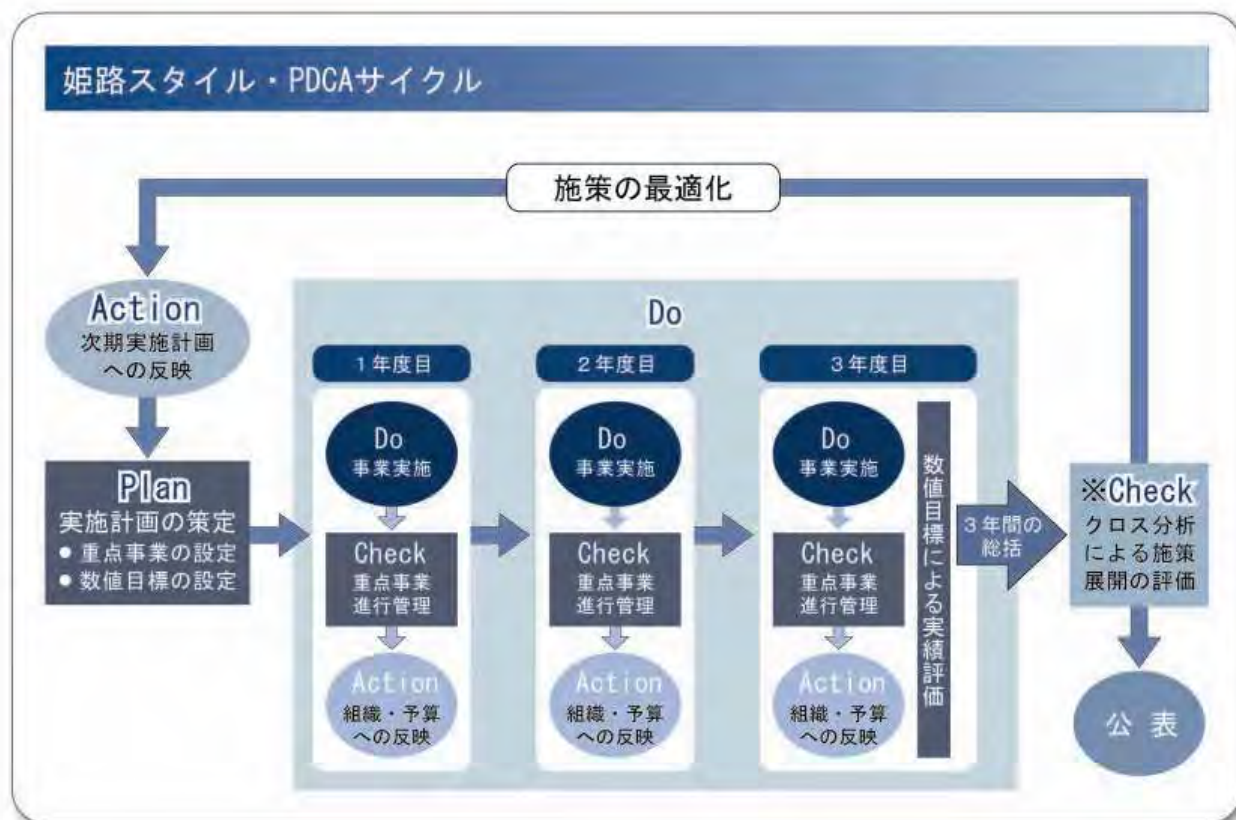
第4節 保存管理及び整備事業の進行管理

姫路城跡及び周辺地域における一体的な保存管理や整備については、本市全体の課題であり、関係機関の連携のもと一体となって推進する必要がある。また、各事業の進行管理は、計画的かつ確実な実施が求められるため、本基本計画の上位計画である姫路市総合計画に準じて進行管理を継続的に行う。

本基本計画に掲げる主要な施策、事業を効率的

かつ効果的に推進するため、人材や財源など限られた資源を有効に活用する都市経営の視点から、総合計画実施計画のPDCAサイクルに準じて、継続的に施策等の最適化を図る。

特に、本基本計画の第7部に掲げる各事業については、平成23年度から32年度までの10年間に実施または着手するものとして行政経営の視点に基づき、継続的に進行管理を行う。



第7部 整備計画

= 平成23年度～32年度において実施すべき計画 =

第1章 内曲輪 ～往時の姿を保ち続ける城郭～

<整備イメージ>

近世城郭の保存を基調とし、「城郭^{*}」の姿の保存と復元を図るゾーンとして、文化財の保護及び顕彰を行いながら「往時の姿」に整備する。

1 現状と課題

現状

本質的価値^{*}を構成する諸要素として、本丸、二の丸、西の丸には国宝^{*}や重要文化財^{*}などの建造物が現存するものの、三の丸には、「往時の姿」とどめる建造物が現存しない。

一方、生育した樹木が建造物への眺望を遮り、景観面、眺望面、あるいは真実性^{*}確保に影響を及ぼしている箇所がある。なお、いわゆる「姫山原始林^{*}」については、歴史的意義の検証は行われておらず、放置された樹木による石垣、土塁^{*}や建造物への影響が懸念されている。

本質的価値を構成する諸要素以外の要素を見ると、三の丸広場東部には年間約40万人が訪れる市立動物園を、管理のための施設として姫路城管理事務所、迎賓館を、便益施設として売店、トイレなどを設置している。三の丸（広場及び高台）は常時開放しており、市民に憩いをもたらすオープンスペース^{*}であるとともに、大規模イベントなどの会場として活用している。なお、三の丸広場をはじめとする姫路城は、

日本さくらの会が選定した「日本さくら名所100選」にも数えられる播磨地域を代表するサクラの名所として広く知られており、春の花見シーズンには多くの市民、観光客の憩いの場となっている。

また、本質的価値を構成する建造物や石垣等を、確実に後世へ伝えていくための文化財の修理技術である、文化財石垣保存技術^{*}や日本壁技術^{*}などの伝統技術の継承のため、関係団体に対し継続的に活動を支援している。

課題

三の丸には江戸時代の建造物が現存しておらず、往時を偲ばせる三の丸御居城や三の丸大路などの復元または遺構表示^{*}が求められている。一方、遺構^{*}の保存及び復元整備の前提となる「往時の姿」は、さまざまな文献や史料、調査実績などから総合的に確認し把握する必要があるため、調査等の積み重ねが重要である。

また、建造物は、経年劣化などにより傷みが発生することが避けられないため、常時、漆喰^{*}壁の塗替えなど計画的な保存修理が必要である。さらに、心ない史跡見学者による建造物への落書きが累積しており、文化財保護の観点から適切に対処することが課題となっている。

特別史跡^{*}の指定区域として適切な植生^{*}のあり方について、姫路城跡の保存と活用の両面から総合的な検討を加え、いわゆる「姫山原始林」を含めた樹木などの調査と評価が求められている。

さらに、陸軍により内堀の一部が埋め立てられた区域に立地する動物園については、内堀の復元をはじめとする真実性の確保のため、将来的に特別史跡の指定区域外に移転することが課題となっている。

伝統瓦^{*}製作や石積み、漆喰壁などの伝統技術は、文化財の伝統保存技術として後世に継承していく必要があるため、これらの技術の継承及び人材育成に対する支援を充実させることが求められている。

このほか、案内サイン^{*}、看板等について、ユニバーサルデザインに配慮した統一的な基準の設定が必要となっている。

2 整備の方針

現存建造物の保存修理

昭和の大修理（昭和10～39年）から約半世紀が経過し、漆喰や瓦などの傷みが目立つ大天守を未来に継承するため、平成26年度の完了を目指し、大天守保存修理事業を着実に実施する。

また、大天守の保存修理は、世界文化遺産の本格的な保存修理工事であることから、この貴重な工事の様子を広く一般に公開するなど文

化財保存と保存工事の意義について国内外に情報発信する。

なお、大天守以外の現存建造物は、「姫路城平成中期保存修理計画^{*}」に基づき、西・東・乾の3つの小天守をはじめ門、櫓などを計画的に保存修理している。今後も、菱の門や太鼓櫓などの保存修理を継続的に実施する。

姫路城平成中期保存修理計画（平成6～34年度）

修理年度	修理箇所	前回修理	経過年数	修理年度	修理箇所	前回修理	経過年数
平成6年度	はの門	昭和16年度	53年	平成22年度 平成23年度	いの門東方土堀	昭和58年度	27年
	はの門西方土堀	昭和16年度	53年		ろの門	昭和58年度	28年
	への門	昭和40年度	29年		ろの門東方土堀	昭和56年度	30年
	への門東方土堀	昭和40年度	29年		口の櫓	昭和58年度	28年
	二の渡櫓（水の五門）	昭和40年度	29年		口の櫓東方土堀	昭和49年度	37年
	水の一門	昭和40年度	29年		口の櫓西方土堀	昭和58年度	28年
平成7年度	水の二門	昭和40年度	29年	平成24年度	水の五門南方土堀	昭和59年度	27年
	二の櫓	昭和39年度	31年		りの門	昭和59年度	28年
	二の櫓南方土堀	昭和40年度	30年		菱の門西方土堀	昭和59年度	28年
平成8年度	水の一門西方土堀	昭和40年度	30年	平成25年度	力の櫓北方土堀	昭和59年度	28年
	八の渡櫓	昭和14年度	57年		太鼓櫓	昭和60年度	27年
平成9年度	二の渡櫓	昭和14年度	57年	平成26年度	ぬの門	昭和60年度	28年
	イの渡櫓	昭和53年度	19年		りの二渡櫓	昭和60年度	28年
平成10年度	口の渡櫓	昭和14年度	58年	平成27年度	帯郭櫓	昭和61年度	28年
	水の一門北方築地土堀	昭和39年度	33年		太鼓櫓北方土堀	昭和61年度	28年
平成11年度	ホの櫓	昭和52年度	21年	平成28年度	帯郭櫓北方土堀	昭和61年度	28年
	への渡櫓	昭和52年度	21年		井郭櫓南方土堀	昭和61年度	29年
平成12年度	イの渡櫓（国宝）	昭和53年度	21年	平成29年度	帯の櫓	昭和62年度	28年
	台所	昭和39年度	35年		平成30年度	太鼓櫓南方土堀	昭和62年度
平成13年度	二の渡櫓（国宝）	昭和39年度	36年	平成31年度	への門西方土堀	昭和62年度	29年
	西小天守	昭和39年度	36年		平成32年度	トの櫓	昭和63年度
平成14年度	乾小天守	昭和39年度	37年	平成33年度	トの櫓南方土堀	昭和63年度	29年
	八の渡櫓（国宝）	昭和39年度	37年		との一門	昭和63年度	29年
平成15年度	東小天守	昭和39年度	38年	平成34年度	との一門東方土堀	昭和63年度	29年
	口の渡櫓（国宝）	昭和39年度	39年		との二門	昭和63年度	29年
平成16年度	八・二の渡櫓	平成8年度	7年	平成35年度	との二門東方土堀	平成元年度	28年
	八・二の渡櫓	平成8年度	8年		との四門	昭和63年度	29年
平成17年度	菱の門南方土堀	昭和51年度	29年	平成36年度	との四門東方土堀	昭和30年度	62年
	化粧櫓	昭和55年度	25年		との四門西方土堀	昭和63年度	29年
	化粧櫓南方土堀	昭和55年度	25年		井郭櫓（旧番所）	昭和63年度	30年
	力の渡櫓	昭和55年度	25年		ちの門	平成元年度	29年
平成18年度	ヨの渡櫓	昭和56年度	24年	平成37年度	にの門	平成元年度	29年
	菱の門東方土堀	昭和54年度	27年		にの門東方上土堀	平成元年度	29年
	又の櫓	昭和55年度	26年		にの門東方下土堀	平成元年度	29年
平成19年度	ヨの渡櫓（東部）	昭和56年度	25年	平成38年度	ワの櫓東方土堀	平成2年度	29年
	ヨの渡櫓（西部）	昭和55年度	27年		はの門東方土堀	平成3年度	28年
平成20年度	ルの櫓	昭和12年度	71年	平成39年度	イの渡櫓南方土堀	平成4年度	27年
	タの渡櫓	昭和56年度	27年		菱の門	平成3年度	29年
	ヲの櫓	昭和56年度	27年		はの門南方土堀	平成3年度	29年
平成21年度	レの渡櫓	昭和56年度	28年	平成40年度	りの一渡櫓	平成4年度	29年
	ワの櫓	昭和57年度	27年		チの櫓	平成4年度	29年
平成22年度	カの櫓	昭和57年度	28年	平成41年度	折廻り櫓	平成5年度	28年
	いの門	昭和58年度	27年		備前門	平成5年度	28年
				平成42年度	ろの門西南方土堀	平成6年度	28年

三の丸における建造物の復元及び遺構表示

三の丸御居城などの建造物や三の丸大路の「往時の姿」を把握するため、必要最小限度の発掘及び文献史料調査を実施し、これらの調査成果に基づき復元や遺構表示について検討する。

昭和12年に建設された大手^{*}門については、真実性を優先して「往時の姿」への復元を研究する。

また、三の丸広場については、上記の調査結果に基づく方針決定を行うまで当面は現状どおり市民の憩いの場、多彩なイベント広場として活用する。なお、建造物等の復元の検討とあわせて、現状の三の丸広場が受け持つ大規模なイベント開催等の機能を内曲輪以外へ移転することを視野に入れ、その機能のあり方を検討する。

おんさくじしよ

内堀及び御作事所出丸の復元

大正末期から昭和初期にかけて陸軍によって埋め立てられた内堀について、真実性の確保を前提に、将来の復元に向けて調査を実施する。

また、「往時」における御作事所^{*}出丸^{*}の全容を明らかにするため、文献史料調査を実施するとともに、内堀復元の研究に併せ、真実性を確保した復元について研究する。

動物園の運営

本基本計画における整備対象期間（平成23～32年度）は、現行どおり運営を継続するが、将来における移転を前提に動物園の運営及び管理に関する方針を策定する。

なお、本基本計画の整備対象期間の最終年度である平成32年度を目途に、特別史跡の指定区域からの移転等について、市民サービスの向上及び文化財の保護、観光振興の視点に留意し、具体的に検討する。

その他の取組み

石垣については、「石垣修理計画^{*}」に基づき順次保存修理を行う。

また、備前丸をはじめとする内曲輪における滅失建造物の復元や遺構表示については、真実性の確保を第一義として、研究または調査を実施する。

さらに、歴史的な景観を維持するとともに石垣や土塁を保全するため、計画的に適切な植生管理を行う。

併せて、姫路城跡における史跡見学者の利便性の向上及び学習機会の充実に資するため、各種調査成果を公開し展示する。

サインの取扱い

案内サイン、遺構等の説明サイン^{*}は、特別史跡の指定区域にふさわしい景観を保全するため、デザインや色彩などについて指定区域全体における統一的な基準を定める。なお、案内サイン等については、見学ルートにあわせ設置または再整備するとともに多言語表記を行う。

文化観光の推進と文化財の保存

見学による磨耗や破損などから建造物や石垣などの文化財を保護するため、手すりや見学に支障をきたさない程度のパーテーションの設置、床面や壁面などの保護措置について基準を定める。

また、本来、城郭は軍事要塞であり、その性格上、敵の侵入が困難となるよう通路は起伏に富み、複雑な設計になっている。さらに姫路城跡は特別史跡に、現存建造物も国宝及び重要文化財に指定されていることから、他の復元した城郭で見られるような見学のためのバリア解消を行うことは、歴史的価値を損なう恐れがあるため極めて困難である。しかしながら、多様な史跡見学者への対応を可能とするため、姫路城の持つ歴史的価値を損なわない範囲で急な勾配や段差などの緩和措置について検討する。併せて、大天守の工事期間中における素屋根^{*}（修理見学施設）までの経路についても、多様な史跡見学者に対応するため、有料区域内において仮設による段差解消などに努める。

さらに、城内の見学が困難な方への対応として、コンピュータグラフィックスなどの映像を活用した擬似的な見学体験機会の提供やボランティアの活用による介助の充実など、さまざまな手法について検討する。

このほか、史跡見学者の利便性向上のため、姫路城管理事務所の管理機能を充実させるとともに、特別史跡の指定区域であることに配慮しつつ休憩所やトイレなどの便益施設の整備に努め、文化財の保存と真実性を確保し「文化観光^{*}」を推進する。

3 施策の概要

	施 策	主な事業
1	現存建造物の保存修理	姫路城大天守保存修理事業 修理見学施設の運営 姫路城平成中期保存修理事業
2	三の丸における建造物の復元及び遺構表示	発掘及び史料調査研究
3	内堀及び御作事所出丸の復元	史料調査研究
4	動物園の運営	運営及び管理に関する方針の策定 移転等の検討
5	その他の取組み	石垣の保存整備 史料調査研究と成果の公開 植生調査 植生管理
6	サインの取扱い	デザイン等統一的な基準の設定
7	文化観光の推進と文化財の保存	適切な見学方法と文化財保護措置基準の設定 急勾配や段差などの軽減措置の検討 城内の見学が困難な方に対する代替手法等の検討 管理機能の充実と便益施設の整備

第2章 中曲輪 ～歴史を尊重し、時代とともに生きる城郭～

<整備イメージ>

文化財の保護及び顕彰を行いつつ、その価値を高めるため活用するゾーンとして、遺構^{*}の保存や表示を行うとともに、次世代に世界文化遺産を継承するための基盤及び施設整備を図る。

1 現状と課題

現状

この地域には、公共公益的な施設として市立美術館、日本城郭研究センター、県立歴史博物館などの文化・学習施設をはじめ、公立及び私立の学校、姫路医療センターなどの教育及び医療施設が集積している。

また、平成17年度から18年度にかけて武者溜り^{*}、家老屋敷跡公園が完成し、往時の雰囲気醸し出すとともに、同公園内には「中ノ門」から「桜門」にいたる遺構街路を表示し、桜門橋の架け替えも実施した。

さらに、都市公園「姫路公園」としての整備も着実に進んでおり、平成21年度には大手前公園の再整備が完了し、多機能トイレ（おもてなしトイレ）を設置するとともに、遺構街路を表示した。

一方、姫路城と周辺の公共施設や観光施設との歩行者動線は、歩道や案内サイン^{*}の整備によりある程度確保されているが、周遊による来訪者の滞在時間延長の促進という観点からは十分とはいえない状況である。

課題

この地域は、文化の薫りと観光の賑わいが融合した姫路城への玄関口としてふさわしい整備が求められている。

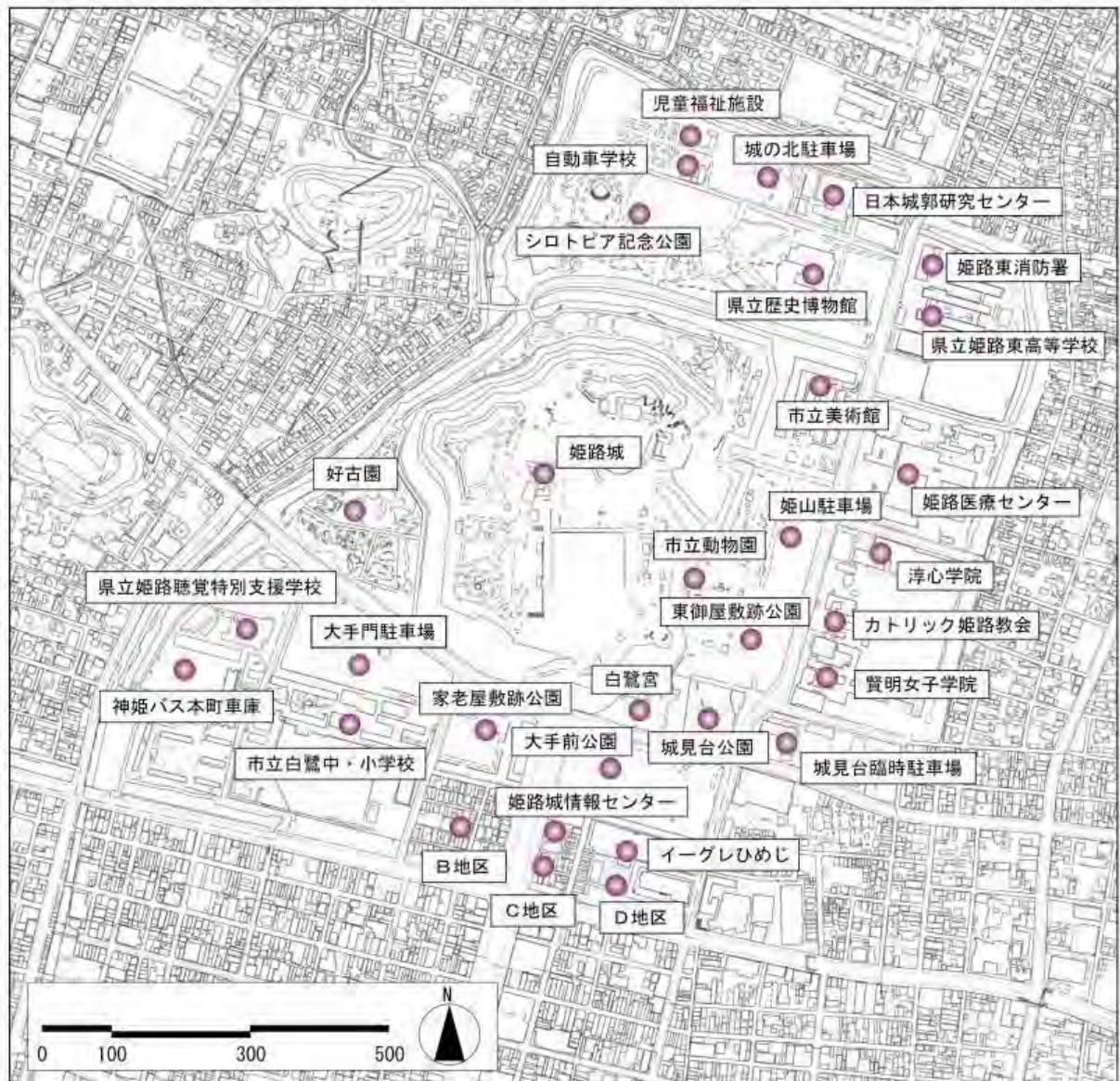
また、国、県有地や民有地のうち、公園緑地的な整備や中曲輪にふさわしい施設整備など市が主体的に対応すべき事業用地は、適宜取得し、計画的に整備することが必要である。具体例としては、南部土塁の未整備箇所について、適宜、隣接する用地を取得し、計画的に整備することなどがあげられる。

さらに、文化学習施設をはじめとする公共公益的な施設は、随時その機能を充実し、姫路城の文化的魅力の発信機能を向上させる必要がある。

併せて、姫路城周辺の案内サインや江戸時代の遺構表示^{*}を充実し、来訪者などの密度の高い周遊を促進することが求められている。

姫路公園の整備については、城北地区の民間施設の移転促進と移転後の整備が課題となっている。

中曲輪における施設等の配置状況



2 整備の方針

遺構等の復元及び表示

遺構等の発掘調査や史料研究を計画的に実施し、**真実性***を検証するとともに、復元や表示について検討する。

なお、発掘調査や史料研究に基づき存在が明確となったもののうち、特に重要であり復元が可能な建造物等については復元を研究する。

また、現存する石垣は、「石垣修理計画^{*}」に基づき、順次保存整備を行う。南部土塁のうち未整備箇所は、隣接する用地取得の状況にあわせ**緑道***とともに整備し、西部中堀南部の空堀は、導水を含めた復元に努める。

さらに、城北地区については、民間施設の移転促進にあわせて遺構街路の表示を視野に入れた整備手法を検討する。

歴史的な景観との調和

地下遺構などの文化財は、**文化財保護法***により保護措置が講じられているが、今日では文化財そのものの価値だけではなく文化財の周辺景観も重要視されている。このため、城下町の雰囲気醸し出す歴史的な景観について研

究し、土地利用も含めた景観誘導及び規制を行いながら、姫路城と調和した良好な景観を創出する。

また、歴史的な景観を維持しつつ石垣や土塁^{*}を保全するため、適切な**植生***管理を計画的に実施する。

さらに、姫路城との調和に配慮したデザインの案内サインなど、統一的なデザイン基準を定め、見学ルートにあわせて整備する。

近代遺跡及び近代化遺産の保存

近代遺跡^{*}及び近代化遺産^{*}について調査し、残存状況の把握に努めるとともに、文化財指定を視野に入れつつ保存と公開を促進する。また、本市の近代化を支えた近代遺跡及び近代化遺産を解説するサインを整備し、近代の歴史文化に関する教育機能を充実する。

さらに、これらの遺跡等を見学ルートに追加し、ガイドマップに掲載するなど、その意義と歴史について周知を図る。

【サイン例】



案内サイン



誘導サイン^{*}



説明サイン



遺構表示 (街路)

周遊性の確保

史跡見学者が、徒歩により内曲輪に集積する城郭^{*}建築を見学し学習できるよう、主要な交通結節点^{*}であるJR姫路駅を起点とした新たな見学ルートを設定し、併せて案内サイン等を整備する。また、中曲輪に集積する日本城郭研究センター、市立美術館などの文化・学習施設や好古園の機能を充実させるとともに、休憩所などの便益施設を整備することにより周遊の結節機能を高める。

さらに、来訪者の周遊を支援するボランティアの充実を促進することにより、密度の高い見学を可能にするとともに、周辺自治会やNPO法人^{*}などの市民活動団体との協働により、姫路城周辺の維持管理や来訪者の利便性の向上を図る。

併せて、来訪者が「来てよかった」と満足できるまちづくりを目指し、おもてなしの人づくり事業を展開する。具体的には、外国語ガイド、観光ボランティアをはじめとするボランティア団体の活動を支援し、効率的な事業の促進に努めつつ、各団体の交流促進及びネットワークの構築を行い、互いの相乗効果による質及び内容の充実に努める。

歴史文化の学習・啓発施設等の整備

姫路城をはじめとする文化財や世界遺産が持つ価値の説明や保存継承の意義を啓発するとともに、文化財に対する理解を深めることができる教育機能を備えた施設の整備を検討する。

また、広く市民や史跡見学者に対し、文化財保護に関する意識を醸成し啓発するため、市立美術館、県立歴史博物館などが有する展示・見学・学習機能、日本城郭研究センターが有する調査・研究・学習機能の強化や充実に努める。

さらに、文化財の保護意識の啓発と文化観光^{*}の観点から、船などを活用し内堀の水面上から石垣、土塁、白壁、天守などを見学し、学習・体感できる手法を検討し、実施する。

公共公益的施設等の整備

中曲輪はほぼ全域が特別史跡^{*}の指定区域であるとともに、内曲輪への導入エリアであるため、姫路城の本質的価値^{*}を体感・体験することができる施設の整備が求められている。また、国際観光・コンベンション^{*}都市を目指す本市にとって必要である文化観光の振興や賑わい創出に繋がる都市機能の充実が課題となっている。このような状況のもと、現在、公営駐車場として使用している姫路警察署跡地は、景観や交通アクセスなど良好な周辺環境を備えているため、将来的な土地利用について多方面からの意見や提案などを参考に、特別史跡の指定区域にふさわしい施設整備について検討する。

県営本町住宅跡地及び周辺の土地についても、集約すれば広大な用地となるとともに良好な周辺環境であることから、将来的な活用を視野にその整理を行い、姫路警察署跡地と同様に特別史跡の指定区域にふさわしい施設整備のあり方について検討する。

城北地区における民間の自動車学校及び児童福祉施設については、移転を促進し、移転後は周辺の駐車場の充足状況を勘案しつつ遺構表示を取り入れた公園整備を行う。

その他の公共公益的施設等の整備にあたっては、特別史跡指定区域全体における管理・運営を含めた施設の必要性や配置をイメージしたうえで、中曲輪に必要な諸機能と役割について検証し、既存施設を含めた適正な機能及び施設の配置について検討する。

内曲輪での建造物の復元や遺構表示の検討にあわせて、三の丸広場が有する大規模集客機能について、中曲輪における代替機能のあり方とその必要性を研究する。

なお、施設等の整備にあたっては、誰もが気軽に利用し、活用できるようユニバーサルデザイン化に努める。

市観光交流推進室等の事務所施設及び用地については、大天守保存修理事業の完了時を目途に、用途変更を含め有効活用策について検討する。

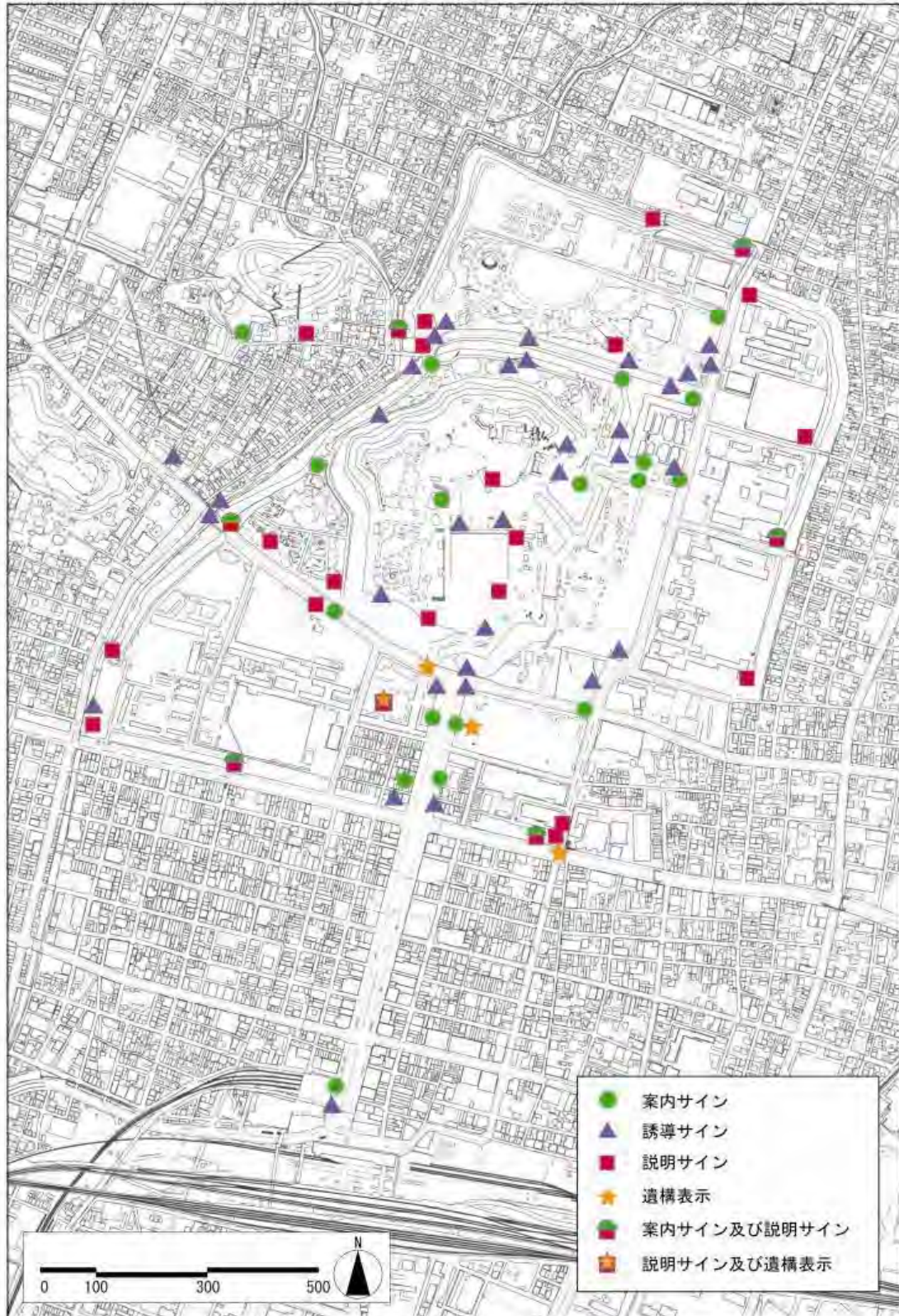
これらの施設整備のほか、姫路城跡東部にお

ける駐車場利用の円滑化と渋滞緩和を促進するため、都市公園「姫路公園」に影響のない範囲で県道砥堀本町線（（都）城東線）と市道幹

第5号線（（都）城南線）との交差点改良を検討する。

観光案内サイン等設置場所

平成23年3月現在



駐車施設の再編及び整備

新たに設定する見学ルートを踏まえ、史跡見学者の動線を把握し、既存の駐車施設の配置及び収容能力について検証する。なお、駐車施設の検証にあたっては、徒歩での散策、周遊による滞在時間の延長の促進に配慮する。

また、大規模イベント会場機能の検討や城北

地区の公園整備にあたっては、必要に応じて駐車施設の配置及び規模を検証する。

併せて、姫路警察署跡地は土地活用の検討期間中は公営駐車場として活用するため、利便性の高い駐車施設としての機能を充実させる。

公営駐車場・駐輪場一覧

駐車場	名称	所在地	収容台数
	城の北駐車場	本町68番地269	150
	姫山駐車場	本町68番地56	250
	大手門駐車場	本町68番地	582 (バス39)
	城見台臨時駐車場(平成23年度から臨時的に運用予定)	本町68番地	約250 (予定)
	大手前公園地下駐車場	本町68番地	346
	イーグレ地下駐車場(お城本町地下駐車場)	本町68番地290	255
	大手前地下駐輪場	白銀町	自転車348 単車133
	中央地下駐車場(大手前地下駐車場)	白銀町	237
	姫路駅前中央地下駐輪場	南町	自転車1,802 単車360
	姫路駅前立体駐車場	東駅前町22番地	176
	姫路駅西地下駐輪場	西駅前町	自転車732 単車136
	キャスパ地下駐車場	西駅前町88番地	281
	姫路駅東口自転車駐車場	駅前町	1,735

姫路駅周辺における公営駐車場・駐輪場配置図



3 施策の概要

	施 策	主な事業
1	遺構等の復元及び表示	発掘調査及び資料研究 真実性の検証 復元及び表示の研究 石垣修理計画に基づく保存整備 南部土塁の整備検討 城北地区の整備検討 西部中堀南部の整備
2	歴史的な景観との調和	姫路城と調和した良好な景観の創出 石垣及び土塁の保全と修景 植生管理 サインのデザイン等統一的な基準の設置と整備
3	近代遺跡及び近代化遺産の保存	近代化遺産等の調査及び保存、公開 説明サインの整備 見学ルートへの追加及びガイドマップへの掲載
4	周遊性の確保	見学ルートの設定 案内サインの整備 文化及び学習施設等の機能充実 休憩所などの便益施設の整備 ボランティアによる案内機能の充実 自治会・市民活動団体との協働の促進
5	歴史文化の学習・啓発施設等の整備	既存施設の機能強化及び充実 内堀の水面上からの学習・見学手法の検討と実施
6	公共公益的施設等の整備	姫路警察署跡地の活用検討 県営本町住宅跡地及び周辺土地の整理及び活用検討 城北地区の民間施設の移転促進 城北地区の公園整備 三の丸広場の代替機能の検討 施設整備に伴うユニバーサルデザイン化の推進 市有施設及び用地の有効活用の検討 交差点改良の検討
7	駐車施設の再編及び整備	見学ルートを踏まえた既存駐車施設の検証 施設整備に応じた適正配置及び規模の検証 姫路警察署跡地の駐車場としての活用

第3章 外曲輪等 ～現代と調和しながら、暮らしと歴史が共存する城郭～

< 整備イメージ >

都市計画、観光振興、コミュニティ形成など多方面から検討したきめ細かな土地利用計画に基づき、「世界文化遺産姫路城」と調和した景観形成を行う。このため、職住混在の賑やかなまちのなかに城の見える小広場、伝統的な町並み、社寺、公園と一体化した堀跡など、姫路城と日常生活が馴染んだ整備を図る。

1 現状と課題

現状

姫路城の外周部であったこの地域のうち、JR姫路駅北側の市街地は、駅前から大手前通りを經由し、県道砥堀本町線（(都)城東線）に至る南北軸（都市軸）と、東西を走る国道線の東西軸に都市機能が集積し発達した。特に、大手前通りはシンボルロードとして本市の象徴的景観を創り出し、国道線以南は本市の中心的商業・業務地域を形成し、大手前通り西側には繁華街が集積している。また、特別史跡^{*}の指定区域外の東西エリアは住宅地となっており、その一部では戦災を免れたことから町屋などの歴史的町並みが残り、城下町としてのたたずまいを感じることができる。さらに、特別史跡の指定区域の北側では、閑静な住宅地が形成され、北東の野里地区では旧但馬街道（生野街道）沿いにある商店街に歴史的町並みが残っている。併せて、男山や景福寺山などの丘陵地は、市街地における貴重な緑地空間だけでなく、姫路城や市街地を見渡すことができる優れた眺望地点である。

一方、姫路城を構成していた中堀は、船場川水系として残るほかは埋め立てられ、道路や市街地となっており、外堀にいたってはほとんど姿を消し、排水路構造が残るのみで昔の面影はない。

このような環境のなか、姫路城周辺で、中堀沿いの周遊ルートを中心に城下町の歴史を伝える「歴史のみち」として、北部中濠線、東部中濠線などを順次整備している。

また、景観行政を推進するため、姫路市景観計画^{*}において、「大手前通り地区」と「中濠通り地区」を都市景観形成地区^{*}に、「野里街道地

区」を歴史的町並み景観形成地区^{*}に、「姫路城周辺地域」を風景形成地域^{*}に指定し、施策を展開している。

さらに、姫路駅周辺では、平成20年度に鉄道高架が完了し、引き続き北駅前広場整備事業、街路事業、土地区画整理事業などによる新しいまちづくりを進めている。

併せて、姫路城跡をはじめ中心市街地をまちなか歩きなどの徒歩により周遊する見学ルートや観光コースが設定されており、姫路城を周回走行する城周辺観光ループバスや観光レンタサイクルも活用されている。

課題

姫路駅周辺で整備される北駅前広場を起点とする大手前通りは、公共空間の活用、環境への配慮、ユニバーサルデザインなどの視点から、歩いて楽しいシンボルロードとしての再整備が求められている。

また、姫路城への眺望を確保するため、建築物等の高さ制限などの規制や誘導方策を検討し、眺望景観を保全することが課題となっている。特に、大手前通り地区の景観については、姫路城を望むことができる代表的な眺望空間として、景観及び屋外広告物の規制や誘導方策を検討する必要がある。

さらに、姫路城跡やバッファゾーン^{*}を通過する道路整備については、姫路城との調和を図るとともに沿道景観にも配慮することが求められる。

併せて、城下町として歴史的な町並みが残る地区は、町家^{*}などの保全と活用を検討し、城

下町の雰囲気再生するとともに、姫路市景観計画による歴史的町並み景観形成地区に指定し、景観形成基準による規制や誘導を行う必要がある。このほか、姫路城の城郭^{*}の範囲である外曲輪を意識しつつ、遺構表示^{*}を含めた整備の検討が求められている。

一方、これらの進捗とあわせて、姫路城周辺に多様な周遊ルートを設定し、歴史のみちや城下町のたたずまいなどをテーマとした、新たな観光資源の発掘が課題となっている。

2 整備の方針

景観計画による規制と誘導

姫路市景観計画では、市域全域を景観計画区域とし、景観法^{*}の制度をすべての区域で活用

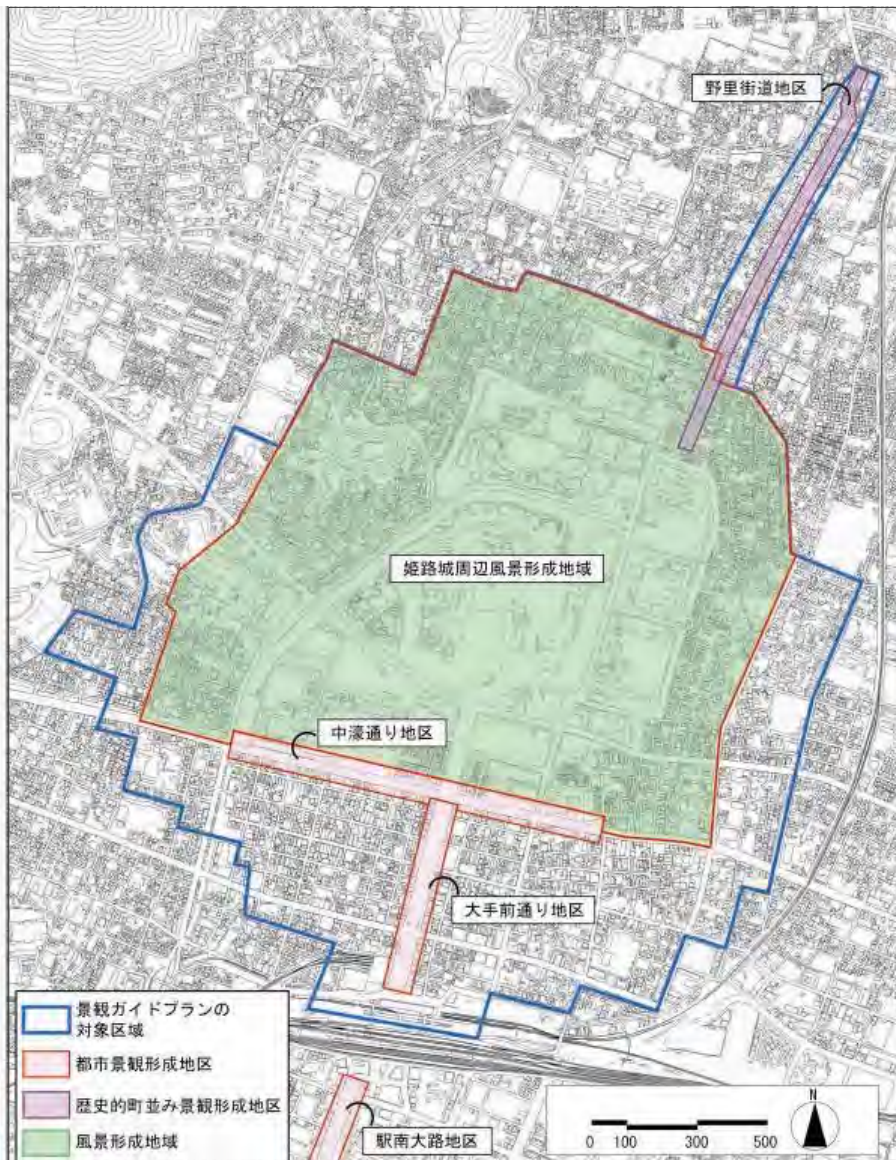
できるようにするとともに、重点的に景観形成を図る区域として都市景観形成地区、歴史的町並み景観形成地区、風景形成地域を定めている。

なお、景観計画区域内での大規模な建築物等や都市景観形成地区内及び歴史的町並み景観形成地区内のすべての建築物等について色彩や形態などの基準を設定している。

また、景観計画策定に伴い設定した風景形成地域では、大規模な建築物等についての色彩や形態などの基準を厳格化している。

今後は、平成22年11月の景観計画の変更で新たに規定した、歴史的町並み景観形成地区（野里街道地区を指定）を追加指定するなど城下町の再生を促進する。

都市景観形成地区、歴史的町並み景観形成地区及び風景形成地域



都市景観条例*による景観形成

都市景観形成基本計画の推進

都市景観の形成に関する基本的な方向を明示した「姫路市都市景観形成基本計画」を昭和63年に策定した。

道路、公園、河川その他の公共施設を整備する際には、当該計画との整合を図り、先導的な都市景観の形成に努める。

都市景観重要建築物等の指定及び保存

都市景観の形成において、重要な価値があると認められる建築物、工作物及び樹木等を都市景観重要建築物等*として指定し、その保存に努める。

都市景観形成市民団体の育成と認定

一定の地域において、積極的に都市景観形成を進める市民団体などの活動を促すため、都市景観形成市民団体*に認定し、支援する。

表彰及び助成等の実施

都市景観形成に寄与すると認められる建築物、工作物、公告物等の所有者を表彰する。

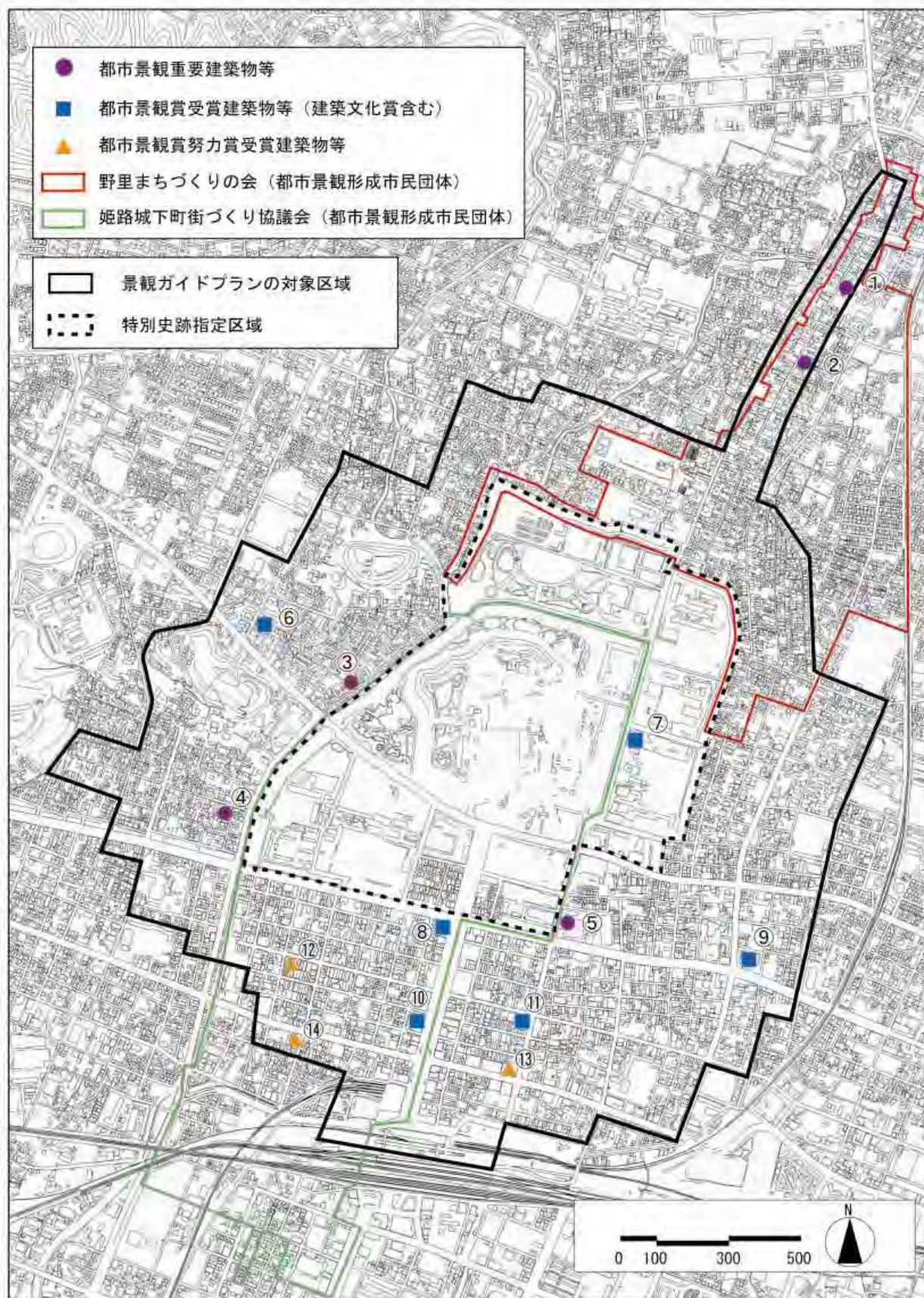
また、都市景観重要建築物等の所有者、都市景観形成に努めようとする市民団体などに対し、技術的援助及び助成を行う。

史跡地周辺の景観形成関連建築物等

平成22年4月現在

区分	番号	名称	所在地
都市景観重要建築物等		魚橋呉服店	姫路市威徳寺町51 - 1
		大野家住宅	姫路市大野町19
		森家住宅	姫路市材木町9
		初井家住宅	姫路市龍野町一丁目26
		N T T兵庫支店姫路2号館	姫路市総社本町115
都市景観賞		澤田・菊井法律事務所	姫路市岡町40
		淳心学院	姫路市本町68
		美樹ビル	姫路市本町241
		姫路商工会議所会館	姫路市下寺町43
		同和火災海上保険(株)姫路支店	姫路市上白銀町11
		空地ビル	姫路市東呉服町20 - 1
都市景観賞努力賞		まつびしビル	姫路市魚町45
		英歯科医院	姫路市東駅前町97
		Sパーキングビル	姫路市忍町101
都市景観形成市民団体	-	姫路城下町街づくり協議会	-
	-	野里まちづくりの会	-

姫路城周辺の景観形成関連建築物等



市民の参画と協働による景観形成

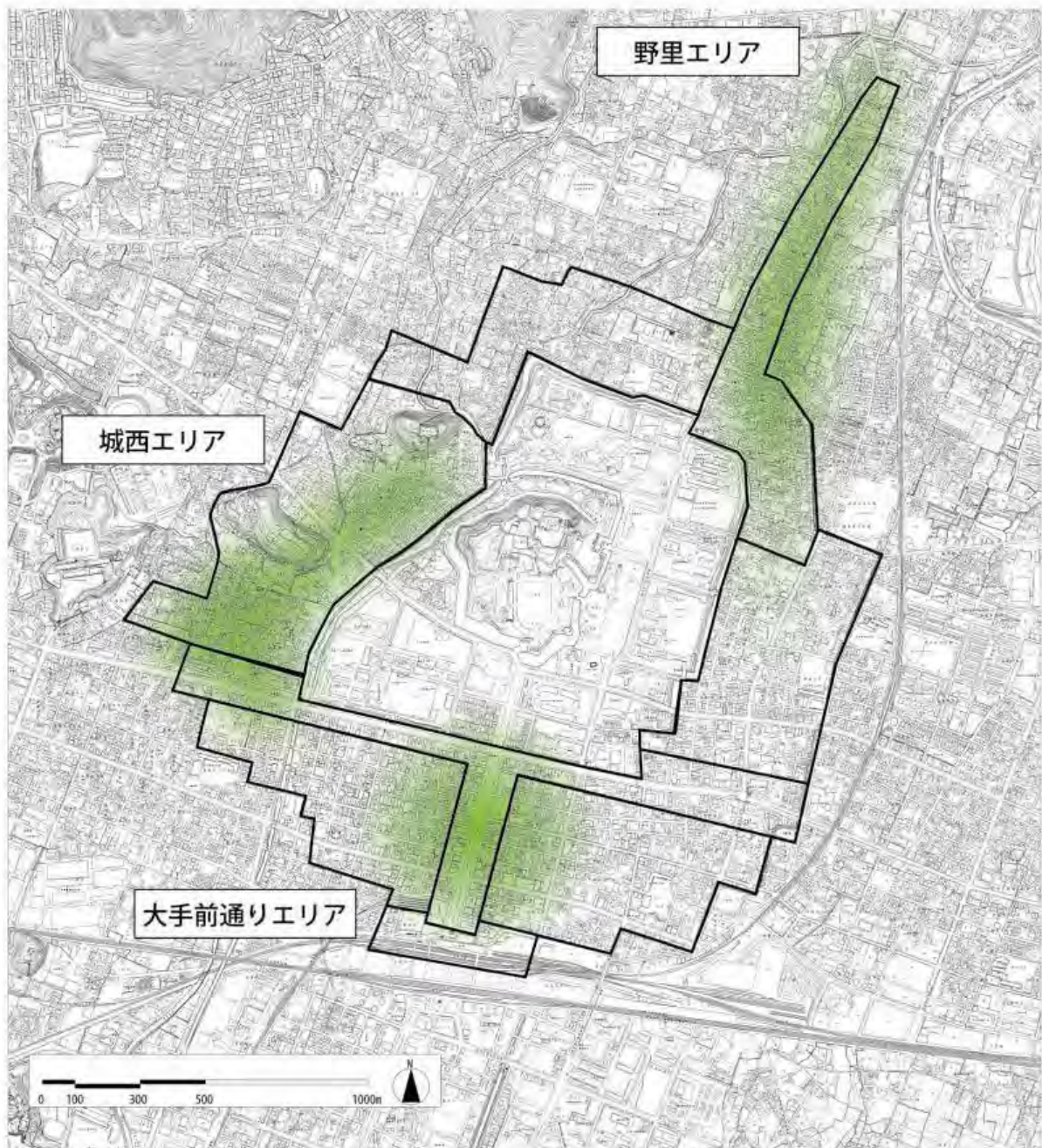
市民による景観形成への取組みやまちづくり活動を促進するには、それぞれの活動に対する行政の支援が不可欠である。地元組織と行政との協働による景観形成事業を推進するため、活動支援や都市景観アドバイザー*の派遣などにより、地域におけるまちづくり活動の促進と活性化に努める。

特に、中心市街地における高度な都市機能が集積している「大手前通りエリア」、材木町や

龍野町など旧山陽道（西国街道）沿いの風情を残す「城西エリア」、旧但馬街道（生野街道）沿いに歴史的町並みが見られる「野里エリア」において、地元のまちづくり団体などと協働することにより取組みを集中的に実施し、姫路城周辺地域全体への波及効果を期待する。

次頁に、姫路城周辺地域における景観形成に向けた行政のまちづくり支援の展開イメージを示す。

まちづくり活動促進エリア位置図



手順1 ワークショップ、講演会等の開催

景観形成に取り組む地域相互の交流を促進するとともに、まちづくりワークショップ^{*}、講演会等を開催し、地域の現状と課題を明らかにし、景観形成に向けた取り組みのきっかけづくりを行う。

手順2 まちづくりの勉強会、研究会の開催

市民による景観形成の気運を高め、地域に関する学習の機会を拡大し、まちづくり組織の設立を促進するため多様な講座を開催するなど、行政と専門家が継続的に支援する。

専門的な知識、経験のある都市景観アドバイザーの派遣制度を活用する。

手順3 まちづくり組織の設立、運営支援

まちづくり活動の中心となる組織を設立するため、アドバイザー派遣等の支援を行う。

組織の設立にあたっては、まず地域の有志による自主的な地域住民への広報や集まりなどを通して、地域で景観形成に取り組むことについての合意を形成する。

行政は、都市景観形成市民団体に認定することで、情報提供、活動助成、専門家派遣などの支援を行う。

手順4 モデル的な事業の実施やまちづくり計画等の策定

まちづくりを誰もが実感し地域の将来像をイメージできるよう、地域マップづくり、

コミュニティガーデン^{*}、空き家活用等身近に取り組むことができる事業を実施する。

まちづくり組織と行政が共有できるまちづくり計画を策定し、地域の将来像、目標、実施計画などを明らかにする。

行政は、計画を策定するための指針や事例を提供するとともに、策定経費の助成や専門家派遣などを行う。

手順5 まちづくりルール等の策定

景観法に基づく地区指定や景観協定の締結、まちづくりの基本方針や景観形成基準などのまちづくりルールを定める。

市民、事業者、行政は、まちづくりルールに沿った取り組みを展開する。

手順6 先導的な事業の実施

まちづくり計画に基づいて実施される先導的な事業は、地域住民の意見を反映させ、合意を形成しつつ、市民が主体となってまちづくりを推進する。

手順7 持続的なまちづくり活動とネットワークの構築

まちづくり組織を中心とする地域のまちづくり活動を持続し、発展させるために行政は継続的に支援する。

また、各まちづくり組織をネットワークする連絡協議会を設立するなど、組織間の交流により情報交換や情報共有を促進し、まちづくりの展開を図る。

公共空間の整備事業

道路、公園、河川などの公共施設整備を中心とした公共空間の整備は、景観形成に大きな影響を与えることから、景観施策の展開に先導的な役割を担っている。

また、市民が事業の構想段階から参画することにより市民の知恵を集め、独創性のある質と満足度の高い公共空間にするとともに、景観形成に関する市民意識の向上を促進する必要がある。

このため、公共空間の整備事業については、各プロセスにおける市民参画の仕組みを検討し、関係機関と連携しつつ推進する。

眺望景観の保全と創出

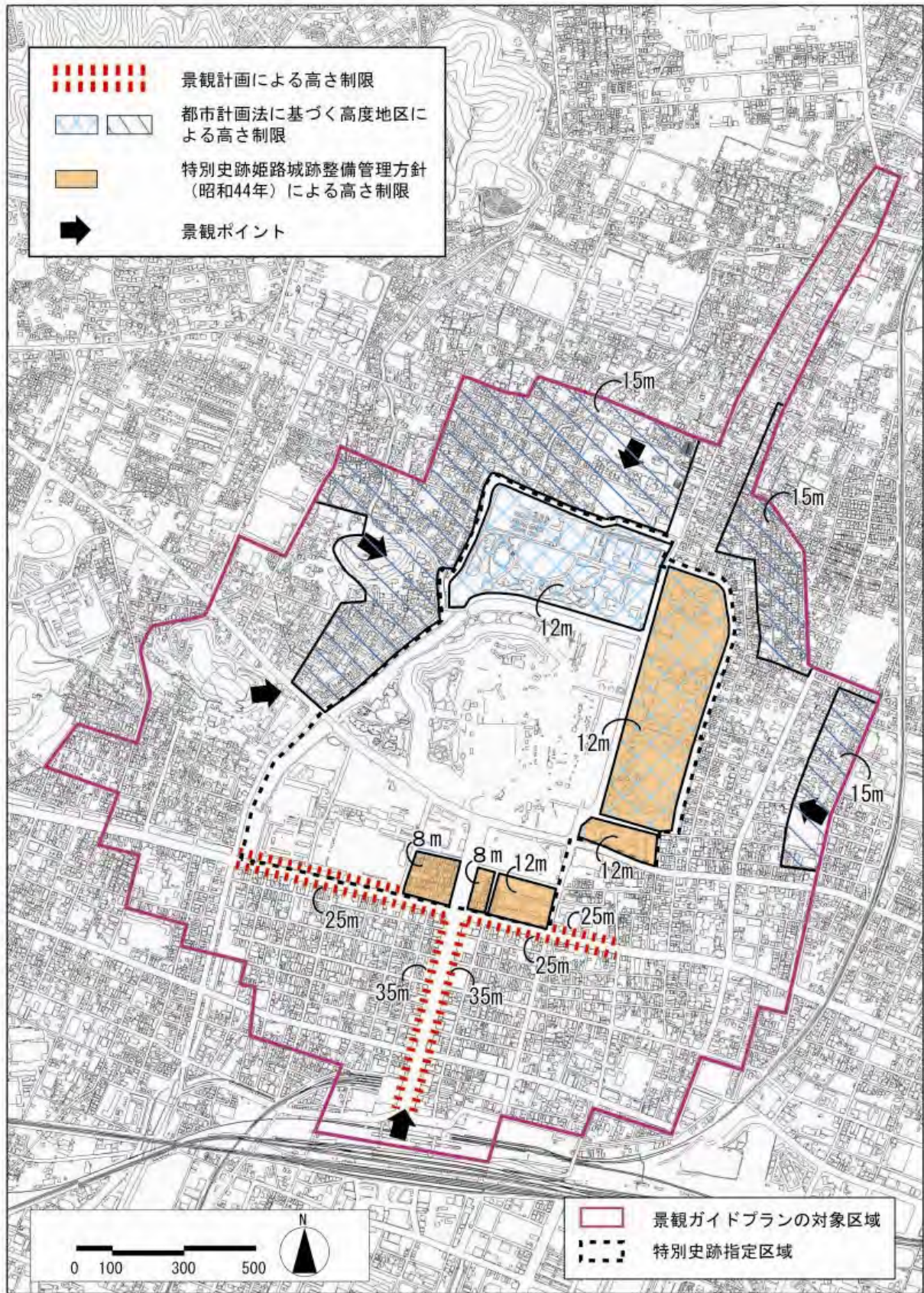
姫路城への眺望が特に優れていると認められる地点を景観ポイントとし、その地点からの眺望景観を保全する。

建築物等の建築に際しては景観シミュレーション^{*}を実施するなど影響評価手法について検討する。

また、JR姫路駅や北駅前広場からの姫路城への眺望景観は公共の財産であり、景観阻害要素の除去、現状変更の規制や建築物等の建築に関する制限が必要となる。

このため、高さ制限や景観誘導・規制の方策について、都市計画法、景観法等の制度活用を検討するとともに、市民や事業者などの意識啓発に努め、併せてパブリックコメント^{*}などにより市民の意見反映措置を充実させ、眺望景観の保全及び創出に努める。

姫路城周辺地域における高さ制限の状況及び姫路城への景観ポイント



3 施策の概要

	施策(事業)	主な内容
1	景観計画による規制と誘導	歴史的町並み景観形成地区の指定
2	都市景観条例による景観形成	都市景観形成基本計画の推進 都市景観重要建築物等の指定、保存 都市景観形成市民団体の育成、認定 表彰、助成等の実施
3	市民の参画と協働による景観形成	姫路城周辺地域におけるまちづくり活動の支援
4	公共空間の整備事業	
	街路事業(内環状東線)	内環状線として車道(4車線)と歩道を整備
	街路事業(内々環状東線)	内々環状線として車道(2車線)と歩道を整備
	街路事業(歴史的地区環境整備街路事業)	城下町のネットワークとして「歴史の道」を整備
	大手前通り整備	大手前通りの再整備
	外堀川環境整備事業	外堀川を活かして河川環境を整備(城東町~神屋町)
	野里街道の整備	歴史的町並み形成(道路の美装化、照明灯の設置) 町並み拠点施設の整備、建物の修景助成
5	眺望景観の保全と創出	都市計画法、景観法等の制度活用を検討

本市以外の施策の概要

	施策(事業)	主な内容
1	街路事業(船場川線)【国道2号~市道手柄78号線】	内環状線として車道(4車線)と歩道を整備
2	街路事業(城東線)【野里門~軍人橋交差点】	現道(2車線)を拡幅して歩道を整備

付属資料

関係施設等の配置図





【用語解説】

5 0 音順

【ア行】

油壁

両側に板で作った型枠をあて、その間に、壁土をわずかづつ敷きこみながら棒で突き固める作業を繰り返し、最後に型枠をはずして完成させたもの。版築という工法で頑丈に造られている。

(P.32掲載)

アラビアオリックスの保護区

野生種としては1972年に絶滅したアラビアオリックスを野生に近い状態で保護・育成することを企図した保護区。1994年にオマーン中央部の27,500km²が世界遺産一覧表に記載されたが、2007年抹消された。

(P.92掲載)

案内サイン

対象地域全体のなかでの位置関係、周辺の状況などを伝える案内機能を持つ標識、看板など。

(P.102、109、119、130、134掲載)

遺構

建物や溝などの痕跡のように、土地につながって残存する不動産的な人間活動の痕跡。現存する古い建物を指す場合もある。

(P.36、50、66、71、81、94、108、119、130、134掲載)

遺構表示

史跡等の正しい理解を促すために行う史跡整備において、遺構の配置、規模、形状等の情報を遺構直上の盛土造成面に、平面的、立体的に表現すること。

(P.50、109、117、127、130、134、142掲載)

ICOMOS

International Council of Monuments and Sitesの略称。「国際記念物遺跡会議」のこと。1965年に発足した遺跡や建造物の保存を目的とする世界規模の非政府組織(NGO)で、各国から推薦された文化遺産の調査や評価を行っている。(P.60、115掲載)

石垣修理計画

平成15年から平成19年にかけて実施した姫路城跡の石垣総合調査の結果をもとに策定した石垣の長期修理計画。(P.12、72、132、136掲載)

石垣保存技術 (文化財石垣保存技術)

史跡等に指定された城跡等の石垣・石積遺構である文化財石垣の解体・修理等を行う技術。石垣の状態を正確に把握し解体範囲を特定し、解体から積み直しに至る過程を計画する。石材の調達や切り出し、仕上げに高度な技術と豊富な経験が必要とされる。平成21年9月に国より選定保存技術に選定され、保存団体として文化財石垣保存技術協議会が認定された。昭和50年の文化財保護法改正において、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能で保存の措置を講ずる必要のあるものを文部科学大臣が「選定保存技術」として選定し、その保持者や保存団体を認定する制度が創設された。

(P.130掲載)

遺跡

地球上に残る過去の人間活動の痕跡。遺構と遺物を主要な構成要素とする。(P.60、81、86掲載)

遺物

石器・土器などのように、人間が加工・製作したものや、運搬や交易などで人が関与した動植物や鉱物など、過去の人間活動による動産的な所産のこと。地下に埋没していたものと正倉院宝物のように地上で伝世されたものがある。(P.66、71、81掲載)

厩(うまや)

馬を飼育するための小屋または部屋。(P.50掲載)

NPO 法人

Non Profit Organizationの略。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称。

(P.3、119、125、137掲載)

オープンスペース

都市におけるゆとりのある空間。公園・緑地、河川、民有地の空地部分等の建築物に覆われていない空間の総称。(P.98、130掲載)

大手

城の正面。(P.22、72、132掲載)

【力行】**外来種**

今まで生息していなかった地域に、自然状態では通常起こり得ない手段によって移動し、そこに定着して自然繁殖するようになった種。(P.27掲載)

核心地域

文化遺産及び自然遺産を構成する資産 (property) のこと。コアゾーンとも言われていたが、2008年に開催された第32回世界遺産委員会で、コアゾーンとバッファゾーンという呼称があると、一つの遺産の中に二つのゾーンがあると受け取られるおそれがあるため、核心地域という呼称は資産 (property) という呼称に改められた。(P.3掲載)

緩衝地帯 (= バッファゾーン)

「バッファゾーン」の項を参照。
(P.3、60、67掲載)

完全性

Integrityの和訳。資産の価値を構成する必要な要素がすべて含まれていること、また長期的な保護のための法律等の制度が確保されていることなど、世界遺産に推薦される文化遺産及び自然遺産は、これらの条件を満たすことが求められる。(P.3、59掲載)

危機遺産

武力紛争や自然災害、大規模工事、都市・観光開発、密猟などにより危機に瀕している世界遺産のこと。重大な危機に直面している遺産については「危機にさらされている世界遺産リスト」に記載され、保護、修復の対象になる。(P.92掲載)

記念物

「貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上または学術上価値の高いもの」、「庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で芸術上または鑑賞上価値の高いもの」、「動物、植物及び地質鉱物で学術上価値の高いもの」である文化財の総称。
(P.86掲載)

居城

領主が日常住んでいる城館。
(P.22、27、72、108掲載)

極相林 (きょくそうりん)

樹木群集がほとんど陰樹 (光に対する要求性が比較的低い樹木) で構成されるようになり、それ以降樹種の構成がさほど変化しない状態になった森林。
(P.27掲載)

近代遺跡

幕末から第2次世界大戦期における近代の歴史を理解するうえで欠くことのできない重要な遺跡。
(P.136掲載)

近代化遺産

幕末から第2次世界大戦期までの間に建設された、我が国の近代化に貢献した産業、交通、土木に関する建築物、構造物。
(P.136掲載)

景観計画

「景観法」に基づき、良好な景観形成を図るための基本方針や建築行為の制限などを示した計画。
(P.4、12、94、102、141掲載)

国指定 (文化財)

文化財保護法に基づき、有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物のうち重要なものとして文部科学大臣が指定する文化財。なお、史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものは特別史跡名勝天然記念物に指定される。
(P.14掲載)

国登録有形文化財

建築物、土木構造物及びその他の工作物 (重要文化財及び文化財保護法第182条第2項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。) のうち、原則として建設後50年を経過し、かつ、「国土の歴史的景観に寄与しているもの」、「造形の規範となっているもの」、「再現することが容易でないもの」のいずれかの一つに該当し、文化財登録原簿に登録されたもの。
(P.76、85、94掲載)

組屋敷

江戸時代、足軽などの下級武士に組ごとにまとめて与えられた長屋。姫路城では、外曲輪や曲輪外に配置された。
(P.80、108掲載)

曲輪（くるわ）

軍事的、政治的な目的で、自然地形を削平、盛土により改変して造られた平面空間。周囲には土塁や堀が廻らされる。（ P.22、29、71、89掲載）

景観シミュレーション

視対象（見られる対象）と視点場（見る場所）の関係を模擬的に作り出すこと。（ P.147掲載）

景観同質地区

土地利用、景観変化等の景観に大きな影響を及ぼす要素、景観誘導方向が同一である地区。姫路城周辺地区景観ガイドプランでは10の同質地区に区分している。（ P.58、92、98掲載）

景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律。平成17年6月1日全面施行。都市緑地法、屋外広告物法とともに景観緑（みどり）三法と呼ばれている。（ P.12、142掲載）

ケルン大聖堂

ドイツのケルンにあるゴシック様式の大聖堂。正式名称は、ザンクト・ペーター・ウント・マリア大聖堂(Dom St. Peter und Maria。聖ペトロとマリア大聖堂の意)。ゴシック様式の建築物としては世界最大であり、現在はカトリック教会の管理下にある。1996年、ユネスコの世界遺産一覧表（文化遺産）に記載されたものの周辺の高層建築物計画による景観破壊の危機にさらされた。2004年には危機遺産に指定されたが、大聖堂の周囲に高さ規制を敷くなど市当局の懸命な努力により2006年に危機遺産指定を解除された。（ P.61、92掲載）

交通結節機能

鉄道と自動車など異なる交通手段（または同じ交通手段）の接続が行われる交通結節点における通路、乗降施設、乗換え待ちスペースなどの機能。（ P.9、46、80掲載）

交通結節点

鉄道と自動車など異なる交通手段（または同じ交通手段）を相互に連絡する乗換え、乗継ぎ施設。（ P.100、137掲載）

国府

主に奈良時代から平安時代に、律令国家の地方行政単位である国ごとに置かれた地方行政府。（ P.6、36掲載）

国宝

重要文化財のうち、世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいえない国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したもの。（ P.2、11、14、21、29、67、71、130掲載）

国宝保存法

日本の文化財保護に関する法律。昭和4年7月1日施行。古社寺保存法（明治30年6月10日法律第49号）を引き継いで制定され、昭和25年8月29日、文化財保護法施行に伴い廃止された。（ P.21掲載）

虎口（こぐち）

曲輪の入り口のこと。「小口」から転じたもの、あるいは、虎の牙のように狭まった状態に由来するとも言われている。（ P.32、72、76掲載）

御殿

城主の居住の場としての私的な機能と、公式行事や政務を行う公的な機能を持った建物群。（ P.22掲載）

コミュニティ道路

人と自動車が共存できるように設計された道路。自動車が自然に減速するような段差やカーブ等を取り入れた歩行者を優先する設計となっている。（ P.106掲載）

コミュニティガーデン

地域住民が主体となって、地域のために場所の選定から造成、維持管理までのすべての過程を自主的な活動によって支えている「緑の空間」。また、その活動そのものをさす概念。（ P.146掲載）

古民家

民家のうち、特に建築されてから時を経たもの。建築方式が伝統的の日本建築で建てられた建物を特定することが多い。(P.119掲載)

コンベンション

大会や会議、学会、展示会など、共通の目的・テーマを掲げて一定の場所に集まる様々な催しで、特に大規模なものをさす。(P.3、117、137掲載)

【サ行】**細工所**

蒔絵師、鋳物師、秤師などの職人を集めて、公用の調度品などの製作、維持管理などを行うために組織された役所。(P.31掲載)

作事場(所)(さくじば、さくじしょ)

天守や櫓、門、御殿などの建築工事の作業場。(P.22、73、108、132掲載)

狭間(さま)

天守や櫓、土塀の壁面に開けられた矢や鉄砲を放つための穴のこと。(P.32掲載)

JNTO(日本政府観光局)

海外における観光宣伝、外国人観光旅客に対する観光案内その他外国人観光旅客の来訪の促進に必要な業務を効率的に行うことにより、国際観光の振興を図ることを目的とした独立行政法人の通称。

(独立行政法人 国際観光振興機構 Japan National Tourism Organization) (P.118掲載)

資産

property(プロパティ)の和訳。文化遺産及び自然遺産を構成する資産。これまでのコアゾーンという呼称が改められたもの。文化遺産の場合は個別の文化財や遺跡、自然遺産の場合は公園保護区や生態系保護区をさす。(P.3、40、59、67、92掲載)

史跡

城跡などの遺跡で歴史上または学術上価値の高いもののうち、重要なものとして文部科学大臣が指定したもの。(P.14、21、57、86、100掲載)

史蹟名勝天然紀念物保存法

大正8年4月10日(大正8年法律第44号)に公布され、同年6月1日に施行された現行の文化財保護法の前身。昭和25年文化財保護法の施行に伴い廃止。

(P.21掲載)

漆喰(しっくい)

消石灰、貝灰に紙あるいは麻を混ぜ海藻の煮出し糊で練り合わせて作るもの。下塗り用には砂を入れる場合もある。(P.12、32、109、130掲載)

指定文化財

文化財保護法、文化財保護条例で保護の対象として指定されている文化財。有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・伝統的建造物群の5種で、学術的・歴史的に貴重なもの。(P.14、40、94掲載)

修景

元来は造園上の用語で庭園美化などを意味するが、近年は建築物や公共施設の形態・意匠・色彩を周囲の町並みに調和させることやストリートファニチャーの配置など、都市計画的な景観整備一般をさすことが多い。「ランドスケープ」ともいう。

(P.64、100掲載)

重点地区景観形成計画

「姫路市都市景観形成基本計画」において定めた景観形成の重点地区(姫路城周辺約250ha)における景観形成を図るための計画。(P.95掲載)

重要美術品等ノ保存ニ関スル法律

日本の文化財保護に関する法律。昭和25年8月29日、文化財保護法施行に伴い廃止された。(P.21掲載)

重要文化財

建造物など有形の文化的所産で歴史上または芸術的価値の高いもののうち、重要なものとして文部科学大臣が指定したもの。

(P.11、14、21、29、70、130掲載)

城郭

合戦や紛争などの非常時に、外敵から防御するための機能を持つ施設。主に戦国時代から江戸時代にかけて、大名など武家領主の本拠としての城をさす。

(P.11、20、29、60、66、71、96、127、130、137、142掲載)

植生

ある土地に生育している植物の集団。全体的に漠然とさす場合に用いられる。

(P.27、71、81、87、111、130、136掲載)

真実性

Authenticity (オーセンティシティ) の和訳。建造物や遺跡などの文化遺産が本物の芸術的、歴史的価値を保っている (= 本物である) こと。世界遺産に推薦される文化遺産は、その修復にあたって、創建時と同じ材料を使用し、同じ構造、工法が採用されることなどの条件を満たすことが求められる。

(P.59、66、108、127、130、136掲載)

スカイライン

山並みや稜線などの地形や、都市の建物群の輪郭が形成する空との境界線。

(P.106掲載)

ストリートファニチャー

街角を彩る家具という意味。バスの停留所、電話ボックス、ベンチ、街路灯、郵便ポストなど。

(P.102掲載)

素屋根

工事対象物を風雨から守るために工事に先立って建てられる覆屋。

(P.132掲載)

世界遺産委員会

世界遺産委員会は、世界遺産条約を締結した国から選出された21カ国によって構成され、任期は6年間。3分の1の7カ国は2年に1回開催されるユネスコ総会で改選される。原則として毎年1回開催され、世界遺産の登録の可否、危機遺産一覧表への記載・削除、遺産のモニタリングや技術支援、世界遺産基金の運用などを審議する。

(P.59、92掲載)

世界遺産一覧表

世界遺産条約に基づく世界遺産として記載された遺産地域の一覧表。自然遺産、文化遺産及びそれらの複合遺産ごとに作成される。

(P.3、6、14、29、59、67、92掲載)

世界遺産条約

1972年、第17回ユネスコ総会で採択され、1975年に発効した世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約。文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存することが重要との観点から、国際的な協力及び援助の体制を確立することを定めている。日本は1992年9月、125番目の締約国になった。

(P.3、59掲載)

説明サイン

情報の送り手の意図を説明し、解説の機能を持つ看板、標識など。

(P.74、83、109、119、132掲載)

惣郭(そうくるわ)(=惣構 そうがまえ)

城のほか城下町一帯も含めて外周を堀や城壁、土塁で囲い込んだ日本の城郭構造をいう。

(P.31掲載)

総塗籠(そうぬりごめ)

天守の外壁は、分厚い土壁であるが、その土壁の表面に漆喰(石灰、貝灰、藁や麻糸などの繊維を米などの糊で練り合わせたもの。)を塗って仕上げたもの。これとは別に、外壁に板を張り墨と柿渋を混ぜた防汚剤(黒漆の例もある。)を塗って黒色にしたものを下見板張という。塗籠は防火には優れているが、下見板張に比べ対水性に劣っている。

(P.32掲載)

【夕行】

鎮台分営

明治初期の常備陸軍の本営から分かれて設置された駐屯地。

(P.11掲載)

出丸

本城から張り出した形に築かれた小城、曲輪。

(P.22、73、108、132掲載)

伝統瓦

日本の伝統工法による瓦。また、その製作などの技術。「屋根瓦葺(本瓦葺)」は、文化財保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能で保存の措置を講ずる必要のあるものとして平成6年に国の「選定保存技術」に選定され、その保存団体である日本伝統瓦技術保存会も平成19年に選定保存技術保存団体の認定を受けた。また、鬼瓦や鯨などの役瓦の製作技術は、「屋根瓦製作(鬼師)」として昭和63年に選定保存技術になっている。

(P.109、130掲載)

天然記念物

動物、植物及び地質鉱物で学術上価値の高いもののうち、重要なものとして文部科学大臣が指定したものの。

(P.14、86掲載)

登録(有形)文化財

平成8年10月1日に施行された文化財保護法の一部を改正する法律により創設された文化財登録制度に基づき、文化財登録原簿に登録された、保存及び活用についての措置が特に必要とされる文化財建造物。届出制と指導・助言等を基本とする緩やかな保護措置を講じるもので、従来の指定制度(重要なものを厳選し、許可制等の強い規制と手厚い保護を行うもの)を補完するもの。

(P.40掲載)

特別史跡

史跡のうち、特に重要なものとして文部科学大臣が指定したものの。全国で60史跡が指定されている(平成22年6月現在)。

(P.2、14、21、36、60、66、71、81、86、94、109、124、130、137、141掲載)

都市型観光

都市が持つ文化、情報発信機能など複合的な機能そのものを高い魅力の対象とする観光。

(P.115掲載)

都市景観アドバイザー

都市景観に関する知識と経験を有する専門家。本市では、都市景観形成市民団体など都市景観の形成に努めようとする団体や個人に対する技術的援助として、都市景観アドバイザーを派遣する制度を設けて

いる。(P.145掲載)

都市景観形成基本計画

景観形成の基本的な方向を明らかにし、関連する施策を総合的に推進するための指針となる計画。

(P.12、92、95掲載)

都市景観形成市民団体

一定の地域における都市景観の形成を図ることを目的とした市民団体等で、その活動が妥当と認められ、認定された団体。本市では、活動費の一部を助成する制度を設けている。

(P.143掲載)

都市景観形成地区

姫路市都市景観条例に基づき、重点的に都市景観の形成を図る必要があると認める区域。良好な景観を形成するための事項を定めて、これに基づく助言、指導を行っている。

(P.94、141掲載)

都市景観重要建築物等

都市景観形成上、重要と認められる建築物、工作物その他の物件または樹木等。

(P.76、94、143掲載)

都市景観条例

古いものと新しいものが調和した未来につながる姫路らしい都市景観の形成を目的とした条例。都市景観に関する施策の基本を示している。

(P.12、64、92、95、143掲載)

土塁

堀の掘削土を堀の内側に盛り上げ固めたもので、堀と一体となって城を防御するためのもの。

(P.21、46、66、71、81、87、89、98、111、130、136掲載)

ドレスデン・エルベ渓谷

エルベ川の上流域にあたるドイツ東部に形成された渓谷の一つ。中央ヨーロッパにおける優れた文化的景観を形成していることから2004年、ユネスコの世界遺産(文化遺産)に登録されたが、2009年6月、景観を損ねる橋の建設を理由に登録を抹消された。

(P.61、92掲載)

【ナ行】

縄張

築城における曲輪、建物の配置やその計画、または城下町の地割など築城の平面的な計画・設計のこと。
(P.29、71掲載)

二次林

自然林（一次林）が伐採、山火事などによって失われても、土壌が破壊されていないために再生した林をいう。二次林が同様の理由で失われた跡に再生した林も二次林という。
(P.27掲載)

日本壁技術

日本の伝統工法による古式京壁と漆喰壁の左官などの技術を総称したもの。左官（漆喰塗）が平成10年、左官（古式京壁）が平成13年、文化財保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能で保存の措置を講ずる必要のあるものとして国より「選定保存技術」に選定されている。また、平成14年7月に左官（日本壁）が選定保存技術に選定され、その保存団体として全国文化財壁技術保存会が認定されている。
(P.130掲載)

入封

土地を与えられその領地に入ること。(P.29掲載)

【ハ行】

バッファゾーン（＝緩衝地帯）

登録資産を保護するためにその周囲に設けられる利用制限区域のことで、厳密には遺産の一部ではなく顕著な普遍的な価値は有しない。世界遺産への推薦に際しては、資産（property）の周辺に遺産を守るために十分な緩衝地帯を設けることが求められる。詳細は、第2部第3章を参照。
(P.3、40、59、67、92、94、108、141掲載)

パブリックコメント（市民意見提出手続）

市が施策に関する計画等を立案する過程で、その計画等の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、これらについて提出された市民等の意見、情報を考慮して意思決定を行うとともに意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続。
(P.147掲載)

藩校

江戸時代、藩が藩士の子弟教育のために設立、経営した学校。
(P.31掲載)

藩庁

明治初期、知藩事（各藩に置いた地方長官）がその政務を執った役所。
(P.11掲載)

姫山原始林

人の手が一度も入ったことのない森林を原始林というが、姫山はそのような変遷ではなく、江戸時代後期のいつの頃からか人手が入らなくなり「原始林のような樹林帯」の様相を呈し、関係者からこのように称されるようになった。このため、本文中では「いわゆる「姫山原始林」と表記している。
(P.27、71、111、130掲載)

姫路城周辺地区景観ガイドプラン

姫路城周辺地区における、姫路城と調和した総合的な景観形成を図るための基本方針を示した計画。
(P.12、58、64、92、95掲載)

姫路城平成中期保存修理計画

平成5年12月の姫路城世界遺産登録を節目に、昭和大大修理以降の8期19年間続いた保存修理を総点検し、新たに「世界の姫路城」としての役割を視野に入れ策定した保存修理計画。計画期間は平成6年度から平成34年度まで。
(P.12、131掲載)

平山城

小高い山や丘と平地を包括した、山城と平城の折衷式の城。
(P.31掲載)

ファサード

建築物の正面の外観。
(P.103掲載)

風景形成地域

「姫路市都市景観条例」に基づき、重点的に風景の形成を図る必要があると認める地域。特別史跡姫路城跡とその周辺市街地を含めた地域を指定しており、大規模な建築物等についての色彩や形態意匠に係る基準を設けている。
(P.94、141掲載)

文化観光

地域の歴史及び文化の体験を目的とする観光。文化遺産は保護するだけでは守れず、訪問者がその正しい意味と重要性を理解できるよう、文化遺産に積極的にアクセスできる管理手法をとることが必要である、という考え方に基づいている。

(P.108、114、133、137掲載)

文化財保護法

文化財を保護し、その活用を図ることにより国民の文化的向上に資するための法律(文部科学省所管)。昭和25年の制定により、それまでの国宝保存法、史蹟名勝天然記念物保存法などは吸収され廃止された。

(P.21、33、86、92、136掲載)

望楼式

上下層が一体型でない構造。望楼部は基本的に下層部の梁の上に載る形で築かれ、物見櫓としての役割りから回り縁を持っていることが多い。

(P.32掲載)

本質的価値

建造物や遺跡などが持つ歴史上又は学術上の価値。

(P.70、71、81、86、111、130、137掲載)

【マ行】

埋蔵文化財包蔵地

文化財を包蔵する土地。遺跡台帳、遺跡地図に記載のある遺跡のほか、外形的な判断や伝説等によって地域社会で広く認められている土地なども含まれる。

(P.80掲載)

町家

一般には、江戸時代から戦前までにかけて作られた商人の家や町のなかにある家のこと。城下町や宿場町などに多く見られる。

(P.31、94、106、108、119、126、141掲載)

町屋

日本の古い街並みに見られる住居形態。通りに沿って軒を連ねて建ち並ぶ家屋群のこと。特に城下町の商いの場や仕事の場を兼ねた商人や職人の短冊形の家屋群のことをさす。

(P.36掲載)

町割り

町を設けるために土地を区画すること。

(P.29、84、100掲載)

武者溜り

軍勢が集合するために門などの近くに設けられた広場。平時には、登城する武者が控える場所として使われた場合もある。

(P.134掲載)

名勝

庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地で芸術上または鑑賞上価値の高いもののうち、重要なものとして文部科学大臣が指定したもの。

(P.14、86掲載)

門前町

中世末以降、寺院の門前に発達した町。

(P.46、106掲載)

【ヤ行】

屋敷割り

家屋を建てるために土地を区画すること。

(P.36、67掲載)

有形文化財

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの。考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料。

(P.3、33掲載)

誘導サイン

対象物の方向や距離を伝える機能を持つ標識、看板など。

(P.136掲載)

【ラ行】

ランドマーク

規模・形態などから、ひときわ目立ち、土地や場所の目印になるもの。一般的には、市民に親しまれ印象に残りやすい山や建築物などをさす。

(P.98掲載)

緑道

植樹帯や園路(歩行者路や自転車路)を主体にした緑地で、車の入れない歩行者空間。

(P.136掲載)

歴史的景観

歴史的に形成された風土や事物をいう。この計画では、江戸時代以来人々の営みが重なりあい、形づくられてきたもので、各時代を超えて受け継がれてきた景観をさす。 (P.2、98掲載)

歴史的建造物

建築後、比較的長い年月が経過した歴史的に価値があり、歴史的景観の保全に貢献する建築物、土木構造物など。 (P.67、71、81、100、111掲載)

歴史的町並み景観形成地区

姫路市都市景観条例に基づき、重点的に歴史的町並み景観の形成を図る必要があると認める区域。良好な景観を形成するための事項を定めて、これに基づく助言、指導を行っている。 (P.94、141掲載)

連立式天守群

大天守に対して3基の小天守または隅櫓を並立して建て、中庭を囲むように渡櫓で口の字型に建てられた天守群。 (P.29掲載)

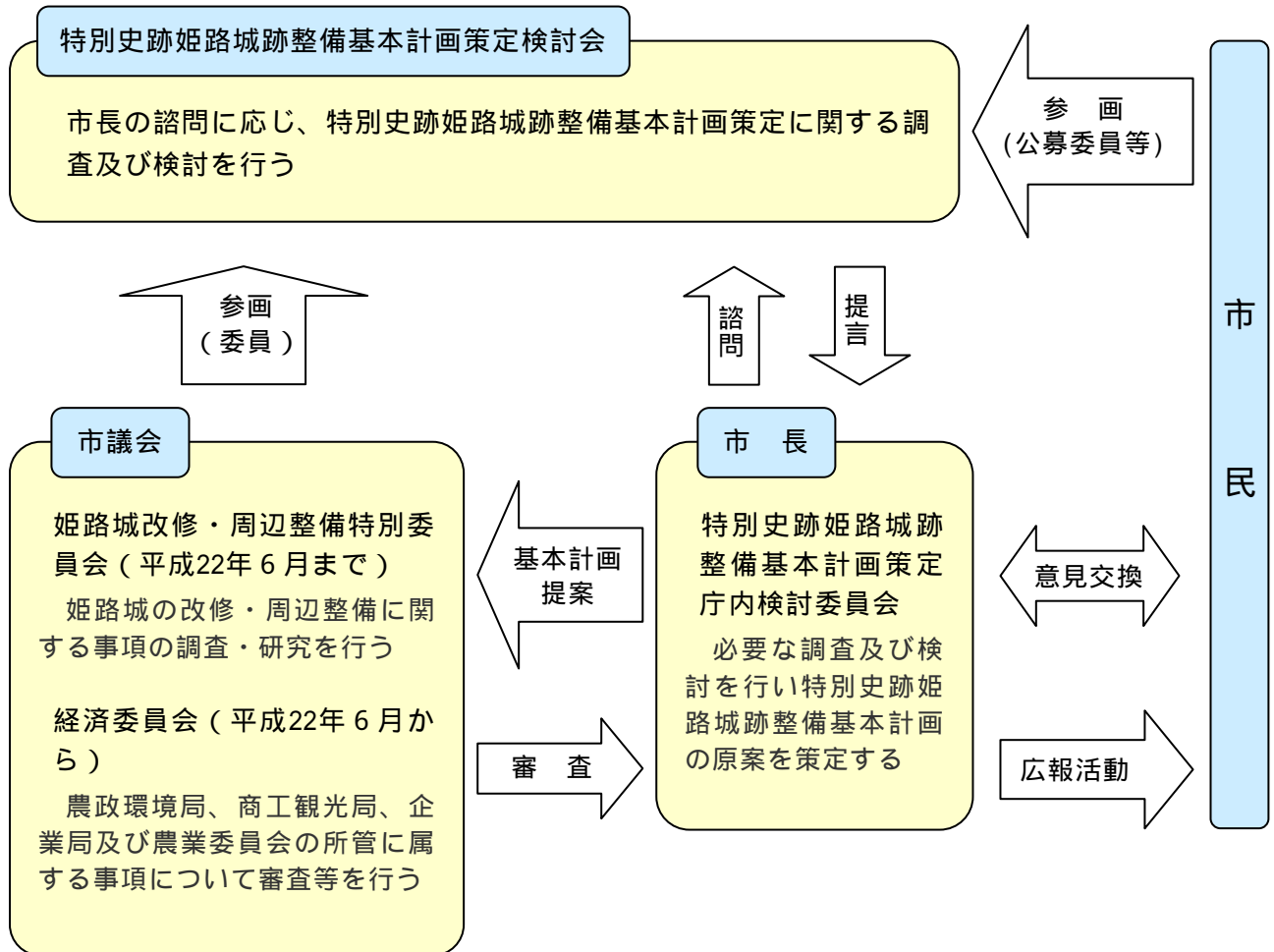
【ワ行】

ワークショップ

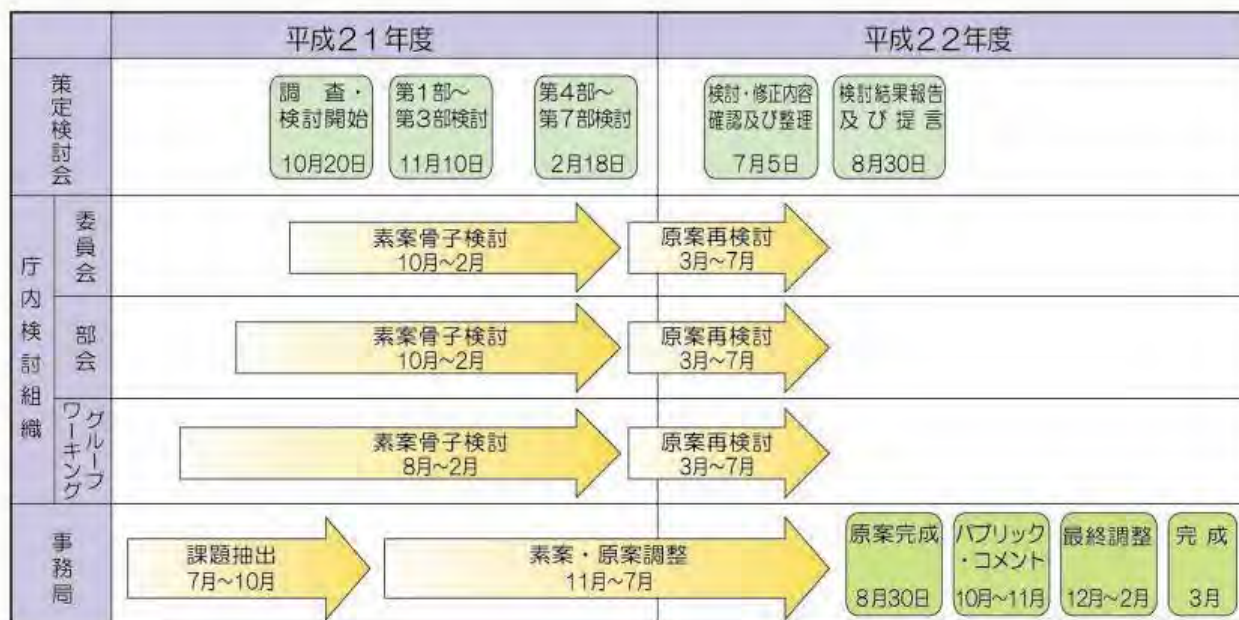
政策形成や公共施設の整備計画づくりなどにおいて、市民、専門家、行政などの相互交流や共同作業によって、事業をつくりあげる市民参加型のまちづくり手法。 (P.146掲載)

【策定関連資料】

1 策定体制図



2 策定経過



< 検討状況 >

策定検討会		庁内検討組織		
		委員会	部会	ワーキンググループ
第1回	平成21年10月20日	-	-	-
第2回	平成21年11月10日	平成21年10月19日	平成21年10月6日	平成21年8月26日 平成21年9月17日
第3回	平成22年2月18日	平成22年1月26日	平成21年12月22日	平成21年12月10日
第4回	平成22年7月5日	-	-	-
第5回	平成22年8月30日	-	平成22年8月6日	平成22年7月23日

3 特別史跡姫路城跡整備基本計画策定検討会

検討内容

	審 議 内 容
第 1 回	計画策定までの経緯及び検討会の概要説明、会長等の互選、計画策定スケジュール及び整備基本計画の構成について
第 2 回	計画素案 第 1 部 序論 第 2 部 特別史跡姫路城跡及び周辺の概要 第 3 部 保存管理計画 [特別史跡姫路城跡 (世界文化遺産 資産)] について
第 3 回	計画素案 第 4 部 保存管理計画 [特別史跡姫路城跡周辺 (世界文化遺産バッファゾーン等)] 第 5 部 整備・活用方針 第 6 部 保存管理体制の充実 第 7 部 整備計画 = 平成23年度～32年度において実施すべき計画 = について
第 4 回	これまでの指摘事項と修正点、動物園の運営に関する基本方針について
第 5 回	検討結果報告及び各委員からの計画の実現に向けての提言

名簿

役 職	氏 名	職名等
会 長	新谷 洋二	東京大学名誉教授
副会長	三宅 知行	姫路商工会議所 会頭 (H22.10 まで副会頭)
	田中 哲雄	日本城郭研究センター名誉館長
	窪田 亜矢	東京大学大学院工学研究科都市工学専攻准教授
	田中 種男	姫路市連合自治会副会長 (城巽地区連合自治会長)
	伊賀 肇一	姫路市議会議員 (姫路城改修・周辺整備特別委員会委員長 ~ H22.6.25)
	川西 忠信	姫路市議会議員 (経済委員会委員長 H22.6.25 ~)
	森 喜一	公 募
	藤原 正彦	公 募

特別史跡姫路城跡整備基本計画策定検討会設置要綱

特別史跡姫路城跡整備基本計画策定検討会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特別史跡姫路城跡整備基本構想に基づき、特別史跡姫路城跡の保存管理、整備、活用及び景観誘導の具体的方策を定める特別史跡姫路城跡整備基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するに当たり、学識経験者等から広く提言を求めるための特別史跡姫路城跡整備基本計画策定検討会（以下「検討会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を市長に報告する。

特別史跡姫路城跡の保存管理（規制誘導）に関する事項

特別史跡姫路城跡の整備・活用に関する事項

バッファゾーンの景観等誘導に関する事項

(構成)

第3条 検討会は、委員8名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が指名する。

学識経験を有する者

関係団体及び地域団体が推薦する者

市議会議員

公募に応募した市民

その他市長が適当と認める者

3 検討会にオブザーバーとして文化庁、財務省及び兵庫県の職員を参加させることができる。

(会長及び副会長)

第4条 検討会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときはその職務を代行する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、検討会の会議の議長となり、議事を整理する。

3 検討会は、必要があると認めたときは、検討会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、姫路市商工観光局城周辺整備室において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

2 この要綱は、基本計画が策定されたときにその効力を失う。

3 最初に招集される検討会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

4 庁内策定体制

特別史跡姫路城跡整備基本計画策定庁内検討委員会

組織

- ・ 庁内検討委員会 (副市長、局長級職員)
- ・ 部会 (部長、課長級職員)
- ・ ワーキンググループ (課長補佐、係長、主任級職員)

開催状況

- ・ 庁内検討委員会 2回
- ・ 部会 3回
- ・ ワーキンググループ 4回

庁内全課照会

(期間) 平成22年10月12日～11月1日

庁内への広報

姫路市イントラネット「ここみてネット」の「城周辺整備室のページ」に計画策定状況、計画(案)などを随時掲載

5 策定検討会委員からの提言

特別史跡姫路城跡整備基本計画策定検討会の最終回（平成22年8月30日）において、整備基本計画案の報告と併せて、各委員よりこの計画の実現に資する貴重な提言を頂いたのでここに掲載する。

【提言1】

姫路城という歴史的建造物群を保存・整備し、次の世代に継承していくため、この計画を着実に実行されたい。

その際、姫路城をしっかりと見ることができ「眺望景観」を守るよう最大限配慮されたい。例えば、新幹線からのお城への眺望、姫路駅に降り立った時の眺望、大手前通りを歩む際の眺望などが重要と考える。また、世界遺産姫路城十景からの眺望景観を確保しつつ、新たな眺望景観の創出に努められたい。さらに、近い将来に整備される都市計画道路「城北線」が、バッファゾーンの北部を東西に通過する計画であることから、これがバッファゾーンの役割を損なうことのないよう、「城北線」の整備に際しては十分な道路修景を施すなど配慮されたい。

このため、姫路市が独自に推進している景観施策を強力に展開するとともに、徹底した景観シミュレーションを実施し、100年先を見越した歴史的な眺望景観の創出と保護に取り組まれたい。

【提言2】

第7部の整備計画（平成23～32年度において実施すべき計画）に掲載している事業を着実に展開されたい。

中曲輪では、姫路警察署の跡地や県営本町住宅の跡地をどういう形で活用するのか、あるいはどういう方向性で進めるのが一番良いのかを慎重に検討し、城周辺にふさわしい整備を推進されたい。

また、文化財保護と観光施策の持続的な連携による「文化観光」は、新しい切り口からの観光振興施策に繋がるため、積極的に取り組まれたい。

さらに、観光客に対する解説機能を充実すべきと記述しているが、観光客にお城の歴史的な背景や価値などをもう少し具体的に知っていただくためには、やはり城に関連する文化財、美術品、工芸品、古文書等の資料などを展示し、解説することができる施設整備について検討することが重要である。

【提言3】

近年、文化財を重んじることと、魅力的な景観を形成することの両者が重要な都市施策として位置づけられるようになった。この基本計画は、この両者を目標として掲げている点で心強い。

基本計画は行政計画であるから、姫路市が何をやるのか、という立場から書かれている。そのこと自体に異論はないが、特に景観の箇所においては、協働のあり方が重要であるため、姫路城に関わる人々が、姫路城周辺地区における具体的な将来像を共有できるように配慮されたい。

同時に、多くの方が共感できる小さなプロジェクト（たとえば野里での堀留再生等のアイデアを募る）を実現して、狭義の意味での景観づくりではなく、体験し歩き回ることが楽

しいという意味での魅力的な市街地の形成、すなわち都市計画そのものに貢献していくよう本計画を展開することを期待する。

【提言 4】

整備計画の前段階である保存管理の見直しは四者協定以降42年ぶりで、旧整備構想の改定という意味では24年ぶりの計画策定である。少し期間が開きすぎている感はあるものの、社会経済情勢の変化に対応した新しい項目、例えば植生管理の方針などを取り入れたことを評価する。

今後この計画を推進するにあたっての提言として、一つは、世界遺産に指定されてからの景観形成、特にバッファゾーンにおける景観の保存が重要になっている。市が定めている「世界遺産姫路城十景」はもとより、もっと広い範囲での、特に外曲輪における江戸時代の主要な城門跡からの眺望の保存や創出が重要である。これは見学を促進する歩行者動線や案内サイン計画にも大きく影響を及ぼすため、積極的に景観施策を展開されたい。

次に、市民との協働を重視した計画となっているが、可能な限りそのような機会を設けられたい。現在も、多くのボランティア団体等が活躍されているが、姫路城の維持管理や活用面における企画・調査段階から多様なワークショップを作って議論することが市民協働の機会となるので、積極的な情報提供と啓発に努められたい。

【提言 5】

平成26年度の完了を目指し、現在、大天守保存修理事業を推進している。併せて、修理見学施設「天空の白鷺」を設置し、文化観光を積極的に展開しようとしているところである。このため、観光面からの提言を行う。

まず、改修工事によって大天守が素屋根で覆われるという50～100年に1回という珍しい姿を全国に情報発信し、集客対策とされたい。

また、重要な観光資源である姫路城を中心とした文化財群や観光施設の説明機能を充実させるため、ちょうど「こども110番」のように商店や民家の協力を得て民間の案内所として、そこに立ち寄ればお城の説明も聞けるし、案内も聞ける、パンフレットも入手できる現在の「まちかど観光案内所」機能のさらなる充実を検討されたい。

さらに、内堀から建築群や石垣を見学することができる「船上見学」を実現されたい。道からではなく堀の水面からお城を見る。視点が変われば、多様な石垣の様子が分かる。そこに生息している自然生態や姫山原始林の様子が分かる。そうすると、お城と自然というものの調和が見えるのではないか。姫路城という文化財と魅力的な観光資源が相まって文化観光がこんな感じに展開できたらと期待している。

【提言 6】

姫路市議会では、平成21年6月に「姫路城改修・周辺整備特別委員会」を設置し、約1年間議論を続けてきた。その間、いろいろな角度から意見を述べ、その意見も十分反映されたものであると理解している。

今後の展開にあたっては、城を中心とした360度の眺望景観の保存と創出について十分に検討されたい。また、眺望景観に大きく寄与する植生管理は計画的に継続するとともに、動物園に関する課題については市民の理解を得ながら慎重に検討されたい。また、この計画では観光面にも大きくスポットを当てているが、世界遺産である貴重な文化財を「文化観光」

という大きな流れの中で積極的に活用するしくみの構築に意を尽くされたい。

【提言 7】

姫路城を訪れる観光客や史跡見学者を暖かく迎える「おもてなしの心（ホスピタリティ）」の醸成が重要である。現在も、多彩なガイドグループがそれぞれの得意分野、例えば歴史的な知識、外国語会話能力などを活かしながら案内活動を行っているが、他の城郭での取組みを参考にしつつ知恵を出しながら、さらなるスキルアップを目指すことが必要と考える。

この計画には、ハード面とソフト面ともに多彩な事業展開が掲載されているが、来訪者に対するおもてなしの「ハート」のあり方については記述による表現が難しいジャンルなので、この点に留意し、おもてなしの心による来訪者受入体制の充実に努められたい。

【提言 8】

眺望景観の保全と創出が課題となっているが、大事なことは市民と一緒に物語を作り、景色を作っていくことである。この景色というのは、地形があり、建物があり、そこに生きる植物があり、動物もあり、その中で人が暮らしていくことであり、一朝一夕にできるものではない。従って、そういう物語ができていってこそ価値がある訳で、昨今は、お城がただ美しく見えたらいいいとか、風景としてただ綺麗であればいいという風潮になっているのではないかと危惧している。

市民協働については、既存の保存団体だけでなく、姫路市には多方面の専門家や市民活動団体がおられるので、一つひとつの施策にそのような団体といかに連携していくか、どのような協働の仕組みを作っていくのが大事である。

これらを地道に展開することによって、市民が姫路城をさらに声高に自慢できるようになることを期待する。

特別史跡姫路城跡整備基本計画
保存管理と整備・活用の指針
平成23年（2011年）3月

発行 姫路市商工観光局城周辺整備室
〒 670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地
TEL (079) 221 2111(代表)
URL <http://www.city.himeji.lg.jp>